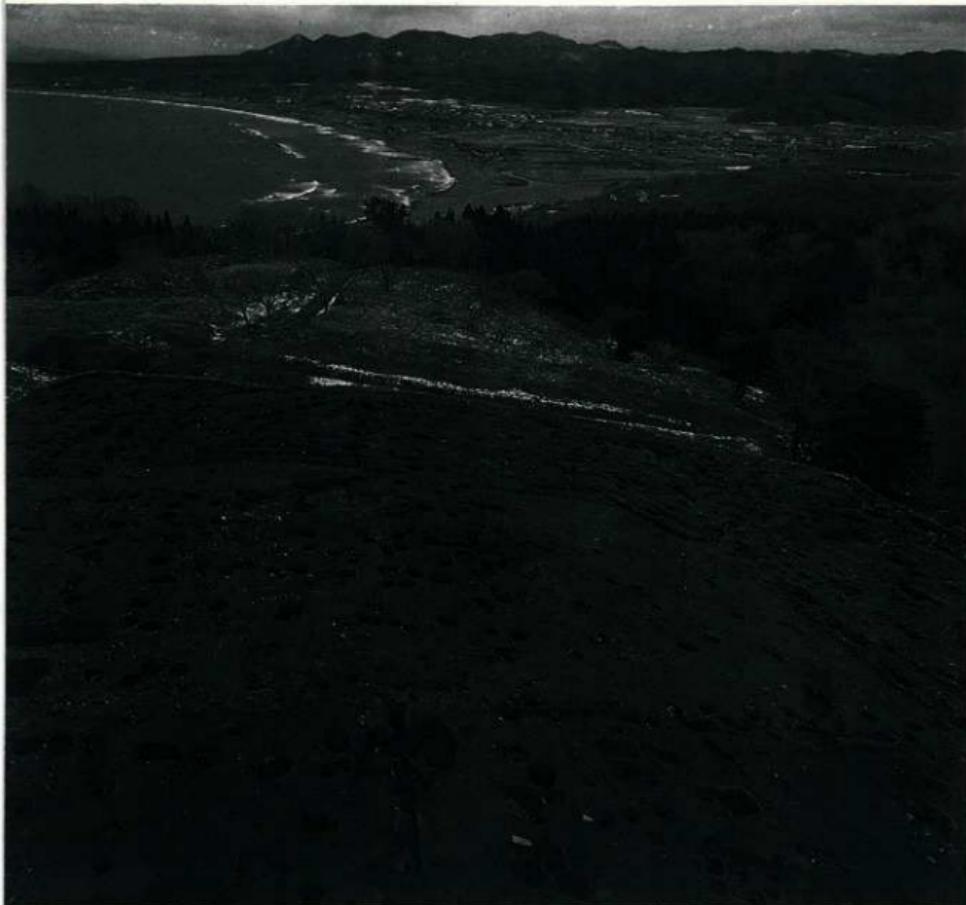


史 跡

上之国勝山館跡 XVI

—平成 6 年度発掘調査環境整備事業概報—



1995・3

上ノ国町教育委員会

史 跡

上之国勝山館跡 XVI

—平成 6 年度発掘調査環境整備事業概報—

1995・3

上ノ国町教育委員会

序

昭和52年4月、花澤館跡と勝山館跡が国の史跡に指定されました。54年からの10ヵ年計画でこれらの館跡の環境整備事業が開始されました。

平成元年から進められてきた第二次計画の10ヵ年も後半に入り、通算16年目となりました。

今年度は第二平坦面の中央通り南東半をはじめて本格的に調査致しました。客殿跡などの見つかった北西半とは異り、橋跡、帯郭？、通路跡などの新しい知見が得られました。

又、長年建築史の側からご指導を頂戴している鈴木先生に私共の資料が不充分な中、中心部の建物跡についてのご検討をお願い申し上げ、具体的な姿を示して戴きましたが、随分とご迷惑をおかけしてしまいました。まだまだ課題は山積していることを痛感いたしました。

今年度も事業を進めるにあたり、文化庁記念物課の諸先生、勝山館調査研究専門員の朝尾直弘、網野善彦、石井進、榎森進、仲野浩の諸先生、北海道教育庁文化課をはじめ多くの関係機関・専門の諸先生からの格別のご高配とご指導を頂戴致しました。深く感謝申し上げるところであります。

今後も本事業を継続して推進して参りたく思うところでありますので、一層のご指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

平成7年3月

上ノ国町教育委員会

教育長 和 泉 定 夫

本文目次

序	
本文目次	
例言／引用参考文献	
I 調査の概要	1
II 遺構確認調査	4
1 調査目的	4
2 検出遺構と出土遺物	4
(1)位置・概要	4
(2)層序	4
(3)溝跡、獨立柱建物跡	19
(4)柱列跡、帯郭・権列跡	40
(5)竪穴建物跡、土壙	51
(6)出土遺物の概要	66
III 小括	76
1 遺構	76
2 遺物	79
IV 保存処理	80
1 鉄製品	80
2 銅製品	80
3 木製品	80
4 漆器	80
5 今年度のまとめ	80
6 今までの問題点	80
V 上之国勝山館跡における中心部の建築遺構	82
はじめに	82
第1章 東部地区の建築遺構と時期区分	82
第1節 東北部の建築遺構	82
第2節 東南部の建築遺構	87
第3節 建築遺構の時期区分	91
第2章 西部地区的建築遺構と時期区分	96
第1節 西北部の建築遺構	96
第2節 西南部の建築遺構	103
第3節 建築遺構の時期区分	108
第3章 館中心部における建築の考察	114
第1節 中心部における建築の変遷過程	114
第2節 客殿の復元的考察	127
VI 勝山館跡出土の甲冑小札	134
はじめに	134
1 勝山館跡甲冑小札出土概要	134
2 小札概要	134
3 脇板について	136

挿図目次

第1図	遺跡地形図・調査区位置図	2
第2図	調査区配置図	3
第3図	調査区土層堆積図1	5
第4図	調査区土層堆積図2	11
第5図	調査区造構配置図	17
第6図	第1号建物跡想定図	22
第7図	第2号建物跡想定図	23
第8図	第3号建物跡想定図	24
第9図	第4号建物跡想定図	25
第10図	第5号建物跡想定図	26
第11図	第6号建物跡想定図	27
第12図	第7号建物跡想定図	28
第13図	第8号建物跡想定図	29
第14図	第9号建物跡想定図	30
第15図	第10号建物跡想定図	31
第16図	第11号建物跡想定図	32
第17図	第12号建物跡想定図	33
第18図	第13号建物跡想定図	34
第19図	第14号建物跡想定図	35
第20図	第15号建物跡想定図	36
第21図	第16号建物跡想定図	37
第22図	第17号建物跡想定図	41
第23図	第18号建物跡想定図	42
第24図	第19号建物跡想定図	43
第25図	第20号建物跡想定図	44
第26図	第21号建物跡想定図	45
第27図	第22号建物跡想定図	46
第28図	第23号建物跡想定図	47
第29図	第24号建物跡想定図	48
第30図	第25号建物跡想定図	49
第31図	第26号建物跡想定図	50
第32図	竪穴遺構平面図他(54号・60号)	53
第33図	竪穴遺構平面図他(62号・63号)	54
第34図	竪穴遺構平面図他(焼土25・61号)	55
第35図	竪穴遺構出土遺物	56
第36図	土壤1・6・18・22・24平面図他	60
第37図	土壤7・19・20平面図他	61
第38図	土壤11平面図他	62
第39図	調査区出土遺物(陶磁器)	69
第40図	調査区出土遺物(鉄製品他)	70

第41図	調査区出土遺物（銅製品他）	71
第42図	調査区出土遺物（石製品他）	72
第43図	勝山館跡第1期客殿跡他	131
	1 志苔館跡S B 7	131
	2 志苔館跡S B 2	131
	3 志苔館跡S B 8	131
	4 勝山館跡第I期客殿（2号建物）	131
	5 勝山館跡第II-1期客殿（1号建物）	131
第44図	勝山館跡II-2期客殿他	132
	1 勝山館跡II-2期客殿（1号建物）	132
	2 律院会所指図	132
	3 青森県根城本丸跡S B 41	132
	4 醍醐寺三宝院客殿（現衣書院）	132
	5 青森県根城本丸跡S B 40	132
第45図	勝山館跡第III期客殿他	133
	1 「匠明」主殿之図	133
	2 圓城寺光淨院客殿	133
	3 茨城県坂之内大台城S B 1	133
	4 勝山館跡第III期客殿（3号建物）	133
第46図	小札各種①	141
第47図	小札各種②	142
第48図	脇板詳細	143

表目次

表1	17K・15・20・25、18K 5・10区東西セクション南壁土層〈A~A'〉	7
表2	18J 10・5、17J 25・20・15・10・5区東西セクション北壁土層〈B~B'〉	8
表3	18I 8・3、17I 23・18・13・8区東西セクション北壁土層〈C~C'〉	9
表4	17I 14・15、17H 11区南北セクション西壁土層〈D~D'〉	10
表5	17J 6~10、17I 6~10区南北セクション東壁土層〈E~E'〉	13
表6	18J 1~5、18I 1~4区南北セクション西壁土層〈F~F'〉	15
表7	18H 6、18I 10区南北セクション東壁土層〈G~G'〉	19
表8	土層観察表	53
表9	土層観察表	53
表10	土層観察表（焼土25、第61号、焼土25B、第63号竪穴建物）	55
表11	竪穴建物跡出土遺物観察表1	57
表12	竪穴建物跡出土遺物観察表2	58
表13	竪穴建物跡出土遺物観察表3	59
表14	土壤セクション土層観察表 イロ	62
表15	出土遺物観察表 イ陶磁器 ロ鉄製品 ハ銅製品他	67
表16	出土遺物集計表（陶磁器-第二平坦面東部）	73
表17	出土遺物集計表（鉄製品他）	74
表V-1	第二平坦面北東地域東部地区における建築遺構の時期区分	95
表V-2	第二平坦面北東地域西部地区における建築遺構の時期区分	113

表VI-1	代表的な中世甲冑の小札寸法（長側札）	138
表VI-2	小札一寸あたりの枚数	139
表VI-3	三目札寸法表	139
表VI-4	勝山館跡出土小札寸法	140

写真図版目次

- PL. 1 調査区全景
- PL. 2 遺構検出状況（南西から）
- PL. 3 遺構検出状況
- PL. 4 出土遺物
- PL. 5 遺構検出状況
- PL. 6 遺構検出状況
- PL. 7 遺構検出状況
- PL. 8 遺構検出状況
- PL. 9 遺構検出状況
- PL. 10 遺構検出状況
- PL. 11 遺構検出状況
- PL. 12 遺構検出状況他
- PL. 13 遺構検出状況他
- PL. 14 遺構検出状況他
- PL. 15 遺構検出状況他（櫛列跡他）
- PL. 16 遺物出土状況
- PL. 17 出土遺物（青磁・白磁）
- PL. 18 出土遺物（染付碗）
- PL. 19 出土遺物（染付皿）
- PL. 20 出土遺物（瀬戸美濃、灰釉、鉄釉）
- PL. 21 出土遺物（越前、珠洲、瀬戸、美濃、唐津、備前？）
- PL. 22 出土遺物（陶磁器、鉄製品）
- PL. 23 出土遺物（銅製品、石製品他）
- PL. 24 出土遺物（陶磁器他—第54・60・62号竪穴建物跡出土）
- PL. 25 出土遺物（陶磁器他—第62号・63号・61号竪穴建物跡、土壤7・11出土）
- PL. 26 出土遺物（陶磁器他—美濃25出土）
- PL. 27 小札と鎧の諸例
- PL. 28 勝山館跡出土鎧他

附図目次

- 附図1 調査区遺構配置図
- 附図2 勝山館跡第二平坦面北東地域の建築遺構全図
- 附図3 勝山館跡北東地域建築遺構変遷図

例　　言

1. 本書は史跡上之国勝山館跡の平成6年度発掘調査及び環境整備事業について概要をまとめたものである。
2. 本年度の発掘調査は次の体制でのぞんだ。

調査主体者　上ノ国町教育委員会
教育長　和泉 定夫
指導　上ノ国町文化財保護審議会特別委員
北海道大学教授 足達富士夫、文化学院講師 鈴木亘
同勝山館跡調査研究専門員 東北芸術工科大学教授 仲野浩、東北学院大学教授 榎森進、国立歴史民族博物館長 石井進、神奈川大学短期大学部教授 畠野善彦、京都大学教授 朝尾直弘
同博物館建設特別委員 井手久登 流辺定夫 坪井清足
主旨　上ノ国町教育委員会文化財課 課長 金子祐一(4月～9月)、木村幹郎(10月～)
主事　笠浪甲衛
勝山館跡修景技術員(上ノ国町建設課長) 山崎重任(4月～9月)、布施義三(10月～)
発掘担当者　学芸員 松崎水穂
調査員　学芸員 齋藤邦典 佐藤一志
調査員　柳沼弥生
調査補助員　山崎洋子 笠谷奈智子 竹内江美子、青野友哉(明治大学)、姉崎亞希子
岩井良太 大野晴奈 須藤良子 清野愛日忠野富喜子(東北芸術工科大学)、新本真之 中田壽矢 石井淳平(富山大学)
作業員　浅原すみ、井越祥子、大谷弓子、與寺京子、川合冴子、佐藤明美、佐藤聰子、青藤圭子、笠浪竹志、杉村八重子、住吉春子、竹内正章、中島修、沼沢国枝、八田綾子、八田揚子、松本津枝子、鷲田フミ子、太田幸夫、森恵美子、津村まゆみ、小林政紹
保存処理作業員　木村洋子、油谷和枝
3. 本書の編集は松崎、齊藤、佐藤、柳沼が協議の上、松崎が行った。
本書の作成はI、IIの竪穴建物跡を柳沼、土壤を佐藤、IVを齊藤、他を松崎の分担で

行い、文末に分担者を記した。
また、勝山館跡の中心部の建物跡についての考察を特別委員である鈴木亘先生、出土小札についての考察を金山順雄先生から玉稿として頂戴することが出来たのでV、VIとした。
尚、遺物観察表、集計表は山崎、土層の観察表は竹内、掘立柱建物跡の想定図は笠谷の各調査補助員が作成したものに基づいている。なお、表8、9、10、11、12、15(陶磁器)は柳沼、表13、14は佐藤の作成したものである。

4. 採団の作成は担当者、調査員の指示により、補助員、作業員が行った。採団中の方位は真北を示す。
5. 土層の土色は「新版標準土色帖」(農林水産技術会議事務局)を、遺物の色調名は「標準色彩圖表A」(日本色研事業株式会社)を用い、目測で比定した。
6. 本書の遺物写真は松崎が撮影した。また、調査時の写真は松崎、佐藤、柳沼の撮影したものであり、保存処理状況の写真は齊藤が撮影したものである。
7. 調査に当たっては次の関係機関と各位に多大なご指導とご援助を賜った。

文化庁記念物課 本中眞 伊藤正義 囲村道雄 井上和人、北海道教育庁文化課大沼忠春、北海道大学日本史研究室、北海道大学 五十嵐恒夫、中央学院大学 市村高男、京都大学 菊池哲男、同志社大学 森浩一、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター 加藤允彦、北海道開拓記念館 野村崇、北海道立アイヌ民族文化研究センター 古原敏弘、黒松内町ブナセンター 高橋興世、市立函館博物館 野村祐一、八戸市博物館 大野享、平泉郷土館 荒木伸介、板付弥生館 力武卓治、佐賀県立名護屋城博物館 本多美穂 五島昌也、佐賀県立九州陶磁文化館 大橋康二、ミュージアム知覧 上田耕、沖縄県立博物館 畠真嗣一、北海道埋蔵文化財センター 谷島由貴川俊一 愛場和人 宗像公司、青森県埋蔵

文化財センター 成田滋彦 木村真明、佐賀県教育庁文化財課 白木原宜、苦小牧市埋蔵文化財調査センター 二階堂啓也、旭川市教育委員会 友田哲弘、乙部町教育委員会 森広樹 仙庭晋一、松前町教育委員会 久保泰、知内町教育委員会 高畠豊彦、函館市史編さん室 根本直樹、市浦村教育委員会 瞿原滋高、中里町教育委員会 齐藤淳、浪岡町史編纂室 工藤清泰、南部町教育委員会 木梨勝

人 永井治、盛岡市教育委員会 室野秀文、福岡市教育委員会 蘭本正志、鳥栖市教育委員会 藤瀬慎博 久山高史 向田雅彦、梯ハドソン東洋鋳造貨幣研究所 増尾富房、アジア民族造形文化研究所 渡辺兼庸、橋口尚武、元興寺文化財研究所 保存科学センター 村田忠繁、兵庫紙幣史編算所 永井久美男、岡山県文化財保護審議会委員 水内昌康、松岡史
(順不同 敬称略)

引用参考文献

- 要綱 日本紋章学 沼田頼輔 1928年
上ノ国村史 上ノ国村 1956年
仏具 日本の美術 №16 藏田藏編 1967年
工芸 (刀剣・武具) 文化財講座 日本の美術
13 文化庁 1977年
工芸 (金工) 文化財講座 日本の美術 9
文化庁 1978年
奥尻島青苗遺跡 奥尻町教育委員会 1981年
貿易陶磁研究 №2 日本貿易陶磁研究会
1982年
原色陶器大事典 加藤唐九郎編 1982年
近世の釦 金箱文夫 物質文化 43 物質文化
研究会 1984年
密教法具 日本の美術 №282 脇田宗彦
1989年
珠洲の名陶 珠洲市立珠洲焼資料館 1989年
瀬戸市史 陶磁史篇四 瀬戸市史編纂委員会
1993年
日本歴史館 1993年
月刊考古学ジャーナル №381 臨時増刊号
1994年
史跡上之国勝山館跡 I~IV 1980~94年 上
ノ国町教育委員会

I 調査の概要

1 調査

勝山館の主体部は、両面を自然の谷に挟まれた台地上にあり、大きく三段の平坦面から形成される。

面積約5,000m²の第一平坦面は主体部の内最も低い場所に位置し、第二平坦面は面積約7,000m²と最も広く、内部は更にいくつかの小さな段で区切られる。また、第一平坦面との間に空堀が掘られている。第三平坦面は面積約3,500m²で台地が狹まる傾斜面の高い方を削って盛土整形をし、後方には空堀が掘られている。第二平坦面と第三平坦面は柵列によって囲まれ、その中に建物が建てられていた。

本年度の調査は、平成5年度調査区に接する南西部分で約1,140m²を実施した。

調査は5月23日～12月26日までを行い、調査方法は從来通り20m×20mの大グリッドを分割した4m×4mの小グリッド方式を採用した。また、建物の概要を知るために柱穴配置略図(1/40)を作成し、柱穴間の重複、覆土の状態を観察しながら柱穴を掘り下げる。尚、焼土・土壌などは半裁し、セクション図作成後掘り下げ、土壤のサンプリングを行った。遺物の取り上げは、I・II層は4m×4mの小グリッドを4分割し、2m×2m毎の一括取り上げ方式とした。遺構面であるIII層は、実測図を作成後レベルを附して取り上げた。遺物の取り上げには主に縮尺1/40の平板実測、1/10・1/20その他のによる平板及び直方測量を採用した。

5月23日 発掘調査事業開始。作業員に作業内容・就業規則・開通出土品などを説明。

5月25日 表土除去作業開始。

6月7日 表土除去は終了。中央散策路に接する調査区北西部から表面精査による遺構確認調査を行う。17J21区に遺物集中層が検出された。

7月 18J10・18J16区に掘られた調査区南西端のトレンチに縄文中期の遺構が検出された。

8月22日 表面精査により確認された柱穴による掘立柱建物の想定作業により何軒かのまとまった建物が存在することが判明したため、17J1・17J13区から調査を開始する。

8月26日 17J13・14・18・19・23・24区は理の

多量に混入したロームを遺構面に持つ地区であり、この区画に建てられた掘立柱建物跡は長軸を北東方向に持つものであることが確認された。

9月29日 棚列のある、第二平坦面南東端部分地形は、17J15区の土層の状態より盛土整形されていることが明らかになった。

10月28日 18J2に位置する第57号竪穴建物跡完掘、18J1・6に位置する第59号竪穴建物跡の炭化材を検出、写真撮影を行う。

11月 調査区南西端部棚列部の調査を行う。時期差を持って構築された5本の棚列を検出した。

12月8日 遺構実測、レベリング終了。

12月13日 写真撮影終了。埋め戻し作業開始。

12月26日 重機による最終埋め戻し作業終え、今年度の調査を終了した。

2 基本層序

I層 表土層。10Y R3/3暗褐～4/6褐。草根多量ハード。

II層 館庭廃絶後の自然堆積層。10Y R3/2黒褐～4/5によい黄褐色シルト。ソフト。ローム粒・炭化物・礫粒・焼土粒・土器片・Os-a混入。細分される。Os-a純層も含まれる。

III層 館機能時の整地盛土層。2.5Y R5/6明赤褐・7.5Y R3/4暗褐・10Y R2/2黒褐～4/6褐シルト。粗。ロームブロック・礫粒・炭化物・焼土粒・火山灰等多量に含む。骨片・土器片混入。細分される。

IV層 縄文期以後館が形成されるまでの堆積層。

IVa層 4/4褐色～2/3黒褐ソフト。

IVb層 10Y R6/6明黄褐色火山灰。やや密。

IVc層 縄文期包含層。10Y R4/6褐色ソフト。

やや密。

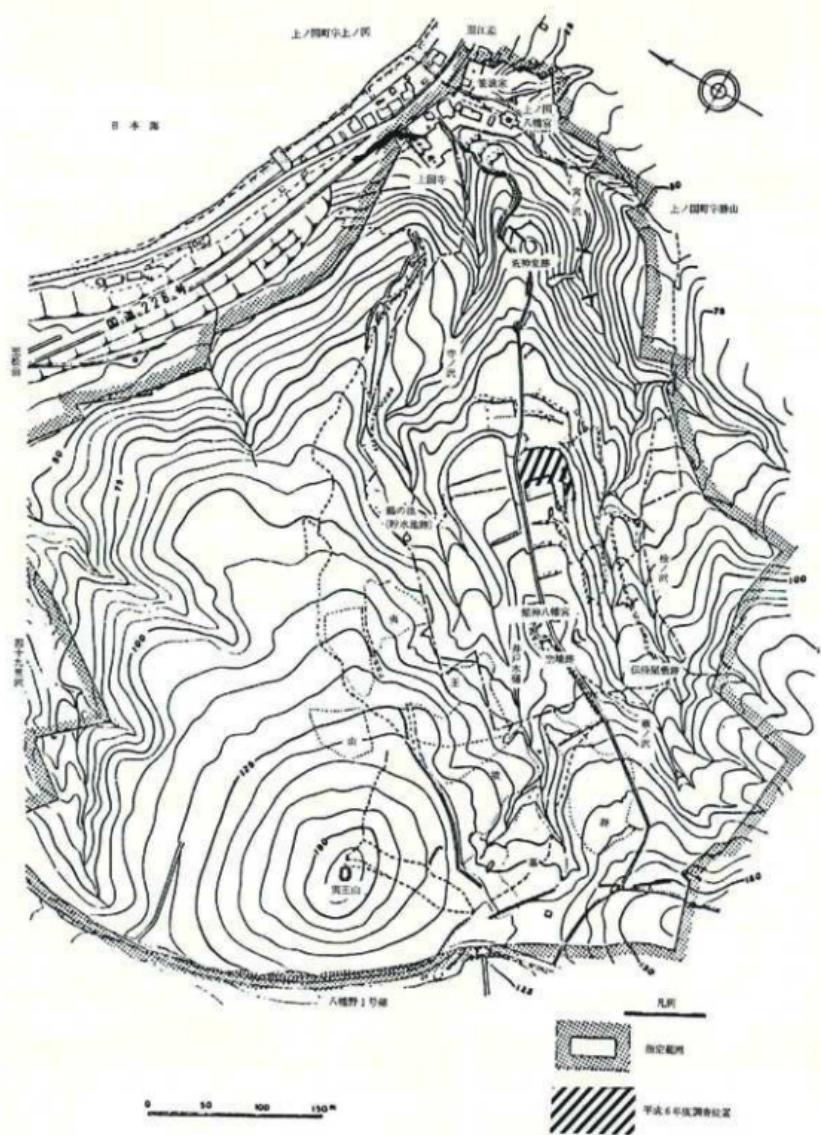
V層 10Y R2/3黒褐～4/6褐。ローム粒多量に含む。全粘質。礫粒微量混入

VI層 ハードローム (柳沼 弘生)

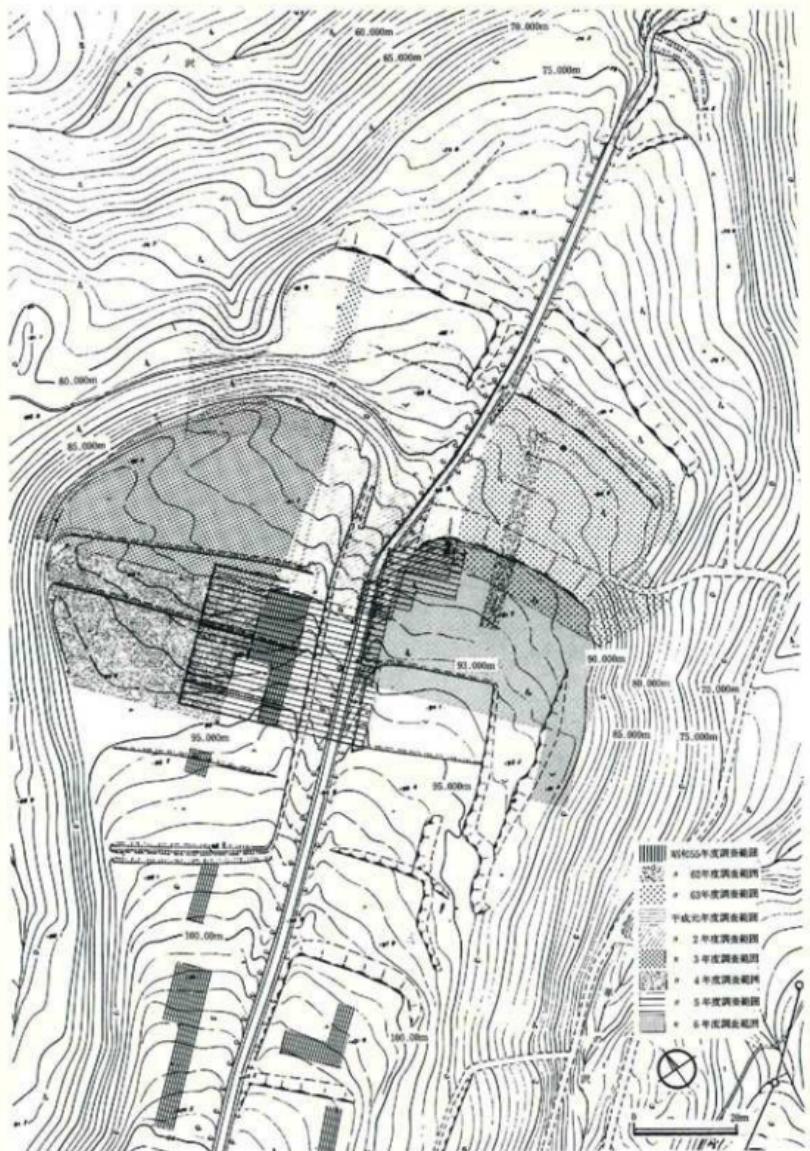
3 保存処理

本年度は、鉄製品1,200点、銅製品185点、木製品の表面処理900点、漆器10点の処理を行った。また今年度よりエアーブラシの使用を開始し、金属製品に於いて迅速かつ微細な処理が行えた。

(齊藤 邦典)



第1図 遺跡地形図・調査区位置図



第2図 調査区配置図

II 遺構確認調査

1 調査目的

平成2年～5年度の遺構確認調査の結果、館を縦断して中央通路が通り、その左右に溝や段で画された地割りが作られ、そこに建物がたつていたことが想定されるところとなった。特に館主体部、第二平坦面と称している最も広い平地の北東部では「客殿」に比定し得る建物跡や配石造構、井戸跡、更には鍛冶・銅鑄造作業場跡などの遺構が見つかり、勝山館跡内の様子に広がりが見えはじめた。

昨平成5年度の調査では、第二平坦面を縦貫する中央通路が明らかとなり、門跡らしい柱穴も見つかった。既述のようにこの道の北東部での各種遺構が明らかとなり、今年度はその反対側、中央通りの南東部での遺構確認を行うこととした。昭和62、63年度の調査で、正面空塹直上の端部には重複する柵列跡数条の存在が明らかとなっていたが、この柵列が、北東～北西半同様に南側斜面に至る端部肩に巡るかどうか、又、現況地形図にも看取される南部の枠形状の段差や地割り（第1・2図）の性格、建物配置その他についての北東部との対比などがその主な調査課題である。

2 検出遺構と出土遺物

(1) 位置概要

平成6年度の調査地区は、第二平坦面、中央通りの東側前方部、正面空塹直上の第二平坦面端部から華ノ沢側端部にいたる地区、1,300m²である（第2図）。

本地区は昭和62年度に第一平坦面最奥部の凹地にトレンチを設定し、二条の空塹跡を検出した折、トレンチ内の上面観察で柱穴や溝の存在を確かめ、昭和63、平成2、5年度にその一部を調査している。

調査区の東隅及び南東部を除く大部分の地区は、館の中央通路に長軸の直行する長方形の地割りが溝と段によって作られ、その中に掘立柱と竪穴の建物がつくられていた。調査区東隅では、直下の空塹跡に面する区画溝とそれに囲まれた建物跡が検出された。南東半、華ノ沢寄りには沢（即、中央通り）に長軸の並行する区画が段と溝でつくられ、建物がたてられていた。華ノ沢直上の調査区

南東部は、一段低く細長い平坦面がつくられ、端部に数条の柵列をつくりかえ、防禦を堅めていることがわかった。

溝や段で区画され、建物跡の想定された地割りは15面、想定された掘立柱建物跡27棟、竪穴建物跡8基、土壙24基、これに地割りを画する溝、段、柵列、そして南東部の平坦面（帯郭？）と柵列が今年度の調査で検出された主な遺構である。

(2) 層序

遺構の形成等を把握すべく調査区を縦横断する土層断面を設定し第3、4図、表1～7とした。又、基本的な層序については既に述べたところである。

第3図A～A'により18K24区付近、溝18の南西地割の段、17K14、溝1、2、17K9、溝15南西の地割は盛り土整形して作られていることがわかる。又、B～B'からも18J4区溝45南西の地割は、盛り土の上、段状に整形されていることがわかる。同様に第4図、E'～E''華ノ沢や前（東）方の平坦面端部に近い17I19区付近は、盛り土整形によって平坦部を確保していることがわかる。第3図D～D'の17I5区の断面では盛土整形の状態はみられるが、端部を廻る柵列跡は認められず、今少し、華ノ沢側へ張り出していたことも考えられる。更にG～G'は、華ノ沢直上端部の細長い平場（帯郭？）が幾度か盛り土整形され、それに伴って柵列も作りかえられていることを示している。斜面側は柵列の溝跡が僅かに認められる例や柱穴が辛うじて認められ、柵列を想定させる例もある。

こうした盛り土整形に伴う、溝や柵列の作りかえと建物の建て替えに伴う柱穴の重複等が正しく検討されることによって、各地割の規模と形成の新旧、そこに構えられる建物跡の規模と新旧が明らかにされることが必要であるが、今年度もこれらの検討は不充分なままである。加えて遺物との共伴関係などについても未整理な状況にあり、以下の記述も概めて不充分なものであることをお申し願うものである。

SPA 17K10¹17K15
93.700 m

17K15¹17K20

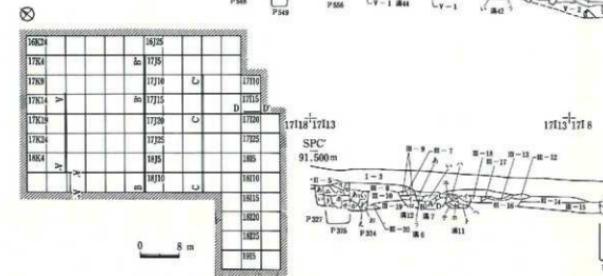
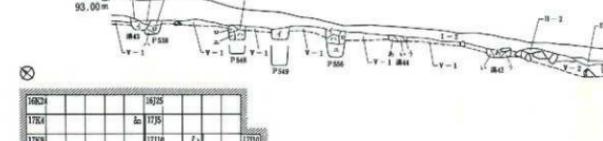
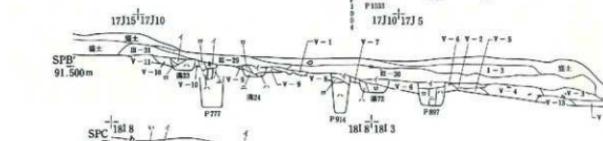
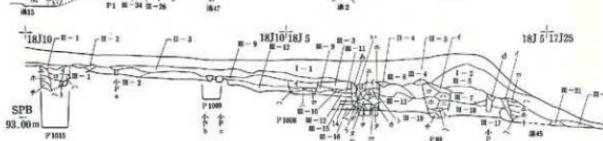
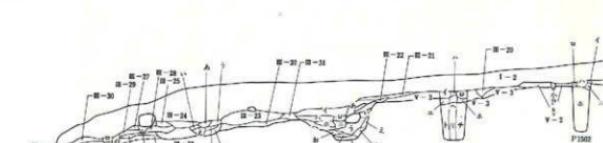
17K20¹17K25

17K25¹18K5

18K10

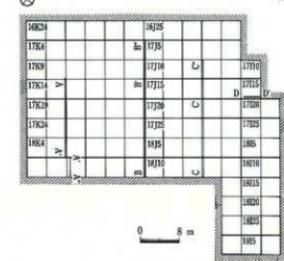
SPA

93.700 m

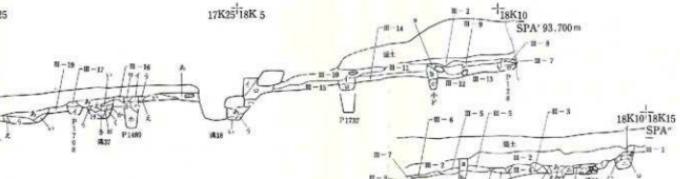


17J13

17J18



17J13¹17J18



17J25¹17J26

17J26¹17J27

17J27¹17J28

17J28¹17J29

17J29¹17J30

17J30¹17J31

17J31¹17J32

17J32¹17J33

17J33¹17J34

17J34¹17J35

17J35¹17J36

17J36¹17J37

17J37¹17J38

17J38¹17J39

17J39¹17J40

17J40¹17J41

17J41¹17J42

17J42¹17J43

17J43¹17J44

17J44¹17J45

17J45¹17J46

17J46¹17J47

17J47¹17J48

17J48¹17J49

17J49¹17J50

17J50¹17J51

17J51¹17J52

17J52¹17J53

17J53¹17J54

17J54¹17J55

17J55¹17J56

17J56¹17J57

17J57¹17J58

17J58¹17J59

17J59¹17J60

17J60¹17J61

17J61¹17J62

17J62¹17J63

17J63¹17J64

17J64¹17J65

17J65¹17J66

17J66¹17J67

17J67¹17J68

17J68¹17J69

17J69¹17J70

17J70¹17J71

17J71¹17J72

17J72¹17J73

17J73¹17J74

17J74¹17J75

17J75¹17J76

17J76¹17J77

17J77¹17J78

17J78¹17J79

17J79¹17J80

17J80¹17J81

17J81¹17J82

17J82¹17J83

17J83¹17J84

17J84¹17J85

17J85¹17J86

17J86¹17J87

17J87¹17J88

17J88¹17J89

17J89¹17J90

17J90¹17J91

17J91¹17J92

17J92¹17J93

17J93¹17J94

17J94¹17J95

17J95¹17J96

17J96¹17J97

17J97¹17J98

17J98¹17J99

17J99¹17J100

17J100¹17J101

17J101¹17J102

17J102¹17J103

17J103¹17J104

17J104¹17J105

17J105¹17J106

17J106¹17J107

17J107¹17J108

17J108¹17J109

17J109¹17J110

17J110¹17J111

17J111¹17J112

17J112¹17J113

17J113¹17J114

17J114¹17J115

17J115¹17J116

17J116¹17J117

17J117¹17J118

17J118¹17J119

17J119¹17J120

17J120¹17J121

17J121¹17J122

17J122¹17J123

17J123¹17J124

17J124¹17J125

17J125¹17J126

17J126¹17J127

17J127¹17J128

17J128¹17J129

17J129¹17J130

17J130¹17J131

17J131¹17J132

17J132¹17J133

17J133¹17J134

17J134¹17J135

17J135¹17J136

17J136¹17J137

17J137¹17J138

17J138¹17J139

17J139¹17J140

17J140¹17J141

17J141¹17J142

17J142¹17J143

17J143¹17J144

17J144¹17J145

17J145¹17J146

17J146¹17J147

17J147¹17J148

17J148¹17J149

17J149¹17J150

17J150¹17J151

17J151¹17J152

17J152¹17J153

17J153¹17J154

17J154¹17J155

17J155¹17J156

17J156¹17J157

17J157¹17J158

17J158¹17J159

17J159¹17J160

17J160¹17J161

17J161¹17J162

17J162¹17J163

17J163¹17J164

17J164¹17J165

17J165¹17J166

17J166¹17J167

17J167¹17J168

17J168¹17J169

17J169¹17J170

17J170¹17J171

17J171¹17J172

17J172¹17J173

17J173¹17J174

17J174¹17J175

17J175¹17J176

17J176¹17J177

17J177¹17J178

17J178¹17J179

17J179¹17J180

17J180¹17J181

17J181¹17J182

17J182¹17J183

17J183¹17J184

17J184¹17J185

17J185¹17J186

17J186¹17J187

17J187¹17J188

17J188¹17J189

17J189¹17J190

17J190¹17J191

17J191¹17J192

17J192¹17J193

17J193¹17J194

17J194¹17J195

17J195¹17J196

17J196¹17J197

17J197¹17J198

17J198¹17J199

17J199¹17J200

17J200¹17J201

17J201¹17J202

17J202¹17J203

17J203¹17J205

17J205¹17J207

17J207¹17J209

17J209¹17J211

17J211¹17J213

17J213¹17J215

17J215¹17J217

17J217¹17J219

17J219¹17J221

17J221¹17J223

17J223¹17J225

17J225¹17J227

17J227¹17J229

17J229¹17J231

17J231¹17J233

17J233¹17J235

17J235¹17J237

17J237¹17J239

17J239¹17J241

17J241¹17J243

17J243¹17J245

17J245¹17J247

17J247¹17J249

17J249¹17J251

17J251¹17J253

17J253¹17J255

17J255¹17J257

17J257¹17J259

17J259¹17J261

17J261¹17J263

17J263¹17J265

17J265¹17J267

17J267¹17J269

17J269¹17J271

17J271¹17J273

17J273¹

表1 17K 15・20・25、18K 5・10区東西セクション南壁土層（A～A'）

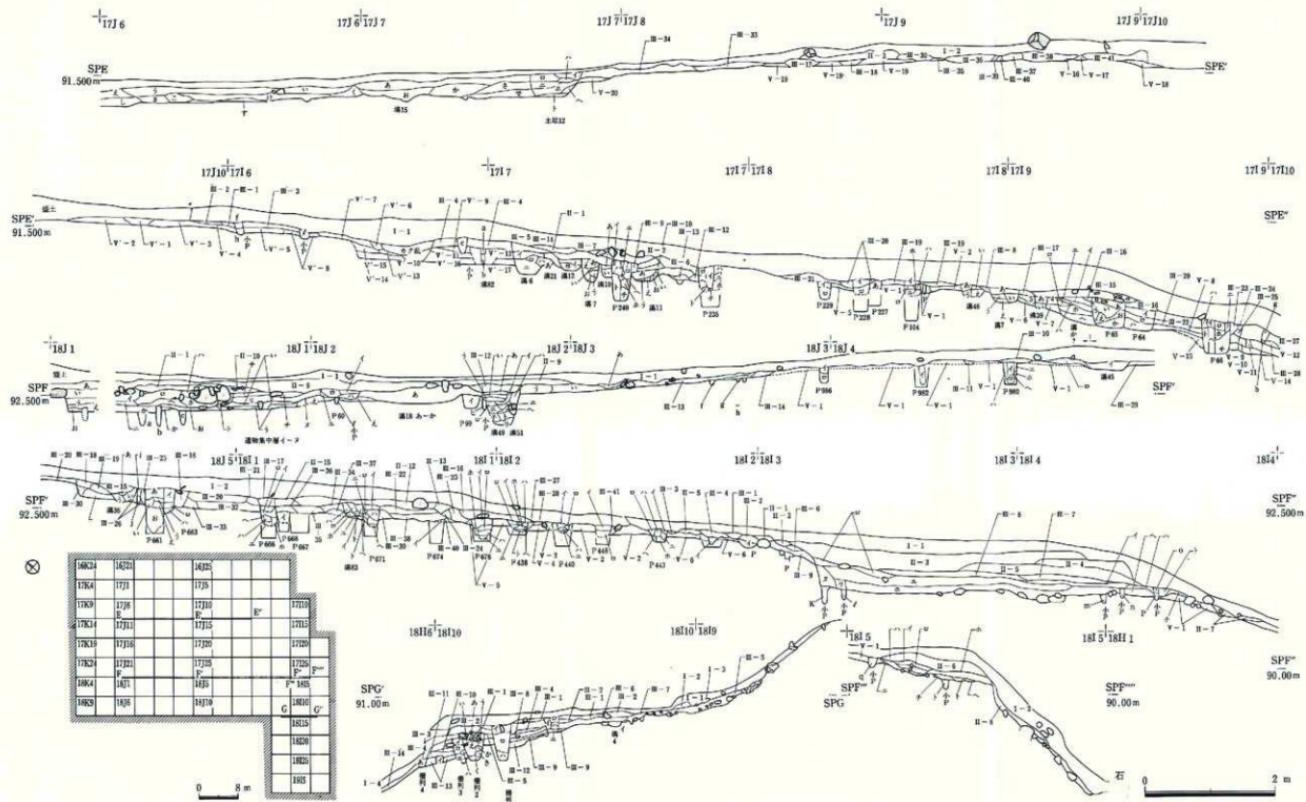
ハ	16Y 4/4	根	根被	ソフト、 ツヤ有り	全粒粉質
ハ	16Y 4/4	根	根被	ツヤ有り	全粒粉質
メ	16Y 4/6	根	根被	ツヤ有り	全粒粉質
P 1708-4	16Y 4/3	にじみ黄梅	根被、ローム、 火山灰	ソフト、 ツヤ有り	C 50%、 粘土粒
P 1489-5	16Y 3/3	昭和	根被、ローム粒	ソフト、 ツヤ有り	粘土粒
ハ	16Y 3/3	昭和	根被、ローム粒	ツヤ有り	粘土粒
ハ	16Y 3/4	昭和	根被、ローム粒	ツヤ有り	粘土粒
ハ	16Y 3/4	山へい黄梅	根被、基質30%	ツヤ有り、 滑	粘土粒
メ	16Y 4/6	根被	根被	ツヤ有り	粘土粒
P 1737-4	16Y 4/4	根	根被、ローム粒 根被、火山灰45%	ソフト、 ツヤ有り	粘土粒
メ	16Y 4/4	根	根被	ツヤ有り	粘土粒
P 1298-6	16Y 4/3 3/3	にじみ黄梅	根被、火山灰少し、 ローム粒	ソフト、 ツヤ有り	C 少量、 粘土少微量 C 物質、 粘土微微量
P 2-4	16Y 3/3	昭和	根被、ローム粒少量	ソフト、 ツヤ有り	C 少量、 粘土粒
ハ	16Y 3/3	昭和	根被、ローム粒微量	ツヤ有り	C 少量、 粘土少微量
ハ	16Y 3/3	昭和	根被、ローム粒微量、 火山灰	ツヤ有り、 ツヤ有り	粘土少微量
メ	16Y 3/3	昭和	ローム粒	ツヤ有り	C 少量
小 P	16Y 4/4	根	根被	ツヤ有り	全面粘質
ハ	16Y 4/4 3/4	昭和	根被、基質粒	ツヤ有り	粘土粒
ハ	16Y 4/3	昭和	ローム粒や多量、 火山灰少量	ツヤ有り	C 少量
メ	16Y 3/3	昭和	ローム粒	ツヤ有り	物質
小 P	16Y 4/4	根	根被	満足少ない	ツヤ有り
ハ	16Y 4/4	根	根被	ツヤ有り	ツヤ有り

表2 18 J 10・5、17 J 25・20・15・10・5区東西セクション北壁土層 (B~B")

表3 18+8・3、17+23・18・13・8区東西セクション北壁土層（C～C'）

生 お か れ す	10V R2/3 3/3 黒鳴 鳴鳴	穂粒。 ローム粒。 火山灰少量。 板土粒。 ローム粒。 湿り少ない 板土粒。 ローム粒。 湿り少ない	ソフ ト ソフ ト ソフ ト	C少 量 C少 量 C少 量
潤12	10V R2/3 黑鳴 鳴鳴	穂粒。 ローム粒。	-	砂土粒。 板土粒。 火山灰。
潤6あ る う	10V R3/3 黑鳴 鳴鳴	穂粒。 ローム粒。 火山灰 穂粒。 ローム粒。 火山灰 穂粒。 ローム粒。 火山灰	やわら か ソラサ カ	板土粒。 板土粒。 C少 量
潤7	10V R4/6 黑鳴 鳴鳴	穂粒。 ローム粒。 火山灰多量 穂粒。 ローム粒。 火山灰 穂粒。 ローム粒。 火山灰少量	ややソ フト ソフ ト ソフ ト	C少 量 C少 量
潤11	10V R4/4 黑鳴 鳴鳴	穂粒。 ローム粒。 穂粒。 ローム粒。 穂粒。 ローム粒。 穂粒。 ローム粒。 穂粒。 ローム粒。 穂粒。 ローム粒。	ソフ ト ソフ ト ソフ ト ソフ ト ソフ ト ソフ ト	粘 土 粒。 板 土 粒。 C少 量 C少 量 C少 量 C少 量 C少 量 C少 量
P538-4	10V R4/3 にじい 黄鳴	穂粒微量	ロームブロック微量 ローム粒	本根
P548-4	10V R4/3 にじい 黄鳴	穂粒。 基盤埋	ロームブロック20% 基盤埋	板土粒。 C少 量
P549-4	10V R3/4 黑鳴	穂粒。 基盤埋。	シルト シルト	板土粒。 C少 量
P556-4	10V R4/4 和 鳴鳴	穂粒微量。 基盤埋。 火山灰 10V R3/4 和 鳴鳴	ローム粒 ロームブロック微量、基盤埋	粗 C微 量
P 1-4	10V R3/3 和 鳴鳴	穂粒。 ローム粒。	ソフ ト	C少 量
P372-4	10V R3/3 和 鳴鳴	穂粒。 ローム粒。 シルト 10V R3/3 和 鳴鳴	ローム粒。 ソフ ト ローム粒。 カ ヤソフ ト。 カ ヤソフ ト	C少 量 C少 量
P324-4	10V R3/3 和 鳴鳴	穂粒。 ローム粒。 火山灰少量 10V R3/3 和 鳴鳴	ローム粒。 ソフ ト ローム粒。 ソフ ト ローム粒。 ソフ ト ローム粒。 ソフ ト	火山灰。 C微 量 C少 量 C少 量 C少 量
P231-4	10V R4/3 にじい 黄鳴	穂粒。 ローム粒。 火山灰少量 10V R4/3 にじい 黄鳴	ローム粒。 火山灰少量 ローム粒。 火山灰	板土粒。 C少 量 C少 量 C少 量
P210-4	10V R3/4 黑鳴 鳴鳴	穂粒。 ローム粒。 火山灰少量 10V R3/4 黑鳴 鳴鳴	ローム粒。 ソフ ト (△) よりやや弱い (△) より弱い	板土粒。 C少 量 C少 量 C少 量
P211-4	10V R4/4 黑鳴 鳴鳴	穂粒。 ローム粒。 火山灰 10V R4/4 黑鳴 鳴鳴	ローム粒。 火山灰 ローム粒。 火山灰	板土粒。 C少 量 C少 量
P185-4	10V R3/3 黑鳴 鳴鳴	穂粒。 ローム粒。 火山灰少量 10V R3/3 にじい 黄鳴	ローム粒。 火山灰 (△) より柔軟性 柔 軟	板土粒。 C微 量 C少 量
地生1本	7.5Y R5/6 明鳴	-	-	地生。 C
地生24	5 Y R5/6 明鳴	-	-	地生。 地 上のもの C少 量
地生25	7.5Y R5/6 明鳴	-	-	地生。 C少 量

表4 17H14・15、17H11区南北セクション西壁土層（D～D'）



第4図 調査区土層堆積図2

表5 17J6~10、17I6~10区南北セクション東壁土層（E~E'）

表6 18-1~5、18-1~4区南北セクション西壁土層（F~F'）



第5図 調査区透構配置図

(3) 溝跡、据立柱建物跡

前述の如く、層序断面での観察と平面確認時の間の新旧関係検討が不充分のままであるが以下に想定された建物跡の概要を記すこととする。

第1号建物跡（第6図）：調査区北東、17J3・4区周辺に位置する。溝24又は23が南西部を画す。北東1.5m程には柵列跡があり、正面空塹斜面となる。この柵列、空塹に沿う3×4間の建物を想定した。長軸と柵列の軸線は幾分ずれる。梁間6.6尺等間、桁行は南東から5.9・5.3・6.6・6.6尺と不揃いな、6×7.4m程の規模とした。南西一間で仕切る2×4間と1×4間の二室を想定した。なお溝24の南東先端はP799付近で消失しているが、小柱穴の分布から、P791・P794、或いはP781・P783方向へと東折し、南側を画していたかとも推される。又この時、P932・806・827・859(857)の柱列などが敷地内の堀等の施設として想定されよう。焼土については分析等が未了の為述べることができない。

第2号建物跡（第7図）：調査区北東部北隅、17J1・2区周辺に位置する。溝23で南西を画す。北東は柵列と空塹跡、北西は中央通路に面する。3×

表7 18H6、18I10区南北セクション東壁土層 <G~G'>

I-1	10Y R3/4	暗褐色	織紋、ローム粒、 透水性良好、小窓	ソフト	C微量
2	10Y R3/4	暗褐色	織紋、ローム粒、 透水性良好	ザラザラ	C微量
3	10Y R3/2	暗褐色	織紋、ローム粒	ザラザラ	C微量
4	10Y R4/4	暗褐色	織紋、透水性不良	ソフト	
■-1	10Y R3/2	暗褐色	ローム粒		
2	10Y R3/4	暗褐色	織紋、シルト、透水性不良	ザラザラ、ソフト	
3	10Y R3/4	暗褐色	シルト、透水性不良	ソフト	
4	10Y R3/4	暗褐色	シルト、透水性良好	ソフト	
5	10Y R3/3	暗褐色	織紋、ローム粒、全透水性良好	ザラザラ、ソフト	
■-2	7.5Y R3/4	暗褐色	織紋、ローム粒、粘質	ザラザラ	C微量
3	10Y R3/4	暗褐色	織紋、ローム粒	ソフト	C微量、炭化物
4	10Y R3/4	暗褐色	透水性良好、全透水性良好	ハード	
5	10Y R3/3	暗褐色	織紋、ローム粒、透水性不良	ソフト	
6	10Y R3/3	暗褐色	ローム粒	ハード	
7	10Y R4/3	にじみ、黄褐色	織紋、ローム粒、全透水性良好	ザラザラ、ハード	C少量
8	10Y R4/3	暗褐色	織紋、ローム粒	ソフト	C少量
9	10Y R4/4	暗褐色	織紋、ローム粒、全透水性良好	ザラザラ、ハード	C少量、C微量
10	10Y R3/3	暗褐色	織紋、ローム粒	ソフト	
11	10Y R3/3	暗褐色	透水性良好、全透水性良好、粘質	ソフト、ソフト	
12	10Y R3/2	暗褐色	織紋、ローム粒、全透水性良好、粘質	ソフト	C微量、炭化物
13	10Y R4/4	暗褐色	織紋、ローム粒、全透水性良好、粘質	ソフト	C微量
14	10Y R4/4	暗褐色	織紋、ローム粒	ソフト	C微量
柵列ヨイ	10Y R3/4	暗褐色	透水性不良	ザラザラ、ソフト (赤味強い)	
柵列ヨイ 1	10Y R4/4	暗褐色	織紋、ローム粒	ザラザラ、ソフト	C微量
ヨイ 2	10Y R3/3	暗褐色	全透水性良好、ローム粒	ザラザラ、ソフト	C微量
ヨイ 3	10Y R3/3	暗褐色	織紋、ローム粒、全透水性良好	ザラザラ、ソフト	C微量
ヨイ 4	10Y R4/4 4/6	暗褐色	織紋	ハード	C微量
柵列ヨイ 2	10Y R3/3	暗褐色	織紋、ローム粒、系盤織	ソフト	C微量
ヨイ 1	10Y R4/4	暗褐色	小窓、ローム粒	ザラザラ、ソフト	C微量
ヨイ 2	10Y R4/4	暗褐色	小窓、ローム粒	ザラザラ、ソフト	C微量
ヨイ 3	10Y R4/4	暗褐色	小窓、ローム粒、全透水性良好	ザラザラ、ハード	C微量
ヨイ 4	10Y R4/4	暗褐色	小窓、ローム粒	ソフト	C微量
ヨイ 5	10Y R4/4	暗褐色	小窓、ローム粒、系盤織	ソフト	C微量
ヨイ 6	10Y R3/3	暗褐色	織紋、ローム粒	ソフト	C微量
ヨイ 7	10Y R3/3	暗褐色	織紋、ローム粒、火山灰少量	ソフト	地十代、C微量
ヨイ 8	10Y R3/4	暗褐色	織紋、ローム粒	ソフト	
ヨイ 9	10Y R3/4	暗褐色	織紋、ローム粒	ソフト	
ヨイ 10	10Y R3/4	暗褐色	シルト、透水性不良	ソフト	
ヨイ 11	10Y R3/4	暗褐色	シルト、透水性不良	ソフト	
ヨイ 12	10Y R3/4	暗褐色	シルト、透水性不良	ソフト	
ヨイ 13	10Y R3/4	暗褐色	織紋、ローム粒	ソフト	
ヨイ 14	10Y R3/4	暗褐色	織紋、ローム粒、系盤織	ザラザラ、ソフト	
ヨイ 15	10Y R4/4	暗褐色	織紋、ローム粒、系盤織	ザラザラ、ソフト	

3間で北東側に底の付く建物を想定した。柱間は梁間6.6尺等間、桁行は南西から6.6・7.6・7.6尺、底は3.4尺、7.03×6.6m程の規模とした。P1266・P1877・P1564・P1574の柱列で1×3と2×3間の二室に仕切られると推する。溝23が東折して71・74に連なりP1173・1189・1194・1212の柱列が敷地内の付属施設となるとも推されるが、建物跡との軸線は合致しない。第54号竪穴よりは新しく、第4号建物跡よりは古い。

第3号建物跡（第8図）：調査区北東、17J3~5区周辺に位置する。溝23で南西部を画す。北東3m程に柵列跡があり、空塹跡斜面となる。溝24、空塹跡に長軸の平行する3×5間の建物跡と想定した。柱間は梁間5.9尺、桁行6.5尺等間、3.58×9.58m程の規模となる。P929・920・892・887の柱列で2×3間と3×3間の二室に仕切られる。3×3間が一室か更に仕切られるかは不明であるが、柱穴の配置から、床張りであったかと推される。2号建物跡と建物の軸線は描うが、二棟同時併存とするには、その間が僅か1mとかなり近接していて無理がある。

第4号建物跡（第9図）：調査区北東部北隅、17

J1・2区周辺に位置する。第2号建物に重複しやや南西寄りである。溝15が南西を画す。P1309付近で東折して消失しているが、小柱穴の分布から、P1198、P1202付近まで延びていた可能性がある。3×4間の建物跡として図示した。柱間は梁間が南北から6.6・6.6・7.6尺、桁行が6.6尺等間、6.3×8m程の規模である。然し乍ら、南東端のP1161-1196の柱列は溝15が東折したと想定する時その溝を跨いでいること、P1161が他の柱穴に比べてかなり浅いことなどの疑問がある。P1309-1255の柱列までの3×3間の建物跡とすべきかと考えるところである。これらにP(1201)・1253・1252・1583・1581の柱列からなる庇が付くのであろう。平面プランは第2号建物跡と同じで、幾分南西に寄った位置への建て替えと想定するところである。P1161-1196(=1201)の柱列を溝外側に設けられた付属の柱列か或いは一時期の拡張とも推し得よう。

第5号建物跡(第10図)：調査区北西部中央、17K15、17J11区周辺に位置する。北西は中央通路側溝・溝67、70に面し、南西は溝1、北東は溝23で画す。又南東は溝1が鉤の手に東折する。この溝等で画された長方形の地割に2×4間の建物跡を想定した。第4、6、7号建物跡と重複する。柱間は梁間南北から7.3、8.2尺、桁行は南北から6.3、6.6、6.6、6.3尺、4.69×7.82m程の規模である。P1676-1651(1650を図示したが1651か)・1630の柱列で2×2間の二室とできるのかも知れない。P1518を溝2が切っているので溝2より古い建物である。P1665-1671-1677-1522-1519-1535などの重複する柱列の存在は、この地割内にもう一時期の建物跡が形成されていた可能性を強く示すかとは推するが、柱穴の検出ができなかつた。又、P1326-1323-1321と柱列がつながる2×5間の建物となる可能性も推されるが柱穴の検出が不足している。

溝2で画される建物跡：第5号建物跡と重複して、P1526(1527)・P(?)・1672(1673)・1660-1644-1637-1628と連なる、溝2に画された柱列があり、建物跡が想定されるところではあるが、柱穴を見い出しえなかつた。溝2は溝1より新しい。

第6号建物跡(第11図)：調査区北西部中央、17K20、16J16区周辺に位置する。北西は中央通路側溝に面し、北東は溝15、南西から南東は溝3・5

で画す。溝5は溝1と重複し、1より新しい。この地割内に中央通路に直交する北西・南東に長軸を持つ（便宜的に南北棟とする—以下同じ）3×5間の建物跡を想定した。柱間は梁間6.6尺等間、桁行は南東から6.6、6.3、6.3、6.6、6.6尺、6×9.82m程の規模となる。南西柱通で柱穴が一個欠けている。P1317-1327-1342-(?)で3×4間と3×1間の二室に仕切られるとも推される。

第7号建物跡(第12図)：第6号建物と同じ地割内に位置し、殆ど全体が重なり合う。7号建物跡が新しい。3×5間の建物で、6号建物と同じく南北通りの柱穴1個を欠失する。柱間は梁間、桁行とともに6.6尺等間で6×10m程の規模とした。P1531-1520-1506-1498で2×3間と3×3間の二室に仕切られる。更に2×3間の一室は、P1506-1340-1335で仕切られる。

第8号建物跡(第13図)：調査区北西、西寄り、17K20-25、17J16-21区周辺に位置する。北西は中央通路側溝に面し、北東は溝1・2、南西は溝19で画す。溝19は溝54に連続すると推され、それは又、P1114-1124方向の小柱穴列へと連なり、南(南東)を画すと推される。この地割内に中央通路に直交する3×5間の南北棟建物を想定した。柱間は梁間6.6尺等間、桁行は南北から6.6、6.6、6.6、6.3、6.3尺、6×9.84m程の規模である。P1484-P1512、P1716-1679で仕切られ、2×3間二室と1×3間となるが、中央の2×3間は更にP1505-1695で2×2間と1×2間に分けられる。なお1×3間の空間を1×1、1×2間に二分して図示したが1室、或いは3室かも知れない。又、溝54の想定域内にP1111-1113-1117-1123-1134と続く6.6尺等間の柱列が認められる。9号建物跡の一部でもあろうか。

第9号建物跡(第14図)：調査区北西、西寄り、17K25、17J21区周辺に位置する。北西は中央通路側溝に面し、北東は溝1・2、南西は溝18で画される。溝18は溝49へ続き、南東を面すかと推されるが全容は不明である。ほぼ第8号建物跡と同じ地割内に建つ、一層り規模の小さい3×5間の建物跡を想定した。柱間は梁間が南北から5.9、6.3、5.2尺、桁行は南北から6.6、6.6、6.3、6.6、6.6尺で5.27×9.91mの規模である。図示はしていないが、P1698-1697-1503-1511-1680-1683の一室が北隅に想定できるが、これは又P1511-1503-

1488で仕切る 2×3 、 3×3 間の二室の一室とすることも可能と推される。本建物跡はP1363を1365、1486を1487に換え、梁間5.9、6.1、5.3尺、桁行6.4尺等間、 5.24×9.7 m程の規模ともなし得るようである。なお8号建物跡の項でも触れたが、P111-113-117-1123 (1125) · 1129、(116) · 1126-1128などを含めた 3×6 (7) 間の建物跡とも推される。

第10号建物跡（第15図）：調査区中央17J19周辺に位置する。西隅に溝54の東上する先端があり、北西に少し離れて溝1及び溝5がある。北東に溝2があるがその手前には40cm程の段がつくられる。南西は溝45、55とその直上の段で画される。南隅は溝36の延長部と推される小柱穴列で画される。なお溝45、55はP658付近で東折するように示したが、溝36へ連続してP659から696方向へ東折するすべきであろう。この地割内に 3×3 間の東西棟を想定した。柱間は梁間5.0尺等間、桁行6.3尺等間、 4.56×5.37 m程の規模としたが北東側通の柱穴を検出し得ず建物として完結していない。P765-935-946の柱列で桁行が一間広がるとも推されるが、この場合も北隅の柱穴が欠失し段を越える建物ともなり無理がある。

第11号建物跡（第16図）：調査区中央17J19付近、第10号建物跡とは同じ地割りに位置する。北西は溝1、5に隣接し南西は溝54、55、45で画される。 3×5 間の南北棟を想定した。柱間は梁間6.6尺等間、桁行5.9尺等間、 6.0×8.95 m程の規模とした。P975-964-959-948の柱列で 2×3 間と 3×3 間の二室に分けられる。第10号建物跡より新しく。

第12号建物跡（第17図）：調査区東隅、17I7-8区周辺に位置する。この地区には東に開口するコの字形の溝が数回に亘り作り変えられ地割されている。他の建物跡を画する溝がその軸線を北東から南東に有するのに対し、このコの字型の溝は南北に軸線をとり、東の開口部は、第二平坦面の標列を経て空塙斜面に面している。第二平坦面の端部は45~60cmの盛り土により整形されている（本概報X-3頁）が、この地割内の大部分も盛土され、平坦面がつくられている。

第12号建物跡と想定した建物跡は、 2×3 間で、溝7をこの建物跡を画する溝とした。柱間は梁間、桁行ともに6.6尺等間、 4.0×6.0 mの規模である。

P169は168とすべきかも知れない。

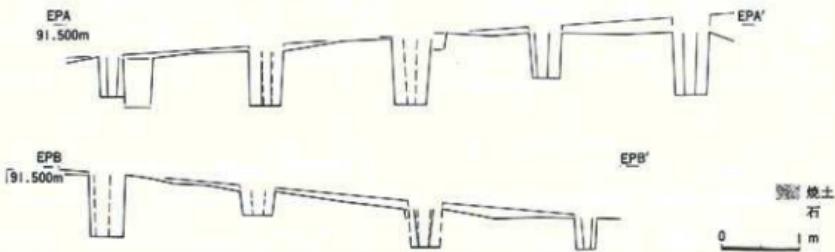
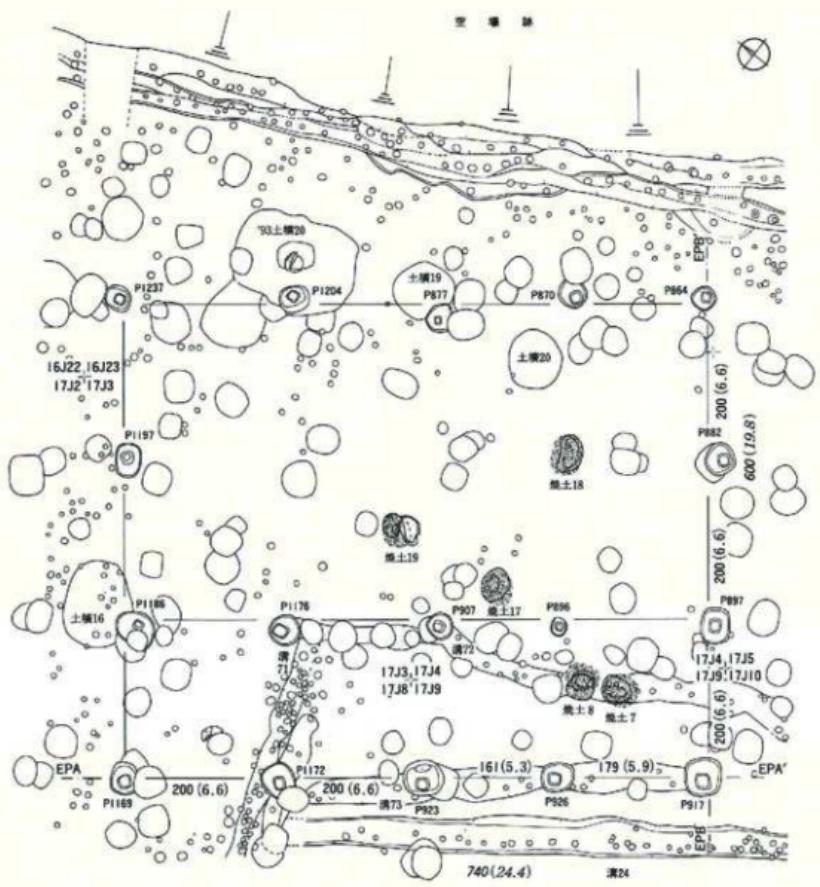
第13号建物跡（第18図）：調査区東隅、17I7-8区周辺に位置する。溝11が北、西、南を画し、東は平坦面端部標列、空塙斜面に面している。この地割内に 2×3 間の建物跡を想定した。柱間は西から梁間7.3、7.6尺、桁行は南から6.3、7.9、6.3尺、 6.21×4.51 m程の規模である。然し乍ら、南西隅と北東隅の柱穴が検出されていないので、不確定なものとしなければならない。

第14号建物跡（第19図）：調査区東隅、17I7-8区周辺に位置する。溝7が北、西、南を画し、東は、第二平坦面端部の標列、空塙斜面に面している。この地割内に 2×3 間の建物跡を想定した。柱間は梁間6.3尺等間、桁行は南から5.6、7.3、6.0尺、 3.82×5.73 m程の規模となる（第19図では桁行柱間は5.9、7.3、5.9mとなるが本文の方が柱筋の通りが良いようである一数値は本文に合わせてあるがラインは修正前の位置にある）。

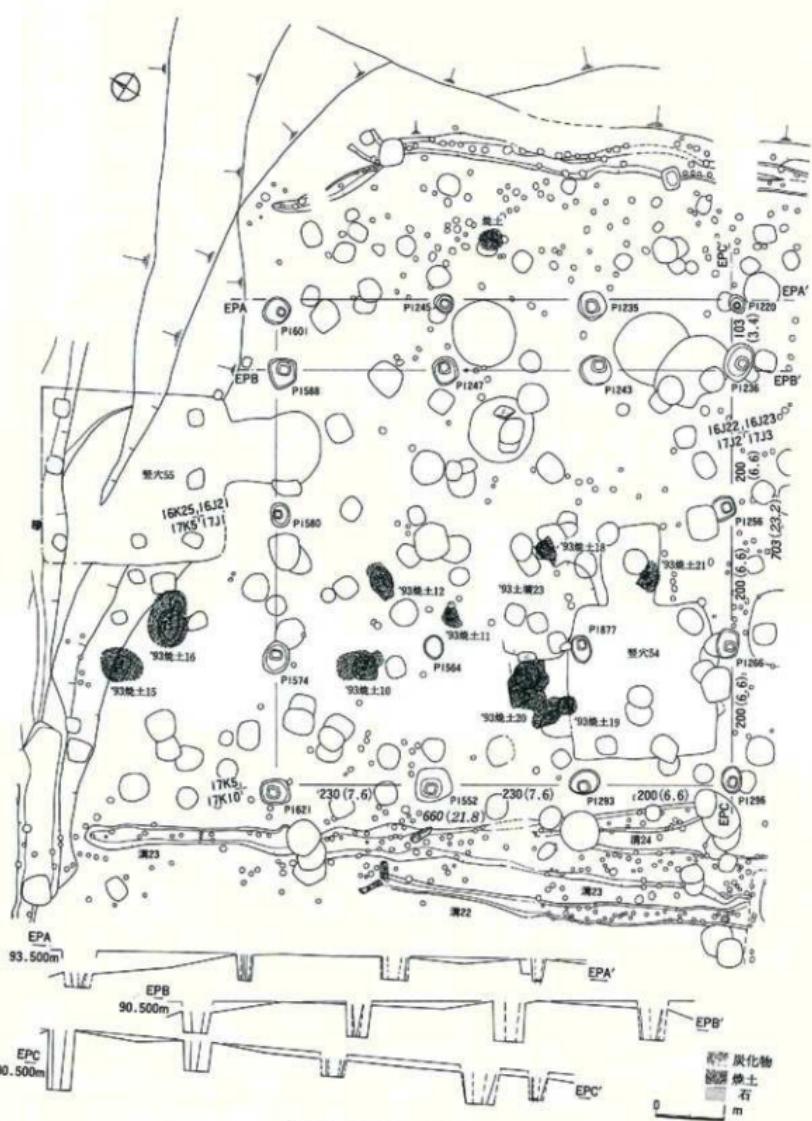
第15号建物跡（第20図）：調査区東隅、17I7-8区周辺に位置する。溝6が西と南を画し東は平坦面端部の標列、空塙斜面に面している。北は不明である。この地割内に 2×3 間の建物跡を想定した。柱間は梁間5.6尺等間、桁行は南から6.6、7.9、6.6尺、 3.4×6.39 m程の規模とした。南北に細長い建物である。なお北側柱通り中央の柱穴を欠いており、建物と確定することはできない。

第16号建物跡（第21図）：調査区東隅、17I7-8区周辺に位置する。 2×2 間の建物跡とその周りを囲む柱列を想定した。柱間は9.6、11尺、9.6尺等間、 6.24×5.82 mの規模としたが、北隅の柱穴を欠失し、柱間が広く柱筋の通りにもやや難がある。又建物を囲うとした柱列は、柱間寸法に規則性がなく、短にもやや無理がある。本地区は溝に画された地割内に 2×3 間の建物が配されるという共通性が見られるところであり、本建物はやや異質となる。まだこの地区には多数の柱穴があり、諸種の建物跡の可能性について検討しなければならないところであるが、この第16号建物跡とその周りを囲むとした柱列からなるとした本造構についても更に検討を加えたい。

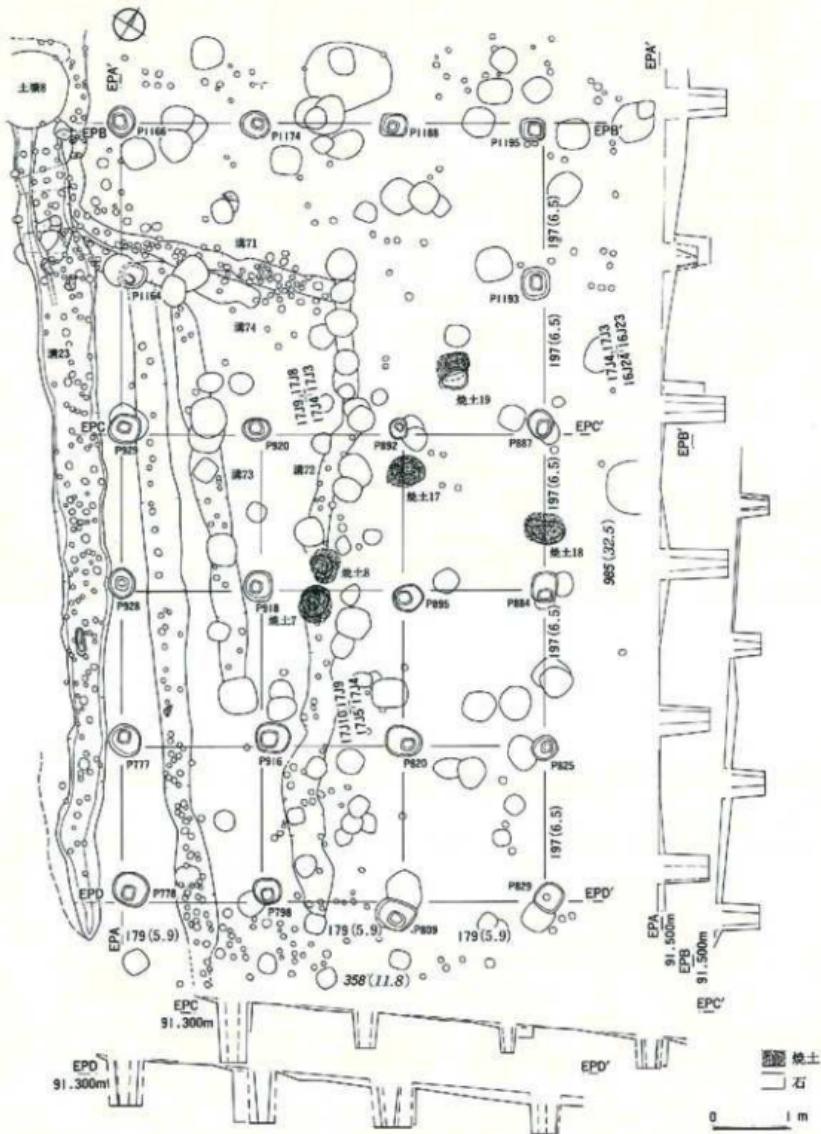
第17号建物跡（第22図）：調査区南東端中央、17I18-23区周辺の地割内に位置する。北西から南西に最大90cm余りの高さの段を切り、その直下に溝8を巡らせる。北東は溝7、11、12などと一部重



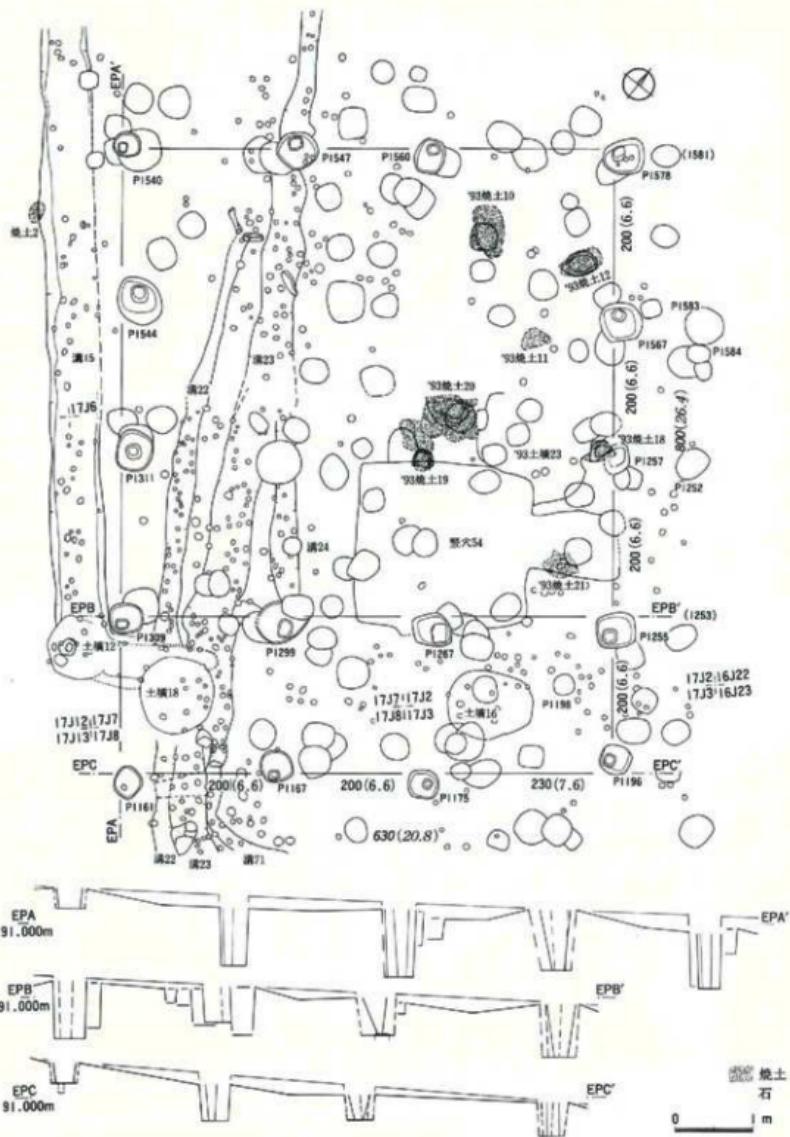
第6図 第1号建物跡想定図



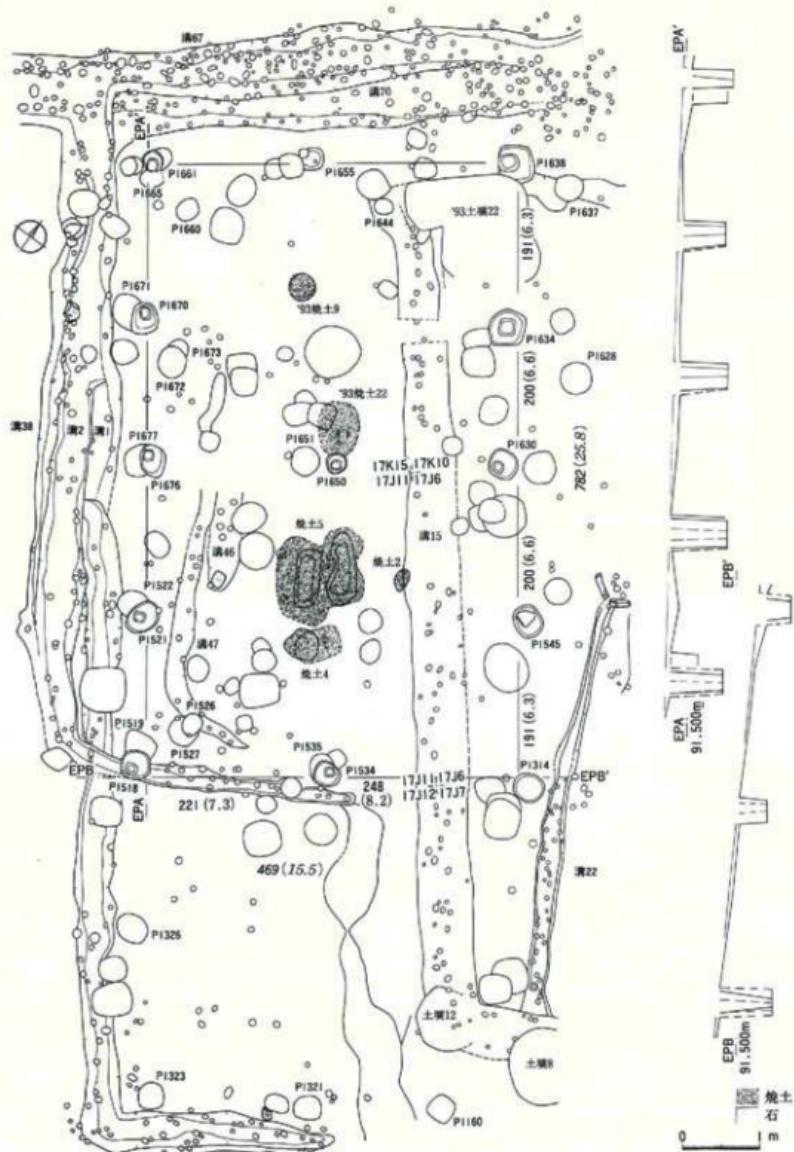
第7図 第2号建物跡想定図



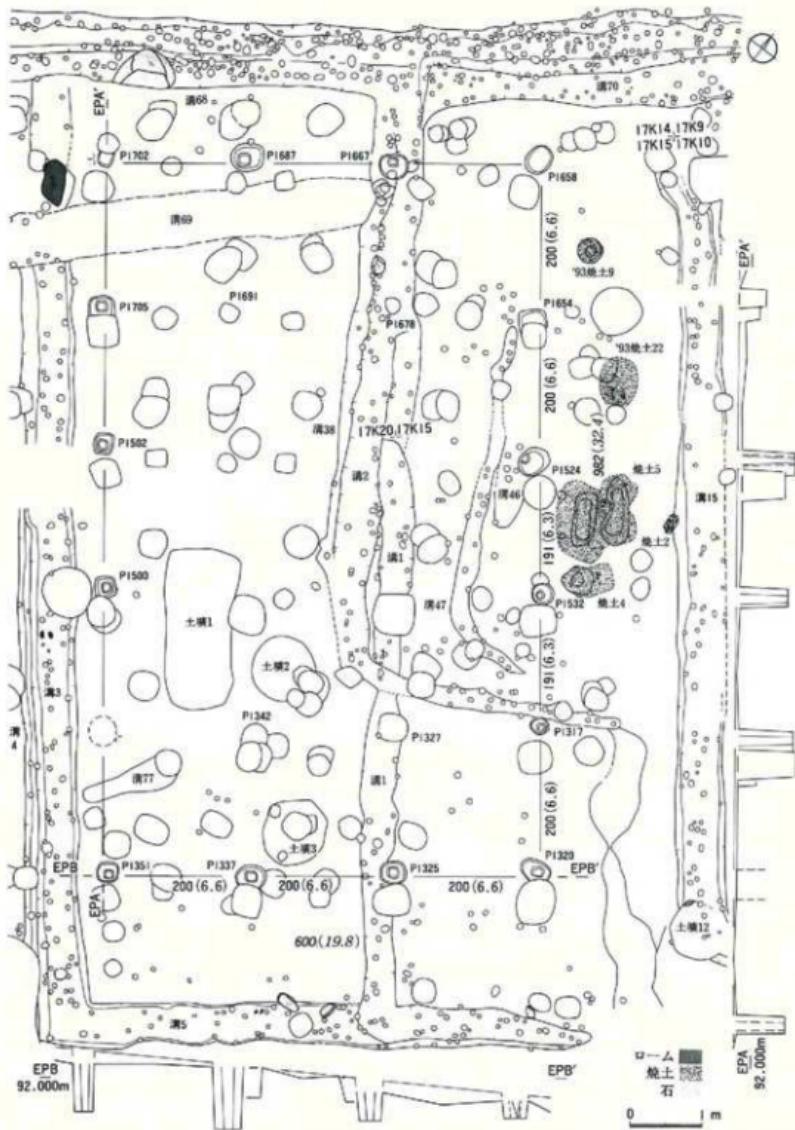
第8図 第3号建物跡想定図



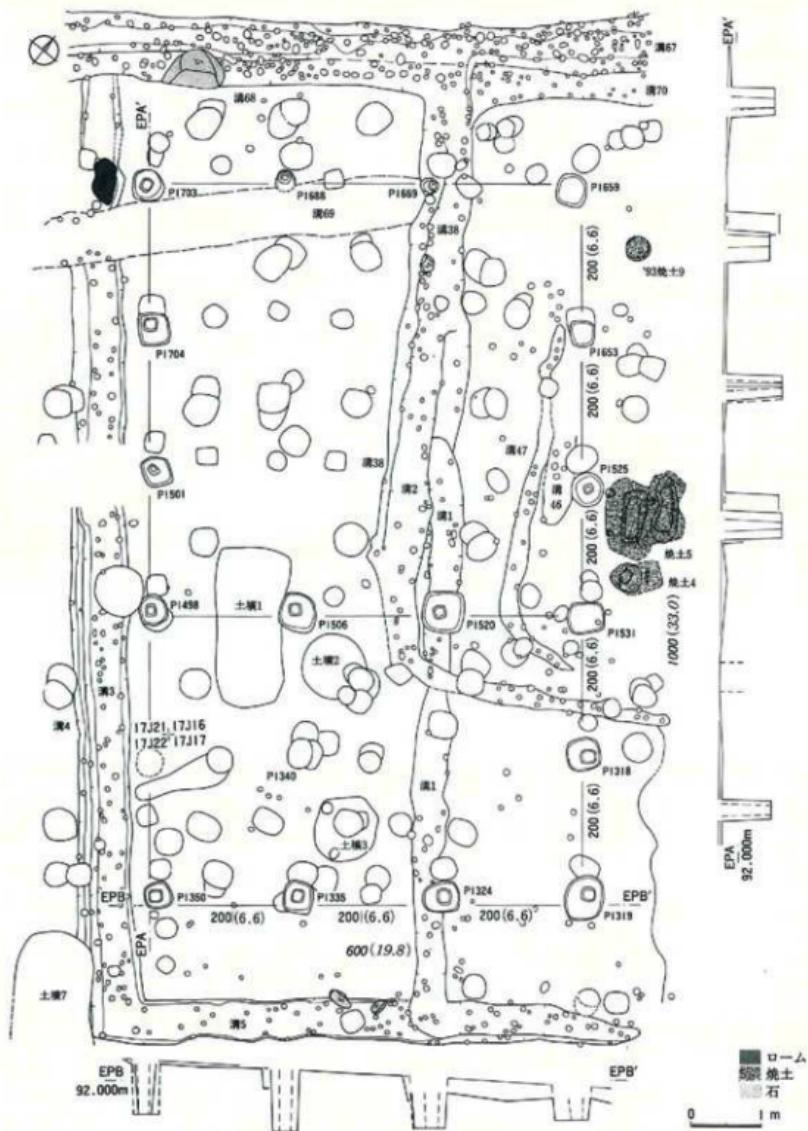
第9図 第4号建物跡想定図



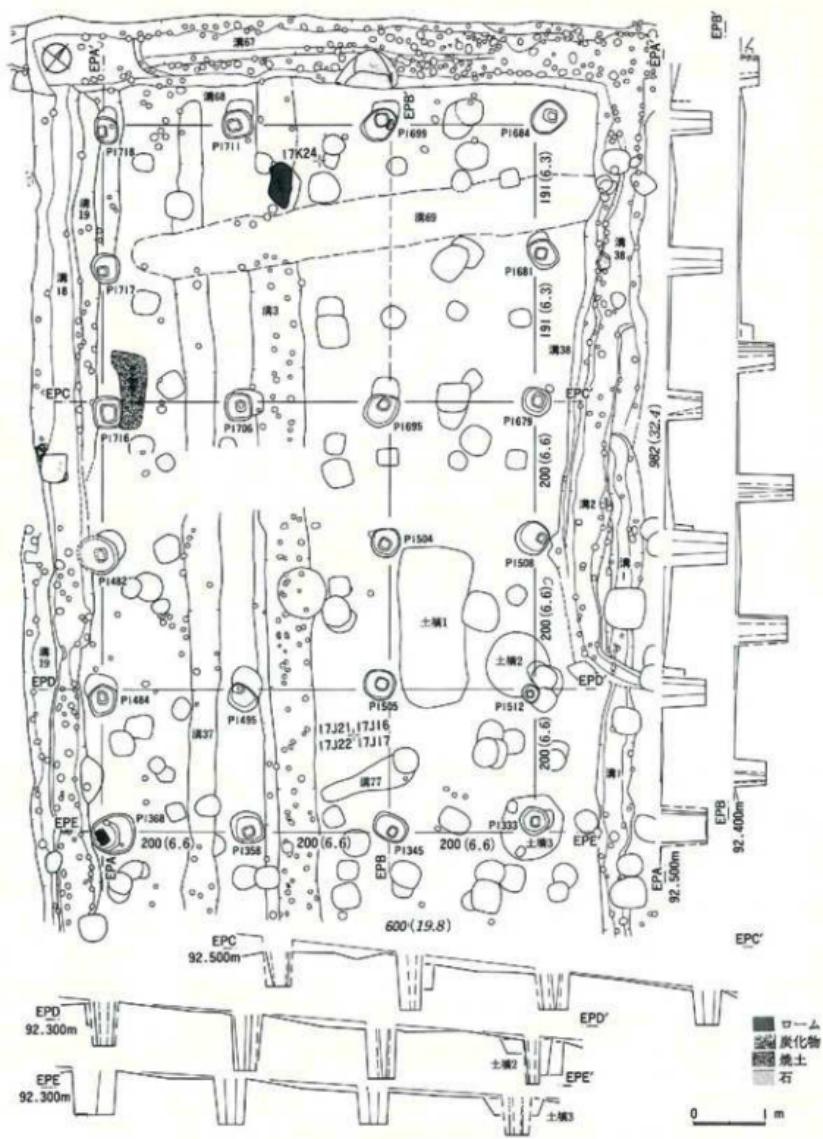
第10図 第5号建物跡想定図



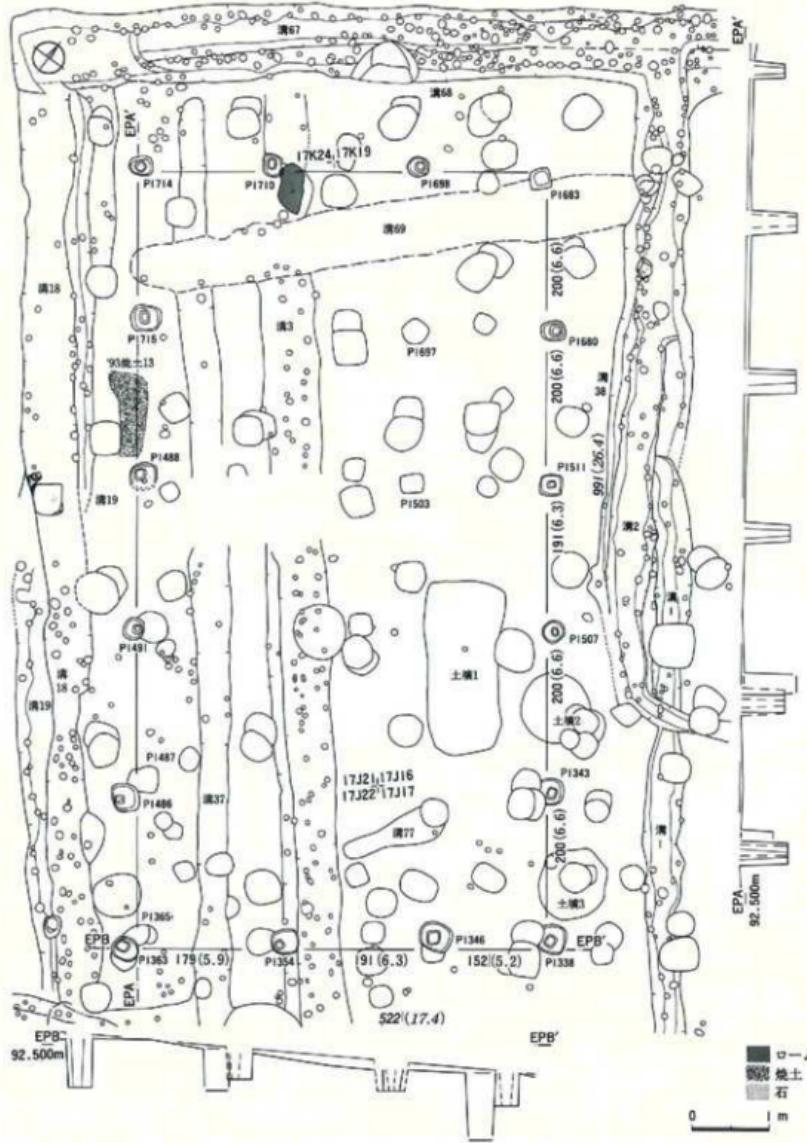
第II図 第6号建物跡想定図



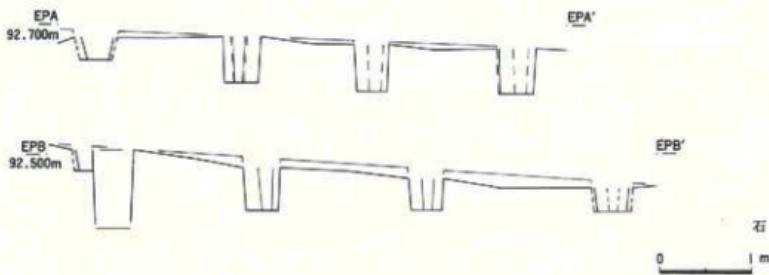
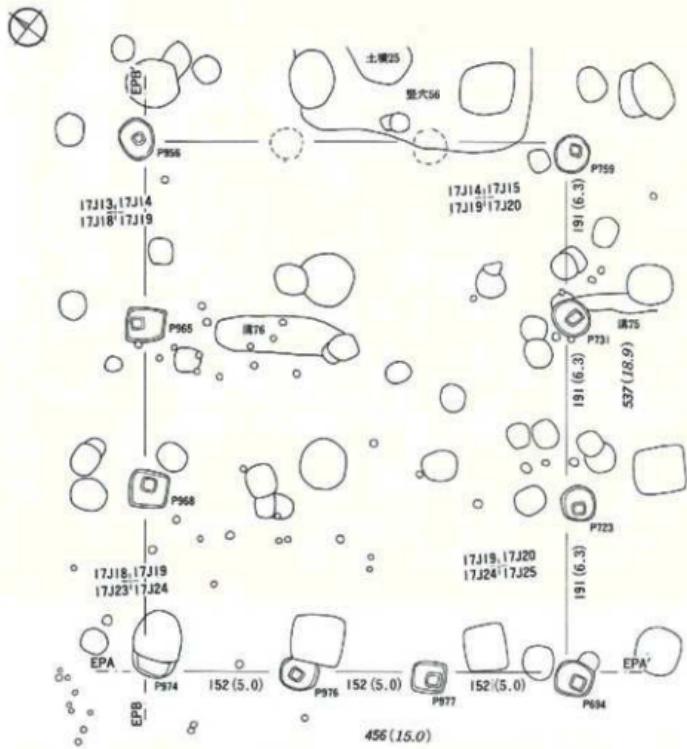
第12図 第7号建物跡想定図



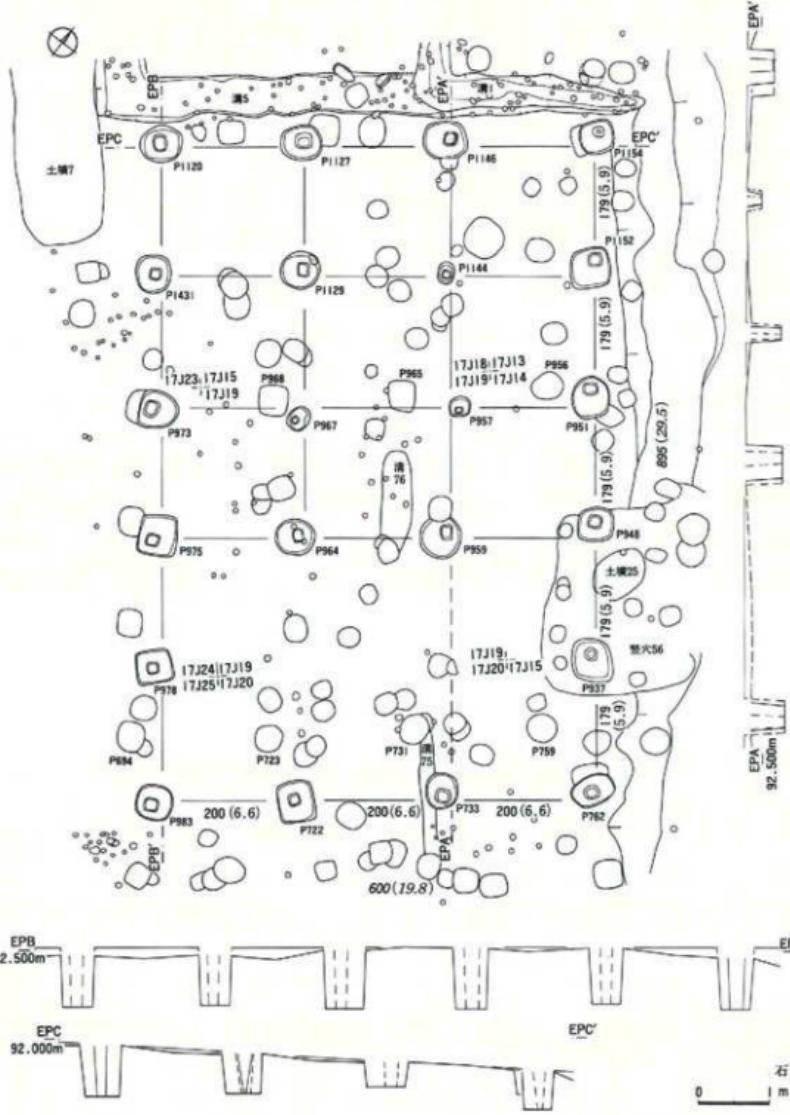
第13図 第8号建物跡想定図



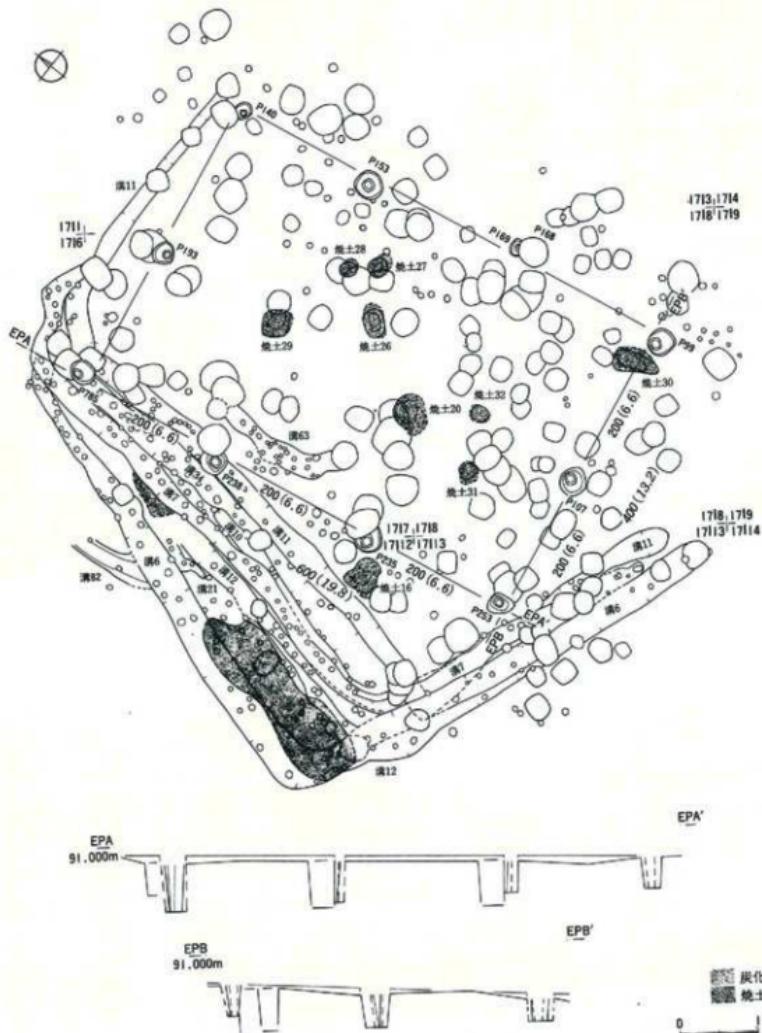
第14図 第9号建物跡想定図



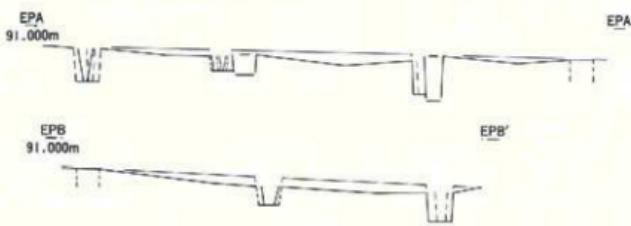
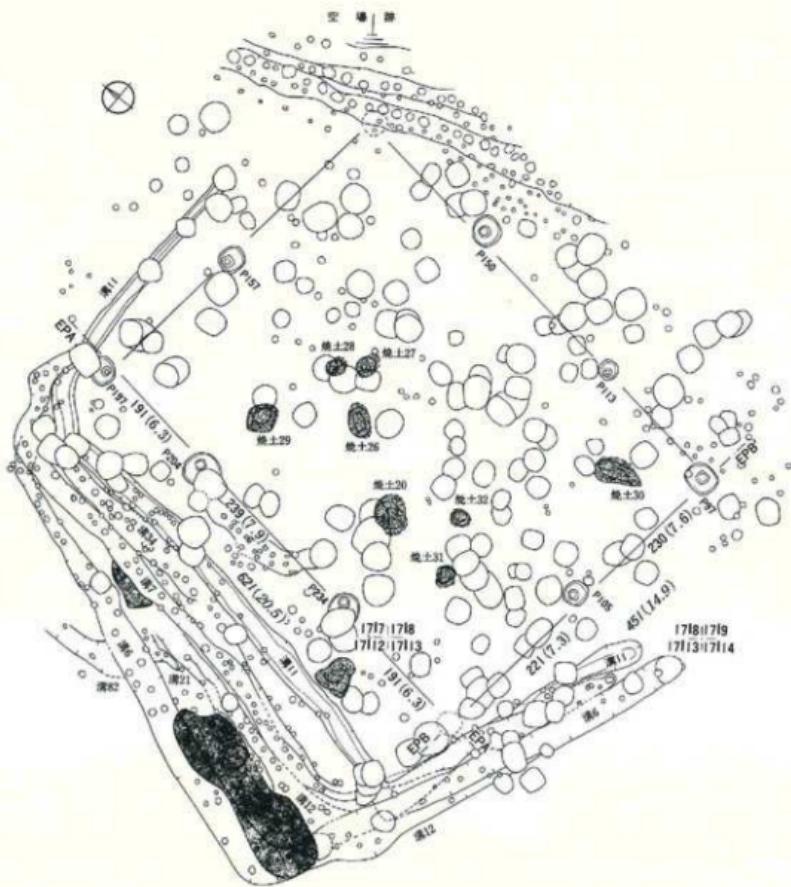
第15回 第10号建物跡想定図



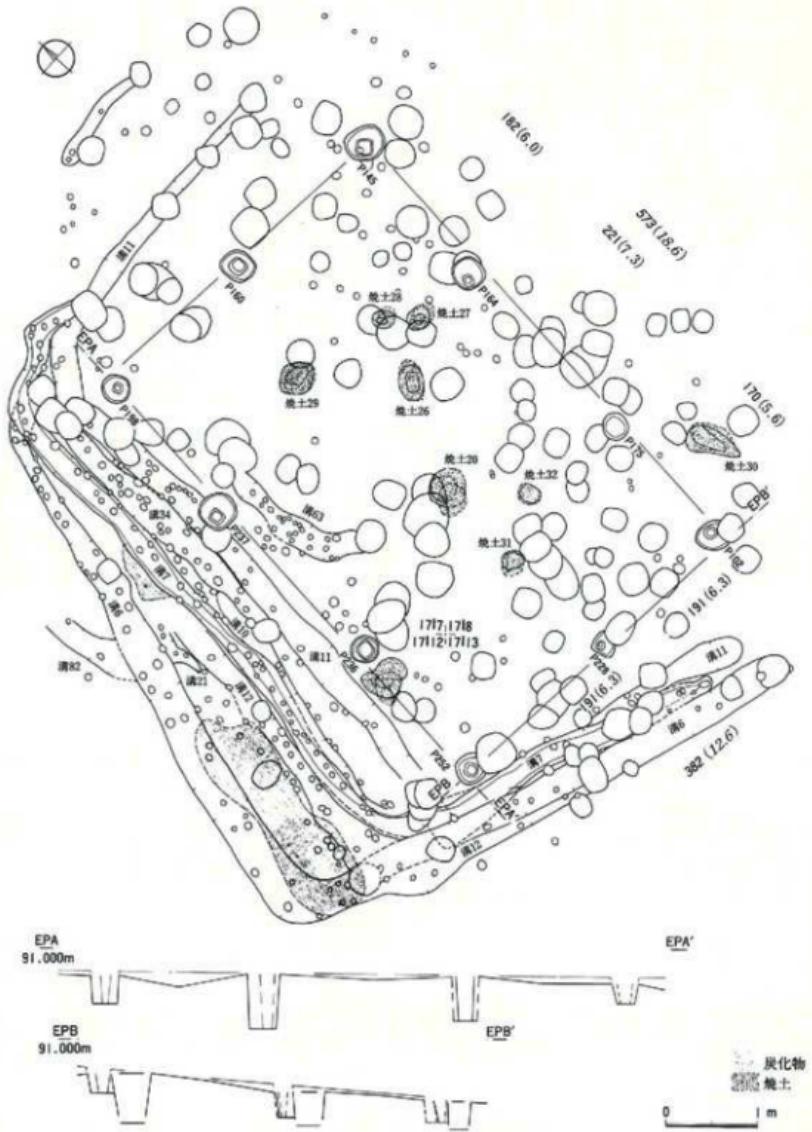
第16図 第11号建物跡想定図



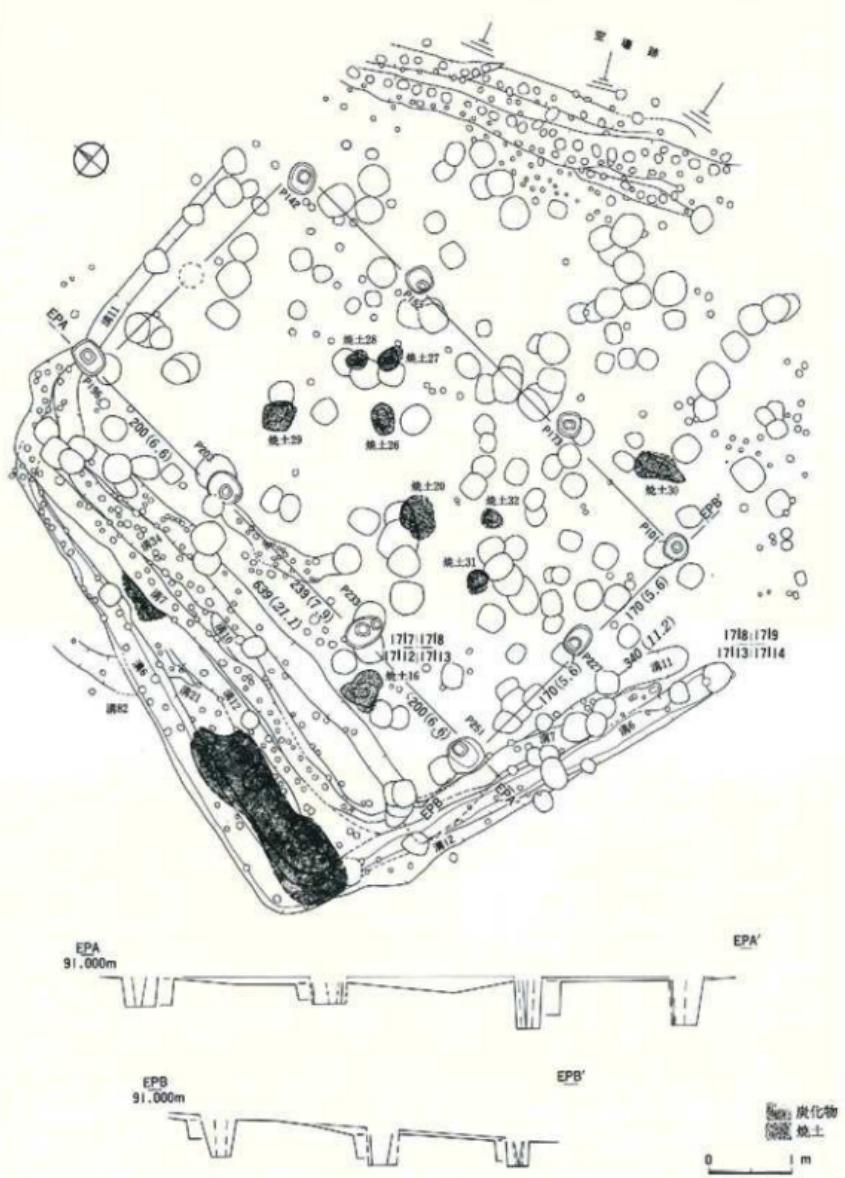
第17圖 第12号建物跡想定図



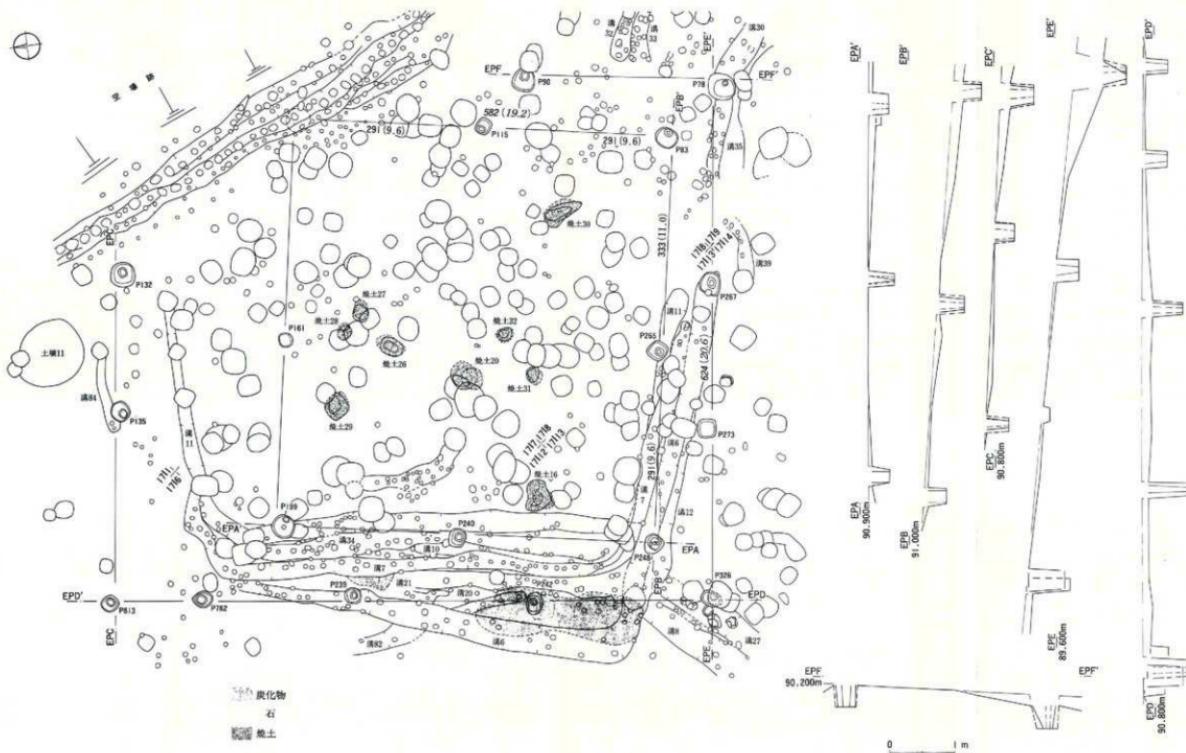
第18図 第13号建物跡想定図



第19図 第14号建物跡想定図



第20図 第15号建物跡想定図



第21図 第16号建物跡想定図

なる。南東は20~40cm切り下げて地割が作られている。なおこの南東の切り下げられた段下部には巾3m、長さ12m程の平坦面が一段つくられる。南東側に浅い溝13、14があり、華ノ沢側急崖となる。長軸を北東~南西にとる3×4間の建物跡を想定した。柱間を梁間5.9尺等間、桁行を南西側から5.9・5.9、6.3・6.3尺とし、5.37×7.40m程の規模として図示したが、長軸を2°程北へ振り、6.0尺等間5.45×2.27mの規模とする方が良いようである。又、東隅の柱穴としてP284・297を図示したが、これらの柱穴は第60号竪穴の主柱穴として使用されており、この部分の柱穴は未検出としなければならない。調査時点から意識して検出に努めたにも拘らず見いだしえなかつたものであり、竪穴の構築時に消失した可能性が高いと思われる。P361・362・366・379で仕切られる2×3間二室を想定した。

第18号建物跡(第23図): 第17号建物跡と同じく1718・23区周辺の地割内に位置する。基本的には17号建物跡と同一地割内にあるが溝8-②が西~南を画すと推した。北東部は溝6・7・11と重複している。長軸を北東~南西にとる3×5間の建物跡を想定した。柱間は梁間5.9尺等間、桁行を南西から6.1尺三間、6.6尺二間、5.37×9.55m程の規模とした。P302・307・347・340で3×3間と3×2間の二室に仕切られるものとした。なおこの建物跡についても、長軸を約1°程東へ振ることにより、梁間6尺等間、桁行6.2尺等間の5.45×9.39m程の規模とすることもできそうである。この場合P291は292、302は304、359は360、392は393、375は376、340は341、325は327の方が柱筋の通りは良い。かP304とP303の新旧関係からは17号と18号建物跡の新旧が逆転するのでP304は使用し難い。同様にP376もP379との新旧は不明ではあるが少し古すぎるようである。ところで本地割内ではこの18号建物跡が最も新しいと推されるが、これに伴う溝8-②が溝6等を切って北東に延びる様子が見られず、12~16号建物跡との併存を前提にするとP325・315・(281)・296でまとまる17号建物跡と同様の3×4間の建物跡と覚えるべきかと推される。

その他の建物跡(第23図): 本地割内で上面が平坦な石S1~S3が見つかった。その間は6.6尺、10尺で炬も整っている。S1には握り方も確認できた。

のことから礎石立の建物の存在が推定できるところであるが、抜き取り穴も含め、他の石を確認することはできなかった。又、本地割内で溝29を検出したが、17、18号建物跡柱穴で切られており、両建物よりは古い溝と推される。この溝で画される建物跡が当然存在した筈であり、溝の内側にいくつかの柱穴は見い出しだされたのであるが建物跡としてまとめることはできなかった。

第19~21号建物跡: 調査区西隅、18K5・10、18J1・6区周辺に位置する。北東を溝18・19が画し、北西は溝64、65、86などの中央通路側溝に面する。南西には溝9、16、19、25、26などの溝がある。南東に溝28が部分的にみられる。南西は本年度の調査区界である。本地割内から別掲の如く第57、59号竪穴が見つかったが、特に59号竪穴から焼失に伴う炭化材が大量に見つかったことなどから、これらを完掘できなかった。この為これら竪穴の周辺(特に北東側)での柱穴確認作業や竪穴土内検出柱穴の検討作業などが不充分な状態にある。又南西が前述のように調査区界となっていることもあって溝25・26等を充分に確認し切れなかった。こうしたことから19~21号の各建物跡は既述の各建物跡以上に不確実な想定となっている。

第19号建物跡(第24図): 北東と北西は溝18、64などで画されるが、南西は溝26等を跨ぐ3×5間の建物跡と想定した。柱間寸法は梁間、桁行とも6.7尺等間、6.09×10.15m程の規模としたが、南西端の柱筋の通りが悪く柱穴も不足している。これは前述のように調査が不充分であることにもよると推されるが、この建物がP1769・1758・1745・1736・1479・1472・1376・1379・1407・1413・1460・1461(1462)・1464・1774の2×5間、4.06×10.15mの規模となることを示すようである。この時、柱穴は竪穴59との重複で不明の1カ所を除くと純柱の配置となる。又、南西を溝25が画す。

第20号建物跡(第25図): 溝18・64・26で画される。3×5間の建物と想定した。柱間は梁間6.0尺、桁行6.6尺、5.46×10.0m程の規模となる。東部の柱穴が欠けているのは、調査不足によるものと推される。P1742(1743)で3×2、3×3間の二室に仕切られるようである。

第21号建物跡(第26図): 18K5区周辺に溝18・64・26で画される2×2間の建物を想定した。柱間は6.9尺等間、4.18×4.18m程の規模である。こ

の建物は、南東方向にP1455・1457・1433・1403(1404)・1382(1384)・1471・1473と広がる 2×5 間の形態であるものが、調査不足や豎穴との重複等の為、この規模の想定となったものと考えられる。一方豎穴との同時併存とすると、この規模で完結することも考えられるところである。なおP1742を図示したがP1743の方が通りが良く20号との関係も矛盾がない。

第22~24号建物跡：調査区南西端中央、18J4・9区付近に位置する。北東は最大90cm程の盛り土をして、第10、11号建物跡の地表面との間に段差を作る。段の直下に溝45・55がつくられ画される(第3図B・B')。北西はP109・1100・1092・1080・1429…の柱列で、南東はP646・640・629・618柱列で画されるようである。南西を溝が囲すと推されるが調査区外のため不明である。建物跡で南北に拡張する例があるかも知れない。

第22号建物跡(第27図)：18J9区周辺に 3×4 間の建物跡を想定した。柱間は梁間5.5尺等間、桁行は南東の1間が8.3尺、他の3間が7.3尺等間、 5×9.14 m程の規模である。P1059・1058・1085・995で区切り、 3×1 間と 3×3 間の二室構成となると思われるがP1004・1009・1017で更に仕切られるかも知れない。南東の1間が8.3尺と広くとられる。P635・636・621・622の柱筋が寸法上は対応するところであるが他の建物跡を構成するものとした。南隅の欠失する柱穴は調査区界に設定したトレンドで破壊した損れがある。

第23号建物跡(第28図)：18J9区周辺に 3×5 間の建物跡として想定した。柱間は梁間6.2尺、桁行6.0尺等間、 5.64×9.10 m程の規模とした。P1021・1060・1009・1001で仕切られて、 3×2 間、 3×3 間の二室構成となる。豎穴61よりは新しい。

第24号建物跡(第29図)：18J9区周辺に 3×4 間の建物跡を想定した。柱間は梁間5.0尺等間、桁行6.6尺等間、 4.56×8 m程の規模である。P1016・1009・1003で仕切り、 3×1 間と 3×3 間の二室で構成する建物とも推される。

その他の建物跡：P1073・1081・1093・1101・1108・992・999で3間・3間の柱筋が通り矩も整うが対応する柱穴は見い出しえない。柱間は、各々5.7尺と6.6尺の等間である。

第25・26号建物跡：調査区南隅、18I8区周辺に位置する。北東から北西を溝42が、南西を溝43が面

し、南東は2m余の段差で切り落とされる地割にある。なお南東下方には巾2mの平坦面(郭)がつくられる。

第25号建物跡(第30図)：18I8区周辺に 2×2 間の建物跡を想定した。柱間は5.3・6.9尺、5.9・6.9尺と不揃いで矩も若干難がある。規模は 3.70×3.88 m程である。

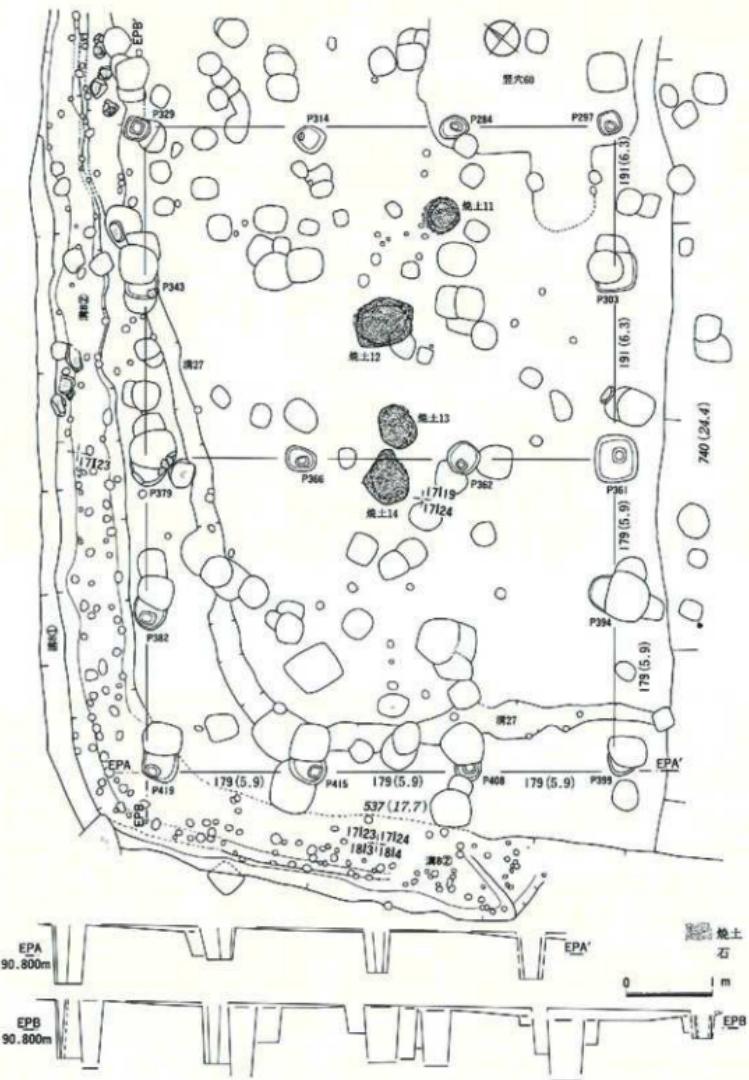
第26号建物跡(第31図)：18I8区に第25号建物跡より一回り大きな 3×3 間の建物跡を想定した。柱間は梁間4.6・5.6・5.6尺、桁行6.6尺等間4.79×5.82m程の規模とした。P527・537・554・513で仕切られる 3×1 、 3×2 間の二室構成とした。なおP457を豎穴63の柱穴としたが(第33図下)、P464がP463を切っているようにP457が26号建物跡の柱穴で、豎穴63の柱穴は埋されているとも考えられる。調査時には明らかにできなかった。溝42、50、43と重複しており、北西は溝40が溝し、南西も別な溝で画すかと推されるが調査区外のため不明である。又P544・558・569の柱列があり、別な建物跡や溝に連絡した柱列なども想定される。

第27号建物跡：調査区中央17I21区周辺、溝36、61の北東に 3×3 間の建物跡が想定された。建物の北側からP718・709・749・425・427・434・441・675・669・664・687・702と結ぶ柱筋で柱間は順に6.8・6.8・6.8・6.0・6.0・8.4尺、6.18×6.18mのはば正方形である。P687・682・681・434で仕切られる二室の構成としたが、むしろP441・675・669・664を後述の柱列の一としてこの柱筋で完結する 2×3 間の建物跡とその南西部の柱列とすべきかもしれない。この場合、P682・704・709で二分されることになる。

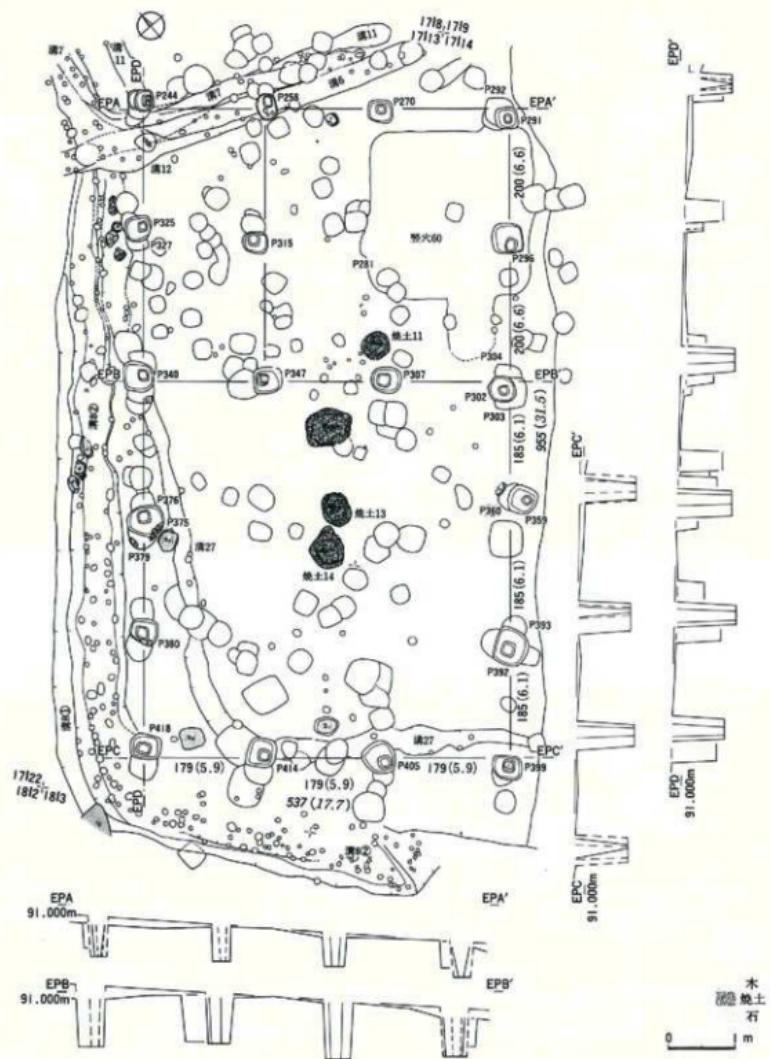
(4) 柱列跡、蒂籠跡、櫛列跡

敷地(地割り)の境界の溝や段、平坦面の端部の櫛列などに並行して柱穴列が立ち、境界を強化し、或は櫛列の補強更には櫛状の施設や、棟敷状の施設と推される遺構の存在が今までの調査で想定されている。

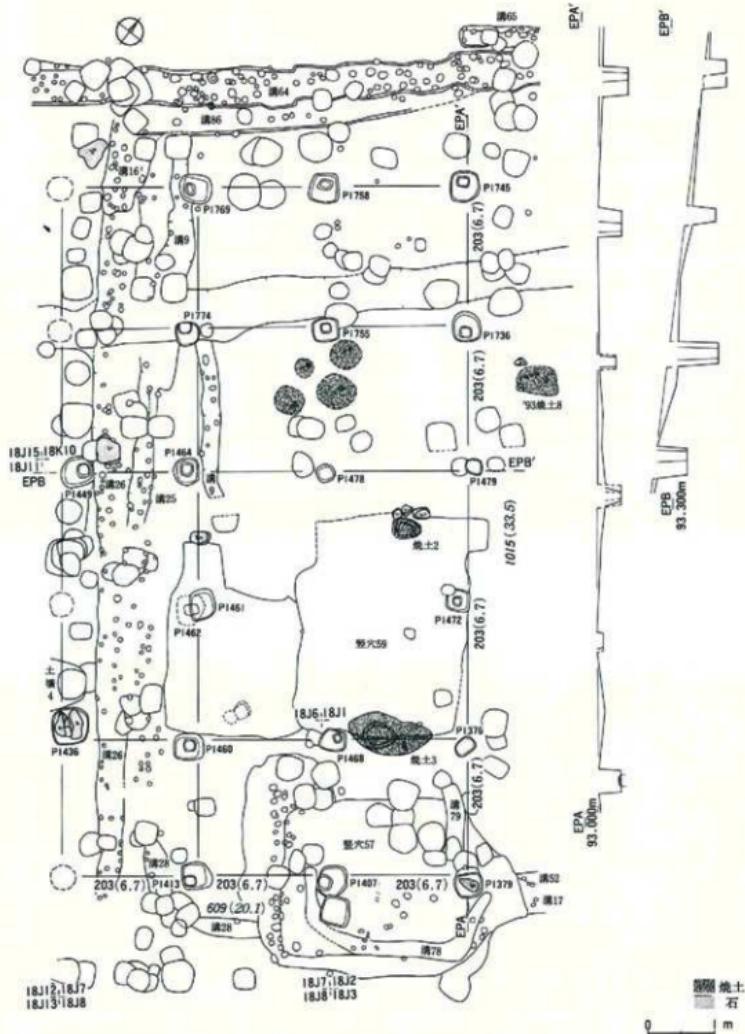
柱列跡：本年度調査区北東端部、16J16・17、23~25、16I21、17I1~5、9・10に連続する櫛列がある。これに1~2mの間隔をおいて並列する。P1226・1225・1223・1214、P850・845・841・835・131など、幾つかの柱列がある。これらは端部の櫛列と結合して、それを補強、強化するものであろう。短い棟敷状になる例があるかも知れない。



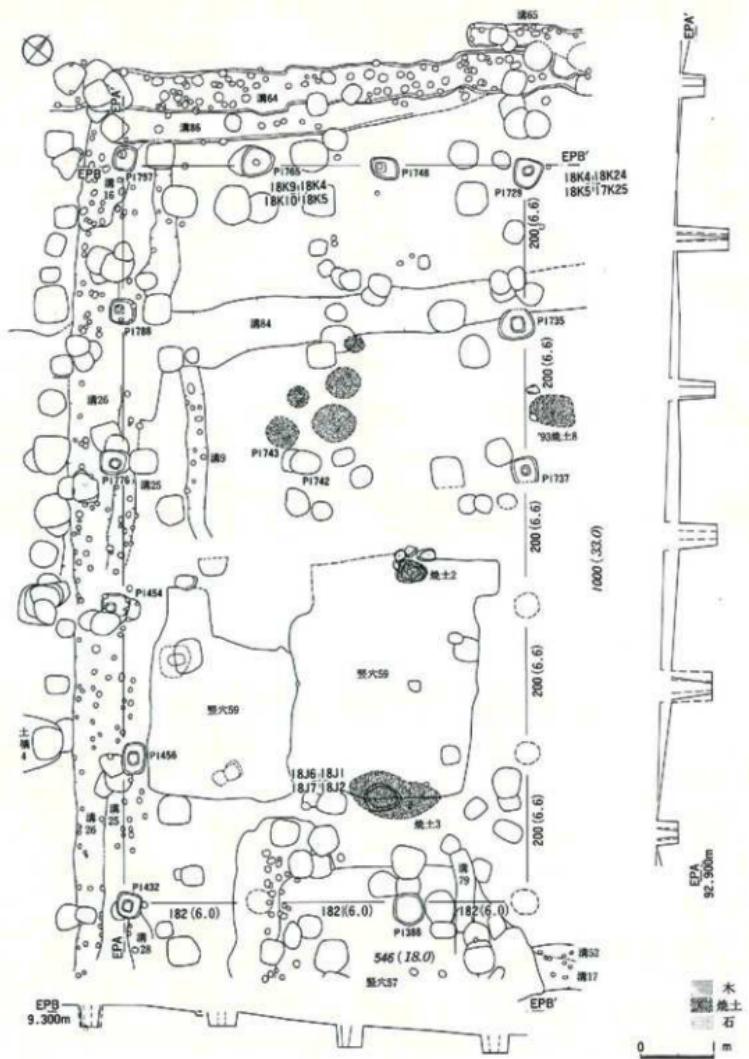
第22図 第17号建物跡想定図



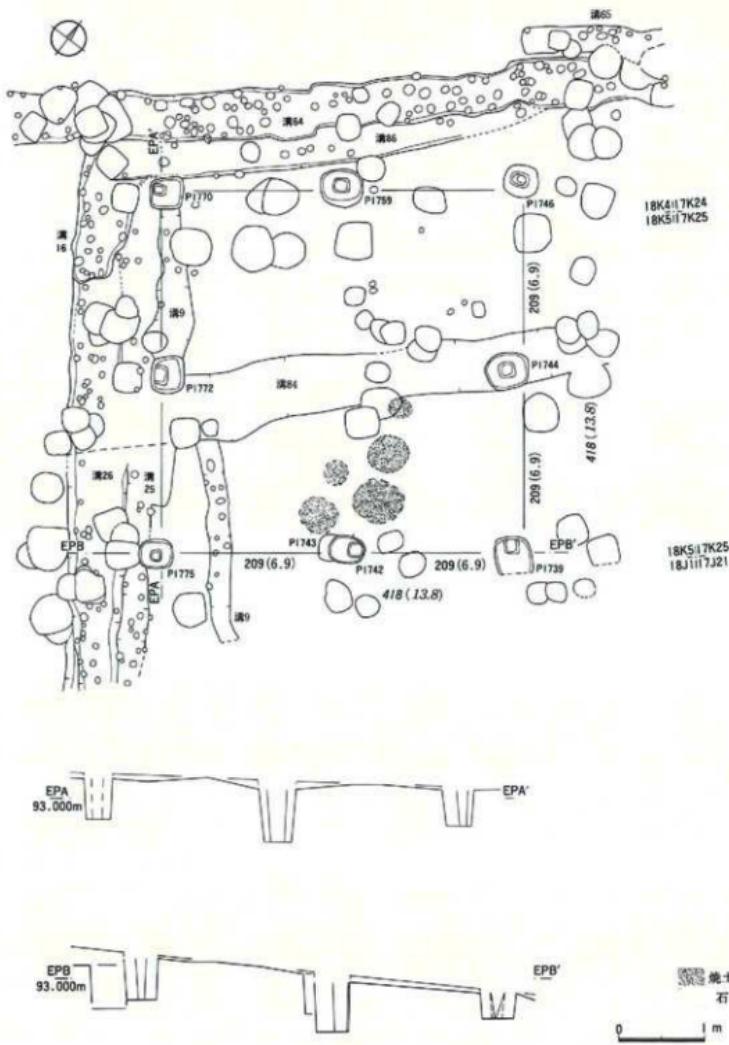
第23図 第18号建物跡想定図



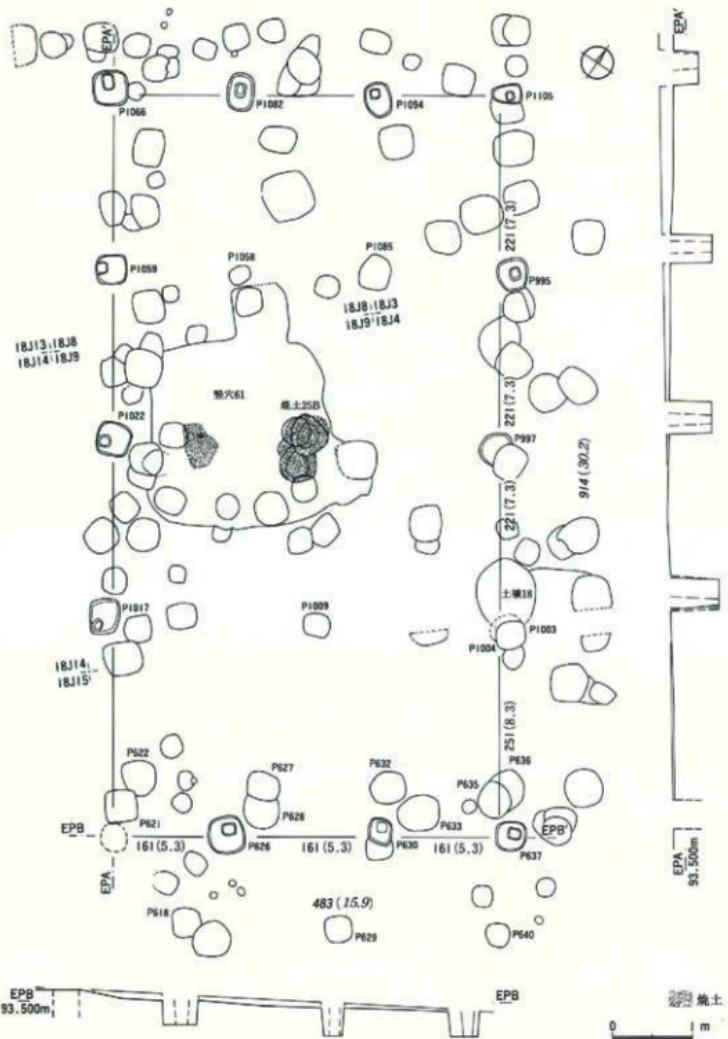
第24図 第19号建物跡想定図



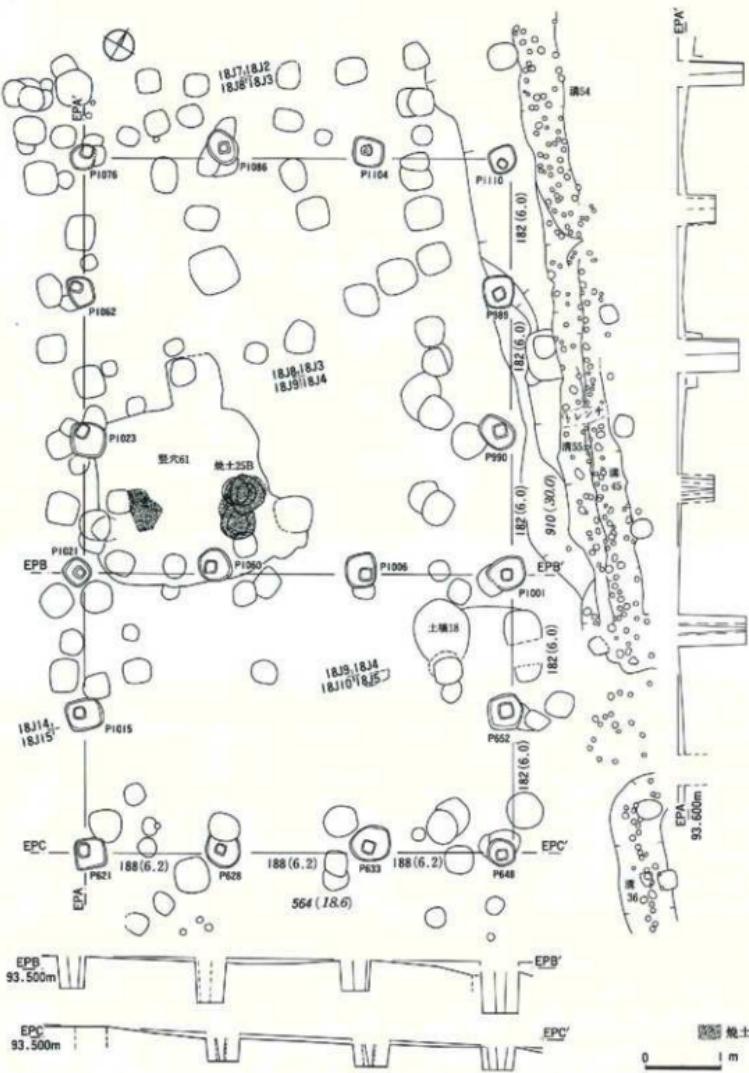
第25図 第20号建物跡想定図

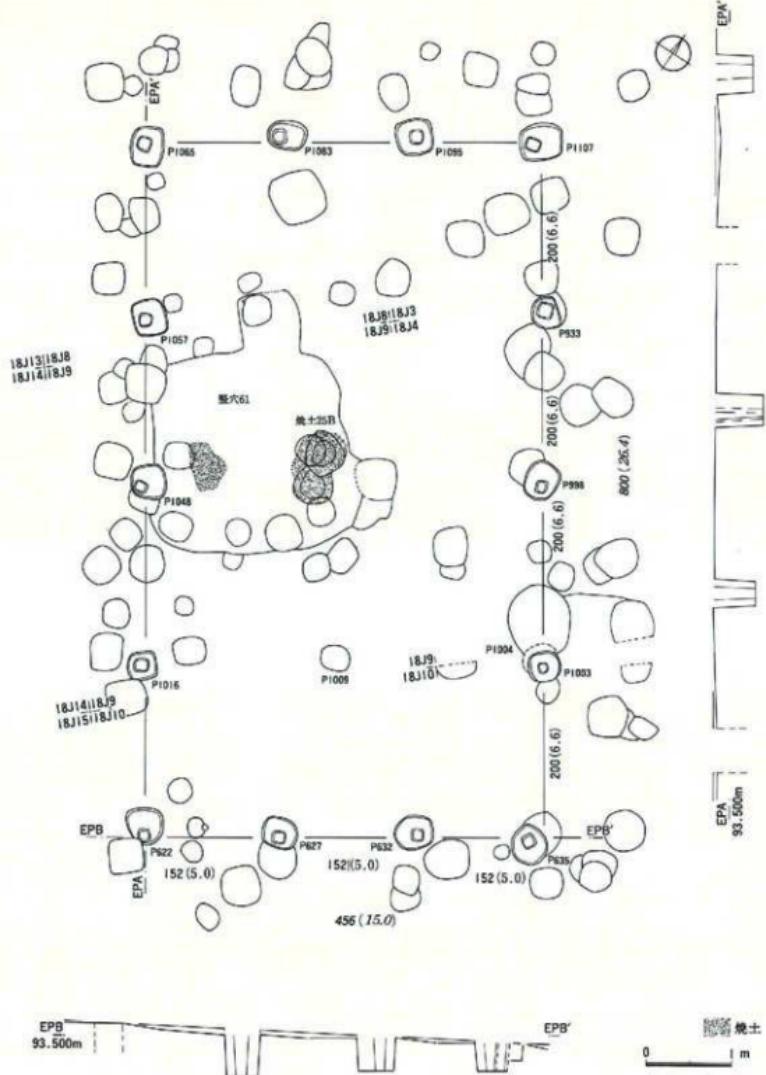


第26図 第21号建物跡想定図

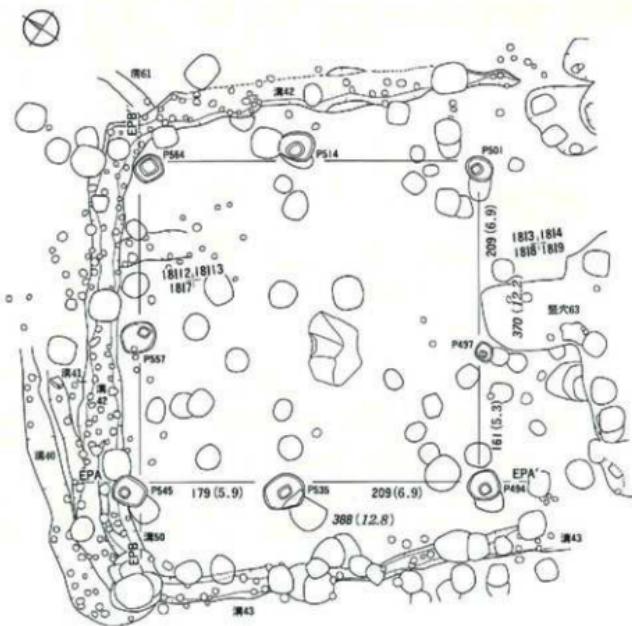


第27図 第22号建物跡想定図





第29図 第24号建物跡想定図



EPA
93.000m

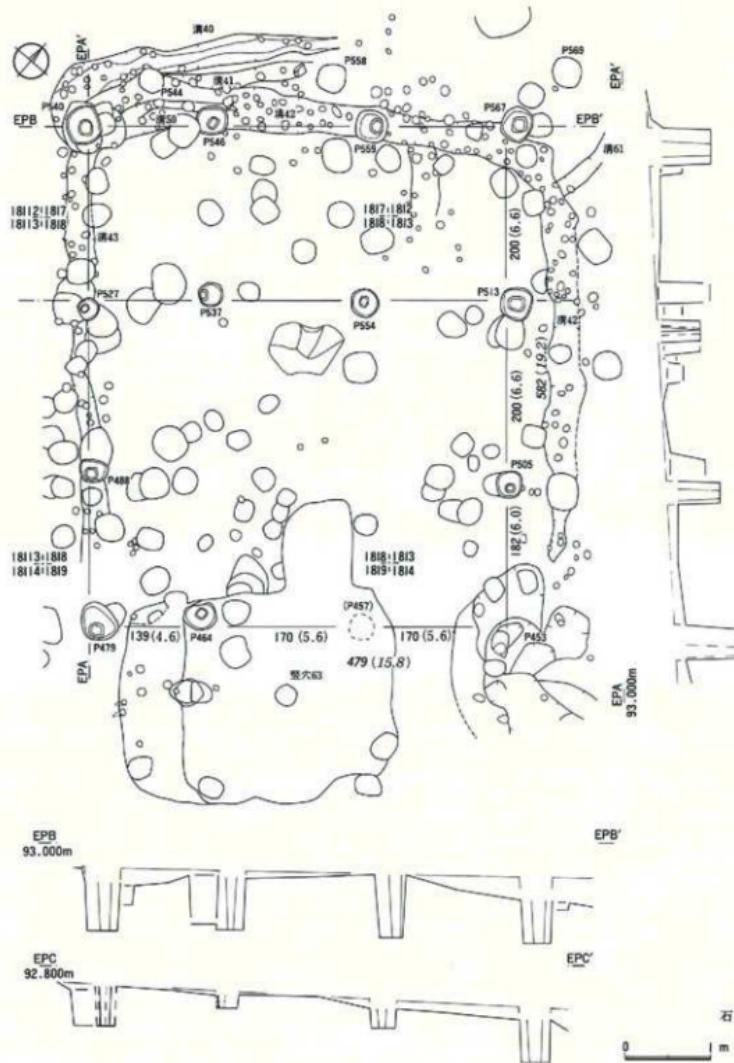
EPA'

EPB
93.000m

EPB'

0 1 m 石

第30図 第25号建物跡想定図



第31図 第26号建物跡想定図

16K8区で見られたような櫛状のもの（概報Ⅹ）は想定できなかった。又、15J23・24区周辺で検出された櫛（概報Ⅹ）に間連する遺構も見い出し得なかった。

調査区中央17I21区周辺、溝36に沿って、P444・439・672・665・660北東へ690・698・721、と鉤の手に柱列がある。又、これに並行するP445・442・438・(678)・674・671・666（667）・661・688・696・699・715（716・717）や、P443・437・673・668・662・689・697・700（701）・(702)・716（717）・(760・771) やP753・747・744・422といった柱列も見られる。この地区は第27号建物跡1棟を想定し得たのみであり、こうした柱列が未検出の建物跡の一部である可能性もあるが、建物跡の薄い、広場的な地区とも推される。17I12・17区北西半や18I3・14区北東半に巾2m弱の柱穴の少ない空間があり通路等の可能性が考えられるが、この広場様の空間との関係等更に後考したい。

蒂郭・櫛列跡：調査区南東端沿いの17I14・19・25区に巾2m程の平坦部のつくられていることは既述した。この端部に溝13・14が並走し、溝底に小柱穴が見つかった。溝は浅く、溝31などの第二平坦面端部を廻る櫛列とは異なり、連続もしない。18I10・15・20区、19I5区にも2m程の巾の平坦面がつくられているが、溝13・14の延長線上の、平坦面中央付近にも浅い溝のつくられていることが土層断面の観察によって辛うじて認められた。18I10～25区の平坦面端部には布振りの櫛列跡が3～5条見つかった（櫛列跡1～5）。これは17I15区の溝31とした櫛列跡に本来連続するものであろう。土層堆積図（第3図～第5図）に見るようこの平坦面は草ノ沢側に厚く盛り土整形されてつくられており、端部の櫛列跡もつくりかえられている。17I15・20・25区の南東半は切り落とされた急斜面となっているが、ここもかつては盛り土整形された平坦面があり、崩落、欠失したため、崖状に抉れ櫛列跡も欠失している可能性が高い。先の浅い溝13・14の掘り込みは土層観察では整地層の下位である。勿論最初の深さなどは不明である。P38・40・47・56・(417)・67(68)、P39・44・45(46)・52・64(63)などの柱列はこの浅い溝に並列し、北西の一段高い地割に伴って各々土止めの用も兼ねたものと考えられる。又18I19区のP16・17・25・26・27・28・29・31・33・(35)の柱列も北西の一

段高い地割に伴い、土止め等の用を兼ねたと推される。17I20区のP8・9・10・20～24や周辺の柱穴は、掘り方もしっかりしているが基本的には櫛列に伴う柱列と解されよう。なおこの平坦面は南西に延びて、次の切り下げなどに続き、郭状を呈している。（松崎）

（5）竪穴建物跡、土壤

a 竪穴建物跡（第32～34図 PL.11～13～6）

旧跡南東部、第二平坦面端部の今年度調査区では8基の竪穴建物跡が検出され、第59号竪穴建物跡を除いて完掘した。一辺が2.4m～3.0mの方形の物が多く、出入口と見られる舌状の張り出しが有するもの、床面直上に炭化物層もしくは黒色土層が広がるもののが殆どであった。土壤サンプルの成分抽出が充分でないので、出土遺物を重点的に遺構の概要を以下に述べることにする。

b 第59号A・B竪穴建物跡（PL.11, 13～6）

第57号は18J3・8区に位置し、2.5m×3.0mの長方形で、深さ約85cm。建物の短辺に沿って6個の柱穴を設けている。舌状の張り出しが北東方向に約1mの長さで設置されており、西方向に小柱穴を伴う突出部が検出された。遺物は陶磁器が16点、金属製品は7点出土している。

59号は18J1・2区周辺に位置している。現段階で建物の性格を捉えられていないが、構造上の若干の違いから便宜的に、床面に敷石の構造を持ち、北西方向に舌状の張り出しだらもつA（PL.11-1・2・7・11）とその南西に位置する床面のレベルが若干高い位置にあるB（PL.11-1・2・4・5・6）とに分けた。第59号A・Bは上面に流れ込みと思われる焼土の層（PL.11-12・13）を持つ焼失遺構である。第59号Aでは全体に炭化材が広がっており（PL.11-7）、Bでは炭化材がブロック状に固まっている（PL.11-4）というように検出時の状態にも相違があった。遺物は上面の焼土の層で陶磁器が143点、鉄製品は85点、銅製品が17点、骨角器他が8点、粘土塊が124点出土している。また、第59号ではA・B合わせて陶磁器52点、鉄製品60点、銅製品6点骨角器他14点等が出土している。

今回は第58号が未確定であり、第59号も未完掘であるため、写真のみでの報告とし、詳細な報告は次年度以降行うこととする。

c 第54号竪穴建物跡（第32図 PL.12-1～4）

17J2区に位置する。昨年度の調査で平面形が確

認されていたが未調査であった物。土壙23より新しいとえられていた。一辺2.2mのはね方形で約60cmの深さを持つ。入口部と見られる舌状の突出部が北東方向に1.2mと長く突き出している。床面からは平均深さ40cmの柱穴が7個、深さ20cm程度の柱穴が2個（P1277・1278）検出された。また、P127には2回の重複が見られた。南北壁際にはP1283・P1286を挟んで壁材の痕跡らしい浅い凹みが検出された。この凹みは壁に沿って建物の内部を囲っていたと思われるが、全てを検出することは出来なかった。建物内部に堆積していた土層は表8のイーカの黒色土層とヨーラの層との大きさ2層に分割できる（PL.12-2）。床面直上からは、瀬戸美濃灰釉端反皿等が出土しており、（PL.24-3・7・10）これらは大窯第2～3小期に比定できる。また昨年度調査の土壙23から出土した染付獅子皿と接合した物は第III群-Aに比定できる。（勝山館跡概報IV・図35-7・PL.24-1）、上面の黒色土層から出土した染付端反皿は、過去に出土例を見ないものであるが、勝山館跡概報IVの第V群に含まれるものであると思われる（PL.24-2）。

今回の調査で検出された前述の土壙23と接合した染付端反皿はレ・ソ屑から出土したものであるが、覆土内の位置から、第54号を埋め戻す際に土壙23覆土内の遺物が混入したものと見られ、この事からも当穴よりも土壙23の方が時期的に古いものであるという事が明らかになり、また、土層が黒色土とそれより下位の層で明確に2つに分層されること、遺物の年代の差から、この2つの層の間に若干の年代差が生じていると推される。

なお、その他の遺物は表11に記載した。

第60号堅穴建物跡（第32図 PL.12-5）

18 I 8・19・23・24区に位置する一辺2.4mの方形のもの。入口部と思われる張り出しは南西方向に約1mほど突出しており、南北壁のやや南よりに位置して設置されている。8個の柱穴を持ち、入口部に僅かに浅い痕跡が検出された。遺物は床面直上の物が2点出土しており（PL.24-32・38）、そのうち一点は獅子皿で（PL.24-32）、染付皿第IV群（勝山館跡概報IV）に比定できる物かと思われる。その他に出土した遺物に関しては表11に記載した。

第62号堅穴建物跡（第33図 PL.12-6・7）

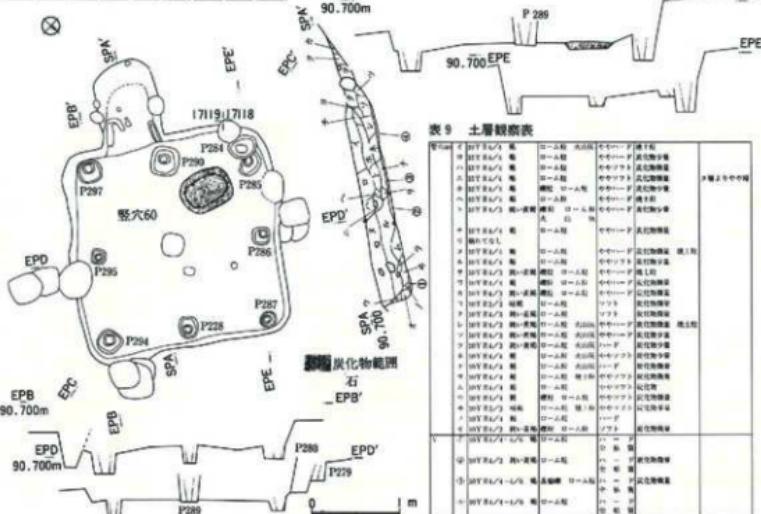
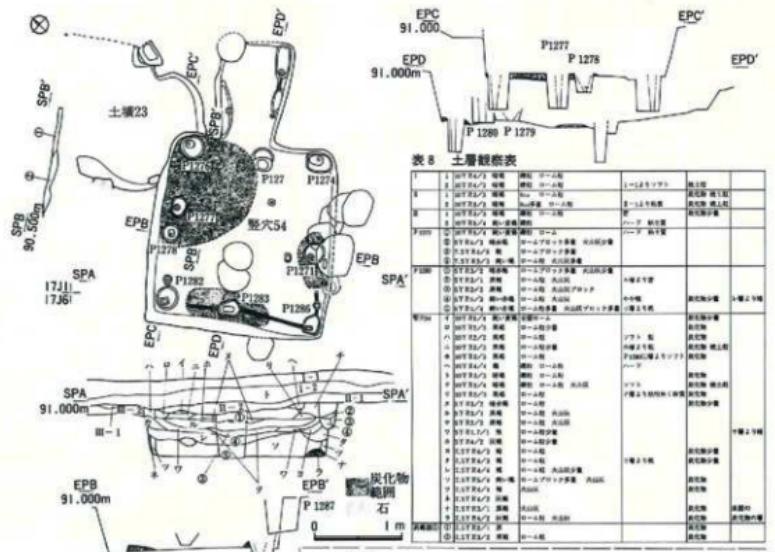
18 I 6に位置し、陶磁器が一括出土した。南東方

向の壁の立ち上がりが削平されており、正確な平面形を検出することは出来なかったが、およそ一辺2.5～3.0mのやや正方形に近い外形を持つことが推察された（図中破線部）。南北壁中央部迫りに約40cm程度の突出部を検出したが、これが出入り部分となり得るかは不明。床面からは深さ平均20～25cm、長径30～40cmの方形で、一辺15cm程の痕跡を持つ柱穴が6個検出された。

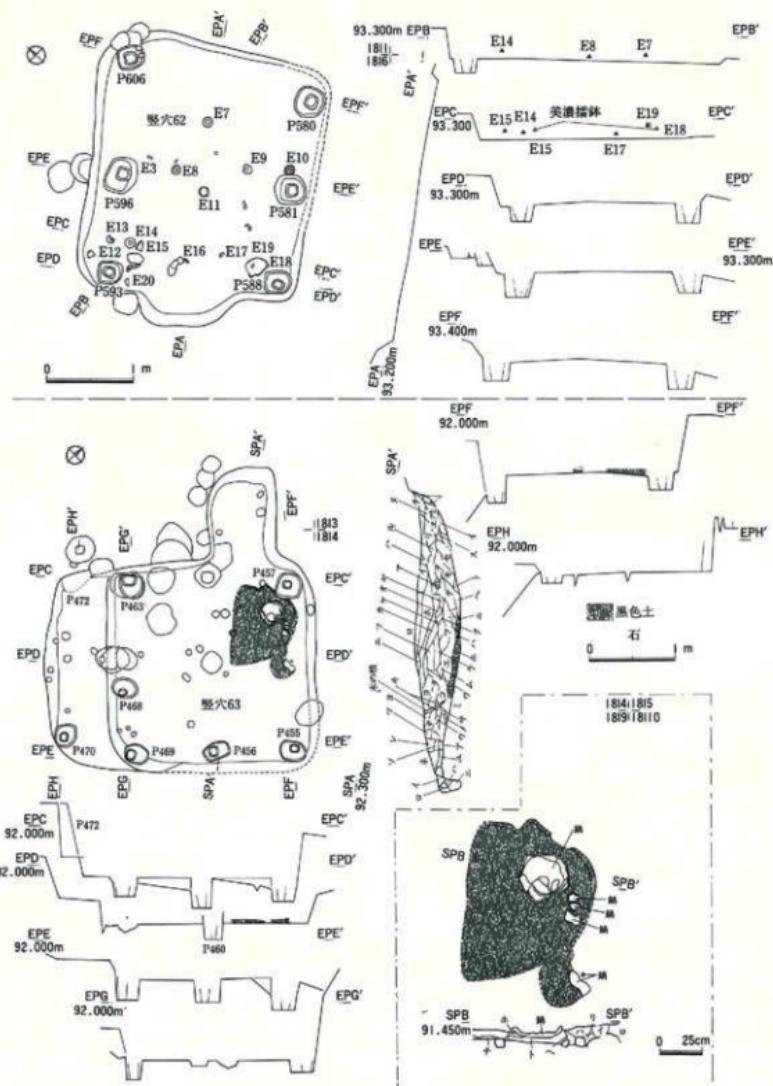
当構造の出土遺物は陶磁器20点の内7点が完形若しくはそれに極めて近い形で全て正位置を保って検出された。図33中のE-11の基筒底を持つ染付皿（概報IVで第IV群とされているもの 図35-25 PL.24-45）E-10瀬戸美濃灰釉折縁内刺皿（大窯第5小期 図35-23 PL.24-48）E-8折縁内刺皿（大窯第5小期 図35-24 PL.24-49）E-14折縁菊削内刺皿（大窯第6～7小期 図35-22 PL.24-50）E-7折縁菊削皿（大窯第6～7小期 図35-21 PL.24-51）E-9天目茶碗（概報IVでII～III期 図35-20 PL.24-56）E-15の美濃播鉢（大窯第6～7小期 図35-28 PL.25-1）がそれである。その他にも破片ではあるが床面直上若しくは壁面から出土したものはE13・16の折縁内刺皿（大窯第5小期 PL.24-52）E-17・20の瀬戸美濃灰釉端反皿（大窯第3小期 PL.24-54）E-12の珠洲播鉢（第6期？PL.25-2）が挙げられる。その他の遺物については表13に記載した。

第63号堅穴建物跡（第33図 PL.12-8～10）

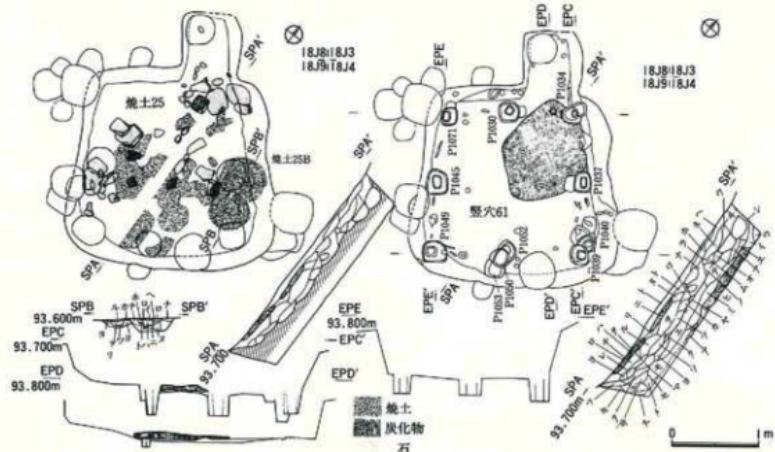
18 I 8・9に位置する。建物南西部にテラス状の段を一段有する。2.4mの方形の建物で、テラス部分を入れると南西方向に長い3.1m×2.4mのものになる。北西の壁に向かって右端から入口部と見られる1m程の突出部が北西方向に緩やかなスロープを持って付けられている。P468・P470と対になるべき柱穴は検出されなかったが、平均深さ30cm、長径約30cmで一辺約10cmの柱痕跡を残すものが7個検出された。床面、柱穴の間には壁材の跡などは検出されなかったが、床面や、壁に向かって斜めに入り込んでいく小柱穴が数個検出された。入口部から向かって左側の床面に広範囲に炭化物を含む黒色の土層が堆積しており、その直上から三足鉄鍋（図33 PL.12-9 図35-27 PL.25-29）が出土した。燃土がないため、その場での火の使用は定かではないが、少なくとも建物



第32図 穴造構平面図他 (54号・60号)

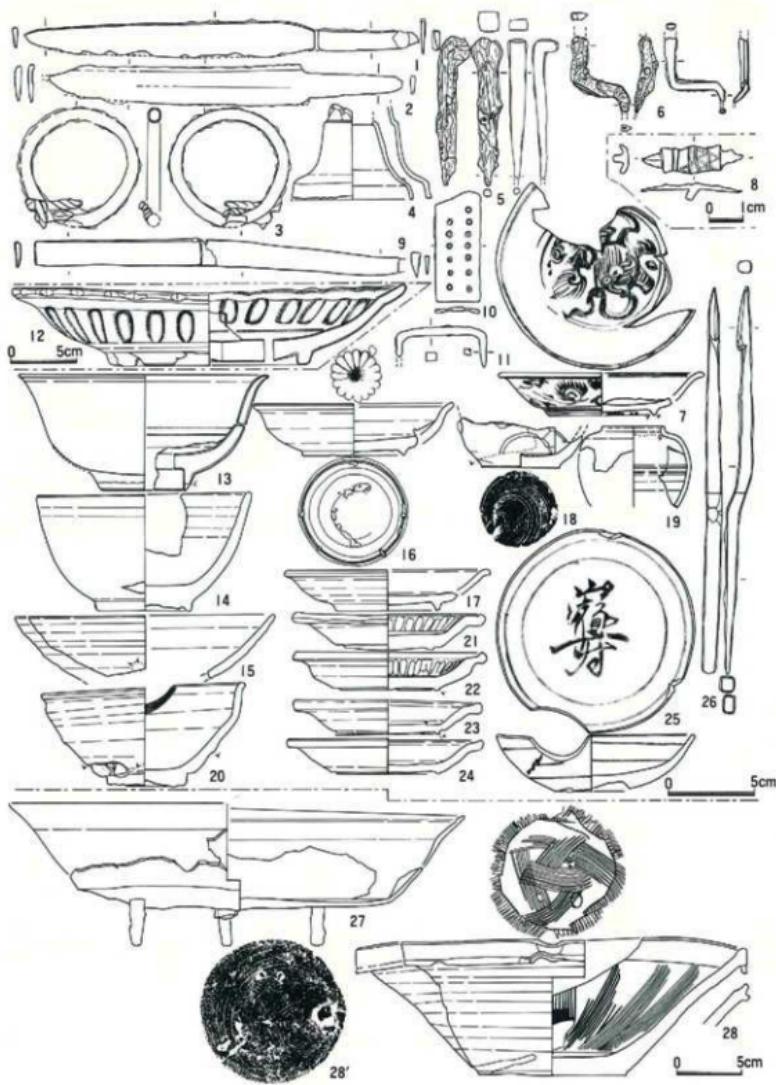


第33図 横穴造構平面図他 (62号・63号)



第34図 竪穴遺構平面図他（焼土25・61号）

表10 土層觀察表（燒土25、第61号、燒土25B、第63号竪穴建物）



第35図 壺穴造構出土遺物

表11 穴穴建物跡出土遺物観察表1

種別	器種	口径	底径	高さ	輪調	胎土	特徴	備考	図版番号
	染付 壺	125.0mm	60.0mm	35.0mm	青みの白	白	端反皿 口唇内外に圓錐有 底部内面に		PL-24-2
	染付 壺	116.0mm	65.0mm	25.0mm	青みの白 黒色絞有	白	端反皿 鰐子皿 土壁23と接合	35067	
	染付 壺						端反皿 底部壠片2点	PL-24-5	
	染付 壺	100.0mm			グレイムの質	白	大頭 口縁内外に圓錐有	PL-24-3	
	湖戸-美濃焼埴籠	95.0mm	50.0mm	25.0mm	グレイムの質	うすい黄	端反皿 見込みに局所的に火を受けた		PL-24-6
	湖戸-美濃焼埴籠	100.0mm			うすい黄	うすい黄	端反皿		PL-24-10
	湖戸-美濃焼埴籠	100.0mm			グレイムの質	うすい黄	端反皿 火熱を受ける		PL-24-7
	湖戸-美濃焼埴籠	100.0mm			グレイムのオリーブ	うすい黄	端反皿 火熱を受ける	尾範2より採取	
	湖戸-美濃焼埴籠	116.0mm			グレイムの質	グレイムのオリーブ	端反皿 口縁	火熱を受ける 2点	PL-24-8
	湖戸-美濃焼埴籠	100.0mm			白		端反皿 口縫小片5点 剥離小片5点	PL-24-9	
	湖戸-美濃焼埴籠						10枚以上剥離		
	湖戸-美濃焼埴籠				くらい黄	うすい黄	剥離	火熱を受ける	
	湖戸-美濃焼埴籠	116.0mm			グレイムの質	うすい黄	丸皿		
	湖戸-美濃焼埴籠				白	うすい黄	剥離	火熱地には赤褐色の斑かれる 2点	PL-24-11
	湖戸-美濃焼埴籠						口縁 口唇部はやくぼみ、瓶内に内板、内に抉り有		
	湖戸-美濃焼埴籠						口縁 口唇部はやくぼみ、瓶内に内板、内に抉り有	PL-24-14	
	湖戸-美濃焼埴籠						剥離 厚口縁	剥離 厚口縁 20mm 帯目9条	PL-24-13
	湖戸-美濃焼埴籠						剥離 内面叩き後ナゲ 外面磨き調整	PL-24-12	
	計								32点

種別	器種	器種	幅	厚さ	長さ・径	重量	特徴	回版番号	種別	器種	幅	厚さ	長さ・径	重量	特徴	回版番号
	刃	7.0mm	5.0mm	20.0mm	3.5g	折打 木質付帯	55056	鉢	4.5mm	4.5mm	17.5g	斜部	斜部	斜部	斜部	
	刃	5.5mm	5.5mm	44.5mm	2.8g	折打 先端部や中段 木質付着	55055	火器	6.0mm	5.0mm	105.0mm	10.0g	芯に偏り	鉄錐	使用	PL-24-15
	刃					折打 先端部欠損の物 等 6点		鋸	10.0mm	4.0mm	30.0mm		刀子と鍔で接着			PL-24-25
	刃							品	鉛錐	10.0mm	7.0mm	79.0mm	43.2g	棒と尖	一本木質付帯	35023
	刃	5.0mm	4.5mm	31.5mm	1.8g	切跡か？ 2点		不明	0.4mm		4.1g					PL-24-27
	刀子	14.0mm	3.0mm	187.0mm	32.7g	締金丸足無で後退	PL-24-26	鋼鉄錐	2.0mm	2.0mm	25.0mm	不明	2点			PL-24-30
	刀子	22.0mm	3.0mm	210.0mm	45.0g	1212泡形 93出土	35052	鋸	4.0mm	35.0mm	115.0g	脚部のみ残存				35024
	刀子	21.5mm	2.5mm	221.5mm	28.3g	2段刃 捲合	35051	漆								
	鉢		5.0mm			縱やなびき形成し反対する 口唇部輕く缺口、口唇部 は剥離にやや変形あり	PL-24-28	骨	57.0mm	57.0mm	370.0g	風化が激しい 鉢輪と内 表面赤褐色化。小孔多数				
	鉢						骨		骨	57.0mm	57.0mm	370.0g	表面赤褐色化。小孔多数			
	鉢						骨		骨	57.0mm	57.0mm	370.0g	表面赤褐色化。小孔多数			
	計						骨		骨	57.0mm	57.0mm	370.0g	表面赤褐色化。小孔多数			
	計						骨		骨	57.0mm	57.0mm	370.0g	表面赤褐色化。小孔多数			

種別	器種	器種	幅	厚さ	長さ・径	重量	特徴	回版番号	種別	器種	幅	厚さ	長さ・径	重量	特徴	回版番号
	湖戸-美濃焼埴籠		90.0mm				グレイムの質	うすいベージュ	端反皿							
	湖戸-美濃焼埴籠		45.0mm				グレイムの質	うすい黄	端反皿	底部 高台三角 見込みに施墨あり 裂						
	湖戸-美濃焼埴籠								端反皿	底部 施墨						
	湖戸-美濃焼埴籠						グレイムのオリーブ	グレイムのオリーブ	端反皿 剥離							
	湖戸-美濃焼埴籠								端反皿	剥離						
	湖戸-美濃焼埴籠								端反皿	剥離						
	計								端反皿	剥離	1点	脚部破片1点				5点
	漆器	輪	厚3	長さ・径	重量	特徴	回版番号	漆器	輪	厚3	長さ・径	重量	特徴	回版番号		
	漆器	刀子	21.0mm	2.0mm	2.0mm	3.5g 槌部分か？										1点
	計															

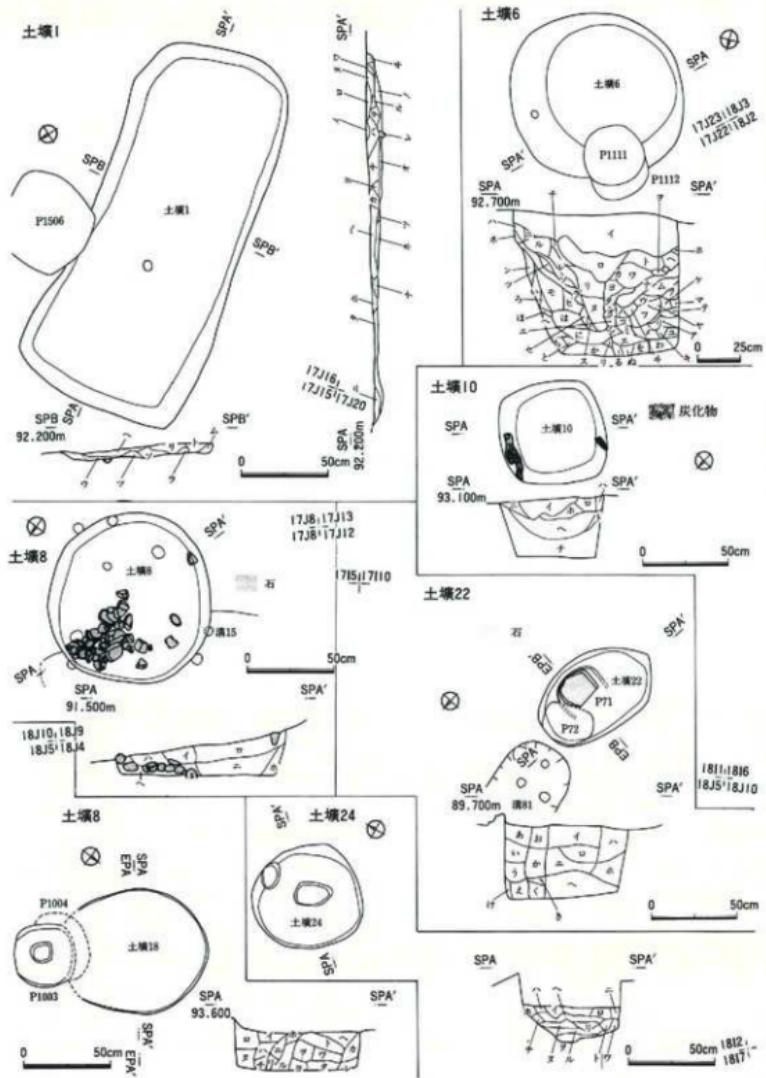
種別	器種	器種	幅	厚さ	長さ・径	重量	特徴	回版番号	種別	器種	幅	厚さ	長さ・径	重量	特徴	回版番号
	染付 壺		65.0mm				青みの白	白	端反皿	鰐子皿						PL-24-22
	湖戸-美濃焼埴籠	95.0mm					うすい黄	うすい黄	端反皿	11盤片						PL-24-34
	湖戸-美濃焼埴籠						うすい黄	うすい黄	端反皿	底部 高台三角 見込みに施墨あり 裂						PL-24-33
	湖戸-美濃焼埴籠						うすい黄	うすい黄	端反皿	剥離						PL-24-35
	湖戸-美濃焼埴籠						うすい黄	うすい黄	端反皿	剥離						PL-24-36
	湖戸-美濃焼埴籠						黒	うすい黄	端反皿	剥離						PL-24-37
	湖戸-美濃焼埴籠								端反皿	剥離	1点	脚部破片1点				7点
	漆器	輪	厚3	長さ・径	重量	特徴	回版番号	漆器	輪	厚3	長さ・径	重量	特徴	回版番号		
	刃	6.0mm	7.5mm	60.0mm	7.5g 折打 実打	PL-24-39										PL-24-42
	刃					折打 3点	PL-24-40	鉢	3.0mm							PL-24-43
	刃					鉢部 2点	PL-24-41	質	不明	7.0mm						PL-24-44
	小札	23.0mm	3.5mm	(44.0mm)	4.2g 上下端欠損	PL-24-42	皿	5.0mm	5.0mm	35.0mm	1.0g 桐箱内に似た形					PL-24-45
	刀子	10.0mm	3.0mm	30.0mm	1.8g 段部付近		他	骨								35028
	計															16点

表12 穴挖建物跡出土遺物観察表2

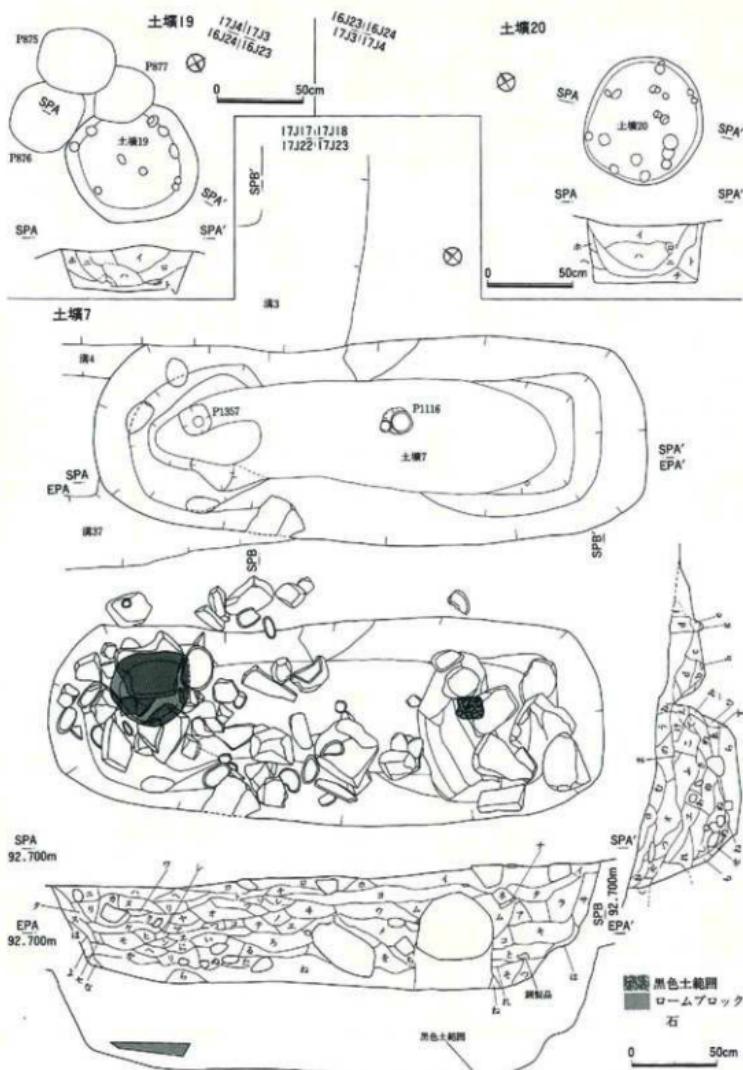
No.	種別	部種	口徑	底径	高さ	幅	調査	層	土	特徴	備考	回収番号	
	青磁	盤	390.0mm	152.0mm	61.0mm		グレイムのオーリーブ	黄みのグレイ	口縁は複数 内厚壁は器形 無開 口上ともに直壁	高年度27L巻と複合	350H12		
	青磁	瓶	144.0mm	47.0mm	67.0mm		グレイムの質跡	うすい青	直底 無足 口縫に口縫に2次底入る 高台底	'93P1481と複合	350H13		
	染付	皿							丸底 口縫に小片 口縫内に圓錐有	2点	PL-26-5		
	染付	皿							端反曲脚部小片 外面に連続する溝缺有		PL-26-6		
	白磁	皿					黄みの白	黄みの白	端反曲脚部		PL-26-6		
	無						黄みの白	黄みの白	端反曲脚部		PL-26-6		
施	無	美濃灰地磁	114.0mm	60.0mm	28.0mm		グレイムの質	うすい青	端直 無足 一側基部 端反曲脚部 光熱を受ける		PL-26-7		
	無	美濃灰地磁	129.0mm	61.0mm	23.5mm		グレイムの質	明るいオーリーブのグレイ	端直 無足 一側基部 端反曲脚部 光熱を受ける		PL-26-8		
	無	美濃灰地磁	116.0mm	60.0mm	30.5mm		グレイムのオーリーブ	うすい青	端反曲脚部 全面輪滑		PL-26-9		
	無	美濃灰地磁	58.0mm				グレイムの質	うすいペーパージュ	直底 高台合形 盤付に4ヶ所切り込み有		PL-26-10		
施	無	美濃灰地磁							口縫跡 6点6個体 他小片6点		PL-26-11		
	無	美濃灰地磁	123.0mm	55.0mm	47.5mm		グレイムの質	うすいペーパージュ	全周輪滑 輪缺 端子脚部有 灰熱を受ける		PL-26-12		
	無	戸塚灰地磁					グレイムの質	ペーパージュ	平脚 平脚 光熱を受ける		350H15		
	無	戸塚灰地磁					グレイムの質	ペーパージュ	口縫等4箇所1個体 輪脚外側に格子状の輪滑有		PL-26-13		
施	無	戸塚灰地磁					黄みのグレー	ペーパージュ	脚部破片		PL-26-14		
	無	戸塚灰地磁小口	45.0mm				グレイムの質	グレー	脚部4ヶ所 周縁断面有 内底、盤付に赤色の研磨有		350H15		
	越前	盤	166.0mm	115.0mm			ペーパージュ		口縫4人組 即日4点 大片を受ける	P1023巻と複合	PL-26-14		
	越前	盤	152.0mm				ペーパージュ		口縫や小脚部 即日9点 灰熱を受ける		PL-26-15		
施	越前	盤					グレイムのプラウン		1枚小片 口縫断面は内底とともに今や四む	無光沢-19個と複合	PL-26-16		
	越前	盤					ペーパージュ		1枚小片1点 瓢形小片1点		PL-26-17		
	無	戸塚灰地磁系人	33.0mm				アラウンの質	アラウンのグレイ	腹形縫 縫跡2点 体側内縫無 大熱を受ける		350H19		
	計										34点		
種別	種類	厚さ	長さ・径	重量	特徴	回収番号	種別	厚さ	長さ・径	重量	特徴	回収番号	
鉢	虹	4.0mm	5.0mm	64.0mm	3.3g	折軋 完形	PL-26-25	小皿			伊予丸 4点 不明 3点	350H10	
	虹	6.0mm	6.0mm	62.0mm	6.7g	折軋 完形	PL-26-26	刀子	12.0mm 3.0mm 35.0mm	5.0g	西端欠損	PL-26-27	
	虹	6.0mm	6.0mm	62.0mm	6.0g	折軋 完形	PL-26-27	品	4.0mm	25.5g	小片 - 9 cm大 9点	PL-26-34	
	虹	4.0mm	4.0mm	6.0mm	2.9g	折軋 完形	PL-26-28	刀子	32.0mm 9.0mm 74.0mm	33.4g	1点	PL-26-43	
	虹	8.0mm	7.0mm	56.0mm	4.4g	折軋 完形	PL-26-29	銅	1.0mm 23.0mm 23.0mm	2.0g	組合光宝	PL-26-45	
	虹	5.0mm	5.0mm	5.0mm	4.0g	折軋 完形	PL-26-20	銅	1.0mm 24.0mm	2.7g	基末通宝	PL-26-46	
	虹	5.0mm	6.0mm	54.0mm	4.5g	折軋 完形	PL-26-22	銅	1.0mm 24.0mm	1.8g	基末通宝	PL-26-47	
	虹	6.0mm	8.0mm	53.0mm	5.4g	折軋 完形	PL-26-21	銅			無名指 2枚	PL-26-48	
	虹	5.0mm	6.0mm	52.0mm	5.4g	折軋 完形	PL-26-23	品	15.0mm 9.0mm 21.0mm	36.5g	万先火振	350H9	
	虹	4.0mm	4.0mm	51.0mm	5.3g	折軋 完形	PL-26-24	不明		12.7g	1点		
品	虹	3.0mm	4.0mm	44.0mm	1.3g	折軋 完形	PL-26-25	スッカ		19.4g	1点	PL-26-44	
	虹	5.0mm	6.0mm	36.0mm	1.8g	折軋 完形	PL-26-26	磁石	20.0mm	91.0mm	上下両側面とも欠失	PL-26-52	
	虹						PL-26-27	金	20.0mm	38.0mm	4.8g	輪伏角扇加工 極大板	PL-26-53
	虹	5.0mm	4.0mm	52.0mm	7.6g	小型 一端が欠損 1点	PL-26-28	動物骨			4点		
器	計										61点		
No.	種別	部種	口径	底径	高さ	幅	種類	厚さ	長さ・径	重量	特徴	回収番号	
施	染付	碗					青みの白	白	脚部小片	直身碗		PL-26-30	
	無	美濃灰地磁					グレイムの質	ペーパージュ	端反曲口縫小片 口縫下に強めの棱縫有			PL-26-35	
	無	美濃灰地磁					グレイムの質	ペーパージュ	端反曲 口縫小片 2点			PL-26-32	
	無	美濃灰地磁	100.0mm				グレイムの質	ペーパージュ	端反曲 口縫小片 大熱を受ける			PL-26-34	
施	無	美濃灰地磁	100.0mm				グレイムのオーリーブ	ペーパージュ	端反曲 口縫小片 口唇部に付着物有			PL-26-33	
	無	美濃灰地磁					グレイムの質	ペーパージュ	平底	口縫小片		PL-26-37	
	無	戸塚灰地磁					グレイムのアラウン	薄い青みのオレンジ	天目茶碗 因縫小片			PL-26-36	
	無	美文士器					純い青みのオレンジ		古付洗鉢	脚部外側に線刻有		PL-26-47	
六	計										多点		
No.	種別	部種	口径	底径	高さ	幅	種類	厚さ	長さ・径	重量	特徴	回収番号	
物	漆	漆	9.0mm	9.0mm	6.1mm	5.3g	折軋 完形	PL-25-37	漆	1.5mm 24.0mm	2.0g	元祐通宝	PL-25-43
	漆	漆	9.7mm	9.4mm	7.4mm	1.9g	折軋 ? 先端部欠損	PL-25-38	漆	1.0mm 22.0mm	2.7g	洪武通宝	PL-25-44
	漆	漆	2.1mm	4.0mm	2.6mm	15.0g	折	PL-25-39	漆	1.0mm 24.0mm	1.7g	政和通宝	PL-25-45
	漆	漆	0.4mm			182.4g	小片 - 5 cm大 9点	PL-25-40	漆			無名指 方化難い 2点	PL-25-42
器	計										44-45		
											23点		

表13 穴穴建物出土遺物観察表3

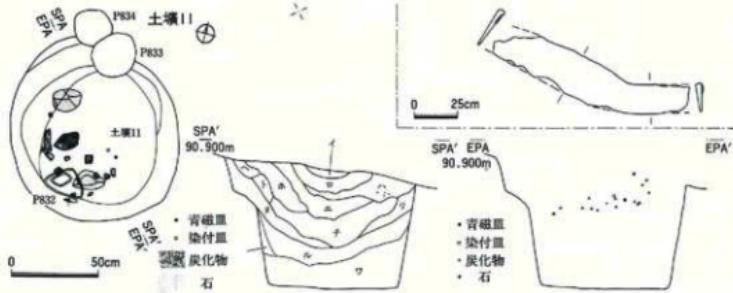
No.	種別	器種	口径	底径	基高	輪調	胎土	特徴		備考	図版番号						
								内縁	外縁								
	染付	皿	115.0mm	45.0mm	35.0mm	子下さい窓	白	手彌足、口縁内側足込に施墨、休耕内画文字文様有			350225						
	染付	皿				うすい窓	白	透眼底を伴つ皿	口縁		PL.24-47						
	染付	皿				青みの白	白	鋼部破片									
	白磁	皿	85.0mm			白	黒色粒多量	白		1819-2・1-4と連合	PL.24-46						
漆	漆バ・美濃灰釉皿	115.0mm	65.0mm	22.0mm	子下さい窓	ベージュ	漆内鉢形 完成 黒色の付着物 基部に輪子有				350223						
	漆バ・美濃灰釉皿	110.0mm	60.0mm	18.0mm	輪子窓	うすいベージュ	新縁内鉢形 地形				350224						
	漆バ・美濃灰釉皿	110.0mm	65.0mm	18.0mm	グレイムの黄	黄みのグレイ	新縁内鉢形 高台二形		2 破片接合		PL.24-52						
	漆バ・美濃灰釉皿	110.0mm	60.0mm	22.0mm	子下さい窓	うすい窓	新縁内鉢形 完成 黒色の付着物 A鳥を含む				350222						
漆	漆バ・美濃灰釉皿	115.0mm	50.0mm	22.0mm	子下さい窓	うすい窓	新縁内鉢形 完成 火熱を受ける				350221						
	漆バ・美濃灰釉皿	100.0mm	50.0mm	22.0mm	子下さい窓	うすい窓	漆反皿 足込に施墨り 口縁完形	Z 破片接合			PL.24-54						
	漆バ・美濃灰釉皿						漆反皿 口縁小破片 1点 他鉢部破片 1点										
	漆バ・美濃灰釉皿	85.0mm			うすい窓	うすい窓	内縁直底部 外縁の輪子有				PL.24-53						
漆	漆バ・美濃灰釉皿		65.0mm			グレイムの黄	うすい窓	漆部破片 高台二角			PL.24-55						
	漆バ・美濃灰釉皿	115.0mm	45.0mm	57.0mm	輪子窓	うすい窓	天日茶碗 ほげ完形 壁に黑色の付着物有				350220						
	漆道	漆棒	290.0mm	120.0mm	185.0mm	青みのラウン	ベージュ	舟口漆棒 ほげ完形 施墨幅7mm 印山11段			350228						
	漆道	漆棒	270.0mm			青みのラウン	ベージュ	漆道的施墨の青みのラウン 口縁に施墨する			PL.25-2						
29点																	
総	被覆	器種	幅	厚さ	長さ・深	重量	特徴	国版番号	被覆	器種	幅	厚さ	長さ・深	重量	特徴	国版番号	
漆	漆	漆	7.0mm	30.0mm	3.2g	木質部付帯	漆軸 先端部欠損品 2点	PL.25-3-4	漆	刀子	漆軸 先端部欠損品 1点	漆軸	7.0mm	41.5mm	8.6g	先端部欠損 1点 漆軸 2点	PL.25-6-7
	漆	漆	4.0mm	30.0mm	3.0mm	三星綱付帯	漆軸 PL.25-8		漆	漆	漆軸 先端部欠損品 1点	漆軸	1.5mm	23.5mm	3.7g	漆軸 1点 漆軸 1枚	PL.25-9-10
	漆	漆	4.0mm				漆軸		漆	漆	漆軸 先端部欠損品 1点	漆軸	22.0mm	30.0mm		漆皮膜 1面 漆軸 2枚	
	漆	漆	26.5mm	3.5mm	38.0mm	5.0g	一頭火鉢	PL.25-5									
計																	
総	被覆	器種	幅	厚さ	長さ・深	重量	特徴	国版番号	被覆	器種	幅	厚さ	長さ・深	重量	特徴	国版番号	
漆	漆	漆	110.0mm	20.0mm	青みの白	白	手彌足、口縁内側足込に施墨、休耕内画文字文様有		漆	漆	漆	12.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-17	
	漆	漆	110.0mm	20.0mm	青みの白	白	手彌足、口縁内側足込に施墨、休耕内画文字文様有		漆	漆	漆	12.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-18	
	漆	漆	110.0mm	60.0mm	22.0mm	子下さい窓	ベージュ		漆	漆	漆	12.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-19	
	漆	漆	100.0mm			グレイムの黄	うすい窓		漆	漆	漆	12.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-20	
漆	漆	漆	110.0mm			青みの白	白		漆	漆	漆	12.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-21	
	漆	漆	110.0mm			青みの白	白		漆	漆	漆	12.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-22	
	漆	漆	110.0mm			青みの白	白		漆	漆	漆	12.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-23	
	漆	漆	110.0mm			青みの白	白		漆	漆	漆	12.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-24	
漆	漆	漆	110.0mm			青みの白	白		漆	漆	漆	12.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-15	
	漆	漆	110.0mm			青みの白	白		漆	漆	漆	12.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-16	
	漆	漆	110.0mm			青みの白	白		漆	漆	漆	12.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-17	
	漆	漆	45.0mm			グレイムのオリーブ	うすいベージュ		漆	漆	漆	12.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-18	
14点																	
総	被覆	器種	幅	厚さ	長さ・深	重量	特徴	国版番号	被覆	器種	幅	厚さ	長さ・深	重量	特徴	国版番号	
漆	漆	漆	20.0mm	1.0mm	22.0mm	1.9g	伊予札 上部のみ残存	漆軸 PL.25-19	漆	漆	漆	7.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-27	
	漆	漆	16.0mm	5.0mm	32.0mm	5.0g	柄部のみ残存	PL.25-24	漆	漆	漆	5.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-28	
	漆	漆	16.0mm	5.0mm	32.0mm	5.0g	柄部のみ残存	PL.25-25	漆	漆	漆	3.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-28	
	漆	漆	9.5mm	9.5mm	22.0mm	64.5g	中央で縦縫 3cm程のかなり有	350226	漆	漆	漆	7.0mm	140.0mm	10.0g	漆	PL.25-29	
漆	漆	漆	15.5mm	6.5mm	27.0mm	4.2g	一方の钩矢植	PL.25-18	漆	漆	漆				漆		
	漆	漆							漆	漆	漆				漆		
9点																	



第36図 土壌 1・6・18・22・24平面図他



第37図 土壌7・19・20平面図他



第38回

表14 土壌セクション土層剖面表（日）

が廃棄された時点での状態に置かれていたのだろう。南東部分の壁の立ち上がりが不明なのは、この地形を形成する際の削平を受けたためであり、土層の中位部以上の自然堆積によると思われる層内の帶状に堆積した黒色土が南東端で分断されていることから削平を受けた段階すでに埋没していたことが窺える。また、南西部にあるテラス状の段は、建て替えによる古い段階のもの一部ではないかと推察できるが、上面での切り合い等がはっきりしなかったため、検討の余地が多分にある。尚、第33図EPC-EPC'にはテラス状の部分が示されていないが、これは作図の誤りで、P463の掘り込みの部分に30cm程の段が形成されている。

出土した遺物については表13に記載した。

焼土25・第61号竪穴建物跡 (第34図 PL.13-1～5)

18J 8・7に位置する。建物跡と、覆土上面に約30cmの厚さで堆積した焼土の層。

焼土25：覆土内には多量の石と多量の陶器片、鉄・銅製品が検出されたが、その出土状態に一貫性がなく、また火熱を受けたものとそうでないものがあるため、この焼土25自体どこか別の場所からの流れ込みではないかと考えられる。また土の層の堆積状態から(PL.13-2)、当竪穴と焼土は時間差を持って堆積したものと考えられる。焼土25Bは平面での状態とセクションから焼土25が堆積した後に形成されたものと見られる。

出土遺物には大窟第2小期に比定される茶入れ(図35-19 PL.26-7)のほか、破損した後に別の用途に転用されたと思われる赤色の付着物のある瀬戸美濃灰釉の袋物(図35-18 PL.13-5・26-8)、第59号竪穴建物跡から出土した破片と接合した青磁盤(図35-12 PL.26-1)、第57号竪穴建物跡から出土した破片と接合した越前檻鉢がある。また最上面からは勝山館跡概報IVで染付皿第IV群とされている基筒底を持つ染付皿の口縁が出土している(PL.26-5)。その他の遺物については表12に記載した。

第61号竪穴：(図34 PL.13-61) 一辺2.4m前後の方形であり、北西壁の右端に80cm程の、入口部と見られる張り出しが設置されている。床面には壁材の痕跡が見られ、壁にも斜めに入り込んでいく小柱穴が数個検出された。25～30cmの深さの

直径20～25cmのやや方形で一辺10cm前後の柱痕跡を持つ柱穴が8個検出されたが、2～3回の重複がある。床面直上に広がる炭化物の層からは瀬戸美濃灰釉碗が出土しているが、小片のために時期の比定は出来ない。覆土中から大窓第1～3小期に比定されるものが検出されているので、竪穴の形成、使用、埋没時期はそれ以前と考えられる。床面の柱穴P1040柱底内から繩文土器の底部が出土している(PL.13-3・25-47)。ここで記述しなかった遺物については表12に記載した。

(柳沼 弥生)

土壙1 (第36図)：調査区南西側、17J 16区より検出。長径約220cm、短径約90cmのやや角の張った楕円形を呈しており、深さは最深部でも10cm程度非常に浅い。

土壙1はP1506に切られているため、第7号掘立柱建物跡より古い。第6号掘立柱建物跡・第8号掘立柱建物跡との関係は不明である。

遺物は、覆土中から魚骨片、クルミ、磁着石、玉砂利等が検出した。また、加工痕のある骨片も1点出土した。

土壙6 (第36図)：調査区西側17J 23区より検出。開口部約1m、底約75cmのほぼ円形で、深さは約85cmである。

覆土の中央に炭を50%以上含んだ黒色土の層(フ・ナ)が堆積している。分層を行った柳沼の土層観察記録によると、層序は上下で著しく異なっており、下位の層は柔らかく細分し得るが、上位の層はややしまりのあるロームを含んだ層である。

覆土中から釘、磁着石、玉砂利、骨片のほか、炭化した種子では米、小豆、ヤマブドウ、クルミ、繩文土器、フレーク等が検出された。

土壙7 (第37図)：17J 22・23区に位置する。南北3.2m、東西1.2mの楕円に近い隅丸方形で、深さは最大約70cmである。土壙7は、溝4と溝3より新しく、溝3より古い。また、南側の床面で繩文期と思われる遺構が確認されている。土壙の南側にはロームブロックが集中していた箇所があり、北側には黒色土範囲がある。

遺物は、陶磁器、銅製品、鉄製品、炭化米等である。染付皿は口縁部が2点出土している。いずれも端反りの皿である。美濃皿の時期は特定できなかった。銅製品は、板状の銅を加工したものと、中央?に四角いくぼみを持った皿状のものとがあ

るが、破片のため器種の特定には至らなかった。いずれの鉄製品も、表面に気泡の様な穴が確認される。鉄製品は、刀子、小札、鏃、釘が出土している。刀子は、刃区の部分であると思われる。鏃は、口縁部と丸口の湯口を持つ底部の一部が出土した。覆土中には、約90個の石がほぼ一様に分布しており、その他鐵造剝片、炭化した米・小豆、サンショウウ・ヤマブドウ等が検出された。

土壤8 (第36図)：調査区北東側17J 7区より検出。溝15・22・23が交差する位置にあるが、いずれの溝も土壤より古い。土壤中の柱穴は、溝に伴うものと考えられる。開口部約1m、底部約90cmのほぼ円形で、深さは最深部でも27cmと比較的浅い。

覆土は全体的に礫粒とローム粒を含んだ暗褐色土を中心とする。また、北東よりの床面に、5cm前後の石が集中して検出された。覆土からは中柄と思われる骨片、炭化した米・小豆・ヤマブドウ・クルミ、未炭化のアカザの種子が検出された。

土壤10 (第36図)：調査区西側18J 10区より検出。開口部60cmの丸みを帯びた方形で、深さ35cmである。

覆土全体に炭化物を含み、中位の黒色土層(～)の上部、ロ・ニ層との境目に図で示した比較的大きな炭化物が検出された。覆土中にも炭化物が多く含まれ、炭化種子では、米、小豆、ヤマブドウ、サンショウウ、クルミ、骨片等が検出された。

土壤11 (第38図)：調査区北東端、正面の空塙に面する横列のすぐ後方、17I 1区・17I 2区に位置する。南北1.1m、東西1mのほぼ円形で深さは約70cmである。北側に土壤より新しい2個の柱穴(P833・P834)と南側に土壤より古いP832がある。

土層は、①、ロームを多く含む褐色土(イ・ロ)、②、焼土粒・炭化物を比較的多く含む暗褐色土(ハーボ)、③、全面炭化物の黒色土(ヘーチ)、④、②よりやや明るく炭化物と少量の焼土粒を含む暗褐色土(リーヴ)に分けることができる。

出土した青磁皿は二層より出土し、最終の接合確認作業で見つかったため図示しなかったが、溝34のもの(第39図2)と接合した。また、染付皿はハ層より出土した。図に示した鉄製品は、松崎の言によると、内鐵の柄から刃にかけての部分ではないかということである。覆土中では、鐵

造剝片、銅銭の破片、炭化した米・小豆・サンショウウ・ヤマブドウ、縄文土器、フレーク等が得られた。

この土壤は、概報 XV の土壤 3 に酷似している。筆者の力不足でこれら土壤の性格は未だ判然としないが、土壤11は、槽と見られる掘立柱建物跡に隣接しているが、これに付属する溝から出土したものと接合する青磁皿が出土しており関連性を検討しなければならない。

土壤18 (第36図)：調査区西側18J 4区より検出。南北82cm、東西72cmの楕円形を呈し、深さは約20cmである。

土壤18は、P1003 (第24号掘立柱建物跡)・P1004 (第22号掘立柱建物跡) に切られている。

覆土は、暗褐色～に近い黄褐色土で、礫粒とロームを含む。遺物は、鉄片、炭化クルミ、骨片等があり、未炭化のアカザ・ヤマブドウも出土した。

土壤19 (第37図)：調査区東端16J 24区より検出。開口部径約75cmのほぼ円形で、深さは約25cmである。覆土は、全体的にローム粒と炭化物を含んでいる。また、P877 (第1号掘立柱建物跡) に切られている。

土壤20 (第37図)：調査区東端、16J 24と17J 4区にまたがって検出。開口部径70cmの円形で、深さは35cmである。

土層は、に近い黄褐色土(ホーチ)、黒褐色土(ニ)、さらには黒褐色～暗褐色土(イーハ)の順で堆積している。また、底から小柱穴が19個検出された。遺物は、鉄片、鐵造剝片、炭化した米・小豆・サンショウウ・縄文土器等が出土した。

土壤22 (第36図)：調査区東南角17I 9区より検出。長径75cm短径45cmの楕円形の土壤である。覆土は、基盤礫が多く、全体的に礫及びローム粒が含まれている。

土壤24 (第36図)：調査区南側18I 2区より検出。開口部は、径約60cmのほぼ円形である。底面はやや凸凹として中央に浅いくぼみがある。柳沼の言によると、当初は大型の柱穴として掘り上げ作業を進め途中で土壤と判断したため、セクション図は上部半分を欠くこととなった。覆土層に火山灰が大量に含まれている。 (佐藤 一志)

(6) 出土遺物の概要

豊穴建物跡等出土の遺物については遺構毎にその都度既述した。遺構との共伴関係特定作業が未了のその他の遺物の主な物を第39~42図、PL.17~23と表7で示すとともに本年度出土の各遺物についてその概数を表18、19に集計した。

a 陶磁器

総破片数2,963点が出土した。勝山館の時代の所産とした物は2,917点、国産品が1,690点、舶載品が1,227点、5.8:4.2の割合である。又全破片数の74%は碗皿類であるがその53%は舶載品である。なお表16の下欄に過年度の調査で出土した本地區に帰属すると推される破片数を集計した。この中には第二平坦面直下に二重に巡る空塹のAとした内側の塹覆土中の遺物のうち、昭和63年度出土数を加えてある。なお平成2年度の塹覆土出土遺物1,819点については、本年度調査区とは中央通路を挟んだ北西側の地区にも近いことから除いてある。

青磁（第39図、PL.17）：碗は口縁が強く外反するもの（17-1）と直口縁のものがある。1は平成2年度出土の同一個体によれば見込みに圓線、印花が押されるようである。直口縁のものは、無文（8~10、13）、線描きの蓮弁文（2~6、29）、省略された雷文（11）、一条の沈線文のみのものなどがある。12はがっしりした外開きの高台を有する硬質のものである。線描き蓮弁文には2・3のように市広の蓮弁のものと細描きのもの（5、6、29）がある。皿は、22、1点のみが丸皿であるが他は葵花皿である。15はやや大ぶりのものである。25は小环としたものであるが小皿とすべきかも知れない。25は、外面に巾1.5cm余の蓮弁を線描きし、内面に4mm余の巾で内そぎがめぐる。26、27の香炉は同一個体かも知れない。袋物としたものは注口部と小片2点で水滴の類かと推される。軟質で透明感が高い。

白磁（第39図、PL.17）：碗は直口縁で丸味のある休部を持つ低平なもの（31、32）と口縁が直立し、見込みが水平のもの（39図3）がある。皿には小型、削り出し高台の丸皿がある。37~39は硬質のものである。环としたものには小波状口縁で外面に沈線を採り、内削ぎのものがある。端反り皿に漆黒のものがある。

染付（第39図、PL.18）：碗は端反り口縁、蓮子碗型、腰の張る例、鏡頭心型などがあり、各々、

各種文様が描かれている。20は鏡頭心型の口縁部と推される。皿は端反り皿と丸皿があり、丸皿は系底と基底底のものがあるが、後者では中央に魚文を貼り付けたものが多く見られた。9は漆黒の底がある。1~3は外面青磁釉の染付皿で他に2個体分程が出土している。15は口端の釉を剥ぎ鉄漿を塗ったものである。二次被熱で変形が激しい。同種のものが、18 J 6区焼土34等から出土している。形がまとまり文様構成の推定できたのは勝山館でははじめてである（概報IV-PL.8上、左から2点目も文様構成から同種と推される。又口兀げの碗の一部とした二例は、いずれも15の口縁部破片であった。不明をお詫びしたい。（概報Ⅳ-45・52頁他、XV-45・52頁他）

赤絵・鐵釉・朝鮮（第39図・PL.22）：赤絵は碗・皿が出土している。図示はできなかったが鐵釉碗の口縁破片が一点出土している。朝鮮（PL.22-2~6）は碗又は皿と瓶・壺である。3は見込みに赤色地が付着している。瓶は薄手のもの（5）など2個体分が出土した。4は刷毛目が施されるらしい。やや軟質である。

瀬戸・美濃・志野（第39図、PL.20）：灰釉と鐵釉の碗皿、擂鉢などが出土している。灰釉碗は丸碗と平碗である。丸碗には無文のものと沈線で巾広の刻先蓮弁を描くもの、その省略されたものなどがある。口唇の軽く外反する碗で口縁下2cm程のところに二条の沈線を廻らし、9mm巾の刻先蓮弁文を描くものがある。PL.20-1は底径5.5、口径13.0、高さ6.5cm程のやや大型の無文の碗である。漆黒の例が一点ある。表中平碗は8点で他は丸碗である。27、29は口唇部内外に黒色炭化物が付着する。灯明皿として使用したものであろう。又18~21の高台には、焼成後の刻みないし抉りがみられる。浪岡城出土物の中にも類例がある。袋物としたものは焼土25出土の小壺、その他としたものは瓶の底部破片である。鐵釉は碗と皿の口縁片、焼土25中の茶入である。

唐津、土器（PL.21、22）：唐津の浅い碗、皿が出土している。8・9は同一個体、10は朝鮮かもしれない。朝鮮袋物としたものの1個体は唐津かとも推される（20）。後考したい。12~14はかわらけである。12は口唇端部が整形され、内面直下が凹錐状に凹む。

珠洲・越前・備前（第42図、PL.21）：珠洲は擂

表15 出土遺物観察表 イ陶磁器

種別器種	法 盆			施 漆	刷 土	特 徴	備 考	図版番号
	口 径	底 径	深 度					
青 磁 鍋	137.0	48.5	76.5	グレイムのオリーブ のグレイ	あかるいオリーブみ のグレイ	直口縁、萬文文、見込「楕浜」款	18J 6 黒土34個	39-1
青 磁 盆	(116.0)	46.0	29.0	グレイムの黄みどり	ブラウンみのグレイ	後花口縁下に割花文、見込「露船」	17J 2 1ゾ34	-2
青磁付盆	135.5	77.0	29.0	明るいグレイムの黄	黄みの白	後脚、見込花文	18J 1 黒土34個	-3
白 磁 鍋	131.0	56.0	69.0	黄みの白	白	高台裏に「楕」字、器内外に不明施物付 有。	17J 21墨地	-3
白 磁 盆	128.0	66.0	36.0	白	白	後脚、盤付のみ無地、付滑物あり	18J 1 日地	-4
後 付 缶	(128.0)	48.0	51.0	黄みの白	白	口縁直下内外に界線、体部、見込に花文	17J 15墨地、16J 2日地と接合	-6
染 付 缶	(127.0)	58.0	66.0	黄みの白	白	施壁が厚く壁の張る角っぽいた形、体部アラ ベスク文、被熱。	18J 2 1ゾ35 25個と接合	-7
染 付 缶	(144.0)	48.0	56.5	グレイムの黄	うすい黄	外脚垂頭及見込上に刻立文	17J 15墨地	-5
瀬戸美濃焼椎輪	(127.0)	54.0	66.0	グレイムの黄	うすい黄	全體施物、縁下脚	17J 9 1ゾ35	-10
瀬戸美濃焼椎輪	129.0	62.0	24.0	グレイムの黄	うすい黄	施足裏、見込印押、見込に脚が瘤の被熱	18J 1 黒土34個	-12
瀬戸美濃焼椎輪	117.5	60.0	28.0	グレイムの黄	うすい黄	施足裏、見込印押	17J 9 1ゾ3	-11
瀬戸美濃焼椎輪	115.5	63.5	23.0	グレイムの黄	うすい黄	施足裏、見込印押	18J 6 墨地59	-13
瀬戸美濃焼椎輪	84.0	45.0	21.5	くらい黄	うすい黄	施足裏、見込印押	17J 16 1ゾ2	-15
瀬戸美濃焼椎輪	(81.0)	42.0	23.5	グレイムの黄	グレイムの黄	施足裏、体部下位に横線付滑物あり	18J 1 黑59	-14
瀬戸美濃焼椎輪	81.0	47.0	22.0	グレイムのオリーブ	グレイムのオリーブ	施足裏、体部下位に横線付滑物あり	17J 17 1ゾ2	-16
瀬戸美濃焼椎輪	(120.0)	45.0	64.0	オリーブみのグレイ	グレイムのブランク	施足裏高台、蓋付に日直、被熱	17J 2 墨地	-9
越前 寺	151.0			オリーブグレイ	ブラウンみのグレイ	最大径240.0mm片口直、画面のヘラ記号 をもつ	17J 3 墨地	42-1
越前 錫鉢	350.0	166.0	122.0	ページュ	ページュ	9枚の半円の壁し日、周納は1~4cm、1 部踏出し日が復元する	18J 1 黒土34個	-2
越前 錫鉢	425.0	181.0	170.0	赤みのブラウン	赤みのブラウン	画面目が直に施される、見込の壁は青 海波模を施す。不明施物付有	18J 1 黒土34個	-3
李朝(?)小瓶	(80.0)			グレイムの黄	グレイ	最大径103.0mmロクロ目が残る、刷毛目 被熱	18J 6 黒土34個	39-17

表15 ロ鉄製品

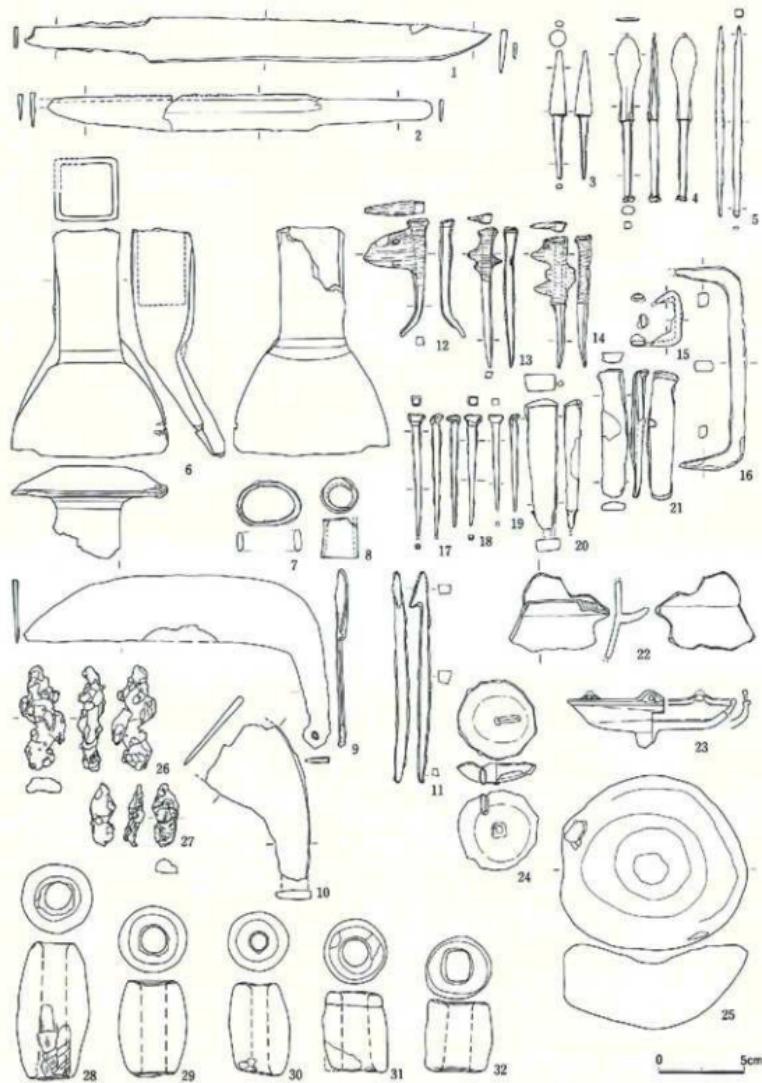
種別器種	幅 mm	厚 mm	長 mm	重量 g	特 徴	備 考	出 土 地 点	図版番号
刀子	24	5	(263)	59.5	直長66mm 刃先部分欠損		18J 1 四	40-1
刀子	22	3	(222)	33.0	直長64mm 斧尻足掛		18J 1 四	-2
鎌	14	2-4	(95)	11.8	鍔舟先端部欠損、根が細平な削先を呈す		17J 7 四	-3
鎌	10	9	74	9.6	鍔舟部38mm		18J 7 四	-4
鎌	8	6	198	19.8	アグリ持つ、本体断面角		17J 2 四	-11
鎌	26	3	370	55.1	平作り 目鉄穴有		18J 1	-9
鎌	51	4	35.3	5.3	柄持部分		17J 15 1ゾ2	-10
鎌 金 具	12	4	13.0	外径32mm、内径30mm、武板を丸く曲げて接合			18J 7 III	-7
鎌 金 具	23	2.5	8.3	外径21.5mm、内径18mm、武板を丸く曲げて接合			17J 6 ワメ上	-8
釘	6	5	63	5.0	折打		18J 1 黒土6	-18
釘	5	6	69	5.8	折打		18J 1 黒土6	-17
釘	5	9	76	9.0	折打 木質部付有		17J 16 8 1	-12
釘	6	9	74	11.4	折打 タ		17J 16 8 1	-11
釘	7	6	80	8.0	折打 タ		17J 16 8 1	-13
釘	10.6	6	116	53.2	完形 斜面長方形で両端の曲った大釘		18J 8 III	-16
釘	0.4	3	31	5.5	完形 小釘		17J 22 III	-15
衝	19	9	(75)	38.8	一端か厚く他端が薄い斜面三角形のもの		18J 8 III	-20
衝	15	6	73	21.1	ねじ完形		17J 29	-21
鉗			430.0	全長30mm、身部分63mm、焼抜毛部欠損			18J 6 レンチ	-6
四 鉗 (?)	5	(51)	37.5	口縁下にうすいつばがつぶある			17J 12 三	-22
鉗			144.5	丸頭にあり、口縁3ヶ所に耳耳が付く1個は欠損			18J 9 三	-23
箇 台			37.7	箇、中央に縦縞模がある			17J 7 三	-24

表15 ハ銅製品他

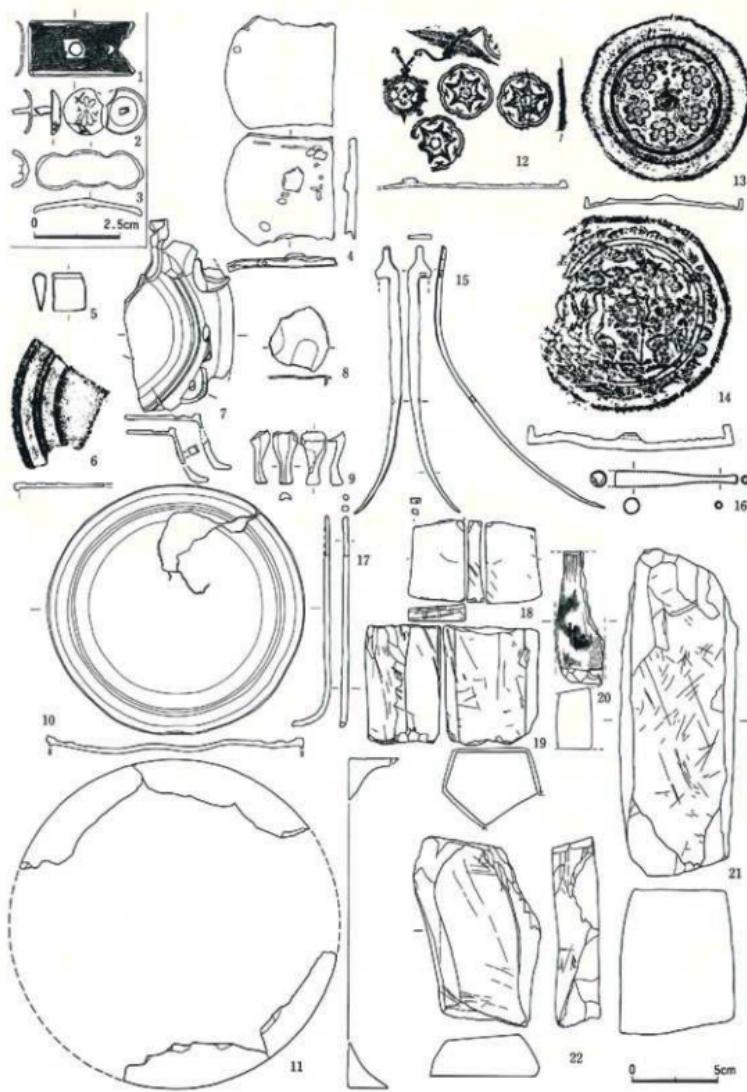
種別番号	幅 mm	厚 mm	長 mm	重量 g	特徴	備考	出土地点	因縁番号
鏡	21.5	1.0	19.0	3.8			18J 11III	41-5
目 貞	11.0	2.0	31.0	2.1	純化が激しく文様等不明		18J 1 銚土34	-3
八 双 金 物	16.0	5.0	30.0	2.9	七子が海かれれる		18J 1 銚土34	-1
八 双 瓶		1.5	13.0	0.8	花が刻まれる 1本足である		18J 7 III	-2
六 器		2.0		5.2	地径6mm、薄手円形、縁の高さ5mm		18J 7. P1084	-8
鐸	14.0		31.0	7.8	武庫等はない。火合、仮供養などの足か		18J 3. 1-II	-9
鏡	高 8 32.0	2.0	幅徑 190.0	90.3	鏡頭 縫口の片身のような形、表面に二重の圓極、裏面に吊耳がみられる		18J 5 1 V36	-7
鏡		3.0	徑 149.0	315.0	伏延表面に二重の圓極をめぐらし内・外・中の三区に区分、双鏡かもれない		18J 2 III	-10
鏡	2.5	徑 149.0	39.7		伏延 上と同上		18J 5 I	-6
鏡	2.0	徑 90.0	107.7		7個1單位の菊花ち鏡を配す。中央丸鏡 上方に双雀、残紋帯を二重に配す		18J 2 III	-13
鏡		3.0	(189.0)	100.0	双鏡と銀鏡が一つに接吻六瓣窓(六瓣)ニ六舟花(鉄鍍唐?)を二重に配す		18J 2-17 J K I	-12
鏡	5.0	徑 (119.0)	415.0		銀鏡、松竹梅が配される。鏡序は裏向の角 二重圓		内鏡式厚鏡	-16
鏡	13.0	3.5	195.0	13.2	全体に純化が激しいが底部が可憐のようである。二本の足のうち一本が欠損		18J 7. P208	-15
キ セ ル	10.0	1.0	(79.5)	5.3	吸口部 屋宇が残る	近世か?	18J 2 II	-16
不 売 銅 製 品	65.0	8.0	62.0	121.4	平背の部品か?		18J 4. P1001	-4
不 売 銅 製 品			(124.0)	10.4	中心が少し太い丸棒状、一端は削円、削出した他端は尖先		18J 11III	-17
鏡	69.0	15.5	(177.0)		暗灰色、部分的に墨痕あり。長軸方向の施剥あり		18J 7. P1487	
鏡	40.5	20.0	(52.5)		ブラシシミのグレイ		18J 1. P1479	-4
茶 石		7.0	徑 26.0		黒色で表面は滑らか		17J 19III	-6
茶 石					小片、下臼で毫量の部分である		17J 22III	-7
石 皿	106.0	37.0	100.0		底106×100の倒円形で中心に11mmの凹あり		17J 17III	40-25
鏡 石	30.0	10.0	(47.0)		断面方形、表面とも鏡面の中央部が摩耗		18J 3 P1102	41-18
鏡 石	53.0	42.0	(68.0)		断面三角形、表面は4面		18J 4 III	-19
鏡 石	(28.0)	32.0	(75.0)		欠落部分が多く、再整形徒手のものか、表面とした面に黒色部分あり		18J 1 III	-20
鏡 石	82.0	65.0	187.0		断面は方形、表面は1面、2側面が磨光している		18J 2 III	-21
鏡 石	65.0	23.0	(101.0)		断面五角形、表面中央が凹、全面に擦痕あり		18J 25II	-22
とうすい	40	14	78.0		管状		17J 22III	40-28
とうすい	37	12	39.0		管状		17J 2 III	-31



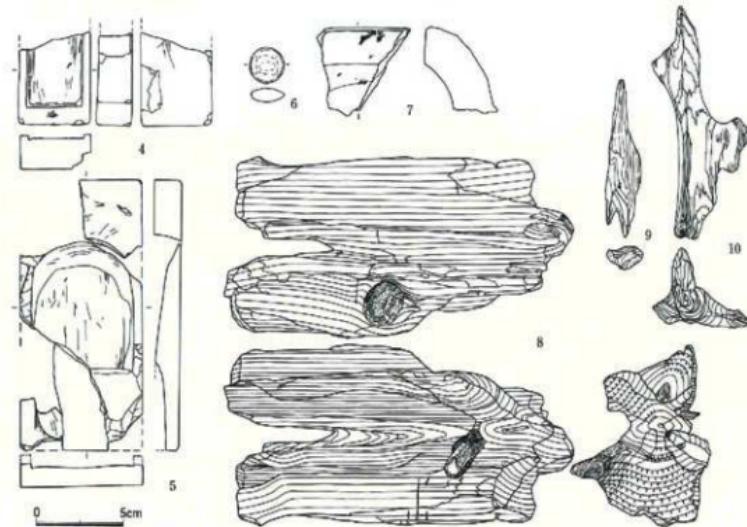
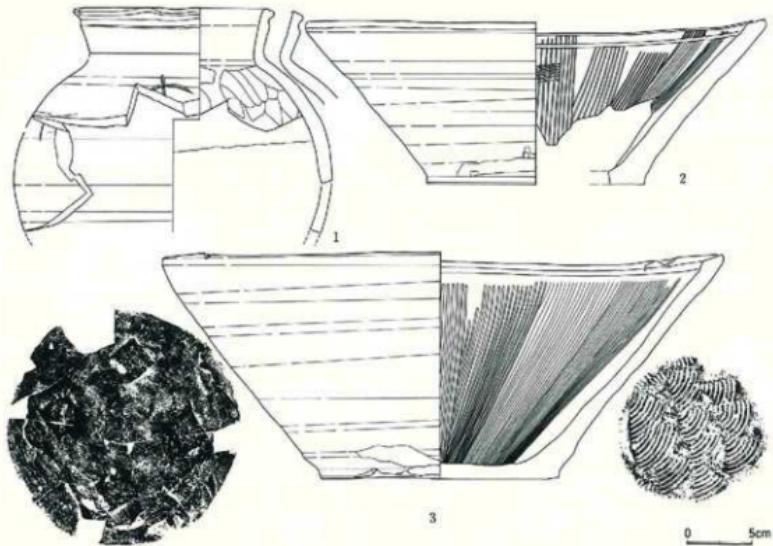
第39図 調査区出土遺物（陶磁器）



第40図 調査区出土遺物（鉄製品他）



第41図 調査区出土遺物（銅製品他）



第42図 調査区出土遺物（石製品他）

表16 出土遺物集計表（陶磁器—第二平坦面東部）

(總破片数)

年度 調査区	分類 器種	船					國										合計	個別	近世	總計				
		中 國					國																	
		青磁	白磁	染付	油絵	鉢類	小計	瀬戸	美濃	志野	店津	土器	磁瓶	漆酒	信楽	(高麗)	小計	個別	合計	個別	近世	總計		
平成6年	碗	109	35	183	6	1	6	340	152	90							243 (583)	583	17	600				
成6年	皿	47	281	471				819	734	24	1	4					763 (1,905)	1,905	1,982	13,169				
平成6年	かわらけ						0										3 (3)	3	3					
度調査区	杯	2	3	3			8										6	1	9					
度調査区	盤	19				19											19	19						
度調査区	香炉	2				2	4										6	6	6					
度調査区	椎体・こね跡							14			462	5					481	481	481					
度調査区	盤・座・鉢					35	35										175	1	13	189	224 (柳文)	4 229		
度調査区	袋物	1					1	1	5								6	7	2	9				
度調査区	その他	3					3	1									1	6 (3)	1	7	12			
度調査区	合計	182	340	657	6	1	41	1,227	892	119	14	1	5	2	637	6	0	12 (1,690)	0,369 (2,917)	2	442,963			
昭和62年	碗	83	18	226	5	10	342	69	113								183 (525)	525	31	556				
昭和62年	皿	54	291	410	5	2	763	564	5								577 (1,340)	1,340	41	1,344				
昭和62年	かわらけ																	0						
昭和63年	杯	9	6			13												13	1	14				
昭和63年	盤	19				19												19	19					
昭和63年	香炉					0											0							
昭和63年	椎体・座・鉢					0											482	6	491	491	491			
昭和63年	袋物					9	9										211	5	216	225	225			
昭和63年	その他							1	1									2	2	15	17			
昭和63年	合計	156	318	640	10	22	1,146	634	120	3	9	693	11				1,470 (2,865)	2,865	0	562,672				
昭和64年	碗	192	53	469	11	1	16	665	221	263								436 (1,194)	1,194	481	1,156			
昭和64年	皿	101	500	881	5	2	3 (1,582)	1,298	29		1	12					1,340 (2,922)	2,922	172,939					
昭和64年	かわらけ																3	3 (3)	3	3				
昭和65年	杯	2	12	7		21													21	2	23			
昭和65年	盤	38				38													38	38				
昭和65年	香炉	2				2	4										944	11	972	972	972			
昭和65年	椎体・座・鉢							17									386	6	403	449 (柳文)	4 454			
昭和65年	袋物	1				1	2	6										6	9	17	26			
昭和65年	その他	3				3	1	1										2	5 (3)	1	12	18		
昭和65年	合計	338	656	1,297	16	1	632	373	1,526	239	17	1	14	3 (1,330)	17		1,333 (1,669)	0,403 (5,533)	2	1005,633				

表17 出土遺物集計表（鉄製品他）

種別	数量	点数	重量(g)	備考	種別	数量	点数	重量(g)	備考	種別	数量	点数	備考
					武器・武具	小柄	3	49.5	骨	話頭	1	1994年出土と接合	
銅 狩獵・漁撈具	刀子	33	240.5		甕	1	3.8		角	牛柄又は剣突具	15	折損品	
	鎌	2	21.4		目貫	2	3.6		器	環状鹿角製品	1	サイモン？	
	小札	165	945.9		八咫金物	1	2.9			合計	17点		
	計	200	913.6		八咫鏡	2	1.9						
	鏃	2	84.3		革	1	1.8		木製品	柱材	1	柱根	
	鍾	2	90.4		計	10	63.5		不明材	不明材	2	うち1、礎板？	
	山刀	3	113.0							合計	3点		
	締金具	6	71.4										
	計	13	359.1										
鐵 建築・加工工具	釘	489	2,018.0		仏像	1	114.7			硯	3		
	鍛	10	306.7		六器	1	5.2		墨	石	1		
	櫛	2	59.6		脚	1	7.8		茶臼	白	1		
	鑿	4	102.2		鉢	3	387.7		臼	白	2		
	金	1	19.7		計	6	515.4		石	墨	2		
	新	1	430.0						砥	石	25		
	内鍛？	1	26.8						石	原石	60		
	計	508	2,963.0						球	球	8		
									凹	礎	11		
									不	明	10		
生 活 品 具	鍋	202	9,980.5		合計	35	1,705.5		有孔石製品	品	1		
	鍋ワル	1	4.0										
	羽釜？	1	37.7										
	火打金	2	7.8										
	火箸	7	67.1										
	皿	1	144.5										
	燭台	1	18.7										
	計	215	10,260.3										
銅 鐵 不 明	利器	2	31.2										
	容器	2	107.1										
	その他	21	361.1										
	計	25	499.4										
	合計	961	15,027.7										

鉢と甕?、越前は甕、擂鉢、壺が出土した。図3の擂鉢は法量の大きい、勝山館では新しい時期のものであろう。備前とした27は、勝山館の時代とすれば初出であるがご教示を戴きたい。

b 金属製品

鉄・銅製品、銅錢が出土している。

銅製品(第40図、PL.23)：武器、狩猟・漁撈具、建築・加工工具など961点、15kg余が出土している。新は初出である。皿は3カ所に吊耳の着くものである。菜売りの秤に形状は似る¹⁾が速藤元男は銅又は木製の物が使われるとしており²⁾、他の用途を考えるべきかも知れない³⁾。燐台としたものは、折れ曲がった芯立てが皿に接着している。図22が所謂鉢蓋の類であれば図は天地逆である。又炊事用の釜としては少し鉢や径が小さいかと推される。佐藤が内せんと前述したもの(第32図)は断面三角形であり、下端に刃部がつくられている可能性が高い。

銅製品(第41図、PL.23)：武具、宗教具など35点、1,700g余が出土している。八双金物(図1)には2のような鉢の止められていた痕が残っている。4は周縁に凹みがあり、嵌め込みや覆輪がつけられていたものか。7は吊耳があり鉢蓋としたが、凹面口縁が外反して水平面を作っているのは伏鉢に変化していると推される。銅鏡が5面出土している。12は二重の周縁で内外に区分しその周線上と内側に六弁の花(鉢縁蓮?)が配される。4年度出土品と接合した。蓋とした15は足中央部と付根部の内側に凹みがあり、左右の足がつながっていたようであり、別種かもしれない。

10の伏鉢と13、14の鏡は近接して出土した(PL.15-I)が、下に木質(織維質)物が付着しており(PL.23-22-24)、包まれるか、箱に納められていた(包まれて)ことも考えられる。地面を掘り込んでの埋納の形跡は見い出しきなかった。鏡が仏具(宗教具)である伏鉢と一括して扱われることは、日常生活具としてのみではなく宗教具としても用いられていることを示している。4年度出土の鏡に懸垂用の孔があけられていたのも同例であろう。

c その他

硯、碁石、砥石、陶錘、骨角器、柱材、鐵治関連遺物などが出土した(第40~42図、PL.23)。

鐵治関連遺物：第40図26、27は銅滓である。41図11は、粘土製で、径19cm程の円盤状になるものである。外観は厚さ2.5cm程の円盤状であるが後述のように外円から2.2cm余の巾のリング状のものであったかと推される。外側はほぼ直角につくられるが内側は若干内湾する三角形状を呈している。外面は平滑に仕上げられている。全体に被熱しており一部赤変したり、細かいひび割れが見られる。ひび割れが表面を剥がす状態の部分があり、土器焼成時の化粧(土)仕上げに類した加工が施されているようである。断面を見ると中央“芯”的部分が三角形に黒色化し、2~1mmの厚さで赤~灰色に変色した膜が外周しており、この変色が廃棄後の二次的なものでない限り、先述のように断面三角形のリング状のものと考えなければならない。化粧仕上げ、被熱などから鋳造品の鋳型かと推される。雌雄、使用法等検討しなければならない。単なる偶然かとは思われるがリング状の内径が伏鉢(図10)の外径とはほぼ一致することも記しておきたい。この鋳型の出土地点は豊59の覆土及びその周辺であり、被熱、赤変し、面取りがされ、内側に管状の穴が通る粘土塊(表17下)181点、3.6kgが同一地点から出土している。これらも含め、更に検討を加えることとしたい。

骨角器：5年度に出土した話頭の先端部、鉄錐を挟む溝の対面、錐止めの穴の上部が出土した。この話頭については前年度概報XVで検討を加えたところであるがこの穴の部分で折損したため、下部を丸く削り落とし、再使用を試みたものとの推測を強くしたところである。

(松崎)

(注)

- 1) 日本常民生活絵引 4
- 2) 日本職人史序説 速藤元男
- 3) 平成5年度の調査で秤のおもりは出土している概報XV

III 小括

平成6年度の遺構確認調査は、第二平坦面、中央を縦貫する旧道（中央通り）跡南東側前方部を対象とした。検出の遺構・遺物の概要は前述したところである。各溝間・各柱穴間・溝・柱穴間等の各遺構間の前後関係とそれに伴う遺物の年代観等々に未整理のところが多いが以下に概説してみたい。

1. 遺構

調査区北隅で、第1～4号建物跡、竪穴54などを検出した。前年度の調査で竪穴55、土壤23が見つかった地区である。

第1、3号建物跡と2、4号建物跡の身舎相互は1m余の間隔で位置しており、付属と推した柱列を含めると双方が並存することは不可能である。2、4号建物跡には、竪穴54が先行し、更にそれに土壤23が先行している。これらの中の遺構が形成される平坦面や中央通りがその前に作られ、その時には竪穴55が廃棄されているとしたところである（概報IV）。建物跡の配置のみからは第1号、3号、2号、4号建物跡の順序が想定され、1、3号に先行又は併存して土壤23、竪穴54が存在するかと推される。2、4号建物跡の前後関係はP1255・1256の切り合いでもとにしているが、前述のように遺構全体の配置からは、なお後考すべきところがある。2、4号建物跡存在時の1、3号建物跡地の様子は定かでない。1号建物跡が3×4間で南西を1×4間に仕切るのに対し、3号の建物跡は3×5間で、3×2間と3×3間の二重に仕切る。又、2、4号建物跡は共に3×3間で北東に1×3の下屋（庇）が付く建物である。なお該地区では、北東隅列縦にP1225・1223・1214（1213）やP1244・1240（1201）の柱列がみられるがこの柱間と柱筋は、平坦面端部を巡る横列の東15J23・24区の空塹を跨いて対応する8個の柱穴からなる横状遺構（概報X）のそれにはほぼ対応しており或いはこの横状遺構に関連する柱列とも推される。

調査区中央北に第5～9号建物跡、10・11号建物跡が想定された。この地区的北西は中央通路の側溝に面している。ここには溝1・2で画された地割の中に5号建物跡及び一部柱穴を欠失する一

回り小型の建物跡（5'号）、溝18・19で画される地割内に8・9号建物跡があり、この両者に跨って溝3で画される地割とそこに建てられる6・7号建物跡がある。6・7号建物跡の南東脇には10・11号建物跡がある。5号建物跡は溝2で画され、1号溝に画された5号建物跡がその拡張されたものと推される。この時、やや近いが9号、8号建物跡が併存している可能性が高い。9・8号建物跡はともに3×5間の規模であるが、P1111・1113等に延びる3×7間となるのか、或いはこの柱列からなる壠状のものが取りつくかと推される。これは5号建物跡に類似の形態である。この両者の廃絶後に建られるのが溝3で画される6号建物跡であり、それを継続するのが7号建物跡となろう。この南東に隣接する10・11号のうち、11号建物跡は、9・8号建物跡と並存できないと推される。11号より古い10号建物跡が8、9号建物跡と併存する可能性は否定できないが、6・7号建物跡と10・11号建物跡の並立としておきたい。

調査区中央17I16・21区周辺は2×3間の小規模な建物が1棟想定された程度で、基本的にはL字型或いはコの字型に柱列を配することによって、既述の建物跡の立つ居住空間や、調査区南西地区の一段高くなる建物群からなる地区とを区分するとともに、その柱列に画された広場的な空間として位置付けられるようである。調査区東隅や南東の格様の建物跡などから推測を運びながら、武者溜り的な広場と想定できようか。

調査区東隅とそれに連続する華ノ沢沿いの南東地区は既述の地区的建物跡とその基軸を異にする建物で構成される空間である。

東隅付近は、北東前方部へ傾斜する原地形を盛り土成形して平坦面を作り出し、空塹斜面を直線的に削出しているが、その直下の正面の大きな空塹が北から南へ回り込んでいるその角には正体して、コの字型の溝に囲まれた空間に2×3の建物が建てられるのが基本である。最も古い2×2の16号建物跡には区画溝は伴わず、P88～132の開口を想定した。このうちP267、273の柱穴が特に深いのは出入口等の位置を示すのであろうか。又、北隅の柱穴が欠失しているが、恐らく前面の空塹

斜面の崩落や削出とそれに伴う欄列の作り変えの為、検出できないものと推される。16号建物跡には、13号、12号、14号、15号建物跡が続き、溝11、17、7、6が対応すると推している。又13号建物跡北側の柱穴も16号建物跡同様に欠失している。柱間面の面積は16号建物跡の36.32m²を最大にし、15号建物跡の21.73m²と次第に縮小している。これらの建物跡はその位置、方向などから構等の防御機能を有する建物と推察するものである。

華ノ沢沿いの南東地区には、最大で90cm程低く青灰色の岩盤まで一段切り下げた、8×12m程の長軸を華ノ沢と並行にする長方形の地割がつくりられ、建物が建てられている。

この地割部分では、竪穴建物（第60号）1基、重複する掘立柱建物跡2棟、その2棟の掘立柱建物柱穴で切られる溝27や、規模等の不明な礎石立の遺構などから、五期前後の遺構の重複を想定したところである。そのうち最も新しい第18号建物跡を3×5間と想定し岡表示した（第23図）ところであるが、これに伴う溝8と横状遺構を閉む溝との新旧や齋がりを明らかにしなし得なかった。これらのことから、この地区的最終期には横状遺構は消失し、3×5間の18号建物跡が単独で存在すると想定してはみたが、18号建物跡を先行する17号建物跡と同様の3×4間とし、東隣の横状遺構と南東地区的建物跡はほぼ同期間並存し、両者が一體となってこの地区的防衛的機能を果たしていたとすべきかと思われる（第5図、付図1）。

調査区南西部はI8・5、J5、I5の調査区ラインにはば沿ってその北東部とに段差を作り、段の直下に溝18・19、45・55、36等を設けて、区画を明確に作り出している。この段や溝に跨る建物等を見出しえないことから、この区画線は、館形成の早い時期から意識され、ほぼその存続期間中継続して踏襲されていたものと推される。

この調査区南西部西隣に第19~21号建物跡を想定した。北西は中央通り側溝の溝64・86に面し、北東、南西を溝18・19・25・26が画す一角である。この区画内やここに見つかった竪穴59号の調査が途中にあり、南西端は未調査区に統いていることなど不確定な要素が多い。2×5間の19・21号建物跡、3×5間の20号建物跡を想定したがなお次年度の調査と併せ検討することとした。

南西部中央に第22~24号の建物跡を想定した。

22号建物跡は24号建物跡に先行するが23号建物跡と24号建物跡の前後関係はP628・627とP621・622、1015・1016と矛盾した調査結果となった。22号と24号は共に3×4間でその面積も約45m²となっているので22・24号と連続した建替えと推される。従って23号はこの二棟に先行又は遅れるとすべきと思われる。P110・989がこの地区を形成する段の斜面や肩に位置しているのは、この段が途中で幾分南西に寄せられたことを示し、23号は以前の建物跡であることを示していると思われる。又この23号建物跡よりも以前に竪穴61ががあったことになる。なお鉤になる柱列などから、他の建物跡も想定されるところであるが、未調査区と連続していることでもあり、更に後考することしたい。

南西部南隅には25・26号の建物跡を想定した。P513・514からは26号建物跡が新しいと推される。P544・558・569の柱列などもあるが建物跡としてまとめることができなかつた。この地区的柱穴は比較的浅く不明瞭なもののが多かった。後述するようにこの地区は南東の帯郭や北東から南西に至る通路状の空間の交差部分（角）にあたっており通路等に伴う簡単な小屋のような建物の跡かとも推される。P544・558・569・512・510・450や570・511・449の柱列は通路脇の隙縫のものともされよう。なおこの地区には25・26号に先行する竪穴63があるが、竪穴も建て替えが行われていると推される。

華ノ沢に面する調査区南隅の一角には、一段低く切り下げる帶巾2m程の平坦面が華ノ沢沿いに細長く延び、その沢直上の端部には布振りの溝に（小）柱穴の伴う数条の欄列が見つかった。今迄の勝山館発掘調査では全く見られなかった新しい遺構である。調査目的の項でも述べたところであるが、この地区も含めた第二平坦面の華ノ沢側は現況地形図にも幾つかの階段状の段差が見られたことから、北西寺ノ沢側とは異なった形状・つくりとなっていることが予測されてはいたが、この調査結果と現況地形から、この細長い平坦面は更に華ノ沢沿いに南西に続き、帯郭状を呈するものと思われる。又、この平坦面の本年度調査区南隅には華ノ沢へ落ちる溝があり、17・19・24区境付近の斜面に階段状の石積み見られることなどから、この帯郭状の遺構が幾つかに区切られること

や上段の平坦面と帯郭状遺構の連絡通路がいくつかあることを予想させるものである。

これによって17I 5区の寺ノ沢へ落ちる溝や25・26号建物跡と17・18号建物跡の間にある2m巾程の柱穴の少ない傾斜面は一部階段状の掘り込みも含めこれと同様の路の一つと推すことができる。なお16I 25・16I 21から25の間の柵列と帯郭状の平坦部が欠失しているが、これは前述したように（盛り土成形した？）この間が地すべり又は崩落しているためと推される。

これらの建物跡などの配置を通観してみると、調査区南側の帯郭状遺構から、第25・26号建物跡と第17・18号建物の間を経て、第17・18号建物跡と27号建物跡の間を通り、柵と想定した第12号～16号建物跡の西へで、更に第2号建物跡と第6・7号建物跡へ至る、柱穴や建物跡（遺構）の少ない空間を見る事ができる。17J 15区から12区に南東から北西に統く段が図示されている（第5図、付図1）が、前年度の調査記録や本年度の調査初期の観察によれば、この段は17J 11区まで続き、中央通り側溝に繋がっていたものであった。従ってこの段とその北東の溝22・23、24間の80～120cmの巾の空間は、館内の建物配置や地割・段の造成時に計画的に設けられたと/orが可能である。恐らくは館内部の通路として機能していると推される。この場合、段（通路）が中央通りに接する17K 10・17J 1区に存する5号建物跡やそれに先行する柱列（建物跡）はこの段や通路の設けられる以前のものと/oことにならう。一方同じ位置にある4号建物跡は1～4号建物跡の中では最も新しい時期としたところであり、その時にはこの段と通路が遮らることから、4号建物跡の南東から北へ回るルートを想定しなければならない。これについては前述したところではあるがなお検討することとしたい。又、このいずれにしても中央通りへの明瞭な繋がりを遺構として把えることはできない。なおこの通路は、今年度調査区の南西側南部18I 2・7区、豊穴62と25・26号建物跡の間を抜けて更に南西の調査区外へと続いているものと推される。

第二平坦面北東前方から南東暁ノ沢側にはその端部に柵列が何處か作りかえながら廻っている。これらの柵列に並行する長短幾条かの柱列が検出された。中央通りを夾んだ北西側の第二平坦

面端部では、柵列に沿った長方形の柵、或いは棟敷状の遺構が想定されており、これらの柱列も同様の遺構の一部や、柵列の補強に関連するものかとは推するが明らかにできなかった。

豊穴建物跡が8基検出されている。このうち豊穴内の火焚を示すと思われる炭化物の集積、黒色土、焼土等の認められた例が5基あり、うち2基は鐵鏡が床面から出土した。豊穴62では、埴6点、碗1点、擂鉢1点、鐵鏡、刀子漆器皮膜が出土した。陶磁器が完形ないしはそれに近く、床面に近い位置から正位置で出土しており、一括してこの豊穴内で使用されたと推される。豊穴遺構を、技術集団（職人）の作業場とする見解も多いが、これは居住性を強く示す例と言える。しかも少なくとも7点の陶磁器（豊穴内外の周辺で、更に数個体分の破片が出土した）を所有しているということも予想外であった。只、他の豊穴も含め陶磁器の一括出土という際立った状況のみから豊穴遺構の性格づけをすることは避けることとした。

豊穴59は調査未了である。火災のため全体が炭化材に覆われている。A・Bとした二基が別棟で同時存在したのか、時間差を持つのか、或いは全体で一基の遺構なのかなお検討しなければならない。Aでは床面壁際四隅に石敷きがあり、その上面に砂利が敷きつめられている（PL 11-I-9）。又、Bでは、炭化した梢穴の痕跡と思われる穴の残る土台材（同5）や直立する壁板材、柱材（同4・6）などがあり豊穴の構造についての新たな知見が得られつつある。

豊穴遺構の年代については前年度調査した豊穴55のように勝山館築城の初期にあたる例、54のように更に次の段階の例などがあり、又今までの調査でも掘立柱の建物などと相互に前後関係があり、継続して勝山館跡に存在することと推してきたが、本年度調査の豊穴62床面出土の一括陶磁器類は勝山館跡出土陶磁器の中では最も新しい時期としているものを含んでいる。実年代では16世紀も末葉、或いは17世紀初頭に比定するところがあるかも知れないとしてきたところのものであり、勝山館の最終末期まで豊穴遺構が存続し、それを使用する一群が館内にあってその居住集団の一部を構成していたことを明らかにするところとなつた。豊穴遺構は勝山館とともにあり続いたことになる。

土壌1・7のような、巾1m前後、長さ2~3m余の長方形を呈するものは新しい発見である。覆土中の遺物からは館と同時代と推される。円形の土壌について幾つかの類型を推定しているが、併せて更に検討していくこととした。

建物跡を区画する溝に炭化した板材が見られた(PL. 15~6、7)。掘りあげられた溝には板の側壁が付き、それ支える為了打ち込まれた木杭の跡が小柱穴として検出されるであろう。溝の移動や側壁の作り替えが、溝底全面の無数の小柱穴となっているのである。小柱穴を伴う区画溝には板で土止め側板が付けられ、雨やその他の排水溝としても機能していたと推される。

2. 遺物

調査によって出土した遺物について、遺物観察表11~13、15~17に記すとともに概要を略述し、表16~17に集計した。陶磁器の示す年代は瀬戸、美濃大窯の初期から末期、志野や胎土目の唐津焼が流入するまでである。從来から瀬戸窑窯期の陶器や、白磁面取など15世紀中葉前後を示す遺物が散見されてはいるが、この時期の遺物のみを伴うと確定できる遺構の存在は、今少し確かではない。一方終末期については、豊穴62の一括資料が豊穴の遺物構成としても良い資料を示すことができた。

青磁盤はいくつかの破片が出土していたが、本年度は勝山館跡で初めて形状を示し得た。青磁染付がまとめて出土した。染付は新出のものがあった。伏焼き(口禿げ)の碗と推してきたものもそうした皿の口縁部破片であった(PL. 19~15)。刷毛目を施した瓶をはじめ、季朝の陶器が數点出土した。以前刷毛目青沙器碗や白磁碗などが出土しているが、季朝のものが意外と多いようであり、今少し留意してみたい。

金属製品では、新、内鑓?羽釜?吊耳付鉄皿などが新たに見られた。鋸、鑿、錐、金槌?、に新

が加わり、勝山館の大工道具が更に豊富になった。握柄と湾曲した刃部からなる鉄片を内鑓?とした。木工具ではあるが大工とは別の職人を想定しなければならない。類例によって後考したい。

銅鏡・伏鉢が近接して出土している。三点とも下面に同一の織維質の付着物があり同一の条件に置かれていたらしい。埋納を示す振り込みなどは見出しえなかった。欠損や歪みを生じた時期によつては磨耗の可能性も残ることとなる。鉢が計3点出土した。錘鉢としたものも伏鉢であろうか。仏(宗教)具を用いた儀式には楽器も使用されているらしい。

単なる偶然かとは推されるが、鉢の外怪の一通り大きな、円形をなす鉢型と思われる土製品が出土した。るつば、銅地金、銅津・滴、末製品などが出土した銅鋳造作業場跡が中央通りの北、客廳空間の一画で検出されていることから、この鉢型?についても、周辺の遺物、土層の堆積等も併せて検討することとした。今年度特に出土数の多かった砥石とその原石、鉢型?とした熱赤変した粘土塊なども関連するかと思われる。

回転式鉗頭の根夾みの“つめ”が出土した。前年土壤23から出土した鉗頭の欠失していた“つめ”である。残存する根夾みの“つめ”的内側についた半円形の疵(概報IVでは溝と記す)を、“つめ”が折損して短くなった片側の根夾み再生させようとした時に生じた痕とし、この鉗頭は更に鉗の修復なども試みたが、最終的には再使用を断念し、放棄したものと推した(XV)ところである。この“つめ”的出土でこの推測は裏付けられたものと思われる。

殆どの遺物について帰属する遺構を決定する迄の整理が行われていない。豊穴・土壤出土の遺物としたものも、床面の出土とそれ以外とに確定できたものは少なく、遺物・遺構の両者について更に検討を加えていくことが必要である。(松崎)

IV 保存処理

1. 鉄製品

今年度は1,200点の処理を行なった。従来通り鏽除去、エタノール浸漬による脱水、パラロイドN AD-10の20~30%ナフサ溶液による減圧含浸、接着等を行なった。処理の内訳は釘、鍵、錠、鍵、火薬、火打金、小柄、小札、小刀、銭等である。処理後シリガゲルを入れたO・Vフィルム内にて密封している。

2. 銅製品

185点の処理を行なった。鏽除去、エタノール脱水後、ベンゾソトリアゾールのエタノールの2~3%溶液による減圧含浸を行なった。処理の内訳は香炉、煙管、小柄、仏具等68点、北宋~明の銭117点である。

3. 木製品

(1) P・E・G処理

1,100点の処理を行なった。P・E・G 20%~90%と順次濃度を上げていった。今までと同様に処理中の遺物の中から任意の遺物を抽出し、重量を計測していき重量の変化がなくなったところで処理を完了した。処理の内訳は箸、柾材等である。

(2) エタノール表面処理

900点の処理を行なった。処理の内訳は下駄、取手、曲物、底板、折敷、鞘、中柄、鍔、柱材、柾材、羽子板状木製品、人形等である。

4. 漆器

10点の処理を行なった。昨年と同様P・E・Gによる処理を行なった。処理の内訳は碗等である。処理の際には破損を防ぐために木製品と分けて処理を行なった。方法は幅22cm横44cm、深さ15cmのステンレスの蓋付きの箱にP・E・G水溶液を浸し、その中に破損を防ぐために不織布と脱脂綿により梱包した漆器を入れた。その後そのままステンレス箱を密閉した状態で恒温乾燥機に入れ65°CでP・E・G水溶液の温度を上げ20~90%の含浸を行なった。P・E・G処理後表面には余分なP・E・Gが付着している状態にあるが、比較的安定した状態にある。今後表面に付着しているP・E・Gの除去等を行なう予定である。

5. 今年度のまとめ

(1) 漆器、木製品について

今年度処理の木製品、漆器は昨年度同様、平成2年度大手空塗から出土したものである。

漆器については今年度処理したものは漆被膜及び塗りの状態があまり良好ではなかったが、被膜の剥離、損傷等もなく比較的安定した状態にある。またさほど黒化はしていない。

木製品のP・E・G処理については木製品の含水率も低く比較的しっかりと状態にあったため、処理後も安定した状態にあるが、処理後の木製品表面には余分なP・E・Gが付着し複数の木製品が密着した状態となっており、損傷の危険性もあるため、早急にエタノールによる表面処理の必要性がある。

(2) 鉄製品、銅製品

今年度からエアーブラシを導入した。これは鉄、銅等の金属製品の鏽除去用のものであるが、鏽除去の際、遺物への衝撃が極めて少なく、また細部まで鏽を除去できるので非常に有効であった。使用機材はペビコンプレッサー、技工用ベンシルブルスター、作業箱、集塵機である。

6. 今までの問題点

何年かの処理期間の中で木製品のP・E・G処理に因る問題としてステンレスのP・E・G含浸槽の劣化ということが以前から問題となっていた。

これについてはP・E・Gが常温含浸できる低濃度(20~40%)のときは熱を加えないため通常のプラスチック容器や発泡スチロールの容器に入れ、含浸を行なえる。しかし60%以上の高濃度になるとP・E・Gが常温の水には溶解しなくなるため一定の恒温状態(約65°C)での含浸となる。そのため通常の容器は使用出来ず、ステンレスの含浸槽による含浸となる。含浸槽内のP・E・Gがアルカリ性なのになぜ含浸槽を損傷させるのか不明であった。

これについては本来アリカリの性質を持つP・E・Gが熱を受け、濃度が高い状態では徐々に酸化が始まり、含浸している木製品に付着している泥等が、含浸槽の底等に付着し、含浸槽底部の表面に小さな傷を作り、その部分が酸化し、針の穴

大の無数の微小な穴（ピッキングコロージョン）を開けた可能性が非常に高いとのことであった。^{註)}

以前に、常温状態で長さ2.5m程の小さなステンレス水槽に、木製品と常温状態ではP・E・Gが充分溶解する限度の40～50% P・E・G溶液を約半年程入れていた結果、特にこの水槽には針の穴大の微小な穴は開かなかった。またここ2年程漆器の処理をP・E・Gで行なっている。その際やはりステンレスの容器で行なっているが、容器内部には針大の穴は確されず、P・E・G溶液が外部に漏れることはなかった。

漆器は他の木製品にくらべ泥の付着が極めて少

なく、容器内部のステンレスに傷がつかなかったためと考えられる。その後木製品の含浸槽のステンレス自体を厚い製品に切り替えたが、やはり穴が開いたため、銅製の含浸槽も検討したが高価なため実現に至っていない。含浸槽内部に入る水管も当初ステンレス製を使用したが、やはり含浸槽と同じく針大の穴が無数に開いたため、銅製のものに切り替えたところ、そのような現象は起きなくなった。（斎藤）

註） 北海道開拓記念館 小林幸雄氏のご教示を得た。誠りは筆者の責である。

V 上之国勝山館跡における中心部の建築遺構

文化学院 鈴木 重

はじめに

北海道檜山郡上ノ国町に所在する中世の勝山館跡については、上ノ国町教育委員会により昭和54年より発掘調査が進められ、各年度の発掘調査環境整備事業概報（以下、発掘調査概報と略記する）が刊行されている。また、それをもとに遺構の性格と館内の生活、あるいは陶磁器などの物資の流通や銅・鉄器の生産活動など、館跡に関する総合的な研究が進められている¹⁾。平成2年から5年にかけて、館主体部の第二平垣面東北地城の発掘調査が行われ、勝山館跡の中心施設と目される建物跡が検出された。その位置は、主体部東面の推定大手門跡（実際は東北面であるが、便宜的に東面と記す。以下、方位はこれに倣う。）と西面の掲手門跡を結ぶ中央道路の北側、大手門を入ってすぐ右手の平坦面が北方に張り出している所である。本稿の目的は、発掘調査概報²⁾と縮尺40分の1遺構図をもとに第二平垣面東北地城の建築遺構を検討し、その変遷過程を明らかにすることである。以下、この地城を中心建物が検出された東北部とその南に隣接する東南部およびそれらの西側に隣接する西北部と西南部の4地区に分け（附図2）、第1章と第2章でこれら4地区的建築遺構と、それらの時期区分について考察する。そして、第3章でこれら4地区における建築の変遷過程を明らかにし、さらに中心建物について復元的に考察する。なお、発掘調査概報は建築の遺構番号を調査年度によって地区毎に付けており、以下の記述では、原則としてそれによって地区毎に述べ、特に調査年度を示す必要がある時は概報の号数を頭に付することにする。たとえば、平成3年度に調査した東北部地区的1号建物はXIII-1号建物と記す。

第1章 東部地区の建築遺構と時期区分

第1節 東北部の建築遺構³⁾（付図2）

1-1 敷地と地割関係の遺構

中心建物が検出された東北部は、第二平垣面東北地城の東北部にあって東面から北面にかけて大手の空堀に挑む円弧を呈した敷地であり、その規

模は長径で計って南北43m、東西39m程、広さは約1,380m²である。敷地の東面から北面を館主体部の外周を巡る柵列によって囲んでいた。東北部は小区画に分割されず、全体が一般地に纏まっている。これは当地区が他と異なる大きな特色であり、中心建物の立つ敷地であることを良く示している。西側に隣接する地城（西北部）は南から北方にかけて0.2~0.8m程土地が高くなっている地盤を形成し、その段上に掘立柱建物などの区画施設が造られた。南側に隣接する東南部との地境にも溝や柱列などの区画遺構が検出されたが、これら隣接地区の地割構造については隣接地区的地割と合わせて述べることにする。

1-2 建物遺構

1) 掘立柱建物跡と同柱列跡

□ 1号建物と1号柱列

1号建物は敷地の中央に立つ桁行6間、梁間3間の東西棟で、南面西端2間に桁行2間の中門廊を突出する。主屋は方3間の部屋（九間、ここのま）を東西に二室づけた平面であり、側廻りと部屋境1間毎に角柱を立てる⁴⁾。柱間寸法は平成3年度の発掘調査概報に6.6尺等間とされる。40分の1遺構図をもとにした寸法を参考までに記すと、越桁行は約11.91m（39尺）、梁間約5.86m（19.2尺）、桁行各間とも約1.98m（6.5尺）等間、梁行各間約1.95m（6.4尺）等間である。中門廊は南面と東面の柱柱がなく、柱間は桁行約2.03m（6.6尺）等間、梁間約3.97m（13尺）である。中門廊西面に小庇もしくは縁が付くらしく、西側柱より西に1.2m離れた位置に3個の小柱穴が検出された。なお、西側九間の内部で床東のものと推察される柱穴掘り方が2ヶ所に検出され、東建床の存在が確認された。また、東側九間の内部位置に焼土14・15・23が検出された。これらは後述の7号建物の内部位置にも当たるが、そのいずれかは1号建物に伴うものと思われる。

1号建物は後に西面に庇が増築され、それに伴い中門廊も西側に1間移動した位置に造り替えられた。西庇の柱間は西面3間が主屋と同じ、梁間は南間が約2.68m（8.8尺）に対して、北間約2.82

m(9.2尺)であり、柱筋を北でやや西に振る。改築後の中門廊の桁行柱間は改築前とほぼ同じ、梁間は約4.61m(15尺)である。

西庇増築前の主屋西側柱より西方約5.6m離れた位置に、掘立柱板塀跡と推定される南北行10間の1号柱列がある。南端柱が中門廊南妻柱筋より2間南にあり、塀の長さは約21.84m(71尺)、柱間は2.1~2.18m程度である。主屋の梁行方向に合うので、当初から設けられた可能性が大きい。

1号建物は2号・3号・4号・5号・7号の各建物および東西8間、南北5間の長方形区画を囲う柱列(以下、長方形柱列と記す)と重複する。柱穴掘り方の切り合いをみると、1号建物の西側増築部の柱穴P253は4号建物のP252に切られ、また1号柱列のP105とP108は4号建物のP104とP109に切られるので4号建物より古いといえる。また、1号建物の柱穴P418・555・569はそれぞれ3号建物の柱穴P417・556・565と重複する⁹。このうちP569は、遺構図によると3号のP565に切られている。平成3年度発掘調査概報ではP556を1号建物の柱穴、P555を3号建物の柱穴とし、P556とP418が3号建物のP417とP555に切られることより、1号建物より3号建物の方が新しいと推定している。ただし、P555は1号建物の柱穴とみた方がよいことは先に注記した通りである。もしもそれに誤りがないとすると、1号建物と3号建物の柱穴切り合いに相い反する結果がみされることになる。そこで、ここでは両者の新旧関係を未定としておきたい。

□ 2号建物と2号・3号・4号柱列

2号建物は敷地のはば中央に位置する桁行8間、梁間3間の南北棟である。平成3年度発掘調査概報では、2号建物跡として桁行5間、梁間3間の建物をあげ、それに関してP414・408・388・231・236・106・107・112の3×3間を拡大して、3×8間の建物ともできそうであるとしている。平面形式からすると後者の方が確実がよいと思われる¹⁰。平面は7間に2間の身舎の西・南二面に庇をまわした形であり、身舎は北側より3間目の梁間中央に中柱を立てて南北に二分されていた。柱間寸法は身舎桁行中央間がやや広く約2.22m(7.3尺)、両脇各3間約2.13m(7尺)、身舎梁間約1.97m(6.5尺)等間で、西庇梁間約2.12m(7尺)、南庇梁間約1.98m(6.5尺)である。すなわ

ち、總桁行は約17.03m(55.85尺)、梁間は約6.06m(20尺)である。なお、身舎南より1間目の中央に当たる位置に焼土28を検出したが、当建物に伴うかどうか不詳である。

2号建物の南庇東間南面には南北行に桁行2間(柱間5.5尺等間)の南廊が取りつく。また、北面西側2間に梁間2.5~2.6m(8.4尺)程の下屋が付くらしい。

一方、2号建物の東側には桁行に平行する3列の掘立柱列、西より順に2号・3号・4号の各柱列がある。2号柱列は2号建物の東側柱より東約1.65~1.7m(5.5尺)の位置にある長さ14.36mの6間柱列で(北より2本目は未検出)、北端の柱は2号建物の北側柱筋に合うが、南端柱は身舎南側柱筋より北約45cmの所にある。柱間寸法は南端間がやや広く3.56m、ほかは約2.15m等間であり、2号建物の柱割りと一致しない。この点を重視すると、2号柱列は珊瑚の遺構とも考えられるが、珊瑚としては建物との間が5.5尺ほどで接近しうるので、2号建物の東面に付けられた下屋(土庇)と推定したい。

3号柱列は2号建物の東側柱より東約1.95m(6.4尺)の位置にある長さ約12.7mの6間柱列で、南端柱は南廊南側柱筋のやや北、北端柱は身舎間仕切柱筋にある。2号柱列と重複し、柱穴掘り方の切り合いからすると、3号柱列が新しい。柱間寸法は1.87~2.28mと不揃いである。下屋にしては南廊東面まで延びるのが不審であり、南端2間に南廊東面に立てた目隠し塀として、北側4間に下屋とする案も考えられる。

4号柱列は2号建物の東側柱より東約2.7mの位置にある長さ6.3mの3間柱列で、2号建物の身舎南より2間~4間の柱筋にある。柱間寸法は南より2.46m、1.66m、2.18mと不揃いである。下屋もしくは目隠し塀の遺構と推定されるが、2号および3号柱列との前後関係は不明である。

2号建物および2号~4号柱列は1号・3号~7号・12号の各建物および長方形柱列と重複する。柱穴掘り方の切り合いからすると、2号建物は3号建物、12号建物および長方形柱列より古いといえる。

□ 3号建物

3号建物は2号建物より東方へ3.6mほど寄った位置に検出された桁行9間、梁間3間の南北棟

で、東北隅に3間に2間の突出部を設ける。主屋の平面は南側より方3間の部屋を二室（南九間、北九間）づけ、その北側に2間に3間の部屋（六間）と1間に3間の入側をとる。東北隅の角屋は六間と入側の東に張り出した3間に2間の部屋（六間）である。側通りおよび内部間仕切り位置に1間毎に柱が立つ。柱間寸法はよく整い桁行・梁間とも約1.97m（6.5尺）等間で、主屋の總桁行は約17.73m（58.5尺）、梁間約5.91m（19.5尺）である。主屋北側の六間と角屋の内部に当たる位置に焼土9と16を検出したが、當建物に伴うかどうか不詳である。

3号建物は1号・2号・4号・5号・6号・7号・12号の各建物、3号礎石建物および長方形柱列と重複し、柱穴掘り方の切り合いから、4号建物より古く、2号と12号建物より新しいことが知られる。また、3号建物は1号建物と3ヶ所で柱穴が重複し、発掘調査概報に3号建物の方が新しいと推察されている。そのうち、主屋東側柱塀より4本目の柱位置で重複する柱穴について、発掘調査概報ではP555を3号建物、P556を1号建物の柱穴に当てているが、遺構図の柱痕跡穴をもとに3号建物の柱位置を結ぶとP555の柱痕跡穴は東側柱筋より西に20cm程ずれ、その柱穴掘り方も東辺で柱筋にわずかにかかるだけであり、むしろ、それの東側に重複するP556を3号建物の柱穴と見た方がよいと思われる。ただし、そうすると柱穴の新旧関係がほかの2ヶ所と齟齬をきたすことになる。柱穴の新旧関係を重視すれば調査概報の案がよいと思われるが、ここではその判断を保留し、後に改めて検討する。

□ 4号建物

桁行9間、梁間2間の規模をもつ南北棟の4号建物は、2号建物より南西に寄った位置に検出された。總桁行約16.65m（54.9尺）、梁間約4.97m（16.3尺）である。柱間寸法は桁行がやや不規則で6尺と6.3尺間がみられ、平均すると約1.85m（6.1尺）、梁行は約2.47m（8.15尺）等間で、これは6.5尺間の二間半を2間に割った寸法と推定される。桁行3間毎の梁間中央に中柱を立てて、内部を三室に分けていた⁴⁾。この中柱は柱割からみて棟を直に受ける棟持柱と考えられ、垂木構造の小屋が想定される。

4号建物は1号～3号建物および長方形柱列と

重複し、また、6号建物に近接する。柱穴の切り合い関係から、4号建物は1号と3号建物より新しいといえる。また、4号建物の中央部屋位置に検出された焼土26は、1号柱列の柱穴に切られており、4号建物に伴わない。なお、発掘調査概報に4号建物の柱穴とするP234はP235と重複し、それよりも新しい。この位置は4号建物と8間×5間の長方形柱列の柱が立つ所であり、P234を4号建物の柱穴とすると、P235は長方形柱列の柱穴となり、4号建物の方が新しいことになる。しかし、2つの柱穴はほぼ同位置で重なっていて、それとは逆の対応も充分に考えられる。したがって、4号建物と長方形柱列の前後関係は未定としておきたい。

長方形柱列と6号柱列

敷地の中央に東西8間、南北5間の長方形区画を囲む柱列がある。長さは南面約15.92m、北面約15.72m、東面約10.04m、西面約10.1mである。柱穴の一部に未検出のものがあるが、柱間は各面とも2m（6.6尺）前後である。

6号柱列は長方形柱列の桁行を二分する西より4間目柱筋の中央に柱穴をもち、長方形区画の東半分を南北に二分してさらに東に延びる5間の柱列である。長さは10.9mで柱間は西より2.4m×2、2.1m、1.95m×2である。方位は長方形柱列に合うので、同時期の遺構と考えられる。

長方形柱列は1号～4号建物と重複し、7号と12号建物に近接する。また、6号柱列は1号・5号・7号の各建物と重複する。柱穴の切り合いからすると、長方形柱列は2号建物より新しく、6号柱列は5号建物より古いといえる⁵⁾。

□ 5号建物

敷地のほぼ中央にある桁行2間、梁間2間の長軸を南北に向けた総柱建物で、總桁行5.37m（17.6尺）、梁間4.36m（14.4尺）である。発掘調査概報に2×3間の規模とするが、そのうち北側3個の柱穴P578・596・438は長方形柱列の一部である。また、北西隅のP432は2号建物東面下屋（3号柱列）の柱穴であり、それを切って掘られたP430が5号建物の柱穴と推定される。桁行柱間は南間約2.43m（8尺）、北間約2.93m（9.6尺）、梁間は約2.18m（7.2尺）等間である。

5号建物は1号～3号・7号の各建物および6号柱列と重複し、柱穴切り合いからみると2号建

物および6号柱列より新しい。

□ 6号建物

敷地の西北寄りに検出された桁行4間、梁間3間の東西棟建物で、総桁行は約8m(26.2尺)、梁間は約6m(19.7尺)である。南面東第2柱穴は未検出である。柱間寸法はややばらつくが、桁行・梁間とも6.5~6.6尺程の等間と推定される。桁行2間目の梁間中央に柱が立つらしく、また、西北隅より1間内側に入った位置に柱穴がある。内部に散在して検出された焼土は当建物に伴うものと推察される。6号建物は2号・3号・12号の各建物および3号礎石建物に重複し、また4号建物に接する。柱穴の切り合はない。

□ 7号建物

敷地の中央東寄りに検出された7号建物は、桁行4間、梁間3間の南北棟で、総桁行約8.24m(27.2尺)、梁間約6.18m(20.4尺)の規模である。内部に柱を立てず、柱間寸法は桁行・梁間とも約2.06m(6.8尺)等間である。当建物の柱穴掘り方P587、P659の柱痕跡内覆土中から、勝山館跡の終末期を示すと解されている唐津焼陶器(唐津皿)が出土した。この唐津皿は柱痕跡の穴に落ち込んだ状態で検出されており、7号建物は築終末期まで下らない時期の遺構と推察できる⁹⁾。7号建物の内部に当たる位置に焼土14・15・23が検出された。この所は1号建物の東九間位置にも相当し、その帰属は不詳である。7号建物は2号・3号・5号の各建物と重複し、また、2号建物および長方形柱列に接する。柱穴の切り合はない。

□ 8号~11号建物

8号建物は敷地の東南隅・館東面を巡る欄列に向かい合って、その内側1.5mほどの所にある桁行4間、梁間3間の南北棟である。総桁行は約8m(26.4尺)、梁間約4.83m(15.9尺)、柱間寸法はばらつきがあるが、平均すると桁行6.6尺、梁間5.3尺等間と推定される。北東隅柱が土壤27と重複し、それより新しいとされる。当建物の南辺に近接して東西方向に欄列が走り、その東端は外周の欄列に達している。

9号建物は8号建物の北約2.8m離れた位置にある2.72m(9尺)四方の建物で、南・北両面を2間に割る。

8号建物に近接し、9号建物と重複する位置に11号建物が推定されている。桁行3間(約8.2

m)、梁間1間(2.8~3.0m)の規模で、柱間寸法は不揃いである。また、10号建物は敷地の北辺を巡る欄列に近接する位置に想定される桁行2間(7.28m)、梁間1間(2.73m)の東西棟である。これらは長軸を外周の欄列に合わせるので、矢倉のような施設かもしれない。

□ 12号建物

7号建物の北1.5m程離れて、西辺に検出された桁行3間(約6m)、梁間2間(約3.8~4m)の南北棟建物で、7号建物に輪線をはず合わせる。柱穴の底面に礎石を据えるものがある。柱間寸法は東面が約2m(6.6尺)等間、西面が2間に割って約3m(9.9尺)間、梁間は1.7~2.1m(5.57~6.9尺)と不揃いである。内部中央位置に焼土9が検出された。12号建物は2号・3号・6号の各建物および3号礎石建物に重複し、また、1号建物と長方形柱列に接する。柱穴の切り合いからみて、2号建物より新しく、3号建物より古い。

□ 13号・14号建物と15号柱列

13号建物は北側柱を2号建物の主屋北側柱筋に據え、その西方約4m離れた位置にある桁行3間、梁間2間の南北棟であり、南より1間目に中柱を立てていた。総桁行は約6.53m(21.4尺)、梁間約4.84m(15.9尺)、柱間寸法は桁行約2.18m(7.1尺)等間、梁間約2.64m(8.6尺)に2.2m(7.2尺)である。2号建物の主屋北側柱との間に掘立柱筋と推定される2間の柱列が検出された。13号建物の南側1.5mはなれた西寄りに井戸があるので、この建物は台所であった可能性が強い。13号建物は竪穴状土壤2と重複し、それより新しい遺構である。

14号建物は3号建物の北西隅柱より西方に延びる長さ約4.38mの板塀と推定される2間柱列の西端柱を北東隅柱とする桁行3間、梁間2間の東西棟で、桁行方向を西やや北に振っている。総桁行約5.8m(19尺)、梁間約4.15m(13.6尺)、柱間寸法は1.8~2.1m程である。13号建物と重複するので、それと同じ性格の建物として3号建物に合わせて建て替えたものと推定される。

15号柱列は13号建物の東南隅柱の南約1mの所から南に延びる3間の柱列である。この柱列の南端には東折する3間の柱列があり、同じく北端には東折する2間の柱列がある。各柱列の長さは西側が約6.4m、南側が約5.7m、北側が約5.2mであ

り、建物としては離まらない。南側柱列は南方と目の隠し、西側柱列は井戸を隔てる目の隠し塀の遺構かもしれない。2号および13号建物に伴うともみられるが、また、北側柱列が3号建物の北より第4間目の柱筋に位置するので、3号建物と関係する可能性がある。

□ 16号・17号建物

16号建物は敷地の西南隅に検出された方2間の純柱建物で、柱穴底面に石を据えるものがある。矩が悪く、規模は約4.7~4.8m(15.6尺)四方、柱間は7.8尺程度である。17号建物と重複し、また、竪穴状土壙1の南に近接する。

17号建物は16号建物に重複する2×1間の南北棟で、北側にさらに1間延びるかもしれない。柱間寸法は桁行中央間約2.13m(7尺)、南北両端間約1.84m(6尺)、梁間約3.32m(11尺)である。北に1間延びるとすると、竪穴状土壙1と重複する。

□ 18号建物

4号建物の南側中柱より約1.9m南に離れた位置にある南北約2.1m、東西約1.25mの規模で、4号建物と方位を合わせる。門とも推定されるが詳らかでない。

□ 19号建物

桁行2間(約3.9m)、梁間1間(約1.84m)の東西棟建物で、1号礎石建物の東側にあって、それと方位をほぼ揃える。10号建物と重複する。

2) 純石建物跡

□ 1号礎石建物

敷地の北西隅にあり、南北約2.73m、東西約1.82mの規模をもつ礎石建物である。礎石は径30~60cmの上面平らな自然石を用い、長軸・短軸とも0.91m間隔にべたに据えられていた。礎石の間に5~15cm前後の角礫を敷き詰めていた。平成4年度の発掘調査概報によると石敷の下位に一部見つかった土壙から木部の付着した釘がまとまって出土したとされる。この遺構の建築年代と性格については今後の調査結果を待ちたい。

□ 2号礎石建物

1号礎石建物の西に検出した鍛冶・銅鋳造跡関係の遺構中にある建物である。平成4年度の発掘調査概報によると、同跡は一段低くなった6×5m程の場所で、その内に径2cm前後の砂利が10~20cmの厚さに堆積していた。礎石はこの砂利

層の下から検出された。規模は方3間、南北約4m、東西約3mと推定されるが、遺構が重複し、しかも礎石が移動しているらしく明確にし得なかった。これらの関係遺構は、同所検出の焼土層に含まれる被熱陶器類の年代観から、16世紀初め頃には使用されていたと推定され、焼土層は火災による可能性があると指摘されている⁹⁾。

なお、1号と2号礎石建物は敷地の北西隅にあり、それらの南辺には柱穴が多く見られ、住居との間に目隠し塀が造られたと推察されるが、特定できなかった。

□ 3号礎石建物

敷地の北方、小石隅配石造構の西南に接して礎石を9個検出した。礎石の大きさは径30~50cm程度である。建物の規模は不明であるが、南北に並ぶ4個の礎石間隔は南北より1.5m×2、1.6m程である。なお、それらの東0.9mの位置に3個の礎石があり、また南北より3個目礎石の西約6.8mの位置にも礎石がある。3号礎石建物は2号・3号・6号・12号の各建物と重複する。

3) 竪穴建物跡など

□ 竪穴状土壙1・2

竪穴状土壙1は敷地の西辺を画す地域の段下にある井戸の南側に検出された。平成4年度の発掘調査概報によると、大きさは上面4.6×3.6m程の隅丸方形で、深さ1~0.7m、東南に浅い張り出しをもつ。床面の周囲に柱穴があり、方2間程の上屋が推定されている。土壙の覆土中から青磁稜花皿、鉄鍋12片、釘、小札、陶鏡2点などが出土した。その中、青磁稜花皿は上記の鍛冶・銅鋳造跡出土の然変した青磁稜花皿の破片と接合している。

竪穴状土壙2は同じ井戸の北側に接する位置にある。南壁は井戸の掘り上げに伴い消失したが、上面4×3.6m程の大きさで、深さは上記土壙1より浅い。井戸および13号建物より古い遺構である。

□ 39号竪穴建物

敷地の南辺東寄りに検出された平面2.3×2.5m、深さ0.9m程の方形竪穴で、南辺中央に幅0.9m、長さ1.5mの内部に向けてゆるい傾斜をもつ張り出しを付ける。床面周囲に7本の角柱穴があり、方2間の上屋が架かる。竪穴覆土中から出土した遺物から、本館跡の終末期に近い時期の遺構と推定されている。39号竪穴は南側隣接地との境地に跨がって造られており、南側地塊がなくなったり

期の遺構である。

〔注〕

- 1)『史跡上之国勝山館跡I～XV』上ノ国町教育委員会 1980・3～1994・3、松崎水穂「北海道の城館」(石井進・荻原三雄編「中世の城と考古学」所収)。松崎水穂「中世道南の様相一館跡調査の二類例から」(『列島の文化史』第七号 1990・9)。
- 2)『史跡上之国勝山館跡 XII～XV』前掲。
- 3)『史跡上之国勝山館跡 XIII・XIV』(平成3年および4年度発掘調査環境整備事業概報)
- 4)『史跡上之国勝山館跡 XIII』には、P556を1号建物の柱穴、それと重複するP555を3号建物の柱穴とする。しかし、1号建物と3号建物の各柱痕跡を結ぶと、P555を1号建物、P556を3号建物の柱穴と見た方が柱筋がよく通る(3号建物の項を参照)。
- 5)発掘調査概報にはP293とP448を2号建物の柱穴に当てるが、それらに重複し、それより古いP294とP451を2号建物の柱穴に当てる方が良いと思われる。P293・448は長方形柱列の柱穴であり、他の位置では後者の柱穴掘方が2号建物のそれを切る関係が認められる。また、概報で2号建物の柱穴とするP126～P171の柱列は1号建物に伴う塀(1号柱列)の一部であり、同じくP43～P73柱列は11号建物の一部である。
- 6)発掘調査概報に付記するように、東面に張り出すP392～P414の柱列は2号建物の柱穴の一部である。また、内部にある柱穴の内P240～262は1号建物、P106は2号建物の柱穴である。
- 7)先に注記したように、2号建物と長方形柱列の柱穴が重複するP451とP448、P294とP293はP451と294を2号建物、P448と293を長方形柱列の柱穴とみた方が良く、それによると2号建物の方が古い。また、P271は2号建物の柱穴、P270は長方形柱列の柱穴とみるべきである。なお、長方形柱列の南西隅柱穴は4号建物の柱穴と切り合うが、両者の前後関係が不明なことは前述した。
- 8)『史跡上之国勝山館跡 III』(平成3年度発掘調査環境整備事業概報) P27。なお、唐津皿の出土状況などについて、松崎水穂氏より御教示をいただいた。
- 9)『史跡上之国勝山館跡 XV』(平成5年度発掘調査環境整備事業概報)の「まとめ」参照。

第2節 東南部の建築遺構¹⁾(付図2)

2-1 敷地と地割関係の遺構

北東地域の東南部は南面と東面を館の中央道路と東面柵列でそれぞれ画し、北面と西面が東北部の中心建物地区と西南部に隣接する東西約30m、南北約15mの台形を呈する地区であり、その広さは約390m²である。東より西に3区に分けることができ、それをA・B・C区とする。

1) 中心建物地区境の地割遺構

□溝10・18

溝10はC区北面を画す幅30～40cmの東西溝である。B区境より西へ約9mの所で南に折れて南北に走る溝となる。5号と6号建物の柱穴掘り方に切られる。

溝18はC区北面を画す幅40cm程の東西溝で、溝10に重なり、それより西へ約2.5m延びて南に折れる。南北部分の溝は一部確認したに止まるが、その南端は中央通路の側溝である溝5に連続すると推定されている。溝10より新しい。

□溝20・21・23

溝20はB区北面を画す幅約60～70cmの東西溝で、溝10より60cm程北に寄った位置にある。長さ7m程を検出したが、東端は39号竪穴建物に切られて消失する。西端はB・C区境の溝22より西に延びるらしい。1号～3号・6号の各建物および9号柱列と重複し、6号建物の柱穴に切られる。

溝21は溝20の南に接する位置にある幅50cm程の東西溝で、長さ約6.5mを検出したが、東端は消失し、西端は南に折れて溝22に連なる。1号～3号・6号の各建物と重複し、2号と6号建物の柱穴に切られる。

溝23は、溝20より西へ2m程延び、そこより南に折れてB区西面を画す南北溝になると思われるが、その一部を検出したに止まった。溝20と重複する。

□9号柱列

B区北面を画す長さ約6.7mの東西3間の柱列で、柱間は東より1.95m、1.86m、2.85mと不規

いである。西端は南折して3号柱列になる。1号・3号・6号の各建物と重複し、柱穴の切り合いでみると3号建物より古い。

□内柵列1・2

内柵列1は第二平坦面の外周を巡る東面柵列より内側に延びてA区北面を画す。外周柵列からA・B両区境に立つ柱位置まで約9mあり、西寄りに幅約2mの出入口をとり、東側に長さ6m、西側に長さ1mの柵列を立てていた。

内柵列2は内柵列1の東端からやや南に寄って西に延びる柵列で、長さ2m程検出したが、その先は消失する。

2) 中央道路境の地割造構

□溝4・5

溝4は、館主体部を東西に通る旧中央道路の北側溝である。幅70~80cmの東西溝で、C区の中央以東は消失している。

溝5は、溝4の南に接する東西溝で、溝4より古い時期の中央道路の北側溝である。C区南辺で一部を検出した。

□2号柱列

B区南辺を画す東西4間の柱列で、長さ約7.2m、柱間は1.75~2m程である。西端で北に折れて1号柱列に連なる。2号柱列は4号建物と重複する。

□7号・8号・10号柱列

7号柱列は当地城南辺を画す東西8間（西より1間目未検出）、長さ約16.7mの柱列で、溝4の北約1mの位置にある。柱間は東より約2.24m×3、1.9m、2.5m、2m、1.9m×2である。8号柱列はC区南辺にある長さ約5.6m、東西3間の柱列で、柱間は東より1.7m×2、2.2mである。東西に延びないので、5号建物南面の目隠し塀かもしれない。

10号柱列は7号柱列の北約2mの所にあって、それにはほぼ平行してC区中央より東に延びる5間柱列で、柱間は西より1.6m×2、1.5m×2、2.4m程である。4号建物と重複する。

3) A区の東面とB区境の地割造構

第二平坦面の外周を巡る柵列はA区東面では直径8cm程の丸太を密に立て並べたもので、この位置で7~8条の柵列跡が検出された。この位置は大手門の脇にあたり、それだけに改修が重ねられたと推察される。

□溝15

A・B両区境にある幅約60cmの南北溝で、南北両端部を消失するが、北端は内柵列1の西端柱位置に至るとと思われる。溝両側壁に一部石積みが残り、溝内に小穴が散在する。A・B両区境に検出した唯一の地割造構であり、平成2年度発掘調査概報に遅くとも5号・6号建物の成立時には存在し、2号建物と方位が合うことから、その成立時に遡る可能性が示唆されている。

4) B・C両区境の地割造構

□溝22

溝22は、幅30~40cmの南北溝で、造り替えが認められた。北端で東折して溝21に連なると推察される。南端は2号柱列西端柱位置で終わる。溝21と22は1号~3号・5号・6号の各建物と重複し、柱穴との切り合いからすると、それより古い時期の遺構である。溝21と22に対応するB区の建物は38号竪穴である。

□1号・3号・6号柱列

1号柱列は溝22に重なる南北柱列で長さ7.8m(4間)を確認したが、北端は不明である。南端は東に折れて、2号柱列に連なる。また、南より2間目柱穴から東に3間の柱列が延びる。長さは約6.8m、柱間は約2.27mである。1号と2号柱列は3号~6号・8号の各建物と重複し、38号竪穴に近接する。

3号柱列は溝22と平行して、その東約40cmの所を南北に区画する長さ約10m、6間柱列である。柱間は南より1.8m×2、1.7m×2、1.5m×2である。北端は東折して9号柱列に連なり、南端にも東折して長さ5.6m程の3間柱列が推定される。3号柱列は1号・3号~6号・8号の各建物と重複する。

6号柱列は1号柱列の西約2mの位置にある南北4間の柱列であるが、南北両端は不明である。長さは約5.2m、柱間は約1.3mである。5号・6号の各建物と重複する。

5) C区の旧地割と西辺の地割造構

□溝12

C区中程で検出した東から西をへて南に曲がるL型の溝である。東西溝は幅約25cmで、長さ6mを検出したが、さらに東に延びる。南北溝は幅約70cm、南に延びて中央道路を横断する溝6の下位の溝に連なると推定されている。溝10より古く、

中心建物地域の区画ができる以前の地割遺構である。

□溝10

溝12の東に接して南北に走る幅30cm程の溝で、南方で幅が広くなり、中央道路を横断する溝6へ連続するので、中央道路形成以前の地割溝であると推定されている。溝内に小穴が散在する。北端で東折して東西溝になる。

□溝17・18・19

溝17は、溝10の西2.2~2.4mの所を南北に走る幅50cm程の溝で、南は中央道路北側溝4に接続する。北端は中心建物地区境で東に折れると推定されるが未確認である。溝の内に小穴が散在する。なお、発掘調査概報によると、溝17の西壁は高さ60cm程の造成された盛土の段に連続する。溝17は5号建物の西側柱と重複し、5号建物より新しく、6号建物に伴う遺構と考えられる。

溝18は、溝17の西側盛土の段を除去した下位に検出された幅約50cmの溝で、その一部を調査したに止まる。溝18の西側は一段高い平場を切り下げて段差を造り出している。溝17より古く、北端は東折して溝10に重なり、南は溝5に接続するかと推定されている。

溝19は、溝17西側の盛土上に南北に配された石列を除去した下位に検出された幅50~60cm程の南北溝で、溝18より60cm程西に寄った位置にある。溝の内に小柱穴の列が認められた。溝19は中央道路北側溝4の手前約2mの位置で東に折れて東西溝になるらしく、C区の西面と南面を画す溝と推定される。溝18より新しいが、溝17との関係は不詳である。

2-2 建物遺構

1) A区

A区では、掘立柱建物跡1棟（7号建物）を検出したのみである。平面は長辺6.2m、短辺1.05m程の細い菱形を呈し、長辺の中間に3~4本の柱穴があるが、間隔は不規則である。仮設的な施設と考えられ、外周の擋列寄りに長辺を向けることから、矢倉のような施設が想定される。

2) B区

B区では、掘立柱建物跡5棟、竪穴建物跡1棟を検出した。そのほかB・C両区に跨がる掘立柱建物跡2棟と中心建物地区に跨がる竪穴建物跡1棟がある。ともに館に関係する時期の遺構である。

このうちB・C両区に跨がる5号と6号建物については次項に述べる。

(1)掘立柱建物跡と同柱列跡

□1号建物

1号建物は、中心建物地区に寄せて立つ桁行3間、梁間2間の東西棟で、西より1間目に中柱が立つ。柱穴の底面に礎石を据えるものが多く、北東隅の柱穴は39号竪穴により消失している。規模は約6m(19.8尺)×3.45m(11.4尺)、柱間寸法は桁行6.6尺等間、梁間5.7尺等間である。なお、南隅柱より南2.4mの位置にある底面に礎石を据えた柱穴P43は1号建物に付属するとみられる。また、P43の東方6mの位置にあるP404はこれに対応する柱穴と推定され、1号建物の南面に梁間8尺程の下屋もしくは塀が付くかもしれない。ただし、中間の柱穴は38号竪穴と重複する位置にあり不明である。

1号建物の北側両隅柱よりそれぞれ東西に2m離れた位置にある柱穴は両側に取りつく塀の柱であろう。そのうち東柱穴はA・B両区画を画す溝15の延長にあり、また西柱穴は溝23の位置にあるので、1号建物は溝15およびB区西面を画す溝23と併存する可能性が高い。

1号建物は2号・3号・5号・6号の各建物および38号・39号竪穴、9号柱列、溝20・21と重複し、柱穴掘り方の切り合いから、3号建物および39号竪穴より古いといえる。

□2号建物と5号柱列

2号建物は、1号建物より南に90cm程寄った位置に検出した桁行3間、梁間2間の東西棟で、東より1間目梁間に中柱を立てて二室に分け、西側の方2間の部屋の中央に鉄鍋を据えた炉を切っていた。規模は約5.82m(19.2尺)×4.0m(13.2尺)、柱間寸法は桁行6.4尺等間、梁間6.6尺等間、同西面北間5.8尺、南間約7.3尺である。一部の柱穴は底面に礎石を据える。なお、これの南東隅柱の南延長線上にある柱穴P252は、柱間が2m(6.6尺)で、しかも柱穴底面に礎石を据えるので2号建物に伴うと考えられる。これに対応する西側の柱穴は38号竪穴と、5号および6号建物の柱穴が重なる位置にあって不明であるが、2号建物は地割面の北方に寄り過ぎており、南面に庇が付くと見た方がよいかもしれない。2号建物は梁行方向が北でやや東に振れるが、これは3号柱列の

方向と合っている。1号・3号・5号・6号の各建物および38号竪穴、溝21と重複し、柱穴の切り合いから、2号建物は38号竪穴より新しく、3号・5号建物より古いことが分かる。

2号建物の東方約2.75mの所にあって梁行に平行する南北3間、長さ6mの5号柱列は、北端を2号建物の北側柱筋に揃え、その間の中央に柱穴がある。南端は上に推定した南底の柱穴P252に対する位置にある。ただし、柱間は不規則であり、2号建物に伴う場を見ておきたい。5号柱列は溝15を越えてA区に跨がっており、2号建物と5号柱列が同時期とすると、これらはA・B両区に分けられる以前の遺構になる。

□ 3号建物

3号建物は、1号建物にはば軸線を揃え、それより30cm程南に寄った位置に検出された桁行3.5間、梁間2間の東西棟である。規模は7.18m(23.5尺)×3.96m(13尺)、柱間は6.5尺等間で、東半間は4尺である。西より2間梁間に中柱が立つ。北東隅柱より東へ2m離れた位置にある柱穴P12との間に掘が付くらしい。

3号建物は1号・2号・5号・6号の各建物および39号竪穴、3号・9号柱列、溝20・21・22と重複し、柱穴の切り合いからすると1号建物より新しく、5号建物および39号竪穴より古い。また、9号柱列および溝22より新しく、西面を溝23で画した時期の建物と推定される。

□ 4号建物

4号建物は、3号建物と柱筋を揃え、その南約4m離れた位置にある方2間の建物である。規模は約3.94m(13尺)四方、柱間は6.5尺等間である。4号建物は3号建物と同時期の遺構と推定されている。5号・6号・8号の各建物と重複し、また、南面を画する2号柱列と重複する。溝23と6号柱列とで区画された時期の建物と推定される。

□ 8号建物

8号建物は、4号建物とはほぼ同位置にある。規模は3m×3.5m、方2間の建物と推定されるが、柱間が不規則であり、建物として籠まらないかもしれない。8号建物は4号～6号建物および38号竪穴と重複し、38号竪穴より新しく、6号建物より古い。

□ 4号柱列

4号柱列は、3号柱列とはほぼ平行し、その東約

1mのところにある長さ4.9mの南北3間柱列である。柱穴は小さく、柱間は北2間が各1.5m、南間が1.9mである。これに対応する柱穴は不詳である。1号～3号・5号・6号の各建物と重複し、柱穴の切り合いからすると、5号建物より新しく、6号建物より古い。

(2) 竪穴建物跡

□ 38号竪穴

B区のほぼ中央にあり、規模は東西約2.82m、南北約2.48m、深さ1.5m程、周溝・張り出しはなく、底面周間に柱間3間×2間の柱穴があり、その一部に建て替えがみられた。発掘調査概報によると、今までに勝山館で検出された竪穴の中では規模最大で、最も深いものという。また、覆土中から勝山館形成の初期あるいは一部それ以前と推定される遺物が出土した。遺構の切り合いからみても、B区では最も古い時期の遺構と考えられる。

□ 39号竪穴

B区と中心建物地区の境に跨がって検出された竪穴で、同地域では最も新しい時期の遺構である。これについては第1節に述べた。

3) B・C両区に跨がる建物

B・C両区に跨がって掘立柱建物跡2棟を検出した。5号と6号建物がそれであり、C区の中に立つ建物はなかったとみられる。この点はC区の性格を考える上で注目される。

□ 5号建物

5号建物はC区と一部B区に跨がる桁行6間、梁間3間の東西棟で、当地区では6号建物につぐ大型の建物である。規模は総桁行約11.95m(39尺)、梁間約5.95m(19.5尺)、柱間寸法は6.5尺等間である。平面は桁行を2間毎に三分して、東2間は北側に方2間(四間)の部屋と南入側、西2間は南側に方2間(四間)の部屋と北側に二間の部屋をとる。中2間は中央2箇所に柱穴が検出されている。これが本柱であるがどうか詳らかでないが、中2間の北面に奥行約0.82m(2.7尺)の張り出しが付くので、少なくとも北側の柱穴は床東の掘り方と見てよいであろう。なお、西4間の中央に床東のものと思われる浅い小柱穴があり、東床東であったと推定できる²³。柱は側通りと内部間仕切り位置に1間毎に立つ。

5号建物は1号～4号・6号・8号の各建物と重複し、柱穴の切り合いから2号建物より新しく、

6号建物より古いといえる。平成2年度の発掘調査概報によると、5号建物は溝18で画された地割内に位置するとされる。

□ 6号建物

6号建物はC区からB区半ばに渡る桁行7間、梁間4間の規模をもつ東西棟建物で、当地区では最も規模が大きい。6間×3間の主屋の南面西4間もしくは6間と西面3間に庇を付けた形式で、主屋は桁行2間毎に間仕切りして2×3間(六間)の三室に分け、側廊りと部屋および庇塊1間毎に柱を立てる。西側六間の中央柱筋に床東のものと思われる小柱穴があり、また、同じ部屋の中央位置に焼土が検出された。主屋の規模は桁行約12.28m(40.2尺)、梁間約6m(19.8尺)、柱間寸法は桁行が6.7尺等間、梁間が6.6尺等間である。南庭の出は約2.06m(6.8尺)、東より2間目柱は30cm程北に寄っている。西側出もほぼ同じであるが、柱筋は南でやや西に振れている。

6号建物は1号～5号・8号の各建物および38号竪穴と重複し、5号・8号建物より新しいといえる。発掘調査概報に、6号建物は溝17で画される地割面に位置するとされる。

(注)

- 1)『史跡上之国勝山館跡XII』(平成2年度発掘調査環境整備事業概報)
- 2)この小柱穴は焼土1と重複する。
- 3)南庭東より2間目柱穴は、同位置に土壤があり不明である。

第3節 建築遺構の時期区分

前2節で、第二平坦面北東地区の東北部および東南部より検出された建築遺構について述べ、その中で、遺構の重複と柱穴掘り方の切り合いから前後関係が判るものを見た。つぎに、それをもとに両地区的建築遺構について時期区分を試みる。記述の便宜のため、遺構aより遺構bの時期が新しいときa c bで表し、また、遺構aと遺構bが同時期のとき(a, b)で表すこととする。

3-1 東部地区における遺構の時期区分

1) 東北部遺構

第1節で検討したことから、東北部の1号～4号の各建物と長方形柱列はそれぞれに重複し合い、しかも、これらは各時期の中心となる建物もしく

は施設であるので、これだけでも5時期になる。その前後関係は

- a) 2号建物 c 1号建物・3号建物 c 4号建物
- b) 2号建物 c 長方形柱列

となる。なお、1号と3号建物は、1号建物 c 3号建物の関係が推察されるが、第1節に指摘したような問題点があるので、ここではこれを未定として、後に中心建物地域と隣接地域を含めた全体の建物配置との関係から改めて考察する。

一方、7号建物は3号建物より新しく、しかも1号と5号建物および長方形柱列と重複する。7号建物と4号建物については、同時期もしくは時期が異なる、の二つの可能性がある。また、5号建物は1号～3号建物と7号建物および6号柱列と重複し、2号建物および6号柱列より新しい。5号建物と4号建物についても、同時期もしくは時期が異なる、の二つの可能性がある。5号・7号建物と4号建物および長方形柱列の組み合わせは、つぎの三つに整理できる。

① 7号建物と4号建物が同時期の場合

(4号建物、7号建物)と長方形柱列および5号建物の3時期が設定される。ただし、5号建物は6号柱列より新しいが、長方形柱列と同時期とみることができ、2時期に纏められる。これに1号～3号建物の3時期を合わせると5時期になる。

② 5号建物と4号建物が同時期の場合

(長方形柱列、6号柱列) c (4号建物、5号建物)と7号建物の3時期が設定される。1号～3号建物の3時期を合わせて6時期になる。

③ 4号・5号・7号の各建物の時期が異なる場合

4号・5号・7号・長方形柱列の4時期が設定されるが、長方形柱列と5号建物を同時期とみると3時期に纏められる。1号～3号建物の3時期を合わせて6時期となる。

以上のほかに、2号建物(13号建物および井戸遺構を伴う)より古い時期の遺構として竪穴状土壙2があるので、当地域の建築遺構は6～7時期の区分が可能である。

2) 東南部遺構

第2節に検討したことから、当地区の1号～3号建物・5号・6号建物はそれぞれに重複し合い、柱穴掘り方の切り合いから

- a) 1号建物 c (3号建物、4号建物) c 5号建

物 C 6号建物

の関係が成立する。また、1号建物は溝15と溝23および6号柱列により区画された時期の建物と推定されるので、3号・9号柱列により区画された2号建物（5号柱列を伴う）より新しい。

一方、38号竪穴と2号～6号・8号の各建物はそれぞれに重複し、柱穴切り合いかから、38号竪穴は2号建物より古く、当地区では最も古い時期の建物である。これは同竪穴覆土中の出土遺物によっても推察できる。38号竪穴は溝21と溝22によって区画された時期である。このほかに、中心建物地域の区画がなくなった時期の遺構として39号竪穴があり、また、溝12は中心建物地域の区画が形成される以前の地割遺構である。以上を整理すると、

b) 溝12C38号竪穴C2号建物C1号建物C(3号建物、4号建物)C5号建物C6号建物C39号竪穴

の関係が成立し、合わせて8時期の区分が可能である。

3) 東部地区遺構の時期区分

東北部地区の中心建物遺構に見られる顕著な特徴は、2号と3号建物が東面する南北棟であるのに対し、1号建物が南面する東西棟であり、しかも、その南西に中門廊を持つことである。また1号・2号建物に比べて、3号建物の平面形式が充実し、かつ柱間寸法が6.5尺に統一されていることも注目される。

一方、その南に隣接する東南部地区では5号・6号建物以前にC区の中に立つ建物がなく、C区は中心建物に到る通路であったと推察される。このことから、B・C両区に跨がって5号建物が建てられたことにより、中心建物へのアプローチが他の位置に変更されたことが容易に推察できる。事実、平成5年度の西南部の発掘調査により、後の改修によって敷地の西南から中心建物へアプローチするように掘立柱板塀と門および通路が造られたことが判明した。東南部のB・C両区を5号建物の立つ敷地にして、中心建物へのアプローチを西南方に変更した時期に対応する東北部の中心建物は1号もしくは3号建物の何れかに限定してよいであろう。中心建物へ到るアプローチは中心建物の正面方向および位置と密接な関係があり、1号建物と3号建物の時期区分を考えるに

当たりこの点の配慮も必要である。また、この点は、東北部では2号建物から1号および3号建物と3時期の客殿と推察される中心建物（これについては後述する）が連続して立てられたことを示唆し、長方形柱列は1号建物および3号建物より新しい時期の遺構とみてよいであろう。つぎに、以上の観点に立って、前2項で検討した東北部と東南部の建築遺構の各時期区分について、それらの対応関係を考察する。

(1) 東北部では1号建物と3号建物の2時期と、それ以前に竪穴状土壙2と2号建物の2時期がある。ここでは中心建物を基準にして2号建物は館の第I期に、1号建物と3号建物はいずれかを第II期と第III期に当て、竪穴状土壙2は館築造過程の遺構と考えて前I期とする。

一方、東南部の5号建物以前の遺構は、溝12、38号竪穴、2号建物、1号建物、(3号建物、4号建物)の5時期がある。これを中心建物地区的時期に対応させると、溝12は前I期に、38号竪穴は前I期もしくは第I期に、2号建物は第I期に、1号建物と(3号建物、4号建物)は第II期に、そして5号建物は第III期に当たることができる。このうち、38号竪穴と2号建物は重複するので、38号竪穴を第I期とすると、第I期は2小間に分けられる。同様に、1号建物と3号建物は重複するので、それぞれ第II-1期とII-2期に分ける。

(2) 東北部では1号・3号建物以後に、4号・5号・7号建物と長方形柱列の組み合わせにより2～3時期の区分が可能である。一方、東南部の5号建物以後の遺構は6号建物と39号竪穴の2時期であり、39号竪穴が中心建物地区的区画がなくなった時期であることを考慮すると、東北部は1～2期に大別するのがよいであろう。つぎに、第1項で検討した3つの場合について、東南部の建築遺構との対応関係を考えてみる。

① 4号建物と7号建物が同時期の場合

(4号建物、7号建物)と(長方形柱列、6号柱列、5号建物)の2時期に大別される。4号建物は敷地の西南に寄っているが、中心建物地域の区画が存続した時期の遺構であり、東南の6号建物の時期に対応させるのがよいであろう。また、7号建物は柱底跡穴覆土中から出土した唐津皿の年代観により、館の終末期まで下らないと推察されることも考慮すべきである。一案として、(4号建

物、7号建物)を東南部の6号建物に対応させて第IV期に当て、長方形柱列と同じく39号竪穴に対応させて第V期とする。

② 5号建物と4号建物が同時期の場合

長方形柱列は第IV期になる。4号建物と5号建物は同時期で、それと7号建物の何れかが第V期と第VI期に当たる。4号建物の時期は中心建物地域の区画が存続したと推察されるので、これが第V期あるいは第VI期になる可能性は少ないであろう。また建物配置からすると、(4号建物、5号建物)とするよりは、①の(4号建物、7号建物)とする場合の方がよい。

③ 4号・5号・7号の各建物の時期が異なる場合

長方形柱列と5号建物は1時期に纏められるが、4号建物と7号建物は時期が異なるので合わせて6期になる。4号建物と7号建物をIV-1期と2期にする案も考えられるが、7号建物は規模が小さいのでその可能性は少ないであろう。

これを要するに、①の場合の可能性が最も高いといえよう。つぎに、これをもとに東北部と東南部の建築の時期区分を試みる。

3-2 東北部遺構の時期区分

東北部地区で検出された1号建物と3号建物は館の中心建物と目され、前項に述べたごとく、その時期は第II期もしくはIII期と推察される。つぎに、主として中心建物へのアプローチとの関係から、両者の時期を検討する。

(1) 南方通路からのアプローチとの関係

第II期の中心建物へアプローチする通路は南方の東南部地区にあり、東辺を溝23、西辺を溝18で囲し、その幅は約9m(30尺)である。これは第I期の通路(東辺と西辺を3号柱列と溝10で囲む、幅は約8mである)を西に6尺程寄せて造られており、この通路の付け替えは館の中央道路の整備に関連する計画的な工事であったと推察される。第II期の南方通路と中心建物の関係をみると、1号建物は中門廊南妻がこの通路に相対する位置にある。すなわち、中門廊東側柱が溝23にはば揃う。一方、中門廊東側柱からその西に平行して立てられた1号柱列(板塀)までの距離が約30尺であるから、1号柱列は通路西辺を溝18にはば揃うことになる。また、溝18が東折する敷地境より中門廊南妻までの距離は約30尺であり、1号建物の

主屋はそれより2間北に入る所以、その南庭も広くとれている。

一方、3号建物は西側柱通りが通路中央より東寄りに位置し、しかも、南側柱が1号建物の中門廊南妻より南に約5尺寄った位置にあるので、南庭が狭くなっている。3号建物の西方にある15号柱列は後方の台所などを隔てる目隠し塀と推定されるが、1号建物に比べると南方通路との関係に難点があるといえよう。

(2) 西面南門からのアプローチとの関係

第III期に、東南部地区ではB・C両区が5号建物の立つ一帯敷地となり、南方通路が廃止された。それに伴い、中心建物へのアプローチは西南に変更された。第2章に詳述するように、この時期には西部地区の南半分が広場となり、中心建物地域の西辺を画す1号柱列(板塀)の南端に中心建物へ到る間口12尺の門が開かれた。

1号建物は西南に中門廊が突出する所以、この方向からのアプローチに対しても充分対応できる配置である。しかし、第III期に東南部に立てられた5号建物の北面に目隠し塀に相当する遺構が検出されないので、1号建物は南方の5号建物の背面と向き合うことになり、配置上からみて難点となる。

一方、3号建物へは後方からアプローチすることになる。ただし、南方からのアプローチに比べると、中心建物の東方の広がりが見透せるので、3号建物としては西南からアプローチする方が適している。

(3) 防御面との関係

第III期に東南部に5号建物を立て、中心建物へのアプローチを西南に変更したのは、館内の防御と密接な関係があったと推察される(これについては後述する)。この観点から1号と3号建物の配置をみると、西南の入口より東側に奥まり、東方を望む位置にある3号建物の方が防御を考慮した配置といえよう。

(4) 平面形式と柱間

両建物の平面規模と形式を比べると、3号建物の方が整っていることは明らかである。また、1号建物の柱間寸法は桁行6.5尺等間、梁間6.4尺等間で、桁行と梁間に1寸の違いがあるので、3号建物は基準柱間が6.5尺に統一されている。これらの点は3号建物の方が年代的に下がることを

示すと考えられる。

以上要するに、1号建物は第II期の、3号建物は第III期の中心建物であった蓋然性が高いといえるであろう。

さて、第I期の2号建物に付属する建築遺構として、その西側にあって北面を据える13号建物と、その南の井戸がある。また、敷地の西南隅にある16号・17号建物と豎穴状土壙1はI期からII期の遺構であり、前二者は重複するので、16号建物をI期、17号建物と豎穴状遺構1をII期にあてる。

第II期の1号建物に付属する建築遺構に1号柱列と、上記の17号建物、豎穴状遺構1、井戸があり、敷地の西北隅に検出した鍛冶・銅鋳造跡の2号礎石建物も出土遺物からII期に比定できる。このほか、1号建物の北側にある6号建物は、2号・3号建物と重複し、また4号建物に接するので、1号建物と方位をやや異にするが、それに伴う台所遺構と推定される。また、6号建物に重複する12号建物は2号建物より新しく、3号建物より古いことが、柱穴掘り方の切り合いかから知られる。12号建物は1号建物・4号建物および長方形柱列と重複しないが、4号建物と長方形柱列は3号建物より新しいので、12号建物が併存できるのは1号建物に限定される。なお、これは1号建物が3号建物より古いことを間接的に示している。

第III期の3号建物に付属する遺構は、その西側にあって北面を据える14号建物と井戸、およびそれらの南にあって目隠し櫓となる15号柱列である。前期の鍛冶・銅鋳造跡遺構はこの時期にも存続したと推定される。また、3号建物の北側に検出された庭園の一部とみられる小石圓配石遺構は、後に述べるように3号建物に伴うと推定される。このほか、III期に西部地区境にXIV-1号・2号柱列などの板塀が造られたが、これについては第2章に述べる。

第IV期の4号建物に伴う遺構として、7号建物がある。また、これらの西方にある3号礎石建物は東北隅礎石が小石圓配石遺構の上に据えられている。この建物は2号・3号・6号・12号の各建物と重複し、4号建物の方位とはほぼ合うので、IV期の遺構と推定される。

第V期の長方形柱列に伴う遺構に6号柱列と5号建物がある。また、東南部地区に検出した39号豎穴もV期に推定される。

以上、東北部建物遺構の時期区分はつぎのよう整理される。

前I期：豎穴状土壙2

第I期：3号建物、13号建物、16号建物

第II期：1号建物、6号建物、12号建物、17号建物、豎穴状土壙1、3号礎石建物

第III期：3号建物、14号建物、3号礎石建物

第IV期：4号建物、7号建物、3号礎石建物

第V期：長方形柱列、5号建物

3-3 東南部遺構の時期区分

3-1に述べたように、溝12は前I期、38号豎穴建物は前I期もしくは第I期に推定される。38号豎穴建物の敷地区画は北辺と西辺が溝21と溝22と考えられるが、南辺と東辺が不明である。溝22の南端はB区南辺をす2号柱列の西端で終わるので、このあたりに南辺の区画を求めてよいかもしれない。なお、2号柱列は西端で北折して1号柱列につながる。1号柱列はII期まで下らず、溝22と同時期もしくはI期の遺構である。B区北面をす溝21の北に接して溝20が造り替えられたが、これらは38号豎穴建物もしくは第I期の2号建物に伴う遺構と考えるのが適当であろう。

第I期の2号建物は東側に5号柱列を伴う。この時期には未だA・B区は一敷地であり、西辺と北辺を3号柱列と9号柱列で囲んでいた。南辺区画は不明であるが、3号柱列の南端は2号柱列の北0.9mの位置にあるので、このあたりが南限と推定される。上記の1号・2号柱列が第I期に下がるとすると、3号・9号柱列はその造り替えと考えることもできる。一方、第I期のC区は空地であり、中心建物に到る通路であった。西辺と北辺は溝10で区画される。

第II期に館の中央道路が造られ、当地区南辺を画した。また、当地区は3区に分けられた。館の東面柱列に接するA区は西辺を溝15、北辺を内構列2で区画した敷地であり、その内に矢倉のような遺構が造られたと想定される。B区の1号建物はII-1期の遺構であり、その南にある8号建物がそれに伴うと考えられる。3号建物と4号建物はそれらを建て替えたものでII-2期の遺構である。II期の区画遺構は北辺が溝23、西辺が溝23と6号柱列と推定される。C区は空地で、西辺と北辺を溝18で囲む。前期同様、中心建物に到る通路

であった。

第III期にはC区の通路を廃して、B区とC区を合わせた屋敷地とし、その内に5号建物がたてられた。地割造構は前期と同じであるが、南辺は7号柱列で画したかもしれない。A区は北辺区画を内柵列1に改め、その内に矢倉と考えられる7号建物が立つ。

第IV期の地割面は前期とほぼ同じであり、南辺と西辺を中央道路北側溝4と溝17で囲す。建物は6号建物1棟である。なお、第V期には6号建物ではなく、空地であった。

以上、東南区の建物遺構は、つぎのように時期区分される。

前I期：溝12

前I期～第I期：38号竪穴建物

第I期：2号建物

第II期：1号建物、8号建物、3号建物、4号建物

第III期：5号建物、7号建物

第IV期：6号建物

第V期：空地

表1は、以上に検討した、第二平坦面北東地域の東部地区における建築遺構の時期区分を整理したものである。

(注)

- 1) 後述のように、1号～3号建物は客殿であったと考えられるが、4号建物は客殿のような中心建物ではない。
- 2) 3号建物が第III期の造構であるとすると、1号建物と重複する柱穴のうちP555は3号建物、P556は1号建物の柱穴と見なくてはならない。ただ、そうすると3号建物の柱のうちP555のみ柱間と柱通りが乱れることになり、3号建物の柱配置と柱間寸法が整っているだけに疑問が残る。これについては、後考を待ちたい。

表V-1 第二平坦面北東地域東部地区における建築遺構の時期区分

時期	東北部遺構	東南部遺構
前I期	竪穴状土壙2	溝12
前I～I期		38号竪穴 溝21・22、溝20、1号・2号柱列
I期	2号・13号・16号建物 井戸	2号建物・5号柱列 3号・9号柱列、溝10号
II期	1号・6号・12号・17号建物、 2号礎石建物、竪穴状土壙1 1号柱列、井戸	1号・8号・3号・4号建物 6号柱列、溝5・15・18・23 内柵列2
III期	3号・14号建物、2号礎石建物 15号柱列 小石圓配石遺構、井戸	5号・7号建物 溝5・15・18 7号・10号柱列、内柵列1
IV期	4号・7号建物、3号礎石建物	6号建物 溝4・15・17、内柵列1
V期	長方形柱列、5号建物、39号竪穴 6号柱列	空地

第2章 西部地区における建築遺構と時期区分

第1節 西北部の建築遺構¹⁾(付図2)

1-1 地割関係の遺構

西北部は中心建物地区の西に隣接する南北35~40m、東西15~19mにわたる地域である。この地区は地割の溝及び掘立柱跡もしくは塙により、北から南に3区に分けられた時期があり、また、南の2区はさらに東・西に小分削された時期があった。これら地割の溝と柱列は、多いところでは3~4回の重複が認められ、また、地割を跨いで建てられた建物があること、時期により地割が変更されたことが知られる。以下、北から南の3区をA・B・C区とし、B・Cの小区を東より1・2区とする。

1) 中心建物地区境の地割構造

中心建物地区(東北部)との境は当地区的土地がやや高く南から北に0.2~0.8mの段差があり、これが地境になっている。この段上の地境寄りに南北行の掘立柱列が2条検出された。このほかA・B・C区の各東辺を画す柱列や溝などが検出された。

□ 1号柱列

中心建物地区の西寄りにある井戸の西方1.5mの所から南方に延びる南北行6間の掘立柱列で、長さは約12.04m(39.5尺)、柱間は約2.0m(6.6尺)間隔である。平成5年度の発掘調査により、これはさらに南に1間続き、その南端柱間が約3.68m(12尺)と広く開かれていることが判明し、そこに間口12尺の門が開かれたと推察された。1号柱列の上面には焼土と炭化材が見られ、板塀が焼失したことを窺わせた。

□ 2号柱列

1号柱列の北端柱より西方に約1.9m(6.2尺)折れ、それより北方に延びる南北12間の掘立柱列で、北端は館主体部の北面外周を巡る柵列に到る。長さは約24.4m(80尺)、柱間は1.83~2.17mとばらつき、平均すると約2m(6.6尺)である。なお、2号柱列の南端から北3間目柱間(P694~P696)の東側線上に石段と推定される石積があり、そこに門が開かれた可能性がある。

□ 碓石列

1号柱列の東0.5~0.6m離れた段上の位置に、柱列に平行して南北に並ぶ碓石列がある。碓石は大きいもので長径60cm、短径50cm、小さいもので

径30cm程である。柱間は北3間が各2m(6.6尺)程、南端は約1m(3.3尺)であり、南北に延びるかどうか不詳である。北端の礎石は井戸の西南1.5mに位置し、1号柱列の焼失後、井戸を埋めて据えられたことが判明した。

□ 3号柱列

A区東辺にあって、2号柱列の東方1.5~2mの位置に検出された南北3間、長さ6.5mの掘立柱列で、柱間は2.7m、1.8m、2mと不揃いである。この位置は段が削られていると思われ、南北に延びるかどうか不明である。

□ 4号柱列

A区東辺にあって、2号柱列の西方2.1~2.2mの位置にあり、北面外周柵列の手前0.8mの所から南に延びる南北5間の柱列で、長さは約11.1m、柱間は2.1~2.3mである。

□ 5号柱列

4号柱列の西側0.9mの位置にあって、それと平行する長さ9.4m程の南北柱列で、柱間寸法は南1間が1.7m、北2間が1.5m間であるが、中央は柱穴が多く重複していく特定できない。5号柱列は、それより西方約4.2m離れた位置にある南北に並ぶ数個の柱穴(5'号柱列)とともに一棟の建物に纏まる可能性が高い。1号建物(もしくは1'号建物)および12号建物と重複し、柱穴掘り方の切り合いかから、それらよりも古いといえる。

□ 溝19・20・21

C1区の東面を画する溝が1号柱列の西側に近接して三條検出された。西より溝19・20・21である。溝の幅は15~20cm、前後関係は明確でないが、C1区と2区境の溝16~18の前後関係からすると溝19・20・21の順に新しくなるらしい。C1区南東に検出した東西溝(溝25)がこれら三条の溝を切り、かつ1号柱列の柱穴掘り方P239がこの東西溝を切るので、1号柱列より古いことが知られる。

2) A区地割

A区東辺には上記2号・3号・4号柱列があり、北辺は館主体部外周を巡る柵列で画される。

□ 溝4の1・2

西辺はB2区西面を画する溝4の1もしくは溝4の2が北方の柵列まで延びるらしい。

□ 6号・6'号柱列

6号柱列はA区西辺寄りにある柱間6間の南北

柱列であり、櫛列の手前1.2mの所で東に折れて東西3間の柱列に統く。長さは西面柱列が約10.5m、北面が約6m、柱間は西面が北より1.5m×2、1.8m×2、2m×2、北面が約2m等間である。なお、6号柱列の東方約4m離れて、それに平行する南北4間の柱列6号がある。柱間は北より順に約1.85m、1.78m、1.8m、2.17mであり、このうち南3間は6号柱列の西南より2~4間柱穴と対応し、また北側の柱穴掘り方P1151とP863の中央位置にP917があるので、3間×2間の建物にまとまると思われる。

□ 7号柱列

6号柱列の西方約1.4m離れて、それに平行する7号柱列はA区西辺を画する塀であろうか。南北4間の掘立柱列で、長さは約7.2m、柱間は1.6~1.95mである。

□ 8号柱列と溝1・2

B区との境にある8号柱列は、B1区の南北西の3辺を画するコ字形の柱列である。A区とB1区境では東西4間、柱間1.2~1.5m、長さ約5.2mであり、A区との境東端は開かれていたらしい。8号柱列は6号建物と溝1に重複する。

溝1はB区との境を画す幅20~25cm程の東西で、B1区とB2区の境より西でやや北に振れる。溝2はA区とB2区を画する東西溝と推定されるが、B2区北東隅で溝1の北側に接して一部を検出しただけである。なお、溝2は東に延びてB1区北面を画していた可能性もある。溝2は溝1より古い。

以上、溝1と2号柱列の地割および7号柱列をもとにすると、A区は東西約16m、南北が西辺で約11.5m、東辺で約16m、広さ約220m²である。

3) B区地割

B区東辺は2号柱列で画した時期がある。

□ 8号柱列と溝3

B1区とB2区境には幅30~40cmの南北溝3とそれに重複して南北4間の8号柱列がある。8号柱列は北端で東に折れて溝1に重複する東西4間の柱列に統く。南北柱列の長さは約7.9m、柱間は1.9~2.1mである。

□ 溝5と溝6の1・2

B区とC区の境に東西の溝5と溝6の1・2がある。溝5は幅約30cm、溝6の1は溝6の2の北に重複する幅約30~40cmの溝で、溝6の2を付け

替えたものである。溝5が古く、東半部を消失しているが、C1区東面を画する溝19~21のいずれかに繋がると推定される。溝6は溝5の南約0.8mの位置にあってそれに平行し、西端はB2区西面を画す溝4から東端は溝21に到ると推定される。

□ 9号柱列

9号柱列は溝6の北方1.1~1.3mの位置にある東西5間の柱列で、東端は2号柱列の南端柱穴P693に取り付き、西端はB区西辺の区画溝4の手前約70cmの所に到る。長さは12.5m、柱間は東より3.12、2.15、2.15、1.96、3.08mとばらつき、中間に未検出の柱穴があるかもしれない。9号柱列は2号柱列に伴う遺構である。なお、9号柱列の西側2本目柱(P514)より北方に延びる南北3間、長さ5mの柱列と、B2区の北寄り、9号柱列の北方6mの位置にある東西行4間、長さ6.6mの10号柱列は、9号柱列と同時期の遺構と推定される。

□ 溝4の1・2と11号・12号柱列

B2区の西辺は幅約30cmの南北溝4の1で画した時期がある。また、溝4の1に重複し、それより古い溝4の2がある。

11号柱列は溝4の1の東に接する位置にある南北2間の柱列で、A区境より南へ8mの所(P388)で西に折れ、東西行の12号柱列に統くらしい。12号柱列は4間(長さ7.7m)を検出したが、先は調査区外である。

□ 溝13・14と道路

12号柱列の南には東西に走る溝13・14があり、両溝の間は幅約3mの通路であったと推定される。この通路はB区の西側で南方に折れて、館中央の東西道路に到ると推定される。

以上、溝1・4・6と2号柱列の地割をもとにすると、B区は東西約14m、南北が西辺で約10.5m、東辺で約9.5m、広さ約140m²である。

4) C区地割

先述のとおり、C1区東辺を画する遺構に溝19・20・21と1号柱列があり、C1区とC2区の北辺には溝5と溝6の1・2および9号柱列がある。溝19・20・21は1号柱列より古い。

□ 溝16・17・18

C1区とC2区境には三条の南北溝、西より溝16・17・18がある。幅は溝16が約40cm、溝17が20~30cm、溝18が約30cmである。溝16が古く、南方で東に折れ、溝17に切られている。

溝16の東約1mの位置にある溝17はC区をほぼ二分する長さ約10mの溝で、南端は東方に折れて4.5m程延びるが、その先は消失する。

溝18は溝17の東約1mの位置にあり、この中では一番新しい。なお溝18の西側に接して南北に延びる溝の一部が検出された。溝18はこれを付け替えたものらしい。

□溝15

溝15は溝16の西約1.7mの所にある南北溝で、C2区の北辺溝6より南約3mの所から東に折れて溝16に切られている。C区地割ができる以前の古い溝で、南は西南部地区に延びる。

□溝22・12・11

C2区西辺を画する造構に溝22と溝12・11の3条の南北溝がある。溝22・溝12・溝11の順に新しくなる。溝22はB区境より南へ約7.2mのところを終わり、それより南はやや西に振て西南部D区西辺を溝18に連なる。溝22と溝18はほぼ同位置で造り変えが認められた。溝の幅はともに30~40cmほどである。B区境から南約7.2mの所にC区・D区境があったと推定されるが、両区を分ける溝は検出されなかった。

溝12は溝22の東に接し、その東側は溝11に重複して切られている。B区境より南へ約11.4mの所で東折し、東へ2.2mほど延びてその先は消失する。C区が溝22の時期より南に拡張され、D区に食い込んだ時期の地割溝である。溝12は東折した東西溝の部分に造り変えが認められた。

溝11は幅40~50cmの溝で、B区境より10.5mの所、溝12の手前で東折し、2.2m程東に延びて消失する。

□溝17・23・24・25

C1区南辺を画する造構に溝17・23・24の3条の溝がある。溝17はC1区西辺の溝の続である。溝23は幅約80cmの溝で、西方で溝16・18に重なり、東端および西端は南に折れて南北溝となる。溝24はC1区東辺の溝19・20を切ってさらに東方に延びて中心建物地区に到る。現存長さは7mほどである。西端は南折して西南部のD区とE区境の溝につながると推定されるが、2号竪穴と重複していく不詳である。

溝25は溝24の北約1.3mの位置にある東西溝で、C1区側に長さ4m程を検出したが、南辺を画する溝ではないかもしれない。溝19・20・21を切っ

てさらに東方に延びる。1号柱列と重複し、その柱穴掘り方に切られている。

以上、溝5・19・22・23の地割をもとにすると、C区は東西約13.5m、南北が東辺約10m、西辺約7.2m、広さ約116m²である。

1-2 建物遺構

1) A区の建物

A区では館に関連する時期の建物遺構として、掘立柱建物跡7~9棟、竪穴建物跡5棟が検出された。掘立柱建物跡は1号~3号建物および9号~12号建物、それに5号・5'号柱列と6号・6'号柱列はそれぞれ一棟の建物としてまとまると思われる。竪穴建物跡は41号・42号・43号・45号竪穴の4棟で、ほかに41号竪穴の南でB区境の溝1・溝2に重複する位置にある不定形な落ち込みは竪穴建物跡の可能性が指摘されている。これを44号竪穴と仮称する。

(1)掘立柱建物跡

□1号建物

A区の東寄りにある桁行5間、梁間3間の南北棟建物で、南側柱はB1区境の溝1の北1mの位置にある。調査概報によると柱間は梁間3間が5.3尺等間、桁行北側3間が7.3尺等間、南側2間が6.5尺と4.5尺で、北から2間目柱筋に中柱二本を立て、間仕切りしていた。柱穴の底面に礎石を据えたものがある。なお、遺構図を見ると、1号建物柱穴の中、北西隅のP1196は西側柱通りより西側にやや外れた位置にある。これに対して、それが南東0.5mの所にある柱穴P1197は西側柱通りにのり、しかも柱穴底面に礎石を据える。また、P1197の東側にはそれに対応する2間分の柱穴P1186とP1205があり、これらが1号建物の北側柱を構成すると解することができる。また、北から2間目柱筋に中柱が1本ないし2本立ち、南から2間目柱筋の中央に柱穴P1026がある。これによると、1号建物は桁行4間、梁間2間の身舎の南面に下屋を付けた形式と推定される。これを1号建物と仮称する。身舎の規模は桁行約8.12m、梁間約4.82mで、柱間寸法は桁行北より第1間が約1.76m(5.8尺)、第2間と3間が約2.26m(7.4尺)等間(東面北より3間目柱穴は未検出)、第4間が約1.84m(6尺)、梁間は約2.41m(7.9尺)等間である。南面下屋の出は約1.37m(4.5尺)、南面柱間は両脇間約1.66m(5.5尺)等間、中央間約1.5m

(5尺)である。

1号建物は12号建物、5号柱列および41号豎穴と重複し、また2号建物の一部と重なり、柱穴の切り合い関係からすると、5号柱列より新しく、2号建物より古いといえる。柱間寸法は不規則であるが、桁行に7.3尺もしくは7.4尺間があり、古制が認められる。なお、1号建物の身舎中央および東南隅に当たる位置に焼土23と焼土4が検出されたが、当該建物に伴うかどうか未詳である。

□ 5号柱列建物

5号柱列の西方約4.2m離れた位置に、それと平行する南北柱列(5号柱列)があり、両柱列は一建物に纏まる可能性が高い。これを5号柱列建物と仮称する。規模は桁行3間で約5.35m(17.5尺)、梁間約4.2m(13.8尺)、柱間寸法は桁行中央間6.5尺、両脇間5.5尺、梁間は2間で6.9尺と推定される。5号柱列建物は1号・2号・12号建物、41号豎穴と重複し、柱穴の切り合いから1号建物より古いといえる。

□ 2号建物

A区西寄りに検出した桁行5間(西面約10.13m)、梁間3間(北面約5.89m)の南北棟建物で、1号建物と棟方向を合わせ、東側柱が1号建物の西側柱に重複する。東側南から第3本目の柱穴掘り方P982が1号建物の柱穴P983を切るので、1号建物より新しいことが判明した。南側柱の柱穴掘り方はB1区とB2区にかかり、A区とB区境の溝1を切っているので、この時期にはA・B両区を一屋敷地にしていたと推察される。2号建物は南側より第2間目柱筋に中柱2本を立てて内部を3×3間と2×3間の二室に分けていた。北側方3間の部屋の南寄り中央に焼土21を検出されたが、2号建物に伴うかどうか未詳である。柱間寸法は調査概報に6.6尺等間とされる。なお、遺構図に当たると梁行柱間はそれよりやや短く、6.4尺等間に推定した方がよいかも知れない。2号建物は西北部地区において検出された建物の中で、規模が最も大きく整っている。

2号建物と重複する遺構は、1号建物と溝1のほかに、A区では3号および9号~12号の各建物、5号柱列建物、43号・44号・45号の各豎穴、B区では4号・5号・15号の各建物、8号柱列、44号豎穴がある。柱穴掘り方の切り合い関係からすると、2号建物より古いものに1号建物、43号・44号・

44号の各豎穴、溝1・2があり、新しいものに3号建物と12号建物が知られる。

□ 3号建物

2号建物跡より西へ1間寄った位置に検出された桁行4間(約8.04m)、梁間3間(約6.04m)の南北棟建物で、2号建物と棟方向をほぼ合わせる。北から第1間目柱筋に中柱2本を立てて二室に分ける。先述の焼土21は南側方3間の部屋の北寄り中央間位置にあるが、3号建物に伴うかどうか未詳である。柱間寸法は桁行・梁間とも約2.01m(6.6尺)等間と推定される。

3号建物と重複する遺構は、A区では2号および9号~11号の各建物、43号・44号・45号の各豎穴、B区では4号・5号・15号の各建物、44号豎穴、溝1・2・4がある。柱穴掘り方の切り合いにより新旧関係をみると、3号建物は2号建物、43号・44号・45号の各豎穴および溝1・2・4より新しい。3号建物の時期は2号建物の時期と同様、A・B両区が一屋敷地であったが、西側の境はそれよりも少し西方に拡張されたと推定される。

□ 9号建物

A区の西北隅に検出した桁行3間(約5.98m)、梁間2間(約4.0m)の南北棟建物である。南東隅柱穴は45号豎穴の覆土を掘り込んだと思われるが、未検出である。柱間寸法は、調査概報に6.6尺等間とされる。棟通りの桁行中央に中柱が立ち、西側中央間中央および北側各柱間中央に間柱と思われる柱穴掘り方がある。また、棟通り中柱の南約1.2mと北約1.1mの位置にある小柱穴はこの建物の床束の痕跡であろう。これらの点から、9号建物は棟持柱形式の倉の可能性がある。

9号建物と重複する遺構は、2号・3号・10号・11号の各建物、および45号豎穴である。柱穴掘り方の切り合いによる新旧関係は不詳である。

□ 10号建物

A区西寄りにある桁行5間(東面約9.9m、西面約9.65m)、梁間2間(約4.04m)の南北棟建物である。西側柱の一部に未検出のものがある。柱間寸法はばらつきが大きく、桁行が約1.83m(6尺)、2m(6.6尺)、2.15m(7尺)、梁間が約1.95m(6.5尺)、2.1m(6.9尺)と一定しない。なお、10号建物の西約1.94mの位置にある南北4間の7号柱列は10号建物と平行し、その西面柱間にほぼ対応するので、10号建物の下屋もしくは目隠

し場の可能性も否定できない。

10号建物は2号・3号・9号・11号の各建物、43号・45号豎穴および溝1と重複し、遺構の切り合いから43号・45号豎穴より新しいといえる。

□ 11号建物

西側柱に6号柱列の3間分をあて、その東側約4mの位置にある南北行の6号柱列と組み合わせて一建物としたものである。A区西寄りにあり、桁行3間(東面約5.72m、西面約5.64m)、梁間2間(約4.04m)の南北棟建物が想定される。南側中央の柱穴は未検出である。11号建物の西側柱には北端から北へ2間、それより東折して4間の6号柱列が取りつく。柱間寸法は桁行北2間が約1.82m(6尺)等間、南間約2m(6.6尺)、梁間約2.02m(6.6尺)である。

11号建物(6号柱列)は2号・3号・9号・10号の各建物、43号・45号の各豎穴と重複し、柱穴掘り方の切り合いから43号・45号豎穴より新しいといえる。

□ 12号建物

A区の東寄りにある桁行4間(南面約7.25m、北面約7.53m)、梁間2間(約4.45m)の東西棟建物である。東面は炬が悪く、南で0.4m程西に振れる。西側より第1間目柱筋に中柱を立てる。柱間寸法は北面が西より約2.07m、1.92m、1.83m、1.7mとばらつき、西面は約2.23m等間である。

12号建物は1号建物および41号豎穴と重複し、また2号建物および4号・5号柱列と一部重なる。柱穴掘り方の切り合いから、2号建物と41号豎穴より新しいといえる。

(2) 豊穴建物跡

□ 41号豎穴

A区東寄りにあり、1号および12号建物と重複する。規模は豎穴底面で計って約2.5m×2.2m、深さ約0.4m、南北方向に長軸をとり、北面東寄りに長さ1m程の張り出しが付く。豎穴底面の四周に各面2間、計8本の柱穴があり、中央や東寄り床面に焼土と炭化物の堆積が見られた。柱穴の切り合いからすると、41号豎穴は12号建物より古い。

□ 42号豎穴

41号豎穴の北方、A区北面を画する外周欄列に近接する位置にある。規模は豎穴底面で計って約2.5m×2.3m、深さ約0.6m、底面各辺に2間づ

つ、計8本の柱穴を持ち、床面に焼土と炭化物を検出した。長軸を南北にとり、南面西寄りに長さ約1.5mの張り出しが付く。他建物との重複はない。

□ 43号豎穴

A区西寄りにあり、2号・3号・10号の各建物および11号建物と重複し、それより古い時期の遺構である。規模は豎穴底面で計って約1.9m×1.8m、深さ約0.45m、底面東・西両辺に各3本の柱穴を持ち、東面北寄りに長さ約1.1mの張り出しが付く。底面に焼土と炭化物の堆積が見られ、覆土中から釘、鍛造剣片および小札などが出土した。

□ 44号豎穴

A区中央南端にある未調査の豎穴遺構である。A・B両区境の溝1・2および1号～5号各建物と重複し、それらの溝および柱穴掘り方に切られ、A・B両区では最も古い時期の遺構である。

□ 45号豎穴

41号豎穴と43号豎穴の中間、やや北寄りに位置する。規模は豎穴底面で計って約2.5m×1.8m、深さ約0.55m、長軸を東西方向にとり、南面東寄りに長さ1.1mの張り出しを付ける。焼失家屋であり、内部に大量の炭化材が堆積していた。柱は8本で、底面周辺に柱穴を掘るが、西側柱は西より約0.8m東に寄せている。柱の外側に幅10～15cm、厚さ約2cmの壁板を底面より立ちあげ、その外側中に茅の束を詰めていた。豎穴の覆土中から釘、小札など多量の鉄製品と美濃大窯Ⅰ期の鉄釉碗などが出土した。

45号豎穴は2号・3号・9号・10号の各建物および11号建物と重複し、柱穴掘り方の切り合いから3号・10号・11号の各建物より古く、43号豎穴と同時期の遺構と推定される。

2) B区の建物

B区では掘立柱建物跡6棟(4号～6号、13号～15号建物)と豎穴建物跡2棟(44号・48号豎穴)を検出した。

(1) 掘立柱建物跡

□ 4号建物

B区北寄りにある桁行3間(東面約5.88m、西面約6.04m)、梁間2間(約4.55m)の南北棟建物である。平成4年度発掘調査概報には南側柱をP516、P513、P518にあてるが、P518は9号柱列の柱穴とみられ、またP516・513は後述の15号

建物の柱穴と見た方がよい。これに対して、調査概報の4号建物北側柱の1間北側に検出したP487・P470・P414の東西柱列は4号建物と平行し、柱筋もよく合うので、これを4号建物の北側柱に当てる案も可能であり、ここでは後者による。4号建物は北より第1間柱筋に中柱を立てる。柱間寸法は調査概報に6.6尺等間とされるが、遺構図に当たると、桁行は約2.28m(7.5尺)等間と推定される。

4号建物は、5号・15号の各建物、10号柱列、44号竪穴と重複し、また北側柱が2号・3号の各建物、44号竪穴および溝1に重複する。柱穴掘り方の切り合いからすると、4号建物は5号建物、44号・44号竪穴より新しい。

□ 5号建物

B2区北寄りにある桁行3間(約5.64m)、梁間3間(約5.5m)の方形建物である。柱間寸法は調査概報に5.9尺等間とされる。遺構図に当たると、柱間はやや不規則で、桁行は約1.68m(5.5尺)から約1.98m(6.5尺)で、平均すると約1.88m(6.2尺)、梁間もややばらつきがあり、平均約1.83m(6尺)間である。

5号建物は2号・3号・4号の各建物、44号・44号竪穴および10号柱列、溝1と重複する。溝1の前身と推定される溝2の区画に入るらしく、2号・3号・4号建物および溝1より古く、44号・44号竪穴より新しい。

□ 6号建物

B1区にある桁行3間(東面約6.73m、西面約6.9m)、梁間3間(約4.91m)の南北棟建物である。南側柱は溝5を切っており、その南にある溝6に作る建物と推定される。調査概報では6号建物の東側柱穴を北よりP629、P636、P688、P682とするが、そうすると南側柱のうち中央2本(P649、P659)が柱筋より外に出てしまう。それに比べ、上記柱穴と切り合う柱穴、北よりP628、P634、P687、P681を東側柱穴にすると柱の通りが良くなるので、一案としてこれを6号建物とする(北側柱の西より二本目の柱穴はP597とするよりも、P598とした方が柱の通りがよい)。調査概報によると、6号建物の柱間寸法は梁行5.3尺等間、桁行は9.2尺、5.9尺、7.9尺と不規則である。6号建物の規模は桁行約6.9m(22.6尺)、梁間約5m(16.5尺)、柱間寸法は桁行北2間が7.3尺等

間、南間8尺、梁間5.5尺等間と推定される。なお、6号建物の北側1間ほど離れた位置に東西3間の掘立柱列があり、東・西両端柱は6号建物の側柱通りに載っている。北側柱からの距離は東西で差があるて東面約2.35m、西面約2.18m、また、柱列の柱間は西より約1.38m・1.92m・1.77mと不規則である。これは6号建物に伴う掘立柱列もしくは下屋と考えられる。この柱列は8号柱列および溝1と重複し、それより新しいと解される。6号建物が溝1の区画内に建てられたとすると、この柱列は後に増築されたものかもしれない。

6号建物は13号・14号の各建物、8号・9号・10号柱列および溝1・5と重複し、柱穴掘り方の切り合いからすると、10号柱列より古く、13号建物、8号柱列および溝5より新しい。

□ 13号建物

B1区にあり、6号建物に先行する。桁行3間(約5.4m)、梁間2間(約3.75m)の建物と推定され、東側柱は柱穴P625とP632および先に6号建物の東側柱としたP636とP688を、それに当てる。北側柱は柱穴P625、P614、P595、南側柱は柱穴P688、P576と推定されるが、西側および南側の中柱の柱穴は未検出である。柱間寸法は桁行北間約1.55m(5尺)、南2間約1.92m(6.3尺)等間、梁間約1.87m(6.2尺)等間と推定される。

13号建物は6号・14号の各建物と重複し、6号建物の柱穴掘り方に切られる。南辺を溝5、西・北両辺を8号柱列で区画された敷地の中央に立ち、B1区では48号竪穴につぐ古い遺構である。

□ 14号建物

B1区にある桁行2間(約4.51m)、梁間2間(約3.8m)の矩形建物で、敷地区画に対して方位を南東に振る。柱間寸法は不規則であり、桁行は約2.4mと2.15m、梁間約2mと1.77mである。B1区では最も新しい建物と推定される。

□ 15号建物

B2区にある桁行4間(東面約7.52m、西面約7.7m)、梁間2間(約3.74m)の南北棟建物である。B2区のはば中央に立ち、北辺区画の溝2・溝1の両方の内側に位置する。柱穴掘り方が小さいので仮設的な建物と推定される。柱間寸法は桁行約1.9mと推定されるが、梁行は約1.95mに1.78mとばらつきが大きい。

15号建物は2号～5号の各建物、9号・10号柱

列、44号豎穴と重複し、柱穴の切り合いからする
と44号豎穴より新しい。

(2)豎穴建物跡

□ 44号豎穴

B 2 区北寄りに位置し、規模は底面で計って長辺約1.9m、短辺約1.65m、深さ約0.24m、南面に張り出しを持つ。2号～5号・15号の各建物および溝1と重複し、それより古い時期の遺構である。

□ 48号豎穴

B 1 区の2号柱列の東側にある石積の下層に認められた豎穴遺構であるが、未調査である。なお、この石積（石段）を東に下りた所に豎穴状土壙2があるが、これは中心建物地域にあって井戸およびⅠ期の中心建物（2号建物）に伴う13号建物より古く、前Ⅰ期に属する遺構である。48号豎穴も2号建物が建てられる以前の遺構と推定される。

3) C区の建物

C区では掘立柱建物跡5棟（7号・8号・16号（XV-1号）・18号・19号建物）、豎穴建物跡3棟（40号・2号・P 4 豊穴）が検出された。

(1)掘立柱建物跡

□ 7号建物

C 1 区の西寄りにある桁行3間（東西約7.2m、西面約6.97m）、梁間2間（南面約4.35m）の南北棟建物である。西側の溝17・18と重複するので、その西にある溝16が当建物に対応する区画であろう。矩が悪く、柱間寸法は桁行北間が約2.5m(8.2尺)、南2間が約2.23m(7.3尺)等間、梁間は約2.17m(7.1尺)等間と推定され、柱間の大きい点が注目される。

7号建物はXV-1号建物（16号建物）と19号建物および40号豎穴と重複し、北東隅柱の柱穴掘り方が40号豎穴によって切られるので、それより古いC 1 区における初期の遺構である。

□ 8号建物

C 2 区にある桁行3間（約6.86m）、梁間2間（約4.48m）の南北棟建物である。8号建物は東面が溝16もしくは溝17、西面が溝22、北面が溝5の区画内に立つと推定され、C 2 区では4号豎穴につぐ古い遺構である。北側中柱の通りがやや悪いが、柱間寸法は桁行が約2.28m(7.5尺)等間、梁間が約2.24m(7.3尺)等間、7号建物と同様に柱間寸法の大きいのが注意される。

8号建物はXV-1号建物と19号建物、P 4 豊穴および溝6・12・15と重複し、遺構の切り合いからXV-1号建物、19号建物および溝6・12より古いといえる。

□ XV-1号建物（16号建物）

C 2 区にある16号建物は平成5年度の発掘調査概報に1号建物として報告されている。桁行4間（西面約8.0m）、梁間3間（約5.8m）の建物と推定されるが、南東隅柱は未検出である。北西と南西の内側隅に柱を持つ。この建物は平成4年度の調査で北側3間分を検出していたが、翌5年度の調査により全容が判明した。柱間寸法は不規則で、桁行が約2m(6.6尺)等間、梁行北面東2間が1.76m(5.8尺)等間、西間が広く2.26m(7.4尺)であるのに対して、南面西2間は約1.9m(6.25尺)である。東面は溝18、西面と南面は溝11、北面は溝6の区画内にござる。

XV-1号建物は7号・8号・18号・19号の各建物、4号豎穴および溝16・17・15と重複し、遺構の切り合いから7号・8号・19号建物、4号豎穴より新しく、18号建物より古いといえる。なお、XV-1号建物の北方約1.9m離れた位置にあって、それに平行する東西3間の柱列は西端柱がXV-1号建物の西側柱筋にある。長さは5.05m、柱間は西より1.75m、1.17m、1.55mである。この柱列は溝6と重複するので、当建物の北面を画する塀かもしれない。

□ 18号建物

C 1 区とC 2 区に跨がる桁行2間（約4.36m）、梁間1間半（約4.0m）の建物で、西側より半間の柱筋に間仕切り柱があるが、東側中柱は未検出である。柱穴が小さいので仮設的な建物であろう。柱間寸法は桁行西面が約2.24mに2.12m、梁間が東間約2.58m、西半間が1.42mである。

18号建物は7号・8号・XV-1号・19号の各建物および溝15-18と重複し、C区では最も新しい時期の建物と考えられる。

□ 19号建物

C 2 区の南寄りに検出した方3間、東西約6.17m、南北約6.06mの建物である。平成5年度の発掘調査で全容が明らかになったが、調査概報には取り上げていないので、ここでは便宜的に19号建物と仮称する。柱間寸法は東西2.04m(6.7尺)間、南北2.02m(6.6尺)間程である。東側南から1間

目柱穴は未検出である。

19号建物は東面が溝18、西面と南面が溝12の区画内に立つ。7号・8号・XV-1号・18号の各建物および溝15-17、溝11と重複し、また南東隅部がD1区と2区境の溝23にかかる。19号建物は溝17と溝11を切り、遺構の切り合い関係から7号・8号の各建物より新しく、XV-1号・18号の各建物より古いことが分かる。

(2) 穴状建物跡

□ 40号豎穴

C1区の北寄りに検出された長辺約2.2m、短辺約1.8m、深さ約0.3mの豎穴で、南面東寄りに長さ1mの張り出しを付ける。柱は豎穴底面の南・北両辺に各3本、計6本を立てる。覆土中から鉄釘、鍛造剝片、小札などが出土し、また、床面で焼土と炭化物の堆積が認められた。7号建物と重複し、その北東隅柱を当豎穴が切るので、7号建物より新しいといえる。

□ 4号豎穴

C2区の西北隅にある。規模は底面で計って長辺約2.1m、短辺約2m、深さ約0.68m、東面南寄りに長さ1.2mの張り出しを付ける。豎穴底面の四辺に計8本の柱を方2間に立てる。8号・16号建物と重複し、柱穴切り合いからXV-1号建物より古いことが判る。

□ 2号豎穴

C1区の南西端に張り出しを持ち、それより南側のE区にかかる豎穴建物である。規模は底面で計って長辺約2.3m、短辺約2m、深さ約0.22m、北面西寄りに長さ1.1mの張り出しを付ける。柱は南・北両辺に3本づつ、計6本である。2号豎穴は7号建物および溝17・23・24と重複し、遺構の切り合いから7号建物、溝17・23・24より古く、C区の地割ができる以前の遺構と推定される。2号豎穴は焼失家屋である。

(注)

- 1)『上之国勝山館跡XIV・XV』(平成4年度および5年度発掘調査環境整備事業概報)
- 2)調査概報ではP934を9号建物の南東隅柱穴とする。その可能性もあるが、この柱穴は他に比べて柱の通りが悪いのが難点である。また、P934は後述の12号建物の柱穴と考えられる。

第2節 西南部の建築遺構¹⁾ (付図2)

平成5年度に発掘調査された当該地区は第二平坦面東北地域西北部の南に隣接する南北約19m、東西約14mの地域と、その東にあって東北部と東南部地域に接する南北約15m、東西約8.5mの敷地で、広さは合わせて約400m²である。南面は館中央道路に、西面は南北通路に接するとみられる。東西に3つの区画に分かれるので、これを西よりD・E・F区とする。

1-1 地割関係の遺構

1) 中央道路境の地割遺構

□ 溝17と溝1・2

溝17はE区南辺西寄りにある幅50cm程の東西溝で、D区境から東に長さ3m程検出したのみであり、中央道路の側溝ではないと思われる。溝1および7号建物の南側柱と重複する。溝1より古い時期の遺構である。

溝1は当該地区南辺を東西に通る旧中央道路の北側溝である。溝の幅は40~50cm程、中に小穴が散在する。D区南西隅より西2mの所から東へ約20m程続き、その先は溝2に重なる。西方は調査区外に延びる。溝1と溝2の新旧関係はいまひとつ明快ではないが、これらに対応する旧中央道路南側溝では北側の溝3がそれより南側にある溝4より古いことから溝2の北側に接する溝1の方が古いと考えられる。旧中央道路を挟む溝1と溝3の中心間距離は約3~3.4mである。

溝1の南側にあってそれに重複する溝2は、溝1より新しい時期の旧中央道路北側溝である。同時期の中央道路南側溝4によると、溝幅は50cm程、溝中に小穴が散在し、南・北両溝の中心間距離は約3.6m程と推定される。

□ 17号柱列

17号柱列はF区南辺を画する東西柱列で、中央道路北側溝2の北1~1.2mの位置にある。長さ約7m、柱間は西間3.6m、東間3.4mの2間であるが、中間の柱穴が未検出かもしれない。8号建物に近接する。西端で北に折れて南北行の16号柱列につながる。

□ 20号・21号・22号柱列

20号柱列はD区南辺にある長さ5.5ないし6.6m、3間程の東西小柱列である。溝1の北約1.2のところにある。

21号柱列は、20号柱列の南50~60cmの位置に検

出した東西3間、長さ5.4mの小柱列で、D区南辺を画す。西端で北に折れてC区西辺を画する13号柱列につながる。

22号柱列はE区南辺にある長さ約6.72m、3~4間程の東西柱列である。20号柱列の東に続く。

2) D区地割

北西中央部C2区の南に隣接する敷地で、南は館中央道路に、西は南北通路に接すると推定される。

□溝15と溝20

平成4年度の調査で検出した溝15の南延長部で、C2区より続き敷地の北半部東寄りを南東に延びる。溝20は溝15の西約2mのところに平行して走る南北溝の一帯で、長さ1.4m程検出したに止まる。

溝15および溝20は当該地区的地割が形成される以前の地割遺構である。

□溝18の1・2と溝19および13号・14号柱列

溝18はD区西面の北半部を画する南北溝で、ほぼ同位置でつくり変えが認められた。溝18の2はC区塊から南へ約7.6mの所まで検出したが、その先是消失する。溝18の1はC区境より南約7.6mのところで東に折れて東西行の溝13に連なる。前者の方が古いと推定される。溝の幅は40~60cm、溝の中に小穴が散在するとともに溝18の2には溝の側板の一部とそれを押さえる杭の穴が検出された。

溝19は溝18の2もしくは溝18の1の南に続く幅30~40cmの南北溝で、南方は旧中央道路北側溝に到る。溝19の溝中に小穴が散在する。

13号柱列はD区西辺南半にある南北3間、長さ約7.2m、の小柱穴列である。溝19の東60~80cmのところにあり、D区南辺を画す21号柱列につながる。3号・4号・5号の各建物と重複し、柱穴の切り合いからすと、それより古い。

14号柱列は、溝18の1の東50~60cmのところにあって、D区西辺北半を画す南北3間（長さ約3m）の柱列である。北端はC・D区境にあり、それより東に折れて2~3間の柱列につながる。後者はC区とD区を画す垣もしくは壁と考えられ、その東延長上に東西溝17があるので、それと同時期の遺構とみられる。XV-1号建物、2号・19号建物、溝11・12・15と重複し、2号建物を除き、それより古い時期の遺構である。

□溝11・12

溝11と溝12はC2区西辺を画す溝で、その延長がD区に3~4m程延び、そこより東に折れるが、溝11・12ともその東方が消失しているので地割面は不明である²⁾。溝12の方が古く、ほぼ同じ位置で造り替えがある。溝11は溝12の北80cm程の位置で東に折れる。ともに溝18・19より新しい。

□溝13

溝18の1の南端より東に延び、D区を南北に二分する東西溝である。溝の幅は約30cm、長さ4.3m程で、その先是消失する。溝13は3号・4号・5号建物が立つD区南半敷地の北辺区画である。2号建物と重複し、それより新しい。溝13と溝11・12の間はE区に到る通路もしくは空地であったらしい。

3) E区地割

E区とC1区の境を画す溝17・23・24については先述した。

□溝23の2と溝16

溝23の2はD・E区境の北半を画す長さ約7.4mの南北溝である。溝の幅は30~40cm程で、なかに小穴が散在する。北方は東に折れてC1区とE区を画す溝17に続くと推察される。南方はD・E両区境南半を画する溝16に続く。なお、平成4年度の調査で検出したC1区とE区境を画す東西溝23は西方で南に折れてE区とD区境を画す溝になると推定されるが、1.6m程南に延びてその先是消失する。両者を区別するため後者を溝23の1、前者を溝23の2とする。両者の前後関係は不詳であるが、溝23の2が溝17に接続するので溝23の2の方が新しいかもしれない。

溝16は溝23の2の南に続く幅40cm程の南北溝で、溝中に小穴が散在する。南方は消失するが、旧中央道路北側溝1・2には到らず、手前の溝17につながるらしい。北方は溝23の2の少し手前で東に折れる様にして溝23の2に続くので、溝16は東折してE区を南北2区に分けているかもしれない。なお、溝16が東折する位置は溝13の東方延長と一致する。

□溝23の1と1号柱列南端の門

E区は東辺北寄りの南北約4mが中心建物地区に接する。この位置を区画する溝にE区北辺から南に折れる溝23の1があり、F区境で東に折れて溝42につながる。溝中に小穴が散在する。

南折した溝23の1の東約1.2mの所に、中心建物地区と西部地区を隔てる1号柱列の南端に開く間口約3.6m(12尺)の門が位置する。門の南側柱穴掘り方は溝42を切るので、それより新しいことが分かる。

4) F区地割

F区東辺に当たる、南東中央部C区西辺を画する溝17・18・19については第1章・第2節に述べた。

□溝8と16号柱列

溝8はE区とF区にある幅60cm程の南北溝で、溝中に小穴が散在する。溝の南方は中央道路の北側溝に達し、北方は溝23の1と溝42の交わる位置に到る。溝8は16号柱列と重複する。

16号柱列はE区とF区境にある長さ約14m、6間の柱列であり、南端と北端で東に折れてそれぞれ17号柱列と15号柱列につながる。柱間は不規則で2~2.4mである。溝8および8号建物と重複し、柱穴掘り方の切り合いから8号建物より古いことが分かる。

□溝42と15号・18号柱列

溝42はF区北辺の中心建物地区境にある幅40~50cm程の東西溝である。溝中に小穴が散在し、西方で溝23の1につながるが、東方は消失していく不明である。50号竪穴と18号柱列に重複し、50号竪穴より新しく、18号柱列より古い。

15号柱列は、16号柱列の北端から東に延びてF区北辺を画する東西柱列である。溝42の南側に接し、長さ約6.5m、3分間を検出したが、東へさらに1間程度伸びると思われる。柱間は西から2.1m、2.4m、2m程である。15号柱列は9号建物と50号竪穴に重複し、50号竪穴より新しい。

18号柱列は、1号柱列南端に開く門の南柱より東方に延びる東西3間、長さ5.8mの柱列で、東端は南折して19号柱列に続く。溝42の北側に重複し、柱間は西から1.9m、1.64m、2.26mと不規則である。18号柱列は溝42と重複し、切り合いからするとそれより新しい。

□19号柱列

18号柱列の東端から南に延びてF区東辺を画する南北の柱列で、南方は中央道路北側溝の手前約70cmのところに到る。長さ約14.2m、柱間は北3間が1.8、2.2、2.2mであるが、それより南の中間の柱穴は未検出である。7間程の柱列になると

推定される。

□溝14

F区の中央を南辺から北へ3分の2程延びて東に折れる溝である。東南隅に検出した52号と53号竪穴に伴う地割溝であり、当該地域の地割面が形成される以前の遺構と推定される。溝14は8号建物と重複する。

1-2 建物遺構

1) D区の建物

D区では掘立柱建物跡7棟(1号~5号・10号・19号建物)を検出した。このうち、D区に一部がかかる1号と19号建物については第2章・第1節のC区の建物の項に既述した。

□2号建物

2号建物は、D区の北寄りにあり、桁行4間、梁間3間の南北棟と推定される。南側柱の柱穴は重複が多く、溝13の南地割を敷地とする3号建物北側柱穴との重複関係を考慮すると、2号建物の南側柱の柱穴は東よりP599、P614、P617、P635とするのがよいと思われる。2号建物は矩が悪く、総桁行が東面約8.05m、西面約8.48m、梁間が南面約5.38m、北面約5.64mと一定せず、柱間寸法も1.74、1.84、2.15mなど不規則であり、仮設的な建物と推察される。

2号建物は1号・19号・10号・3号の各建物と14号柱列および溝18号1、溝11・12・13と重複し、遺構の切り合いからすると、1号・19号・3号・10号の各建物および溝18の1・11・12・13より古い。また、8号・5号の各建物に近接するので、それらと時期が異なる。D区では最も古い時期の建物と推定され、溝18の2と同時期かもしれない。

□3号・4号・5号建物

この3棟はD区の南半、溝13の南側地割面に重複して検出された。

3号建物は桁行4間、梁間3間の南北棟建物である。桁行中央間の東1間入側位置に柱が立つらしい。調査標線には北側柱穴を東よりP599、P614、P617、P630とするが、上述のように重複する2号建物との関係からすると、P598、P613、P619、P630とする方が良いように思われる。総桁行約7.69m(25.2尺)、梁間約5.42m(17.8尺)、柱間寸法はややばらつくが、平均すると桁行約1.92m(6.3尺)、梁行中央間約1.9m(6.2尺)、両脇間約1.76m(5.8尺)である。3号建物は2号建物

より新しいといえる。4号・5号建物との柱穴切り合いはない。

4号建物は調査概報に3間×5間・南北棟とされている。ただし、南1間の柱間は約1mで、東南隅柱穴が未検出のことから、桁行4間、梁間3間の規模とした方がよいかもしれない。この場合、南側柱穴は東よりP1007、P999、P994、P985を当てることになる。南より1間目柱筋の東1間目に柱が立つらしい。また、南より2間目梁間のはば中央にあるP950も当建物に伴う可能性がある。總桁行は約7.46m(24.5尺)、梁間約4.62m(15.1尺)、柱間寸法は桁行が平均約1.86m(6.1尺)、梁間が東間約1.62m(5.3尺)、中間1.54m(5尺)、西間1.46m(4.8尺)であり、3号・5号建物に比べ規模がやや小さく、柱間も不揃いである。

5号建物は調査概報に3間×5間・南北棟とされているが、南1間の柱間が約1.2m程であり、南側柱穴は垣などの柱列(20号柱列)とみた方がよい。すなわち、桁行4間、梁間3間の南北棟であり、南側柱東3箇所の柱穴は近世の溝7によって消失したと考えられる。南より1間目の西入側位置に柱が立つ。總桁行は西面で約7.57m(24.8尺)、梁間は北面で約5.68m(18.6尺)、柱間寸法は桁行が平均約1.89m(6.2尺)、梁間が東2間各1.82m(6尺)、西間2.05m(6.7尺)程である。5号建物は2号建物と近接し、併存しない。なお、5号建物の東側柱筋の延長線上に3間の柱列(P595、P590、P437)がある。柱間は5号建物東北隅柱より北に1.5m、2.0m、2.7mで、北端のP437は溝12の延長上にあるのが注意される。これは、後に述べる7号建物の西側柱列の北にある3間柱列の北端柱が溝11の延長線上にある関係に類似するものであり、5号建物が溝12に、7号建物が溝11に対応することを示唆する。5号建物が立てられた時期は北辺区画に溝13があり、C2区南を画す溝11ないし12との間は通路もしくは空地であったと推定されるので、上記2本の柱列はこの通路もしくは空地とE区北半を区画する垣であった可能性がある。なお、3号～5号建物の内部に当たる位置から焼土1が検出された。

□10号建物

10号建物はD・E区に跨がり、両区の北寄りにある桁行4間、梁間2間の東西棟で、東側柱通りが南でやや西に振れる。西より1間目と2間目の

梁間中央に中柱が立つ。規模は桁行北面が約6.73m(22尺)、梁間西面が約3.84m(12.6尺)、柱間寸法は桁行1.68m(5.5尺)等間、梁間1.92m(6.3尺)等間である。

10号建物は2号建物、溝12および溝23の2と重複し、溝12・23の2より新しい。D区とE区境の区画がなくなった時期の遺構であり、この地域では最も新しいと推定される。

2) E区の建物

E区では掘立柱建物跡4棟(6号・7号・10号・19号建物)、竪穴建物跡2棟(2号・3号竪穴)を検出した。このうち、D区にかかる10号建物については前述した。また、19号建物と2号竪穴はC区とE区に跨がり、これらについては前節に既述した。

(1)掘立柱建物跡

□6号・7号建物

この2棟はE区の南寄りに重複して検出された。6号建物は桁行4間、梁間2間の南北棟で、東南隅柱は未検出である。西辺と北辺を画す溝16の内に位置する。規模は桁行西面で約8.03m(26.3尺)、梁間北面で約4.85m(15.9尺)、柱間寸法は桁行が不規則で北より2.04m(6.7尺)、1.96m(6.4尺)、1.86m(6尺)、2.18m(7.14尺)、梁間が平均約2.43m(8尺)程である。北より2間目と3間目の柱筋の梁間を三分する位置にそれぞれ2個の柱穴があり、そこに中柱2本を立てていたらしい。柱間寸法は5.3尺等間である。南側2間×3間の中央やや西寄りの位置に焼土3、中央北寄りに焼土4が検出された。なお、南北両側の梁間をはば3分する位置に柱穴(P1029、P1021とP695、P692)がある。これを生かすと梁間3間の建物になるかもしれない。ただし、南1間の柱間7.14尺がほかの桁行柱間より大きいので、南側柱を垣などの柱列(22号柱列)とみて、桁行3間、梁間3間の建物とみることもできる。6号建物は7号建物および3号竪穴と重複するが、遺構の切り合いはない。

7号建物ははば同位置で検出された桁行5間、梁間3間の南北棟建物である。桁行南より2間目の梁間に中柱を2本立てて北側に方3間の部屋をとり、南側を方2間と1間×2間の二室に分けた間取りが推定される。南西方2間の部屋のほぼ中央位置に焼土4、北側広間の中央南寄り位置に焼土3が検出された。規模は總桁行が西面で約9.92

m (32.5尺)、梁間が北面で約4.92m (16.1尺)、柱間寸法は桁行が平均約1.98m (6.5尺)、梁間は東間1.84m (6.1尺)、西2間約1.54m (5尺)等間である。7号建物は6号建物と3号竪穴および溝16・17に重複する。柱穴掘り方の切り合いから、溝16・17よりも新しいと推定される。

なお、7号建物の西北隅柱より北方に延びる3間の柱列(長さ約6.4m)があり、これは7号建物に伴うD区境の垣の遺構と推定される。柱間は南より1.88、2.36、2.16mと不揃いである。この柱列は10号・19号建物および溝23の2と重複する。遺構の切り合いからすると、溝23の2より新しい。当柱列の北端柱は溝11の延長上にあり、これと同時期の地割遺構と考えられる。

(2) 竪穴建物跡

□ 3号竪穴

E区の中央やや南よりに位置する。昭和55年に調査したものである。規模は1.78m×1.64mの方形、深さ22cmで、柱は方2間に各面壁寄りに立てる。出入口の張り出しあはない。6号・7号の各建物と重複するが遺構の切り合いはない。

3) F区の建物

F区の敷地は西に隣接するE区のそれよりも約30cm低い。F区では掘立柱建物2棟(8号・9号建物)と竪穴建物跡6棟(1号・49号～53号竪穴)を検出した。

(1) 掘立柱建物跡

□ 8号建物

8号建物は南北両辺を溝5と溝42、西辺を溝8、東辺を東南部西辺のXII-溝18もしくは19で囲んだ南北14.5m、東西8.5mの敷地いっぱいに立つ。桁行5間、梁間3間の南北棟建物で、規模は桁行約11m (36尺)、梁間約6.28m (20.6尺)であり、当該地区では最も大きい。南より3間目の梁行中柱2本を抜くほか、内部1間毎に柱を立てる。なお、調査概報には南より2間目柱筋の東より1間目柱穴をP797とするが、その西に重複して検出されたP798をそれに当てる方が桁行柱通りがよい(P798はP797を切って掘られている)。柱間寸法は不規則で、桁行が北より2.38m (7.8尺)、2.24m (7.35尺)×2間、2.13m (7尺)×2間、梁間が東2間各2.2m (7.24尺)、西間1.88m (6.13尺)であり、7~7.8尺の大きい柱間を用いるのが注意される。内部にはば1間ごとに柱を立てること、かつ

柱間が大きいこと、また土地が30cm程下がっていることなどから既の可能性も考えられる。なお、当建物と重複する49号竪穴の西南隅に、竪穴覆土を掘り込んだ土壤5の上部にある火山灰を多く含む軟らかい堆積土層から馬の歯が9個出土したことは注目される。

8号建物は9号建物、16号柱列、24号・25号柱列、1号・49号～53号の各竪穴および溝14と重複し、また、19号柱列に近接する。柱穴の切り合いからすると、8号建物は16号・24号柱列、50号・51号・53号の各竪穴および溝14より新しく、52号竪穴より古い。なお、1号・49号竪穴との切り合い関係は不詳である。

□ 9号建物

F区北東隅で検出した南北2間(約5.1m)、東西1間(約2.8m)の小屋である。9号建物は1号・49号・50号竪穴、15号柱列、溝14と重複し、柱穴切り合いから1号・49号・50号竪穴より新しくといえる。

□ 24号・25号柱列

24号柱列はF区のやや北寄りにある東西3間、長さ5.2mの小柱列で、柱間は1.75m前後である。24号柱列の東端柱穴は8号建物の柱穴に切られている。

25号柱列は24号柱列の南5~5.5mの位置にある東西4間、長さ6.3m程の小柱列で、柱間は1.5~1.6mである。51号竪穴を切っている。

24号と25号柱列の性格は不詳である。柱穴の切り合いから、51号竪穴より新しく、8号建物より古いことが判る。

□ 竪穴建物跡

□ 1号竪穴と53号竪穴

F区の東南にある溝14の地割内に南北に並んで1号と53号の竪穴建物が検出された。

北側にある1号竪穴は昭和55年に調査され、床面直上から鉄鍋を出土したことが知られる。規模は1.8×2.0m、深さ90cm程、長軸を東西に向ける小型の竪穴で、東面北寄りに80cm程の内に傾斜を持つ張り出しがつく。柱穴は東西両側壁際に3個づつ計6個である。床面の一部柱穴に接して浅い凹みがあり、縦板壁を立てた痕跡と推定されている。

53号竪穴は1号竪穴の南に近接する位置にあり、いずれかが後の建て替えであろう。1.7×2.0m、

いずれかが後の建て替えであろう。1.7×2.0m、深さ90cm程、長軸を東西に向け、東面南寄りに浅い張り出しがつき、1号竪穴とほぼ同規模である。柱穴は6個または8個である。

1号・53号竪穴は8号建物および19号柱列と重複し、柱穴の切り合い関係から53号竪穴は8号建物より古いことがしられる。

□49号・50号竪穴

50号竪穴はF区の北にあって、中心建物地区境の区画遺構である溝42、15号・18号柱列と重複し、当該地割が出来る以前のこの地域では最も古い時期の遺構である。平面規模は2.4×2.4mの方形で、深さ最大約40cm、南面東寄りに張り出しがつく。柱穴は6～8個と推定されている。上記区画のはか49号竪穴、8号・9号建物と重複し、それらより古いく。

49号竪穴は50号竪穴の西南隅と重なる位置にあって、50号竪穴を切り込んで造られている。3.1×3mのほぼ正方形で、深さは最大80cm程。張り出し部はない。柱穴は南北両面壁寄りに各3個づつ計6個である。8号・9号建物と重複し、それらより古いく。

□51号竪穴

F区の南西寄りに検出した2.3×2.6m、深さ50cm程の竪穴で、南北に長軸をとり、北面東寄りに1.3m程の内に向かって傾斜を持つ張り出しをつける。柱穴は南北両面壁寄りに3個づつ計6個であり、床面の一部に浅い溝と壁板を立てた痕跡と推定される凹みがある。また、張り出し部の付根と先端に小柱穴があり、これらは出入り口の踏み板などを支える杭などの存在を示すと推定されている。床面西半と張り出し部東半部に検出された炭化物を主体とする黒色土層堆積は床板の存在を示すものかもしれない。張り出し部のこの黒色土層直上から火箸と鉄鍋片が出土した。

51号竪穴は8号建物および25号柱列と重複し、柱穴の切り合いから51号竪穴の方が古といえる。

□52号竪穴

F区の東南隅に検出した竪穴建物で、一部を調査したに止まる。平面規模は2×2.3m程、深さ40cm、東西に長軸を向け、北面東寄りに張り出しあつ。柱穴は南北両面壁寄りに各3個づつ計6個である。8号建物と重複し、柱穴の切り合いから52号竪穴の方が新しいと推定されている。

4) 旧中央道路上の建物

□13号建物(大型柱穴)

D区の南に位置し、旧中央道路の南北両側溝である溝1と溝3に跨がって南北に並ぶ一对の柱穴が東西に2.2m(7.2尺)程離れて2ヵ所に検出された。4個の柱穴掘り方は一辺80～85cm、深さ85～100cmの大きさで、その内に確認された角柱の痕跡は一辺30～40cmと報告されている。道路を跨ぐ柱の中心距離は東側と西側でやや異なり、西側柱間は約2.76m(9尺)、東側柱間約2.62m(8.6尺)である。この柱間の相違を重視すると、両者は時期の異なる遺構で、それぞれ冠木門の様な建物が推定されるが、4寸程の相違は技術的な誤差と考えて、桁行9尺、梁間7尺程の櫛門の様な建物を想定することも可能である。ここでは後者の建物を想定しておきたい。これを13号建物と仮称する。

なお、東北柱穴P1002の覆土上部から青磁染付皿が、また柱痕跡下部から越前播鉢片が出土している。越前播鉢の年代は16世紀前半頃と推定される²⁾。

[注]

- 1)『史跡上之国勝山館跡 XV』(平成5年度発掘調査環境整備事業概報)
- 2) 平成4年度発掘調査概報の付図・調査区遺構配置図によると、E区の東辺北半を画す南北溝23の1の中程から西に延びる溝の一部が検出されている。これは北辺を画す溝の中心から約1.5mの位置にあり、それを延長すると溝12に到る。溝12はE区東辺まで延びていた可能性がある。
- 3) 松崎水穂氏のご教示による。

第3節 建築遺構の時期区分

3-1 西北部遺構の時期区分

第1章に述べたように、東北部(中心建物地区)とその南に隣接する東南部における建築遺構は大別して5期の変遷が確認された。当該地区においても5期から6期にわたる建築遺構が検出されている。そのうち比較的規模の大きい建物が検出されたA区について建物の重複関係をみると、45号竪穴と2号・3号・9号・10号・11号・12号の各建物は、ほぼ同位置でそれぞれに重複もしくは近接している、2棟が同時に建つことはないから、

これだけでも7期になり、仮に45号竪穴を前I期に当ても6期である。このうち2号建物と12号建物は1'号建物および5号柱列建物と重複し、しかも1'号建物と5号柱列建物は重複するので、これらを各別の一期とすると8~9期になるが、中心建物地区の建築時期区分よりみて、1'号建物および5号柱列建物の1棟もしくは2棟は9号・10号・11号建物のうちいずれか1つと同時期であると解するのが妥当である。ただし、前者の1棟のみが9号~11号建物のいずれかと併存する場合、規模の小さい5号柱列建物、9号建物、11号建物のいずれか1つが単独に立つ時期を想定しなくてはならず、また、時期が7~8期になるので、その可能性は少ないであろう。第1節に述べたように、5号柱列建物は1'号建物より古いので、後者の場合の組み合わせは、つぎの通りである。

- ① 5号柱列建物と9号建物に1'号建物と10号・11号建物
- ② 5号柱列建物と10号建物に1'号建物と9号・11号建物
- ③ 5号柱列建物と11号建物に1'号建物と9号・10号建物
- ④ 5号柱列建物と9号・10号建物に1'号建物と11号建物
- ⑤ 5号柱列建物と9号・11号建物に1'号建物と10号建物
- ⑥ 5号柱列建物と10号・11号建物に1'号建物と9号建物

なお、5号柱列建物と1'号建物が2棟の建物と組み合うのは2小期に分ける意味である。

一方、第1章に考察したように、中心建物のある東部地区では第III期に建物の大改修があり、中心建物へのメイン・アプローチは從来の南面からの通路を廃して、敷地西南に変更された。中心建物地区と当該地区を南北行の1号柱列および2号柱列はこのアプローチの変更と中心建物の再建に伴って新たに造られた造構とみるのが妥当である。この点は、C区の東面を画す造構として1号建物以前に三条の南北溝(溝19・20・21)があることにより補足されるであろう。1号・2号柱列に伴う当該地区的敷地を画す造構として9号・10号・11号柱列があり、この時期にA区がB区を取り込んで一敷地に拡張されたことが知られる。こ

の拡張された敷地に立つ建物として、A・B両区内に跨る2号建物を当てるのが最も妥当と考えている。すなわち、当該地区検出の2号建物の時期は中心建物地区の時期区分の第III期に対応させることができる。つぎに以上の観点に立ち、第1節に述べた造構の新旧関係をもとに、A~C区の建築造構について時期区分を試みる。

1) A区建物の時期区分

第1節に述べたことから

- a) 5号柱列建物に1'号建物に2号建物に3号建物、12号建物
- b) 43号竪穴、45号竪穴に10号建物、11号建物
- c) 43号竪穴、44号竪穴に2号建物
- d) 44号竪穴に1'号建物

の関係が成立する。a)において、2号建物を中心建物地区の第III期に対応させると、それより新しい3号建物と12号建物のうち、2号建物を再建した3号建物は第IV期に相当し、12号建物は第V期と考えられる。2号建物以前には5号柱列建物と1'号建物の2時期と45号竪穴の時期を含めると3時期になる。このうち45号竪穴と43号竪穴は、b)により10号・11号建物より古く、したがって、それらのいずれかと組み合う5号柱列建物より前の時期の造構と考えられる。すなわち、43号・45号竪穴を前I期とし、5号柱列建物は第I期に、1'号建物は第II期に推定される。ただし、これは竪穴歩道跡の覆土より出土した造物の考察と合わせて検討せねばならない問題であり、後考を待たいと思う。なお、2号建物以前のA区南を画す溝のうち、溝2は第I期、溝1は第II期としてよく、これを上記の①~⑥の組み合わせと照應させると、10号建物は溝1と重複するので、これが1'号建物と組む①、③、⑤の組み合わせは消去される。また、9号建物は株持柱形式の高倉と推定されるので、これと組み合う建物は規模の大きい1'号建物の可能性が大きい。これによると、④も消去される。

以上を整理すると、つぎのようになる。なお、()内の11号建物は第I期もしくはII期のいずれかに存することを示す。また、2号・3号建物と44号竪穴はA・B両区内に跨がっている。

前I期：44号竪穴、41号~43号・45号竪穴

第I期：5号柱列建物、10号建物、(11号建物)

第II期：1'号建物、9号建物、(11号建物)

第III期：2号建物

第IV期：3号建物

第V期：12号建物

2) B区建物の時期区分

第1節に述べたことから

a) 48号竪穴C13号建物C6'号建物C10号柱列、
14号建物

b) 44号竪穴C5号建物C4号建物

c) 5号建物C2号建物

の関係が成立する。B1区には13号建物・6'号建物・14号建物のほかに2号建物の一部がかかり、2号建物は13号建物と6'号建物に重複し、またそれに伴う10号柱列が6'号建物と14号建物に重複するので、2号建物は別の一時期を構成する。これに48号竪穴の時期を加えると5期になる。B2区では、b)にあげた各建物と15号建物が重複する。ほかに2号建物と3号建物の一部がかかり、両建物とも上記4種の建物と重複するので、合わせて6時期になる。なお、15号建物はB2区のはば中央にあり、北辺の区画溝1の中におさまるので、4号・5号建物より新しく、2号建物より古い時期の遺構と推定される。これをもとに、B区の建物をそれらの配置を考慮して時期区分すると、つぎのようになる。なお、第III期以後の時期にはA区とB区境の区画はなく、また、前1期にもその区画はなかったと推察される。

前I期：48号竪穴、44号竪穴

第I-1期：13号建物、5号建物

第I-2期：13号建物、4号建物

第II期：6'号建物、15号建物

第III期：2号建物の一部、9号・10号柱列

第IV期：3号建物の一部、14号建物

第V期：空地

3) C区建物の時期区分

第1節に述べたことから

a) 2号竪穴C7号建物C40号竪穴C18号建物

b) 4号竪穴、7号建物、8号建物C19号建物C

16号建物(XV-1号建物)C18号建物

の関係が成立する。C2区ではP4竪穴と8号建物が重複するので、b)にあげた建物で5時期になり、ほかに前I期の2号竪穴がある。なお、C1区の7号建物は40号竪穴より古ないので、C2区のP4竪穴と同時期の可能性が高く、8号建物は7号建物より新しいと推定される。これを整理す

ると

2号竪穴C(7号建物、4号竪穴)C(40号竪穴、8号建物)C19号建物C16号建物C18号建物

となる。すなわち、19号建物以前に3時期が推定され、19号建物は中心建物地区の第III期に当てる案も考えられる。しかし、C区およびD区からF区の建築遺構の時期区分を問題にする時、第III期に中心建物地区へのアプローチが西南隅に移ったことが重視されねばならない。この点から19号建物の位置をみると、この時期にC2区の敷地が南に4m程拡張され、19号建物がD区とE区に跨がって立てられたことが注目される。それに伴いC2区南辺を面す溝12とその南にある溝13との間に幅約4m程の通路ができるが、これは中心建物に到る表道路ではない。それは溝12の東延長線が第III期の1号柱列の南端に開く間口12尺の門のはば中央にあたるからである。第II期の南面から中心建物にアプローチする通路の幅は約8.5mであり、それに比べると、これはE区に到る裏通路であると推定される。後に述べるように、19号建物(溝12の地割)の時期にはD区に5号建物があり、また、19号建物を同位置で建て替えた16号建物(溝11の地割)の時期にはE区に7号建物、D区に4号建物があるので、19号建物と16号建物の時期にD-E区には中心建物に到る通路は未だ出来ていなかつたと考えてよい。すると、19号建物と16号建物の時期は第II期に下げざるを得ず、同位置の建て替えであることを考慮して、それぞれ第I-1期と2期の2小間に当てるのが相当であろう。なお、40号竪穴と8号建物の時期は第I期でよいが、7号建物とP2号竪穴は第I-1期もしくは前I期の何れかと推定される。一方、第III期以後のC区には18号建物があるのみである。18号建物は、第III期とIV期のA-E区に立てられた2号建物および3号建物と異なり、仮設的な小屋である。第III期に西南部にメーン・アプローチが移ったことを考慮すると、18号建物の時期は第V期として、第III期とIV期にC区は空地であったと見た方がよいと思われる。この点は、後に述べるD区-E区にも窺うことができる。

以上により、C区建物の時期区分をしたもののが、つぎの試案である。

前I期：2号竪穴

前I-I-1期：7号建物、4号竪穴

第Ⅰ期：4号竪穴、8号建物

第Ⅱ-1期：19号建物

第Ⅱ-2期：16号建物(XV-1号建物)

第Ⅲ-IV期：空地

第Ⅴ期：18号建物

3-2 西南部建物の時期区分

1) D区建物の時期区分

第2節に述べたことから

a) 2号建物C(19号建物、5号建物)C16号建物(XV-1号建物)

b) 19号建物C10号建物

の関係が成立する。このうち、D区の北寄りにある2号建物は溝13によってD区が南北2区に分かれる以前の当区では最も古い時期の遺構である。この建物は隣接するC2区の先に第Ⅰ期にあてた8号建物と近接するので、C2区の4号竪穴と併存したと推定される。D区南半には13号柱列と3号・4号・5号の各建物が重複し、そのうち3号建物と5号建物は2号建物と重複もしくは近接する。2号建物の時期には南半に13号柱列と21号柱列の区画があり、その内は空地であったかもしれない。C2区に8号建物が立つ第Ⅰ期にD区は溝13により南北に2分され、北区には16号建物(XV-1号建物)より古い14号柱列による区画が造られ、その内は空地もしくは通路であったと推察される。そうすると南区には建物が立つとみなくてはならないだろう。a)により、5号建物は19号建物(第Ⅱ-1期)と併存し、また、4号建物は16号建物(第Ⅱ-2期)と同時期とみられるので³⁰、第Ⅰ期建物として3号建物の可能性が大きい。

一方、D区における第Ⅲ期以後の建物は10号建物だけである。この建物はD区とE区に跨がる当該地域の区画がなくなった時期の遺構であり、C区における18号建物と同様に第Ⅴ期にあてるのが想当であろう。なお、C区からD区を南北に走るXIV-溝17は第Ⅰ期の溝と考えられる。これと2号建物が重複する。したがって、2号建物は、C区の7号建物および4号竪穴と同様、前Ⅰ期もしくは第Ⅰ期としておきたい。

以上によりD区建物を時期区分すると、つぎの通りである。このうち10号建物はD区とE区に跨がる。

前Ⅰ期：XIV-溝17

前Ⅰ-Ⅰ-第Ⅰ期：2号建物

第Ⅰ期：3号建物

第Ⅱ-1期：5号建物

第Ⅱ-2期：4号建物

第Ⅲ-IV期：空地

第Ⅴ期：10号建物

2) E区建物の時期区分

第2節に述べたことから

a) 6号建物C7号建物

b) 19号建物C10号建物

の関係が成立する。E区には、ほかに3号竪穴建物と前Ⅰ期と考えられる2号竪穴建物がある。

E区の建物を考えるに当たり注意されるのは、第Ⅱ期にC2区の地割が南に拡張され、19号建物がD区とE区の一部に及んで立てられたことである。これにより、この時期にはE区北半に建物はなかったと判明する。E区北半の土地は、第Ⅴ期の遺構である10号建物が検出されただけであり、第Ⅰ期からIV期までの間、空地であったことになる。

E区南半の敷地には3号竪穴建物と6号・7号の各建物が重複する。そのうち、西辺と南辺の区画である溝16と溝17を伴うのは6号建物と3号竪穴建物のいずれかである。3号竪穴建物は小規模であるので、ここでは、6号建物が溝16・17を伴うと考へて第Ⅰ期に当て、3号竪穴建物の時期を前Ⅰ期と推定する。

7号建物は西辺の溝16と溝23の2と重複し、この時期にはD区とE区を隔てる地割溝はなく、7号建物の西側と、それより北にのびる3間の柱列が地境であったらしい。この柱列の北端柱は溝11の東延長上にあり、そこがこの時期のC区とD・E両区の境であったと推察される。これと類似の関係がD区に立つ5号建物東側柱より北に延びる柱列と溝12との間にみられるることは先に記した。これにより、7号建物は溝11の区画内にある16号建物(XV-1号建物)と同時期の第Ⅱ-2期に当てることができる。

以上により、E区は第Ⅲ期とⅣ期に空地であったことが推定される。つぎに、E区建物の時期区分を示す。

前Ⅰ期：2号竪穴建物、3号竪穴建物

第Ⅰ期：6号建物

第Ⅱ-1期：空地

第II-2期：7号建物

第III-IV期：空地

第V期：10号建物

3) F区建物の時期区分

第2節に述べたことから、つぎの関係が成立する。

a) 50号竪穴C49号竪穴C9号建物

b) 51号竪穴C24号・25号柱列C8号建物

c) 50号竪穴・53号竪穴C8号建物C52号竪穴

50号竪穴と溝14に伴う1号・53号竪穴は、少なくとも当該地区的区画ができる以前の前I期の遺構と推定される。

F区の西辺を画す16号柱列は8号建物より古く、第I期の区画遺構と考えられる。これと同時期の南北両辺を画す15号・17号の各柱列で区画された敷地内には24号柱列と25号柱列があるが、これが一建物に織まるかどうか不詳である。24号・25号柱列は、b)により、第I期の遺構と考えてよく、それより古い51号竪穴は前I期もしくは第I-1期にあてることができるかもしれない。

8号建物は西辺を溝8、北辺を溝42、南辺を中心道路の北側溝5、東辺を溝18もしくは溝19で区画した敷地の中央に立つ。溝42は第III期の18号柱列より古いので、それと併存する8号建物は第II期の遺構と推察される。

一方、第III期にはF区北辺と東辺に18号柱列と19号柱列が造られた。これは東北部の中心建物地域とその西側地域の境に造られた据立柱塀(XIV-1号・2号柱列)に連なる遺構であり、1号柱列がF区境で東折して18号柱列に続く西面南端に開口12尺の門が開かれた。F区西辺にはこれらの柱列に伴う地割遺構がないので、F区は第III期に、C・D・E区と同様に、空地であったかもしない。これによると第III期にはC区～F区にかけて客殿に到る門前の広場が形成されたことになるが、この広場からみるとF区はそれより引っ込んだ形になる。それで、8号建物は既の可能性

があるので、これはIII期にも存続したと考えた方がよいであろう。なお、F区の北東隅で検出した29号建物は小屋であり、52号竪穴とともに第V期に当て、第IV期は空地であったと考えたい。

以上により、F区建物の時期区分は、つぎのようになる。

前I期：1号・50号・53号竪穴建物

前I-I-第I期：49号・51号竪穴建物

第I期：24号・25号柱列

第II期：8号建物

第III期：空地もしくは8号建物

第IV期：空地

第V期：9号建物、52号竪穴建物

表V-2は、以上に検討した第二平坦面北東地域西部地区における建築遺構の時期区分を整理したものである。

(注)

1) 1'号建物および5号柱列建物は45号竪穴との間に地割の遺構がないので、同時に立つことはないであろう。これはほかの竪穴建物についてもいえる。また、3号建物は2号建物より新しいので、1'号建物と異なる時期である。

2) 44'号竪穴はA・B両区境にあり、地割が形成される以前の当地域では最も古い遺構と推定される。これと同様の遺構にB区の48号竪穴、C・E両区地塊にかかる2号竪穴、F区の1号・50号・53号竪穴があり、東北部では竪穴状土壤2がある。また、45号竪穴を含めてA・B両区から検出された竪穴建物の配置をみると、A・B両区の地割は未だできていなかつたと推察されることも参照される。

3) E区の7号建物は16号建物(XV-1号建物)と同時期と推定される。7号建物はD区塊に接するので、それと併存するD区建物は最も規模の小さい4号建物の可能性が大きい。

表V-2 第二平坦面北東地域西部地区における建築遺構の時期区分

時期	区	西北部遺構（A～C区）	区	西南部遺構（D～F区）
前Ⅰ期	A	44'号・41号～43号・45号竪穴	D	XIV～溝17
	B	44号・48号竪穴	E	2号・3号竪穴
	C	2号竪穴 溝15	F	1号・50号・53号竪穴 溝14
前Ⅰ～Ⅰ期	C	7号建物、4号竪穴 溝5・19・16・22・23の1	D	2号建物、13号・21号柱列 溝18の2・23の1
			F	49号・51号竪穴
Ⅰ期	A	5号柱列建物、10号建物、(11号建物)	D	3号建物 14号・20号柱列、溝13・18の1・
	B	4号柱列、溝22 13号・5号・4号建物、18号柱列	E	19・16・23の2 6号建物
	C	列、溝2・5・4の2・22 40号竪穴、8号建物 溝5・17・20・22	F	溝16・17・23の2・XIV～溝17 16号・22号柱列 24・25柱列 15号・16号・17号柱列
	A	1'号建物、9号建物、(11号建物)	D	5号・4号建物 溝1・12・13・18の1・19
	B	溝1 6'号・15号建物	E	7号建物 溝1・8 8号建物 溝1・8・42
Ⅱ期	C	溝1・3・4の1・6 19号・16号(XV-1号)建物 溝6・12・18・21	F	
	AB	2号建物 2号・9号・10号・11号柱列	DE	空地
	C	空地 1号・9号柱列	F	空地もしくは8号建物 1号・19号・19号柱列 溝1
Ⅲ期	AB	3号・14号建物 2号・9号柱列	DE	空地
	C	空地 礫石列	F	空地 溝2
	A	12号建物	DE	10号建物
Ⅳ期	B	空地	F	9号建物、52号竪穴
	C	18号建物		溝2

第3章 館中心部における建築の考察

第1節 中心部における建築の変遷過程

第1章および2章に述べたように、勝山館跡の第二平坦面北東地域には大別して5期に及ぶ勝山館期の建築遺構があり、そのうち東北部に検出した第1期からIII期までの中心建物は、その平面規模および形式よりみて、ほぼ同位置に再建された館の中心建物であったと推察される。本章第1節では、館中心部における建築遺構を時期毎に考察し、それらの変遷過程を明らかにする。第2節では、中心建物（客殿）を復元的に考察する。

1-1 前I期の建物（付図3-1）

前I期は館の中心建物が建設される以前の時期であるが、この時期の建物は館に関係すると考えてよく、いわば館造成期の遺構として捉えることができる。

1) 東部地区

後に中心建物が建てられる東北部では、この時期に西迎地帯の段下に竪穴状土壙2が1基検出されたのみである。東南部のB区にある38号竪穴は規模がやや大きく、深さが1.5m程もある。溝と柱列（堀）をめぐらした方形区画の敷地にあり、この敷地割りが第I期の2号建物の敷地とほぼ重なることから、これはI-I期の遺構と考えてよいかもしれない。すると、この時期の東部地区は空地として造成された可能性が大きい。

2) 西部地区

これとは対照的に、西部地区には竪穴建物が多く造られた。すなわち、西北部に7棟、西南部に5棟であり、またF区の49号と51号竪穴もこの時期に造られた可能性がある。このうち、A区の中央や西よりに検出した45号竪穴とC-E区境にある2号竪穴は焼失家屋であり、内部に大量の炭化材が堆積していた。45号竪穴は長辺2.5m、短辺1.8m、深さ約0.6mの規模で、長辺を東西に向け、南面東寄りに張り出しをもつ。長方形断面の柱8本を床面周辺に方2間に立てる。西側柱は西迎より80cmほど東に寄せていた。外壁は柱の外側に幅10~15cm、厚さ2cm程の板材を竪穴底面より立ち上げた竪板張であると推定されるが、その外側の竪穴掘り方壁面との間に茅の束が横に並べた状態で検出された。鍾倉市街で検出される中世の半地下式建物（方形竪穴建物）はこの部分を土で埋め戻すが、そこに茅を詰めたのは、寒冷地にあ

って室内の保温と湿気の防止のためであったと思われる。この点は、竪穴建物の屋根のみでなく、板壁の外側も茅や樹皮などの保温材で被覆したことと推測せしめる。床の仕様を示す資料は検出できなかったが、勝山館で検出したほかの竪穴建物の例から、転ばし根太の板床が想定される。なお、45号竪穴に近接して立つ竪穴建物が類焼しなかった事実は、屋根および壁を茅類で葺いたとしても、それを露出していたことを想定せねばならないかもしれない。45号竪穴の覆土中から釘や小札など多量の鉄製品と鉄軸輪などが出土したと報告されている。また、ほかの竪穴建物では床面に多く焼土と炭化物の堆積がみられ、覆土中から釘、鎧、小札、小刀、鐵造剝片、鐵錠、鐵火箸なども出土している。これらの出土遺物から、この時期の竪穴建物は住居であり、その住人の中に建築金物や小札など武具の部品を造る鍛冶工が居たことを推測できないだろうか。

2号竪穴はC区とE区の地割ができる以前の、この地域では最も古い遺構である。これに対して、C区にある4号竪穴は溝をめぐらした区画内に建てられている。4号竪穴は7号建物と併存し、その時期は前I期もしくはI期と推定されるが、その後、ほぼ同じ区画に8号建物と40号竪穴（第I期遺構）が建設されることから、これらは第I期の遺構として2小期に分けた方がよいと思われる。この点はD区に検出した2号建物にも言えるであろう。この場合、竪穴建物と獨立柱建物が区画を別にしていることは注目されてよい。

前I期の遺構の年代については、竪穴覆土より出土した遺物の考察を待ちたいと思う。

1-2 第I期の建築（付図3-2）

1) 東北部

第I期には、東北部に館の中心建物と目される大型の建物、すなわち2号建物が立てられた。この地区は、前I期に広い空地として造成されていたので、当初から中心建物の敷地として計画されていたと推察される。2号建物は8間×3間の規模をもつ南北棟で、敷地のほぼ中央に東面して立てられた。平面は7間×2間の身舎の西・南二面に庇をめぐらす古様な形式であり、身舎の南より4間柱筋に中柱を立て、この柱通りで内部を南北に分けていたと考えられる。柱間寸法は身舎桁

行中央間を7.3尺とするほか、7尺間と6.5尺間を併用するのが注意される。なお、主屋の東面と北面の一部に下屋の上庇が付くらしく、そのうち東面下屋に改修が認められた。また、南庇の東端間に2間×1間の南廊が取りつき、そこが中門廊の役割を果たしたと推察される。

さて、2号建物とII期およびIII期の1号・3号の各建物は勝山館の中心建物と目されるが、これらはどのような性格の建物であろうか。15世紀後期から16世紀頃の畿内や関東における上層階級の邸宅では中心建物を寝殿と呼ぶことは少なくなり、一般に主殿、客殿あるいは常御所と称した。主殿は寝殿と常御所を兼ねた建物である。これらの建物は対面所もしくは客殿と呼ばれる対面や晴れの行事に用いる部屋を持つ一方、奥向きに寝所と常御所（居間）を備えていた。勝山館の第I期からIII期までの中心建物は桁行方向に部屋を一列に並べるだけで梁間が小さく、それらの平面形式はこの時期に畿内や関東で主殿と呼ばれた建物と相違する。その名称については、松前景広が正保3（1646）年にまとめた『新羅之記録』の永正十二年条に

同十二年、夷の賊徒蜂起す。六月二十二日、光広朝臣計略を以て、居宅の客殿と台所の中外戸（一本、内戸）数間を繩を縛て以て索ぎ置き、夷賊の台長底野竹兄弟并に倍多利を扣き入れ、一日酒を行い、彼等をして醉興に入らしめ、宝物を出して之を見せ、宝物を弄ふ隙を窺ひ、此間数多の女共をして麻を拂たしめ、其音に粉れて物具を鍛ひて後、室内の戸を索ぐ繩を切り推倒し、數人俄に客殿に乱れ入る。光広朝臣太刀を取り、夷の酋長二人を斬殺す。（後略）

とある記事が参照される。これは二世光広が松前の大館に移住した翌年の出来事である。客殿は大館（徳山館）の中心建物と考えてよく、勝山館の中心建物も客殿としてよいであろう。また、『新羅之記録』に、堀崎（松前）家当主季広の近習丸山某子が上之国城代南条広應の内儀に同心して、季広の長男舜広と次男元広に鳴蟲を盛った事件について

彼の丸山の逆心の起りは、元広十二の歳、白狗猿を飼愛す。善く狎れ付き、万五郎に隨ひて客殿を行く。丸山之を見て侍に似合わしからざる事かなとて以外と悪口す。元広大に憤り、

脇差を抜きて丸山某子の額を切り刻ぬ、重ねて切らんと欲する処、傍に居たる人元広を懐き入る。（中略）丸山は金瘡癒えて後、万五郎を惡み、終に南条越中の内儀に同心し、鳴蟲を界ふ。（後略）

と記す。これは松前徳山（大）館の客殿のことであり、客殿は城主の居處であったことが窺われる。2号建物の身舎南4間は対面所（客殿）と考えてよいであろう。その北側の身舎と庇に常御所と寝所が設けられたか否か詳らかでないが、2号建物の西方に台所と推定される建物（13号建物）や井戸があるので、中心建物は城主の居處に当たられた可能性が大きい。そこで、以下では中心建物を客殿とよぶことにする。

2号建物（客殿）の西方2m程離れところに検出した3間×2間南北棟の13号建物は、その南側に井戸を持つことから台所であったと推定される。客殿と北面を接え、その間に2間の目隠し塀を立てる。

敷地の西南隅にある方2間の純柱建物（16号建物）は柱穴底面に石の礎盤を据える。柱間寸法は7.8尺程度あり、倉ではないかと推定される。

2) 南東部

当地域の西半は客殿へ到る通路であり、その東側にあって、溝21・22と1号・2号柱列（垣もしくは塀）で方形に区画された敷地内に立てられた38号豎穴建物は、先述の通り第I-1期に下げた方がよいと考えられる。通路の幅は7~8m(23~26尺)程度である。通路の西辺にある溝10は旧中央道路跡を斜めに横断する溝6につながるらしく、南北両側に溝を持つ中央道路はこの時期に未だ整備されていなかったと推定されている。東半の敷地にある38号豎穴建物は約2.8×2.5m(3間×2間)、深さ1.5mもあり、勝山館では大きい規模に属する。

38号豎穴建物は第I-2期に3間×2間の2号獨立柱建物に建て替えられたと推察される。それに伴い周囲の区画はほぼ同位置で3号および9号柱列に造り変えられた。2号建物は内部が東西二室に分かれ、中央に鉄鍋の炉を据えた西側の方2間の部屋は居間（常居）、東側の1間に2間の部屋は寝所と推定される。なお、この建物は南面に下屋が付くらしく、また東側に5号柱列の塀もしくは垣が付く。

客殿一郭の南面に門の遺構は検出されなかったが、その敷地は南方通路およびその東にある屋敷地よりやや高くなっている。通路の東側にある建物は門前にある家人（被官）の住居であろうか。

3) 西北部

当該地区は第Ⅰ期に敷地割りが行われ、A～C 3区の区画が成立した。

A区は東辺と南辺を4号柱列と溝2で囲み、西辺は不明であるが、北辺には館外周を巡る柵列が造られたと推察される。A区には東側に5号柱列建物（3間×2間）と、その西方9尺離れた位置に10号建物が立てられた。後者は桁行5間（32尺）、梁間2間（13.5尺）の規模をもつ南北棟で、北より2間に中柱が立ち、内部を2室に分けていた。10号建物は主屋、5号柱列建物はそれの付属屋で、これらは住居を構成していたと推定される。なお、10号建物に重複して、第Ⅰ期もしくはⅡ期の遺構と推定される11号建物（3間×2間）が検出されている。

B区には東側1区に13号建物、西側2区に5号建物が立つ。13号建物は桁行3間（17.6尺）、梁間2間（12.4尺）の南北棟で、その敷地は南北と西の3辺を8号柱列で囲まれるが、東辺の区画は検出されなかつた。北辺の柱列東端は、A区東辺を跨す4号柱列のほぼ延長上にあり、それより東北部との地境までの距離は約12尺があるので、A・B両区東側に幅12尺程の通路状のスペースが存したことになる。

5号建物は溝2・5・4の2で南北と西の3辺を囲んだ区画の北寄りにあって、A区の10号建物と接近し、その間3~3.5尺離れるだけである。方3間（約18尺四方）の規模で、内部に柱を立てないやや特殊な建物である。これは、ほぼ同位置で桁行3間（19.8尺）、梁間2間（15尺）の4号建物に建て替えられた。4号建物は北より1間に中柱をもつ。なお、B1区の13号建物が南北西3辺に柱列をめぐらすこと、また、A区とB2区間にある溝2の痕跡が明瞭でないことなどからすると、この時期にB2区はA区と同じ敷地であった可能性もある。

C区の7号建物と4号竪穴はI~Ⅰ期の遺構と推定される。東側1区にある7号建物は東西を溝19と溝16、南北を溝5と溝23の1で区画される敷地に立つ。規模は桁行3間（22.8尺）、梁間2間（14.

1尺）の南北棟で、平面の矩が悪く、柱間寸法は7.1~8.2尺と大きい。4号竪穴は東西両辺を溝16と溝22、北辺を溝5で囲まれた西側2区にある。南辺の区画は不明であるが、同時期のD区に2号建物があるので、溝23の1を延長したD区境に何らかの区画があったと推定される。4号竪穴は7号建物に付属すると考えられる。

7号建物と4号竪穴はI~Ⅱ期に40号竪穴と8号建物に建て替えられたと推定される。それにともない1区と2区の区画も少し南に移動した。1区の区画は東西両辺を溝20と溝17、南北を溝5と溝17の区画とし、そのうち北寄りに40号竪穴建物が立つ。2区は東西両辺を溝17と溝22、南北を14号柱列と溝5で囲まれ、その中に8号建物が立つ。8号建物は桁行3間（22.5尺）、梁間2間（14.6尺）の南北棟で、7号建物とはほぼ同規模であり、柱間寸法も7.3~7.5尺と大きい。竪穴建物を付属するのも共通し、両者は同じ性格の建物であろう。

以上、第Ⅰ期のA~C区にはそれぞれに特色のある建物の構成がみられる。A区とB区は住居であったと考えられる。そのうち、B2区の5号建物は方3間のやや特殊な形態であり、倉もしくは台所のような施設が想定される。C区の7号と8号建物は柱間が大きく、かつ矩が悪く、仮設的な作業小屋のような建物であるかもしれない。

4) 西南部

当地区は第Ⅰ期に西から東に3区（D・E・F）に区画された。

D区の区画遺構は西辺が溝18の2と13号柱列（垣カ）、南辺が21号柱列、東辺は北端に一部を検出した溝23の1が南方に延びると推定されるが、北辺は不詳である。この敷地の北端に寄せて2号建物が立ち、その南側は空地であったらしい。2号建物は桁行4間（約27尺）、梁間3間（約18尺）の南北棟で、建物の矩が悪く、柱穴も小さいので、C1区の7号建物と同じ仮設小屋かもしれない。これはI~Ⅰ期の遺構と推定される。

2期になると、これを壊して、敷地の南寄りに3号建物が新たに造られた。桁行4間（25.2尺）、梁間3間（17.8尺）の南北棟で、桁行中央柱通りの東より1間に柱が立つ。平面の矩が悪く、柱間寸法はややばらつくが、平均すると桁行6.3尺間、梁間は中間6.2尺、端間5.8尺である。敷地の北側は西辺~北辺を14号柱列で囲った空地である。

この時期のD区地割は1期とはほぼ同位置に検出された、西辺北半が溝18の1、同南半が溝19、東辺北半が溝23の2、同南半が溝16、南辺が20号柱列と推定される。なお、3号建物のすぐ北側に検出した東西の溝13により、D区は南北2区に分かれているかもしれない。

E区は西辺南半を画す溝16が、溝13を延長した位置で東に折れて、南北2区に分かれていたと推察される。そのうちの南区に6号建物が立つ。6号建物は4間×2間もしくは3間×3間の規模にまとまる。そのうち、前者では桁行南1間の柱間7.1尺がほかに比べて大きいこと、梁間を2間にすると柱間は8尺になるので、3間×3間、桁行19.1尺、梁間16尺の規模にまとめ、南側柱はD区南を画す20号柱列に対応するE区南辺の柱列（22号柱列）と考えたい。6号建物は南より1間柱筋に中柱2本が立ち、内部を二分していた。なお、22号柱列のやや南に検出した溝17は溝16と同時期の遺構と推定される。

F区は、第1期に南北西3辺を17号・15号・16号の各柱列で画され、その中に建物が立つと推定されるが、その規模を特定できていない。

以上を要約すると、つぎのようである。第1期には、東北部に館の中心建物である客殿が東向きに建てられ、その西方に台所、倉、戸井などの施設が造られた。ここは城主の居所であったと推察される。客殿へのアプローチとして南方に通路が造られたが、館の中央道路は未だ整備されていなかつたらしい。また、南方通路の東側敷地には家の住居と推定される建物が造られた。これらの西側に隣接する西北部と西南部は大別すると6区の地割がなされ、そこは基本的に住区であったと推察される。ただし、それらの中には、C区のように作業小屋と推定される建物と堅穴建物を2小区に分けて建てた地区もあり、また、B2区の5号建物は倉庫もしくは台所と推定される。

5) 第1期建物の年代

勝山館は松前氏の始祖武田信広が築造したところと考えられる²³。『福山秘府』文明5年条に「松前年代記」を引いて、この年、八幡宮を上國の館上に造立し、館神と称す、と伝えることから、文明5（1473）年には勝山館の築城が進み、館の上に館神八幡宮を造立するまでになっていたことが推察される。それでは、当該地域に検出された2

号建物（客殿）をはじめとする第1期の建築構造は信広の時期に遡るであろうか。

これについて参照すべきは、東南部検出の38号竪穴より出土した遺物について、平成2年度発掘調査概報に「從前、勝山館形成の初期或いは一部それ以前と推している遺物が散見されている。」と、述べられていることである²⁴。38号竪穴が第1期の始めに位置づけられるとすると、I期の遺構は信広の時期まで遡らせることができる。

ところで、客殿と目される2号建物の平面は身舎と庇よりなる古式な構成をもつ。東北地方における戦国期の館において、身舎と庇の平面構成を持つ建物は青森県浪岡城跡より検出された15世紀後半頃の大型建物や、根城跡の16世紀後半以前とされる大型建物に類似がある。道南では志苔館跡の中心部より15世紀前期頃の5間×2間の身舎の四面に庇をめぐらした東西棟建物（S B 7）が検出された²⁵（第43図1）。この建物は身舎西側の中央柱を省略するほかは身舎・庇とも1間毎に柱を立てている。柱は全て丸柱を用い、柱間は身舎桁行10.3尺等間、梁間10尺等間で、庇出は7.5尺、庇梁行柱間のうち中3間は身舎梁間を3間に割る。また、同じ敷地内に15世紀後期頃、これとはほぼ同規模の南北棟建物（S B 2）が立てられた²⁶（第43図2）。これは東庭の北側3間を欠き、身舎柱間は10尺等間（北側中央柱を省略）で、庇出は西面7.5尺、東面6.2尺、庇梁行柱間のうち中3間は同様に身舎梁間を3間に割る。柱は全て丸柱である。これらによると、15世紀中・後期の道南や東北北部の館における主要建物は古式な平面形式と柱間寸法をとどめていたことが知られる。勝山館の第1期客殿（2号建物）は、志苔館の主要建物に比べると、角柱を用いること、また、身舎の柱間寸法は桁行にやや小さい7.3尺と7尺を用い、梁間には6.5尺間を用いるなど、年代的にやや下る傾向が認められる。しかし、これは、あくまでも畿内の建築における傾向であって、道南の建築に即適用できるものではない。しかも、志苔館跡で検出されたS B 8は4間×3間の主屋の東・北2面に庇を付けた東西5間、南北4間の建物で、規模はやや小さいが、角柱を用い、主屋の柱間に6.6尺間を用いている²⁷（第43図3）。この建物の年代は15世紀後期頃と推定されており、こうした点を考慮すると、勝山館の2号建物は15世紀後期の信広の時期

にまで遡る可能性は否定できないと思われる。

1-3 第II期の建物（付図3-3）

1) 東北部

第II期の客殿である1号建物はI期の客殿と異なり、南向きの東西棟に改められた。それは、この時期に館の中央道路が整備されたことに関係すると推察される。それに伴い、客殿への通路も前期より西方へ6尺程度移動された。

1号建物は桁行6間(39尺)、梁間3間(19.2尺)の規模で、平面は方3間の広さをもつ部屋を東西に並べ（西九間と東九間）、南面西端に桁行2間、梁間2間の中門廊を突出した形式である。敷地の中央やや南寄りに位置し、南方通路に中門廊を向ける。側廻りと部屋境の柱筋1間毎に角柱が立ち、柱間寸法は桁行6.5尺等間、梁間6.4尺等間で、梁間が1寸短い。中門廊は南妻と東面の中柱を省略し、柱間は桁行6.6尺間、梁間13尺である。西九間の内部に床東の柱穴掘り方が検出されたので、床は束建床であると判明し、中門廊の存在から、少なくとも南面に縁が廻っていたと推定できる。

1号建物は、後に西面に庇が増築され、それに伴い中門廊も西側に1間寄せた位置に造り替えられた。西庇梁間は北間が9.2尺、南間が8.8尺で、北でやや西に振れる。中門廊は桁行柱間が改築前と同じ、梁間は15尺である。

1号建物は、I期の客殿に比べ、庇や下屋を設けず、部屋を一列に配置するのが特徴であり、室町時代後期の畿内における上層住宅に特有の九間（こここのま）と呼ばれる部屋をもち、特にそれを二室続けるのが注目される。後述のように、その北側には台所とみられる6号建物があり、1号建物は城主の居所であったと推察される。そうすると、中門廊に続く西九間は対面所と考えられるので、東九間は常御所兼寝所と解すべきであろうか。その部屋の性格については、次章で改めて考察する。

1号建物（客殿）の西方には、当初の西側柱より18.5尺ほど離れた位置に、南北10間の6号建物が立地された。これは、西方の井戸やそのまわりの付属屋を隠すための板塀と考えられる。また、1号建物の北方10尺程離れて西寄りに検出された桁行4間、梁間3間の6号建物は、内部に焼土が散在するので、客殿に付属する台所ではないかと推定される。

このほか、井戸の南方に検出された竪穴状土壙1と敷地の北西隅にある鍛冶・銅鉄造跡は、出土遺物から16世紀初期を下らないと推定されるので、II期に位置づけできる。竪穴状土壙1は方2間、東西7尺、南北10尺ほどの規模で、深さが2.5~3尺あり、上屋を架け、東南に張り出しを持つ。造構の性格は不詳であるが、倉の近くにあることから、半地下式の倉庫のような施設が想定できる。鍛冶・銅鉄造跡に立てられた礎石建物は方3間、東西10尺、南北13尺程の規模が推定されるが、建て替えがあったようでは明確にし得なかった。なお、竪穴状土壙1の南側に検出した17号建物は、16号建物にはば重複して建てられた倉であると推定され、その時期は第II期に下げてよいかもしれない。規模は桁行13尺、梁間11尺、2間×1間の南北棟である。

2) 東南部

当地区は第II期に東より西に3区（A・B・C）に分けられた。すなわち、I期の東側敷地は西へ6尺ほど寄った位置に拡張されて西辺の区画（溝23と6号柱列）が造られ、それより東方37尺ほどの位置に南北の溝15を通して、A・B両区に分けられた。A区は東辺を館外周の柱列、西辺を溝15、北辺を内柵列2で囲んだ区画である。A区に検出された7号建物は4間×1間（約6.2×1m）の規模で、外周の柵列に面して立ち、矢倉のような施設が想定される。これの造られた時期は16世紀前期のII期もしくはIII期頃と推定される。

B区南辺は7号柱列で囲まれるが、北辺の区画は不明である。II期の1号建物はB区北辺の地境に接して立ち、その東西両側に取りつく塙は溝15と溝23に達するので、これが地境を造っていたのかかもしれない。

B区敷地がI期の東側敷地より西方に拡張されたのに伴い、西側にある客殿一部への通路も西方へ寄せられたと推察される。C区の西辺には溝10を含めると4本の南北溝が検出されており、それらの中の何れかがII期の南方通路の側溝であると推定される。そのうち溝10について古いとされる溝18がその可能性が最も大きい。溝18は溝10の西方10尺ほどの位置にあり、客殿の西方にある1号柱列とほぼ通りをそろえる。これを西辺の側溝とすると、通路幅は約30尺になる。この溝18の北端は客殿地区との境で東折して溝10に重なり、南

方は中央道路の北側溝である溝5に連続する。すなわち、第Ⅱ期に船の中央道路が整備され、その側溝が造られた可能性がある。

B区では、II-1期に1号建物と8号建物の2棟があり、2期に3号建物と4号建物の2棟がそれぞれ同位置で再建された。

1期の1号建物はB区北寄りに検出された3間×2間の東西棟で、西より1間に中柱を立てて、二室に分けていたらしく、I-2期の2号建物に類似する。柱間は桁行6.6尺等間、梁間5.7尺間である。なお、南面に8尺程の下屋が付くかも知れない。8号建物は、1号建物の南側に検出した方2間、10尺×11尺程の規模であるが、矩がなく、柱間も不規則である。

2期の3号建物は3.5間×2間の東西棟で、東面の半間は下屋、西より2間に中柱を立て、内部を二室に分けていた。1号建物と同位置に再建された同じ性格の建物で、ともに住居に用いられたとしてよいであろう。東北隅柱より東方へ1間堀が延びるので、3号建物の北面が地境であったらしい。柱間は6.5尺等間であり、前2棟に比べて整っている。3号建物の南側に検出した4号建物は方2間、13尺四方の規模で、それに付属する建物である。

3) 西北部

この地区は第Ⅰ期の地割をほぼ踏襲したが、各区の建物は全て建て替えられた。

南辺を溝1で画したA区には、東側南北寄りに南北棟の1号建物と、西側南北寄りに棟方向を同じくする9号建物が立てられた。1号建物は桁行4間(26.6尺)、梁間2間(15.8尺)の規模で、東面に4.5尺の下屋が付く。北より1間に位置に中柱2本が立ち、ここに間仕切があったと思われる。柱間寸法は不規則で、桁行が北より5.8、7.4×2、6尺、梁間が7.9尺等間であり、第Ⅰ期の10号建物に比べてやや大きい柱間を用いること、また一部の柱穴は底面に石の礎盤を据えるのが注意される。中央3間×2間を居間(常居)、北側1間を寝所とした住居が推定される。

9号建物は3間×2間の棟持柱をもつ高倉と考えられ、この敷地が武士の住居であったことを推測させる。桁行19.4尺、梁間12.8尺の規模で、柱間寸法は6.2尺~6.6尺間を用い、主屋に比べまとまりがみられる。なお、9号建物に重複する11号

建物は桁行3間(18.6尺)、梁間2間(13.2尺)の規模で、第Ⅰ期もしくはⅡ期の遺構と推定されるが、9号建物との前後関係は不詳である。

B区は西・南両辺を溝4と溝6で画し、1区と2区境を溝3とした時期であり、1区に6号建物、2区に15号建物がたつ。溝1は前期の8号柱列の東端より1本手前の柱穴位置で終わるので、A・B両区境の東端は前期と同様に開かれていたと推察される。

6号建物は3間×3間、桁行22.6尺、梁間16.5尺の南北棟である。平面の矩がやや悪く、柱間寸法は桁行が7.3尺と8尺、梁間が5.5尺等間で、桁行柱間が大きい。内部に間仕切などの柱穴がなく、建物の用途は不明である。2区の15号建物は桁行4間(約24.8尺)、梁間2間(約12.2尺)の南北棟である。柱穴が小さく、仮設的な建物と推定される。

C区は前期に比べ敷地が少し南方に拡張された。西辺の区画はII-1期に溝12を伴う遺構が造られ、II-2期にそれよりやや北に寄せて溝11が造られた。それぞれ南端で東折するが、E区との境およびC1区と2区を分ける溝16との関係は不詳である。なお、平成4年度の発掘調査概報によると、E区東面北半を画す溝23の1の中ほどから西に延びる溝の一部が検出されている(付図、調査区遺構配置図)。これはE区北辺溝の中心から約1.5m南の位置にあり、それを西へ延長すると溝12に到る。これによると、溝12はE区東辺まで延びていた可能性がある。

この時期のC1区は空地であり、2区には1期に19号建物、2期にXV-1号建物(16号建物)が立てられた。19号建物は2区の南寄りにあり、規模は方3間、約20尺四方である。XV-1号建物は桁行4間(26.2尺)、梁間3間(19尺)の南北棟で、西北と西南隅柱の各入側1間に柱が立つ。柱間は桁行約6.6尺間であるが、梁行は南面と北面でやや異なり、南面西2間6.25尺、東間6.5尺、北面西間7.4尺、東2間5.8尺である。XV-1号建物はⅡ期の当地域では最も規模が大きい。これの用途は不詳であるが、同位置に検出したII-1期の19号建物は、第Ⅰ期のB2区に立てられた5号建物に類似し、倉庫もしくは台所のような建物が想定される。

4) 西南部

第Ⅱ期には当地区の南に中央道路が整備された

と推察される。地割は南辺を中央道路北側の溝1で画し、D～F区の境はI期のそれをほぼ踏襲して、その各地割面に建物が立てられた。

D区には、I期に5号建物が立てられ、その後、2期に同位置に4号建物を建て替えた。ともに敷地の南区に立てられ、北辺を画す溝13と前記の溝12・11との間は通路もしくは空地であったらしい。通路をとると、D区西側をとる通路が中央道路から入っていたことを推測させるが、これについては発掘調査の進展を待ちたい。

5号建物は4間×3間の南北棟と推定され、総桁行24.8尺、梁間約16.8尺、南より1間目の西入側位置に柱が立つ。柱間は桁行か6.2尺間、梁間東2間が6尺、西間が6.6尺である。なお、II期にはD区とE区境の区画溝はなく、5号建物の東北隅柱から北に延びる柱列（垣）がE区画を画しているらしい。4号建物は4間×3間の南北棟で、5号建物より規模がやや小さく、少し西南に寄せて建てられた。総桁行24.5尺、梁間15.1尺の規模で、桁行中央棟通と南より1間目東入側に柱が立つ。柱間寸法は桁行6.1尺間、梁行は不揃いで4.8～5.3尺である。

E区に検出した7号建物はII-2期の遺構と考えられる。E区は、南側に6号・7号建物の柱穴のはか幾つかの柱穴が散在するが、建物としてまとまるかどうか不明であり、II-1期には空地であった可能性もある。7号建物はD区の4号建物と同時期の遺構である。5間×3間、南北棟建物で、総桁行約32.5尺、梁間約16尺、柱間寸法は桁行か6.5尺間、梁行東間が6.1尺、西2間が5尺間である。南より2間目位置で南北二室に分け、北側に方3間の部屋、南側に方2間の部屋と東入側をとる。なお、同建物の西北隅柱より北方に延びる柱列はD区北側の通路と隣てる垣であろう。7号建物は平面形式よりみて住居と考えてよく、D区I期の5号建物も方3間の部屋をもつて、同様に住居とみてよいと思われる。

F区は西面を溝8、北面を溝42で画した時期であり、その地割面の中央に8号建物が立つ。桁行5間（36尺）、梁間3間（20.6尺）・南北棟の大規模建物で、北より2間目柱列を除いて、内部1間ごとに柱が立つ。柱間寸法は桁行が北より7.8尺、7.35尺×2、7尺×2、梁間が東より7.24尺×2、6.13尺程であり、柱間の大きさのが注目される。

この建物の北第1間に当たる位置から馬の歯9個が出土しており、8号建物は、その平面形式より見て、厩であった可能性がある。

以上、第II期には、各地区とも前期の地割面をほぼ踏襲したが、建物は殆ど建て替えられ、その配置は前期と大きく異なる。また、館の中央道路はこの時期に整備されたと推定される。

東北部の客殿は南向の建物となり、南西隅に中門扉を突出する。客殿には台所と倉、井戸が付属し、前期同様、ここは城主の居所であったと推察できる。敷地の西北隅に鍛冶・銅鋳造作業場が造られたのはこの時期かもしれない。客殿への南方通路は前期より西に寄せて造られ、その東側に前期同様の住居のほか、外周柵列に沿って矢倉を備えた防禦用の区画が設けられた。一方、西部地区は前期と同様、基本的に住区であったと推察されるが、C2区の16号・19号建物は倉庫もしくは台所のような施設と考えられ、またF区で検出された当該地区で最も大型の8号建物は厩のような施設が想定される。

5) 第II期建物の年代

第II期の建築の年代を考えるに当たり注意されるのは、平成5年度の発掘調査において検出した55号竪穴建物跡の覆土・床面直上から越前擂鉢片が出土し、その擂鉢が15世紀末から16世紀初めの時期に属すると推定されていることである。この竪穴北部の壁と床は館の旧中央道路跡に切られていて、中央道路がつくられた時期は15世紀末から16世紀初め頃と推察される⁹⁾。また、東北部検出の竪穴状土壤1は第III期に廃止されたが、その覆土中から出土した青磁棱花皿の年代から16世紀初期頃には存在したことが推察できる。これらは、年代的には二世光広の時期である。そこで、光広の代における勝山館修築の契機について考えてみたい。

光広が家督を継いだのは、始祖信広が没した明応3（1494）年である。『福山秘府』明応4年条に松前年代記に曰く、是歳、光広、上國天河に居す。

と記す。これによると、光広は家督を継いだ翌年、天河の洲崎館に移っている。勝山館主体部を東西に通る中央道路の整備はその正面空堀の築造と同時期であると推定されており、光広の時に推定される勝山館の修築はこの時期に行われた可能性が

ある¹⁰。

また、永正9年（一説に8年）4月、宇須岸、志瀬里、与倉前の三館が夷賊に攻め落とされ、河野季通、小林良定、同季景は皆自害した。さらに同10年6月には、夷狄により松前大館が攻め落とされ、守護相原季風は自害した。そして、翌11年3月、光広と長子義広父子は小船180余隻を列ねて上之国より松前の大館に移住した（『新羅之記録』）。この永正9年～10年の戦いは、上之国守護・駒崎光広と東部の蝦夷の共同作戦によるものと考えられている。また、翌11年に大館移住の旨を槍山の安東尊季に注進したが受け入れられず、三度目によく「秋の鳴を良広に預け賜ひ、宜しく国内を守護すべき由判形を賜わった」（『新羅之記録』）が、これにより駒崎氏は事実上、上之国と松前の守護職を併せ掌中に収めたとされている¹¹。なお、「松前家記」に、永正11年秋、高広（良広の舍弟）をして勝山城を守らしむと記すのは、高広を勝山館の城代としたことを意味する。以上、永正9年～11年にかけての時期は勝山館にとって一つの画期であったと推察される。この間の戦いが光広の主導によるものとすると、それに先立ち、勝山館の防備を固めたことが予想される。

なお、第II期客殿（1号建物）は、第I期客殿（2号建物）の身舎・底の平面構成と異なり、方3間の部屋を二室続けるのが注目される。方3間の部屋は九間（ここのま）と呼ばれ、畿内では蝶舎末しない南北朝期以降の住宅にみられるが、九間を二室続ける間取りをもつ例は室町時代後期になつて知られる程度で、管見では、『妙尊大僧正記』文明19年12月条に禅定院に立つべき会所として載せる会所の指図が初見である¹²。すなわち、1号建物の平面形態は、畿内における室町時代後期の上層住宅との関連で考えるべきであり、そこに畿内からの工匠の参加を想定してよいかもしれない。すると、これが光広時代の遺構としてもそれは不当ではないであろう。

I-4 第III期の建築（付図3-4）

1) 東北部

第III期の客殿（3号建物）は敷地の中央にあって、東向きの南北棟建物に改められた。これは、東南部の南方通路を廃止してそこを屋敷地とし、客殿へのアプローチを西南方に移動したのに伴う改変であったと推察される。

3号建物は桁行9間（58.5尺）、梁間3間（19.5尺）の規模で、東北隅に3間×2間の角屋を突出する。主屋の平面は南より方3間の九間二室（南九間、北九間）と2間に3間の六間（むま）を一列に並べ、その北側に1間の入側（いりがわ）を設ける。東北隅の角屋は六間の部屋である。側廻りと部屋境1間毎に角柱を立てるのは前期までの客殿と同じであるが、柱間寸法は桁行・梁間とも6.5尺に統一され、平面形式とともに京都における室町時代後期の建築の影響が認められる。この建物の各部屋の性格については、次節に述べる。

3号建物の西方北寄りに検出された14号建物は3間×2間の東西棟で、北面を3号建物の北側柱筋に接え、その間約14尺に2間の掘立柱塀を造る。14号建物は、I期の13号建物に重複する位置にあり、台所と推定される。柱間寸法はやや不揃いで、桁行は6尺と7尺、梁間は6.8尺である。なお、3号建物の西面南側柱より北へ2間入った所にある東西3間の柱列とその西端より北折する3間の15号柱列は西南通路および客殿から台所や井戸を隔てる目隠し塀と推定される。

このほか、II期に造られた敷地西北隅にある鍛冶・銅鑄造跡の礎石建物はこの時期にも使用されたと思われる。

2) 東南部

第III期には、C区の通路を廃してB区とC区を併せた大きな屋敷地が形成され、その中、西寄りに前期までの当地区には見られなかった大型の5号建物が立てられた。建物の規模は桁行6間（39尺）、梁間3間（19.5尺）の東西棟で、柱間寸法は6.5尺等間である。平面は桁行を2間毎に間仕切りして、東に四間と南入側、中央に六間の部屋もしくは東と同じ部屋割り、西に南四間と北入側を設けた形であり、中央2間の北面に奥行2.7尺の張り出しが付く。側廻りと間仕切り位置一間毎に角柱が立ち、床は束建床である。北面中央2間の張り出しは櫻のような装置が推定される。

5号建物の間取りは当該地区では今までになかった長屋風のタイプであり、これと同位置に再建された6号建物に類似する。なお、屋敷地の東辺と西辺の区画は前期と同様溝15と溝18であったと思われる¹³。南面は中央道路北側の溝5で、その北側に7号柱列による塀もしくは垣の存在が推定される。

東面柱列に面するA区は溝5と内柵列1で画された時期で、その内に検出した7号建物は矢倉かもしれない。

3) 西部地区

当該地区では、A区とB区を一つの敷地にまとめて東辺を2号柱列、南辺を9号柱列で囲み、その中に規模の整った2号建物が立てられた。

2号建物は、桁行5間(33尺)、梁間3間(19.2尺)の規模をもつ南北棟で、南より2間目柱筋に中柱2本を立て、内部を2室に分けていた。柱間寸法は桁行6.6尺等間、梁間6.4尺等間である。北側方3間の部屋の南寄り中央位置に検出された焼土が当建物に伴うものとすると、開戸裏を切っていた可能性がある。南側の2間×3間の部屋は客間(ええ)もしくは寝所などと考えられるが、不詳である。なお、南辺9号柱列の西端より1本目柱から北に延びる3間柱列と、2号建物の南5尺程の位置にある10号柱列およびその西端柱より南から西へクラク型に折れる11号・12号柱列は当建物に付属する塀と推定される。これら塀の存在から、2号建物の東南に当たる旧B1区に付属屋(IV期にこの位置に倉と推定される14号建物が立つ)が想定されるが、確定できていない。

一方、C区からF区にかけての一帯は空地であり、この地域には客殿へ到る門前の広場が形成されたと推察される。このうちF区は、広場から引っ込んだ形をしているので、この位置に前期の8号建物が存続した可能性がある。東部地区とC区～F区との境は1号柱列とXV-18号・19号柱列を伴う柱塀が巡らされ、1号柱列南端間に間口12尺の門が開かれた。また、9号柱列はこの広場と2号建物が立つ敷地を隔てる塀である。

なお、D区南の中央道路に跨る13号建物は桁行9尺、梁間7尺の規模をもつ槽門の様な建物が想定される。この建物の柱痕跡下部から16世紀前半頃に推定される越前鑄鉢片が出土した。これによると、この建物は第II期～III期頃に位置づけできるが、その特殊な建物の性格から、その遅りに広場が形成された第III期の可能性が大きいように思われる。

以上要するに、第III期の建築は、前期に比べ建物の配置が大幅に改変された。そのうち最も大きな変更は、客殿へ到る南方通路を廃して西南方よりのアプローチに改めたことである。そのため、

西面に掘立柱の板塀を新設し、その南寄りに間口12尺の門を開き、門前に南北10丈、東西5丈程の広場が設けられた。そして、西南からのアプローチに対応して、客殿を南北棟の東向き建物に改めた。また、中心建物地区に隣接して大きな屋敷地が形成され、そこに前期までに見られなかった規模の整った建物が立てられた。

4) 第III期建物の年代

第III期建物の年代を推定できる出土遺物は未確認であるが、旧中央道路に跨る槽門様の13号建物が第III期の遺構と考えてよいとすると、その柱痕跡出土の越前鑄鉢の年代観により、その時期は16世紀前期を下らないといえるであろう。けれども、13号建物は第II期に遡る可能性もなくはないので、年代推定の決め手にはならない。この問題を考える上で注意すべきは、第III期に建築配置が大幅に改変されたことである。この大改変を指示したのは光広の跡を継いだ三世義広であったと推察される。というは、光広と長子義広が松前に移住した後、勝山館には城代が置かれたが(光広の時は泊の館主であった次子高広が城代)、中世の勝山館は松前城(鷹崎家当)主の直轄下に置かれたと考えねばならないからである¹³⁾。それに関連して、第III期客殿の規模と形式が、I期とII期の客殿に比べて、より充実していることが注意される。これはIII期の客殿が城代の居所ではなく、松前城(鷹崎家当)主の御所(宿所)として設けられたことを示している。前者について付言すれば、これが城代の居所であったとすると、城主御成の時の客殿が別棟になければならないが、III期客殿はそうした構成をとっていないからである。この点は、松前移住直後のII期客殿についても言えることである。後者については、松前城主は家督を継いだ後、必ず上之国(祖廟、八幡宮、毘沙門堂)に参詣するのが例であり、義広はそのほかにも勝山館に滞在しているのが参照される¹⁴⁾。第III期の客殿はそうした時の城主の居所に当たられたと思われる。

以上、館中心部における第III期の建築にみられる大規模な改変は、三世義広の時代になされたと推定した。つぎに、こうした改変の契機について考察する。

義広が家督を継いだのは、光広が没した永正15年(1518)で、40才の時であった。義広時代に伝え

られる大きな事件は、大永5年～天文5年(1525～36)における蝦夷の蜂起である。すなわち、『福山秘府』大永5年条に引く松前年代記には、東西の蝦夷が蜂起し、亡くなった人が多かった、恐なき者は松前と天河に住んだ、と記し、松前と天河(上ノ国)への和人の集住を大永5年(1525)のこととする。これは松前旧事記も同じである。しかし、松前藩の記録として最も古い『新羅之記録』には、康正2年(1456)春に、志瀬里の鐵治屋村で蝦夷の子供が和人の鐵治にマキリ(アイヌ刀)を打たせたが、その刀の善惡と値段のことで口論となり、鐵治はマキリで蝦夷の子を突き殺してしまった。それが誘因になって夷狄が悪く蜂起し、康正2年夏より大永5年春に到るまで、東西数十日の中に住する村々や里々を破り、シャモ(和人)を殺した。生き残った人々は皆松前と天河とに集住した、と記している。蝦夷の蜂起は、康正3年の東部の曾長コシャマインによる反乱を始めとして、天文5年の西部の曾長タリコナの来寇まで、継続して起こっている。この間、永正9年～10年の字須岸・志瀬里・与倉前の三館と松前大館の攻略のように、蝦夷の蜂起だけでなく、館主同士の争いが加わることもあった。これらの戦亂を通して、松前大館と上之國勝山館に据る蛎崎氏が蝦夷管領安東氏の代官としての地位を獲得したのであるが、それとともに東西の蝦夷と館主の支配領域が次第に確定していったと推察される¹⁵⁾。松前と天河とに和人が集まり住むようになったのは、『新羅之記録』が記すように、そうした長い戦乱のなかで進行してきたことであると考えられる。ただ、『新羅之記録』に大永5年春にも蝦夷の蜂起があったような書き方をしているのが注意される。松前年代記が伝えるように、大永5年春に東西蝦夷の蜂起があり、松前と天河への集住化がこの年に一挙に進んだのであろうか。

『新羅之記録』によると、その後享禄1年(1528)
5月、狄が松前の大館に忍び寄り、郭内を警かそ
うとしたが、義広がこれを撃退した。また、翌2
年3月には、西部の曾長タリコナが発向して、
上之國和喜の館(勝山館)を攻めようとした。折
節、義広は館に築もり、陰謀をおこない和睦して
多くの債を引きえ、曾長が館の坂中の平地の所
で債を受け取り、館の方を向き上げて勇み喜ぶと
ころを矢倅より弓を射て殺したという。そして、

曾長の射殺されたのを見て慌て逃げる数百の佐多利を追い、天河の河上の菱池に追い込み悉く討殺した。なお、『松前家記』はこれについて、3月にタナサカシが米寇したので、義広は進んで和喜の城を守り、工藤祐兼と弟祐致をして夷賊のいる織田内を攻撃した。しかし、衆少なく敵せずして祐兼は戦死し、祐致は辛うじて逃れて和喜城に生還したという。その後、タナサカシに和諒を乞ひ、城外に置いた債の宝器をタナサカシが受け取ろうとした処を、義広が樓から射殺し、余衆が狼狽して逃げ、菱池のぬかるみに陥るところを撃つことができたと伝える。これによると、西部の曾長タリコナが漁田内に陣を引き、勝山館を攻撃しようとした。この時の勝山館城代は高広の長男基広であり、義広は急報を聞き、軍を率いて松前から勝山館に到り、戦闘の指揮を取ったことが推測される¹⁶⁾。戦いは義広側の陰謀により辛くも勝利を得たが、勝山館は攻落の危機に直面したであろう。また、上記によると、この時期の勝山館に矢倅が存したことが知られる。

その後、天文5年夏に西部の曾長タリコナが来寇した。彼はタナサカシの女婿で、妻に勧められて男の仇を討とうとしたのである。6月23日、義広は偽って講和を結び、城中に招いて終日酔飲せしめ、怠るところを窺い曾長夫妻を討ち取った。これより東西は始て平安になったという(『新羅之記録』、『福山秘府』、『松前家記』など)。これは勝山館での出来事である。

以上のように、義広の時代には西部の蝦夷による勝山館への攻撃が伝えられる。特に、享禄2年のタナサカシ蜂起の時は、義広の策略により辛らくも勝山館を守ることができた。こうした西部蝦夷の動きに対して、この時期に勝山館の防衛が計られ、建物の建て替えを含む館の大改築が行われたと考えられないであろうか¹⁷⁾。

I-5 第IV期の建築(付図3-5)

(1) 東北部

当地区における第IV期の建物の中、規模が最も大きいのは4号建物である。その規模は桁行9間(54.9尺)、梁間2間(16.3尺)の南北棟で、第三期の客殿(3号建物)の西南寄りに、ほぼ棟を合わせて建てられた。すなわち、その東側柱は3号建物の西側柱に接し、南側柱は3号建物のそれより10尺程南に寄った位置にある。桁行3間毎の棟通

りに柱を立て、内部を三室に分けていた。柱間寸法は桁行がやや不規則で6尺と6.3尺間があり、梁行は8.15尺等間で、これは1間=6.5尺の2間半を二つに割った寸法と推定される。I期からIII期の客殿に比べると、柱間寸法が不揃で、6尺間があること、特に、梁間2間半の建物で、部屋境の中央に柱を立てるとは客殿のような建物では考え難い。この柱配置からすると、棟持柱式の建物が想定される。また、4号建物は前期までの客殿に比べて、南に寄り過ぎる位置にある。すなわち、その南側柱と南隣地境との間は12尺程で、広くみても16尺である。これらの点から、4号建物は客殿とは異なる建物と考えられる¹⁸⁾。

4号建物の東方5.8m程離れた位置に検出された7号建物は桁行4間(27.2尺)、梁間3間(20.4尺)の南北棟で、4号建物に比べて向きが北でやや西に振れる。柱間寸法はやや大きめ(6.8尺)、内部に間仕切りがなく、その用途は不詳である。なお、4号建物の西3.6m程離れた位置にある3号礎石建物は、礎石の一部を残すだけであるが、4号建物と向きを揃え、その規模は東西約7.6m程、南北約4.6m程と推定される。柱間寸法は梁間が1.5~1.6m程、桁行は不明であるが、東端に半間(0.9m)の柱間がある。礎石は径30~50cmの大きさであるが、梁行柱間寸法が小さいので客殿のような建築ではないと思われる。

以上のように、第IV期の東北部は客殿がなく、前期までと性格が異なる場所になったことが推察される。なお、4号建物の西方、西部地区C1区との地境線上に検出された南北3.5間の礎石列は、第III期のC区と東北部境を隔てる板塀(XIV-1号柱列)が焼失した後、それより60cm程東に寄った位置に振られたもので、その時、戸井戸は埋められたことが判明した。この礎石列がどのような建築施設か不明であるが、礎石を用いることから館跡終末期の造構とするよりも、IV期の造構と考えた方がよいであろう。ただし、これは戸井戸の廃絶時期に関わるので、遺物などの面から改めて検討が必要である。

2) 東南部

当地区の地区割りは第III期とほぼ同じで、東側のA区と西側のB C区の2区に分かれ。B C区西辺は溝17、南辺は旧中央道路北側の溝4で画すが、北辺は不明である。

IV期のB C区には、前期5号建物の跡に、それよりひとまわり大きい桁行7間、梁間4間・東西棟の6号建物が立てられた。6間×3間の主屋の南面と西面に庇を受けた形式で、主屋は2間×3間の部屋(六間・むま)が東西に三室並んだ間取りであり、5号建物に比べ各部屋ともそれより広くなっている。この部屋割りからすると、南北もそれに合わせて間仕切りされていたかもしれない。部屋境と側廊り1間毎に柱が立ち、床は東廻床である。主屋の規模は桁行40.2尺、梁間19.8尺、柱間寸法は桁行6.7尺等間、梁間6.6尺等間、南北出は6.8尺、西庇出もほぼ同じであるが、柱筋は南でやや西に振れている。

6号建物は、5号建物と同様、桁行を2間毎に三室に分ける間取りをもつことが注意される。東北部に客殿がなくなった後にも、当地域には同じ性格の建物が立てられたと考えられる。

3) 西部地区

西部のC区~F区に到る地区は広場であったと推察される。A B区は前期同様一敷地の宅地であり、その東辺と南辺の区画は前期の2号柱列と9号柱列が継承されたと推定される。この敷地に3号建物と14号建物が立てられた。3号建物は、III期2号建物より西に1間寄った位置に検出された、桁行4間(26.4尺)、梁間3間(19.8尺)の南北棟で、柱間寸法は桁行・梁間とも6.6尺等間である。平面は南北の3間×3間の部屋が囲炉裏のある常居(居間)、北側の1間×3間部分に寝所などの部屋が設けられたと推定される。2号・3号建物とも庇や下屋を受けないのはII期およびIII期の客殿に共通する。3号建物の造立に伴い敷地は西方に少しあげられたようで、前期の10号~12号柱列(板塀カ)は廃止されたと思われる。

14号建物は、3号建物の南東にある方2間、南北14.8尺、東西12.4尺の純柱建物である。3号建物に付属する倉庫などと推定される。柱間寸法は不規則である。

以上要するに、第IV期には東北部に客殿がなく、城主の居所(宿所)は他所に移されたと考えられる。旧客殿一郭に建てられた4号建物などの性格は不明であり、これについては今後の課題としたい。

これに対して、東南部と西部地区はIII期とほぼ同じ敷地割りが継承され、そこに前期と類似する建物が立てられた。東南部の6号建物は5号建物

を建て替えたもので、規模はやや大きくなっている。また、西北部の3号建物は2号建物の建て替えで、規模は桁行で1間縮小されているが、同様に住居であったと考えられる。

4) 第IV期建物の年代

東北部にある第IV期の7号建物は、柱痕跡内より出土した唐津皿の検出状況よりみて、勝山館跡の終末期（五世季広代）まで下らない時期の造構と推察される¹⁹⁾。すなわち、IV期建物は四世季広の時期に造営されたとみられる。つぎに、その契機について考えてみたい。

上記のように、第IV期の東北部は、III期までの客殿に相当する建物がなく、その性格を大きく変えていた。これは、第IV期建物の造営年代を考える上で注目される。

さて、三世義広は天文14年(1545)に没し、その年、長子季広(39才)が家督を繼いだ。季広は、天文17年3月に上之国へ行き、天河の毘沙門堂に参詣した折り、同行の法師から基広の陰謀を明かされた。基広は勝山館を守る城代であったが、季広が帰依していたその法師を頼んで、季広を呪詛しようとしたのである。季広は、松前に還った後、長門藤六広益を上之国に遣わして、基広の頭を討ち、同年9月、脇本の館主南条季繼の末孫・南条広繼を上之国の守護（城代）とした。翌18年に季広が毘沙門堂を造営したのは、毘沙門天の加護を謝したことである。なお、「新羅之記録」は陰謀を企てた基広について、上之国泊之館主斎崎太郎基広は良広朝臣の舍弟二郎高広の子であると記す。高広は、永正1年(1504)に泊の館主となり、光広と義広父子が松前の大館に移住した同11年に勝山館の城代となつた。基広は高広の跡を継いで大永1年(1521)に勝山館の城代となつたので、この時、泊の館主の地位を繼承したのであろう。泊の館主である基広は勝山館の城代を兼務したのであろうか。勝山館城代の地位に関しては詳らかでないが、天文17年の事件は、城主に対する城代の被官としての地位を象徴的に示しているように思われる。

天文20年(1550)和田本「福山秘府」は1551年と記す²⁰⁾、季広は東西の蝦夷と和議を結び、勢田内の首長ハシタインを上之国天河の郡内に据え置いて西夷の伊とし、知内のチコモタインを東夷の伊とした。また、夷狄の商船往還の法度を定め、諸國

より来る商賈より年奉を取り、その内を配分して両會長に与えることにした(『新羅之記録』)。ここに到り、康正2年より1世纪近く続いた館主と東西蝦夷との戦乱は終止した。これは西方上之国の押えとして築城された中世の勝山館の大きな転機になったと推察される。なお、天文21年には、上之国城代広繼の内儀（季広の長女）の陰謀が発覚して、広繼妻は自害した。これは、彼女が季広に近習の者をたのみ、季広の長男と次男に鳩毒を与えた事件であり、長女である自分が松前の家督を繼ぐうと企てたものである。

そのほか、季広時代の勝山館に関して、永禄5年(1562)に、季広が夷王社を立て、始祖信広を祀ったこと、元亀2年(1571)5月に、上之国の館神を造立、供養したことが伝えられる。

以上の経緯からみて、東西蝦夷との和議が成立した天文19(20)年が勝山館の転機であり、これに、同21年に起きた城代夫妻の自害が重なり、これらが契機になって勝山館の役割が低下し、規模縮小の方向に向かったのではないだろうか。第二平垣面北東地域の第IV期建物の状態は天文末年頃の状態を示すと考えられる。

I-6 第V期の建築（付図3-6）

1) 東部地区

東部地区は、東北部と東南部の地区割りがなくなり、そのほぼ中央に西周を掘立柱の柱列で囲む長方形の围いが造られた。長方形柱列の規模は東西8間(約52尺)、南北5間(約33尺)で、柱間は各面とも6.6尺前後である。この長方形柱列の内には東半分を南北に二分して、さらに東へ延びる6号柱列と、それより新しい5号建物が検出されている。5号建物は方2間(17.6尺×14.4尺)の純柱建物で、柱間は7.2尺、8尺、9.6尺など大きく、かつ不規則であり、仮設的な小屋かもしれない。これが長方形柱列と併存するかどうかは不明である。この時期の造構としては、このほか長方形柱列の南方に検出された39号竪穴がある。これは南北の旧地境に跨がって造られており、この時期には前期の地区割りがなく、前期の6号建物もなかったと考えられる。東南部にはV期の建物は検出されていない。

2) 西部地区

西部地区でも前期までの広場と居住区という地区割りはなくなり、小規模な掘立柱建物が4棟と

堅穴建物1棟が散在するのみである。旧A区にある12号建物は桁行4間(約24.7尺)、梁間2間(約14.3尺)の東西棟であるが、東側柱列の矩が悪く、柱間も不規則である。旧D・E両区に跨る10号建物は桁行4間(約22尺)、梁間2間(約12.4尺)の東西棟で、東側柱の矩がやや悪いが、柱間は桁行5.5尺等間、梁間6.3尺である。西より1間目と2間目に中柱が立つ。

このほか旧C区にある18号建物、旧F区の9号建物は仮設の小屋である。また、52号堅穴は旧F区南東隅の中央道路に接して検出された。

以上、第V期の遺構は前期までにみられた居住区がなく、地区割りも不明確で、東部地区に長方形柱列による特異な囲いがあるほかは、小規模な獨立柱建物と堅穴建物が散在するだけであり、館の終末期の様相を示している。これら第V期遺構の性格の究明は今後の課題である。

3) 第V期建物の年代

39号堅穴は覆土中出土の遺物に本館跡の終末期に近い年代のもの(染付皿)がある。勝山館は五世慶広の時、慶長の始めに廃止されたと伝えられており²⁰⁾、V期の遺構は慶広が家督を継いだ天正10年(1582)から慶長初年頃の状態を示すと推定される。この時期、天正10年9月に鷦鷯八幡宮が修造された。また、同17年に慶広が上之国に行った留守中、徳山(大)館の内館小丸座敷より出火し、当家の重書・書状など悉く焼失したことが伝えられる。この時期に、上之国に城主滞在のため宿所が設けられたことが推察されるが、それが勝山館内にあったかどうかは不詳である。なお、慶広の時、酒井七之助が上之国和喜の城代であったと伝えられる²¹⁾。

(注)

- 1)『史跡上之国勝山館跡 XIV』(平成4年度発掘調査環境整備事業概報)の「まとめ」参照。
- 2) 松崎水穂『道南の和人の館』(『よみがえる中世4』1989・8)など。
- 3)『史跡上之国勝山館跡 XII』(平成2年発掘調査環境整備事業概報) P45。
- 4)『史跡志苦館跡 II』(函館市教育委員会1985・3)。
- 5)『史跡志苦館跡 I』(同上 1984・3)。
- 6)『史跡志苦館跡 II』にS B 8の基準柱間を6.5尺とするが、遺構図を当たると6.6尺とする方

がよいと思われる。

- 7) 3間×1間とすると堅穴状土壤1と重複するので、2間×1間と推定した。
- 8)『史跡上之国勝山館跡 XV』(平成5年度発掘調査環境整備事業概報) P31。
- 9) 永正11年(1514)3月に上之国から松前の大館に移った光広は、その年に大館(城)を修築したのが参照される(『松前家記』)。
- 10) 海保禪夫『中世の蝦夷地』(昭和62年4月) P228~235。
- 11) ただし、これは企画だけに終わり、実現しなかった。この会所の指図では九間二室の間仕切り位置の中柱を省略している。勝山館1号建物はその位置に中柱2本を立てるので、形態的にはより古式を伝えるといえる。
- 12) 西辺に検出された溝19との関係は不詳。
- 13) 松崎岩穂『続上ノ国村史』P471に、上ノ国和喜之館の城代について「城代という言葉は、和喜館の城主、支配者は藩主であり、和喜之館は藩主の直轄であったことを意味している。」と注記する。
- 14)『新羅之記録』によると、享禄2年3月と天文3年4月および同5年6月に義広は上ノ国和喜の館(勝山館)にいたことが知られる。
- 15) 海保禪夫『中世の蝦夷地』(前掲)。
- 16)『福山秘府』享禄2年条に引く松前年代記は、夷夷の曾長を松前に来させしめて、義広が櫓に登り大箭を射たと記すが、上ノ国の攻防であるのに曾長を松前に来させたというは不自然である。これは勝山館における事件とみるべきであろう。
- 17) 寛永の『松前家系図』義広の項に、享禄3年5月25日の夜、夷が来て義広の隠居の地洲崎の館を襲ったことが見えるが、『新羅之記録』は同日の記事として、これを松前の大館としている。義広が隠居したことは史料にみえないもので、これは大館のことであろう。
- 18) 棟持柱式とすると、倉庫のような建物が想定される。
- 19) 第1章・第1節の注8を参照。
- 20)『東遊雜記』(寛政1年、古河古松軒著)。
- 21)『福山秘府』寛永14年条。

第2節 客殿の復元的考察

本節では、勝山館跡の第二平垣面北東地域で検出された第Ⅰ期からⅢ期までの客殿と目される中心建物について復元的に考察する。

1) 第Ⅰ期の客殿（2号建物、図43図4）

第Ⅰ期客殿の平面は身舎・庇よりなる古様な形式である。すなわち、7間×2間の身舎の西南二面に庇を付けた桁行8間、梁間3間の規模で、身舎は南4間と北3間に二分されていた。柱間寸法は身舎桁行と庇出が7尺（身舎中央間は7.3尺）、身舎梁間と南庇出が6.5尺で、6.5尺とともに7尺間という古い寸法が併用されている。身舎の東面に土庇、北面西2間に下屋が付くらしく、また、客殿の南庇東間南面には2間の南廊が取りつく。客殿は城主の居所であったと推察され、身舎の南4間は暗向きの対面所（客殿）と考えられる。また、身舎の北3間は寝所あるいは寝所と常御所（居間）を兼ねた部屋、その西側の西庇3間は常御所もしくは中居のような部屋と推察される。

客殿の柱は總て掘立式の角柱を用い、身舎・庇とも1間毎に柱を立てる。床は板敷と考えられ、平面形式や不統一な柱間よりみて、疊は敷き詰めではなく、置疊程度であろう。円座も用いられたようで、握手門外にある廄捨場の発掘調査で円座の一部が出土した¹⁾。屋根は身舎・庇の平面形式に關係なく、梁間3間の中央に棟を通した入母屋造が想定される。そうすると、身舎・庇とも天井が張られたであろう。屋根葺材料は館正面の大手空堀跡から桙板（柿板）が出土しているので、桙板葺であると推定される。外廻りの柱間装置については憶測の域をでないが、東面に土庇が付くとすると、東面は前戸もしくは造戸と明障子が立てられ、一部に瀧縁が付いていたかもしれない。なお、土庇は造り替えが認められたが、改築後の土庇（3号柱列）は身舎南4間部分の前にだけ付くらしく、身舎北3間の東面は壁もしくは腰高窓であったかもしれない。南庇東間より南に延びる2間の南廊は中門廊に相当し、ここより昇殿したと推察される。そうすると、南廊が取りつく南庇東間南面は妻戸が建ち、したがって南廊の床は長押丈だけ低い板敷と考えられる。客殿の西庇と南庇は、寒冷地の気候よりみて閉鎖的な造りが想像され、壁もしくは腰高窓に造戸2枚と明障子1枚を建てた構成が推定される²⁾。ただし、西庇の北3間は中居の

ような部屋が想定されるので、台所との関係から、その中の少なくとも1間は造戸が建てられてであろう。北面の下屋が部屋として用いられたかどうか不明であるが、身舎の北面は壁で閉ざされていて推定される。外壁の仕様については、当地では良質の檜が豊富にあったので、板壁が考えられる。しかし、板壁のみでは寒さが厳しいので、上ノ国町にある上国寺本堂（宝曆午年）の例を参照すると、外側を板壁とし、その内に小舞を編んで土壁を造っていた可能性がある。室内は板敷で畳を敷き詰めていなかったとすると、板の隙間からくる床下の冷氣を防ぐために、床下の四周は壁にて密閉されていたと思われる。

2) 第Ⅱ期の客殿

（1号建物、図43図5・図44図1）

第Ⅱ期客殿は南向きの東西棟に改められた。主屋は桁行6間、梁間3間の規模で、その南面西端に桁行2間、梁間2間の中門廊を突出する。主屋の平面は方3間の広さを持つ部屋を東西に並べた形式で（西9間、東9間）。第Ⅰ期客殿の身舎・庇よりなる構成と大きく異なる。柱は總て掘立式の角柱で、主屋は御廻りと部屋境1間毎に柱が立ち、柱間寸法は桁行6.5尺に対して、梁間はそれより1寸短い6.4尺である。また、中門廊は南妻と東面の中柱を省略し、柱間は桁行6.6尺、梁間13尺である。中門廊の西側柱に対応して、その西方4尺の所で検出した3個の小柱穴は小庇の柱もしくは椽の東柱の遺構と考えられ、ここより昇殿したことか推察できる。主屋の床は東建床による板敷である。

II期客殿は後に西面に庇が増築され、それに伴い中門廊も西側に1間寄せた位置に造り替えられた。西庇の柱間は西面3間が主屋と同じ6.4尺であるが、梁行の柱筋は北でやや西に振れ、北間9.2尺、南間8.8尺程、中門廊は桁行が改築前と同じ、梁間は15尺である。

II期客殿はI期客殿に比べて、庇や下屋を設けず、部屋を一列に配置するのが特徴であり、特に室町時代後期の上層住宅に特有の九間（このこま）と呼ばれる部屋を二室続けるのが注目される。室町時代の上層住宅において、九間は主殿・客殿あるいは会所・小御所など主要建物の暗向きに多く設けられ、そこにおける中心の広間であった。暗向きの九間は押板を備えることが多く、対面や

連歌・和歌などの文芸的な会合、あるいは仏事などに用いられた。また、足利將軍義教の室町殿の寝殿北面にある御鬱所のように、居間兼内向の対面所を九間とすることもあった。九間をもつ住宅の事例は多いが、それを二室統一した間取をもつ室町期建物の例はそれほど多くなく、管見ではつぎの建物が知られる。

①『尋尊大僧正記』文明九年十二月の条に、東西7間、南北6間、北面西3間庇付の会所の指図(第44図2)を載せる³⁾。これは尋尊が禅定院に立づけ会所としてスケッチしたもので、実際に建てられなかった。会所は晴向きの東面に九間の部屋を南北に二室並べ、その前面に広縁を付ける。北九間は北面に張り出して3間の押板と、その東端より南に折れて1間の付書院を設ける。これらの西側の中央にある四間と内二間は常御所(居間)および寝所と推察され、その北にある四間と二間も内向きの居間と納戸のような部屋、南の六間は納戸のような部屋と思われる。

②天文13年に建立された大阪石山本願寺の新寝殿(主殿)は、全体の平面規模が不詳であるが、主殿には東九間と西九間があり、ほかに西中門、公卿座、北九間、中六間、西六間、東六間などの部屋があった。そのうち東九間と西九間は晴向きの座敷であり、主座敷である東九間には床の間・押板・付書院・棚が設けられた。そして、西九間が室内能の舞台になった時、東九間に見物座席が設けられた⁴⁾。

なお、慶長3年(1598)に建立された龍藏寺三宝院客殿(現表書院)は、東より15間の一の間と18間の二の間、27間の三の間を東西一列に並べ、それらの南面に広縁、東西北3面に入側縁を巡らし、南面西端に中門廊を突出した建物である(第44図4)。床が一段低い下段の三の間は九間より広いが、床を拭板敷として能の舞台になった。一の間は東西に間口2間の押板と1間の違い棚を備え、観能の座席は一の間と二の間に置かれた。なお、柱間は1間=6.5尺が基準寸法である。

③青森県根城本丸跡検出のSB41は、桁行8間、梁間5間の南北棟の主屋の東面南端に3間に3間の角屋を付けた建物と推定されている。主屋平面は九間二室を南北に並べ、それらの四周に庇を巡らした形式で、側及び入側廻りと部屋境の各々1間ごとに柱が立つ(第44図3)。身舎の柱間

寸法は桁行6.6尺、梁間7.2尺、柱は全て掘立式の丸柱で、ともに古式な手法を伝えている。庇出は東西2面が6.2尺、北面6.1尺、南面6.8尺と不揃いである。年代は16世紀末~17世紀前葉とされる。また、これと同位置に再建されたSB40はほぼ同規模の建物である。桁行を9間にして、南北に並べた九間二室の南側に六間の部屋をつづけ、東西北の三面に庇を巡らす。東南に3間×3間の角屋を出すこと、側及び入側廻りと部屋境の各1間ごとに丸柱を立てるのはSB41と同じである(第44図5)。柱間寸法は桁行が6.5尺、梁間が6.6尺である。年代は16世紀から17世紀前葉と推定されている⁵⁾。

④『匠明』(慶長13年、平内政信著)に「昔六間、七間、四拾寺坪ノ圖也」として、桁行7間、梁間6間の主殿の平面を載せる(第45図1)。これは、慶長13年(1608)頃からみて昔とされるので、16世紀後半頃の武家住宅における主殿の標準的な平面を載せたものと考えられる。平面は南から4間目柱列で南北に大きく二分して、南側に對面を主とした晴向きの部屋、北側に居室を設ける。すなわち、南側には方3間の部屋二室を東西に並べ、その東入側に公卿間をとる。西九間は西から北にかけて矩折れに上段が付き、西面に間口2間の床(押板)と1間の達棚を造る。また、上段の南は方1間の上段間が張り出し、これより西の主殿南面には1間の広縁と桁行2間の中門が矩折れに付いている。これに対して北側の梁間2間通りには、西に六間の納戸、東に六間の部屋(床と達棚あり、居間カ)をとり、その東入側より北に色代が続く。主殿は四周に落縁を付けている。屋根は入母屋造で、東面公卿間の南1間に装束妻戸を立て、その上の屋根に軒唐破風を載せる。

なお、これとよく似た間取をもつ建物に圓城寺の子院光津院客殿(慶長6年)が知られる⁶⁾(第45図2)。光津院客殿は桁行7間、梁間6間の規模で、南側の間取は『匠明』の昔主殿図とほぼ同じであるが、南東に突出する中門廊は梁間2間となり、南妻と西面の中柱を省略する。この点は、勝山館第II期客殿の中門廊に類似する。客殿の北側は西より納戸四間、八間、十二間の三室を並べ、その東に入側を設ける。これらの部屋は寝所や居間に用いられたのではないだろうか。屋根は入母屋造柿葺で、東面ファサードの構成は『匠明』主

殿とほぼ同じである。柱間は1間=6.5尺が基準寸法である。

⑤ 茨城県行方郡牛堀町堀之内にある大台城跡の発掘調査報告書⁷⁾によると、慶長1年頃の常陸国佐竹氏の支城であった堀之内大台城の主殿（SB1）は九間二室を東西に並べ、四周に土庇を廻した建物である。東九間は北面に3間の押板、東西中央間に付書院を備え、南面中央間に桁行2間の式台を張り出す。また、西九間は北面東1間に棚もしくは押板を設けていた（第45図3）。柱は身舎が礎石を据えた角柱、土庇は砾立柱である。身舎の柱間は桁行が6.5尺であるが、梁間は不揃いで南間4.1尺、中間7尺、北間6.1尺程度である。以上にあげた中世末から近世初期の例に比べると、勝山館の第II期客殿は部屋の配置が一列形式であり、しかも前後に底や部屋を付けない点が注意される。これは、つぎに述べる第III期の客殿にも共通するので、勝山館客殿の特色としてよい。また上記のうち、石山本願寺主殿や醍醐寺三宝院客殿で、九間二室あるいは二の間（18疋）と三の間（下段27疋）を使って能が行われたことも注目される。ただし、三宝院客殿は部屋境に柱を立てないので観能に適していたが、勝山館のII期およびIII期客殿は部屋境に柱が立ち、事情がやや異なる。この点は根城跡のSB41とSB40も同じである。三宝院客殿は対面を主目的に各室を構成した建築であって、近世的な機能分化がみられる初期の例である。勝山館客殿および根城跡のSB40・41の平面は部屋を一列に配置した単純な構成であるが、これを機能分化によるとするには時期が早すぎると思われる。というのは、禅定院会所や『匠明』の主殿、光淨院客殿などは九間二室が晴向きに面しているが、その背面に居室を備えているからである。

一方、常陸堀之内大台城では、先述の主殿とみられる建物の南方にやや離れて、桁行7間、梁間1間～2間の規模をもつ2棟の建物（SB2、SB3）が検出され、これらは主殿に対する待機的建築遺構であると推定されている。そうすると、大台城の主殿は常御所を兼ねていたことになる。すなわち、式台のつく東九間は対面所（客殿）であって、西九間は常御所と寝室に当たられたことが想定される。東九間と西九間の境に2本の柱を立てて間仕切るのは、西九間のこうした性格に

関係するのではないだろうか。これは勝山館客殿の室内構成を考える上で参考になる。なお、大台城の遺跡的建築遺構とされる建物のうちSB2は桁行7間（約48.5尺）、梁間2間（約16.2尺）の規模の南北棟で、南3間が土間、北4間が東建床であり、土間内に棟持柱2本が立つという。また、SB3は桁行7間（約46尺）、梁間1間（約17.4尺）・南北棟で、床は全て東建床である。内部の間仕切は不明であるが、SB3は長屋風の建物が想定される。これは、勝山館の客殿の南方、東南部地区に検出された第III期5号建物の性格を考える上で注意される。

以上をもとに勝山館第II期客殿の部屋の性格を考えると、中門廊に続く西九間は対面所（客殿）、東九間は常御所（居間）であり、その内に寝室が設けられたと推定される。おそらく、東九間には圍炉裏が切られていたであろう。また、柱間寸法が桁行と梁間で異なることから、疊は未だ敷き詰められていないとみられる。屋根は中門廊の突出する形式よりみて入母屋造軽板葺が想定される。柱間装置を考える上で、部屋の周囲に庇を付けないことが留意される。勝山館跡の発掘調査によると、現在までのところ採暖用の手炙は一点出土したのみで、竈ではなく、炉址が多く検出されており、暖房と炊事に圍炉裏が用いられたことが推察される。寒冷地にあって冬季には當時室内で圍炉裏を焚いて暖をとるのであり、そのために開口部を出来るだけ少なくし、その少ない開口から採光を期待したのである。それゆえ、日差しを遮る庇は必要ななかったのであろう。これを身舎と庇の構成をもつ第I期客殿に比べると、後者は身舎と庇の仕切りが襖障子のように簡便なものであったとする、保温効果はあまり期待できなかつたであろう。第II期とIII期客殿の平面はこうした欠陥をなくしたものと言えなくはない。外壁は、上園寺本堂にみるように外側を板壁とし、その内側に土壁を塗る工法が採用されたかもしれない。また、同本堂の例からみて、出入口以外の開口部は腰高窓が主体であったと考えられる。ただ、中門廊が付くことから、少なくとも南面には漏縁が付き、蔀戸もしくは造戸と明障子を立て、中門廊西面南間に妻戸を立てたと推定される。

3) 第III期の客殿（3号建物、第45図4）

III期の客殿は東向きの南北棟に改められた。主

屋は前期より大きい桁行9間、梁間3間の規模で、その東面北端に3間×2間の角屋を突出する。間取は南より九間二室と六間を一列に並べ、その北側に入側をとる。東北の角屋は六間の部屋である。廻廊と部屋境1間毎に角柱を立てることは前期までの客殿と同じであるが、柱間寸法は桁行・梁間とも6.5尺に統一されている。

この時期には客殿一部の西南部に広場が形成され、客殿へは西南方よりアプローチするようになつたが、客殿には中門廊に相当する所が検出されていない。客殿は南面と東面が晴向であるから、東北にある角屋は中門廊ではない。南側にある九間は対面所（客殿）と推察されるので、南面もしくは東面から南北間に昇殿したのであろう。その奥にある北九間は内向の対面にも用いる常御所（居間）と推定され、近世に「常居（じょうい、つねい）」あるいは「御上（おうえ）」と呼ばれた囲炉裏のある部屋に相当するのではないか¹⁾。そして、それに隣接する北六間は寝所であった可能性がある。そうすると、その東に続く六間の広さをもつ角屋は城主の御座間（内向の居間）かもしれない。3号建物の北方には砂利を敷いた庭園とみられる小石圓配石造構が検出されており、この部屋はその庭園を鑑賞するには最もよい位置にある。これらが寝所と御座間であるかどうかは別にしても、常御所と独立してこれらの部屋を設けたことはII期客殿と大きく異なるところであり、III期客殿がより充実した建物になったことを示している。なお、客殿と北面を備えて西に2間離れた位置に、3間×2間・東西棟の台所と推定される建物がある。台所との関係からすると、客殿の北面入側は寝所の前に設けられた中居のような部屋として用いられたかもしれない。

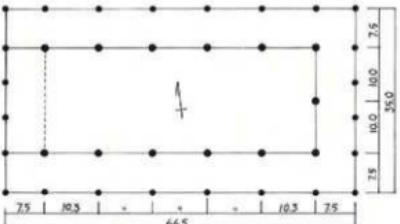
客殿の屋根は入母屋造板葺で、角屋は寄棟造もしくは入母屋造が想定される。床は前期と同じ

束床床であり、柱間が6.5尺に統一されていることからみて畳を敷き詰めた座敷があったと推定される²⁾。また、庇や下屋を付けないことから、開口部は少なかったと推察され、外廻り建具および外壁についてはII期客殿と同様と考えられる。

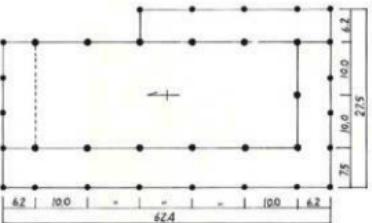
〔注〕

- 1) 齋藤邦典氏のご教示による。
- 2) 上ノ国町に現存する上国寺本堂（宝暦8年・1758）、清淨寺本堂（明和3年・1766）が参照される。
- 3) 川上資『日本中世住宅の研究』（墨水書房 1967.10）による。
- 4) 同上。
- 5) 『史跡根城跡発掘調査報告書VI』（青森県八戸市教育委員会 1983.3）
- 6) 『匠明』主殿と光淨院客殿との関係は、太田博太郎『書院造』（東京大学出版会 昭和41年）に詳しい。
- 7) 『堀之内大台城発掘調査報告書』（茨城県行方郡牛堀町教育委員会 1985）
- 8) 『東遊記』（平秩東作 天明3年）に江差の家屋について、「十月はじめより家々に雪闇ひをつくる。細き柱を建て廻賣、簷にて圍ふ。市中の體江戸などの複数茶屋、見せ物芝居などのがくぐるしき軒なり。明りとりは家々に常居（つねい）とて、いろいろきたる一ト間、臺所とも囲炉裏の上二ヶ所にあり。座敷向天井ある所は明りとりなし。客来あれば簷も爐燭をなつ。吹廻しの所は雪軒より上へ積る。松前は風つき故雪積る事すくなし。」と記す。
- 9) 『新羅之記録』に天正17年4月27日の夜、松前の盛広の居所である内館小丸の座敷より出火したことがみえ、天正当時覺を敷き詰めた座敷が存した。

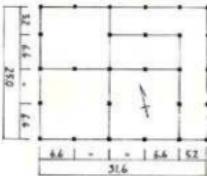
第43圖 豐山館跡第一期窖藏



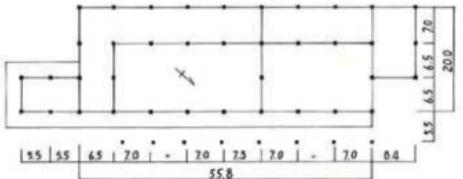
| 志苦館跡 SB 7



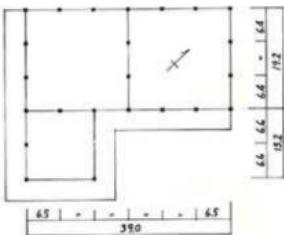
2 志苦館跡 SB 2



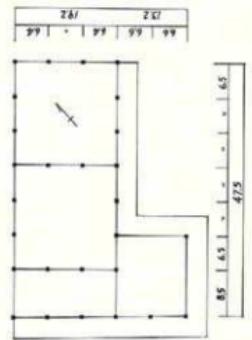
3 志苔館跡 SB 8



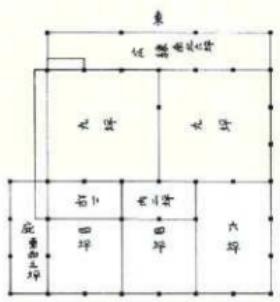
4 勝山館跡第1期客殿（2号建物）



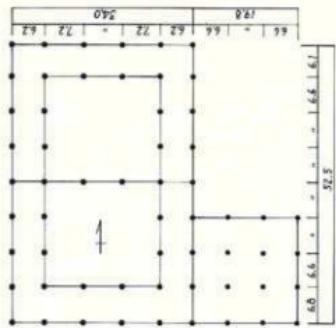
5 勝山館跡第II-1期客殿（1号建物）



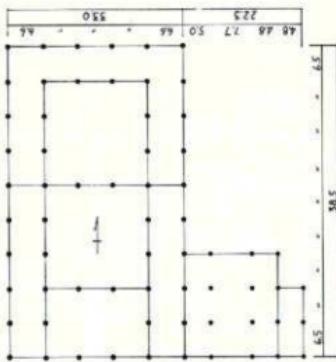
第44図 勝山館跡第II-2期客殿他



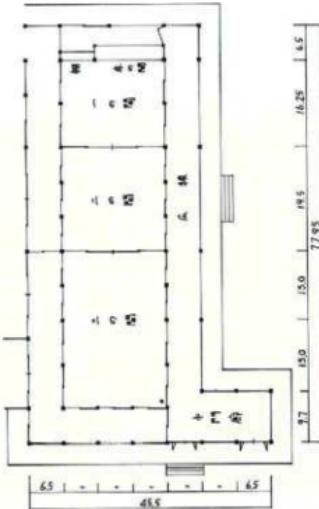
2 指所會院定禪



青森県根城本丸跡 SB41

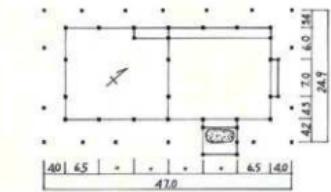


青森県根城木丸跡 SB40

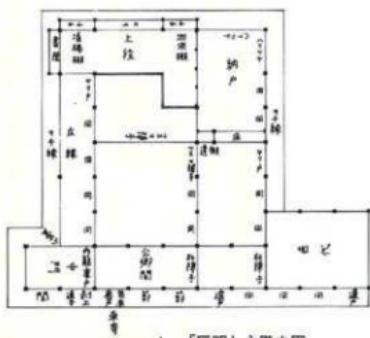


4 醒臘寺三寶院客殿(現表書院)

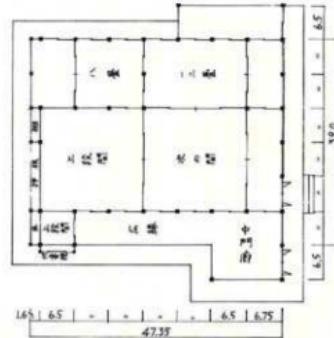
第五章 研究題第III期客殿地圖



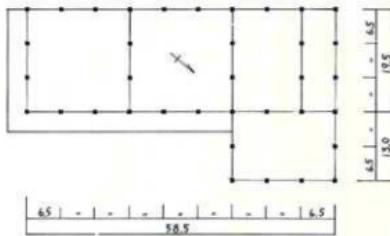
3 茨城県境内之大台城 SB I



1 「匠明」主殿之圖



2 圓城寺光淨院客殿



4 勝山館跡第III期客殿(3号建物)

VI 勝山館跡出土の甲冑小札

(社団法人) 日本甲冑武具研究保存会 金山順雄

はじめに

甲冑は各種の材料によるさまざまな部品から構成されている。そのなかでも一番基本となるのが「札・さね」である。古くは「実」「核」とも称されている。又時代と共に、甲冑機能の要求から「札」の形式、大きさが変化し部分的な差などで様々な「札」を生じ多くの種類と呼称を持つようになったのである。この「札」は後世の大きな「板札」と区別するため「小札・こざね」と呼ぶようになった。この小札については、伝世品などからその種類や法量等が研究されているが、その時代の特徴などはまだ研究調査が必要である。今回、上ノ国町教育委員会と学芸員・松崎水穂氏と佐藤一志氏のご好意により、勝山館跡より出土した甲冑の小札を調査出来たのを機にまとめてみた。

1. 勝山館跡甲冑小札出土概要

当館跡において、甲冑の小札を多く出土している。その数は数百点にのぼる。その多くは破損しており、正確な形状を残しているものは少ない。

現在のところ、小札は、その形状により構成されていた甲冑の様式や時代を推定できる。そのため今回、比較的の形態が保たれているものを選び、小札の種類と法量を測定し考察した。また、同じく出土した甲冑の脇板についても他の資料の脇板と比較検討した。

2. 小札概要

一般に小札は大別して

- (1)本小札………威を容易にするため左頭部を斜めに削ぐもの（平札・盛上本小札）
- (2)伊予札………本小札を簡略化し札頭は種々の形がある。（小札頭・碁石頭・矢筈頭・一字頭）
- (3)板札………1枚の板で上記の小札を代用する。（切付小札頭・切付伊予札・一字頭）に分類できる。

（第46図-1）

当館跡出土の小札残欠は、(1)(2)がみられるが、さらに小分類すると、第46図2の5種類である。又、種別による小札の縫合方と重ね方は同図3のとおりである。出土した小札の特徴は、

- (1)本小札が非常に少ない。

- (2)三目の中札がある。

- (3)二山基石頭伊予札が多い。

- (4)三山基石頭伊予札もある。

なお、共通の特徴として各小札の形状は同じで寸法がそれぞれ異なるものが多い。

2-1 本小札

先に述べたように本小札が非常に少ないのが特徴である。一般に南北朝時代から室町時代においては胴丸・腹巻が甲冑の主流であり、これに使用される小札は本小札・伊予札であるが、現在のところ正統的な甲冑は本小札製であり伊予札製は粗製あるいは地方製という考え方が主流である。室町時代末期になって板札を中心とした当世具足が出現する。当館の盛期は1470年代から1590年代の約130年間で室町後期から安土・桃山期に該当する。当例の小札は#1、2、3、4、5、6、7の7例である。そのうち並穴が3例、四目が2例、三目札が2例である。これらをこの小分類に分け考察した。

A 並穴 (第46図#1~3、PL.27-1~5)

3例のうち正確な形態がわかるのは#1だけである。あながふさがっていて、はっきりと並穴と断定できないが、その表面の鋸の上から概ね13孔と推測できる。札足が60mm、札巾が23mm。#2は破損していて札足は不明だが札巾が29.6mm、#3は下半分が欠失していて、同様に札足は不明、札巾は18.4mmである。これら3例のうち#1と#2の札巾が非常に広い。

南北朝時代から室町時代の製作と推定される胴丸・腹巻の遺例に使用されている本小札の札巾は、別表(表VI-1)のとおり20~10mm程度であり、当出上例のように23~29mmとなると鎌倉期の大鎧の札巾と同じである。札巾が広いのには理由がある。広ければ衝撃を吸収し強度を増すと共に製作の手間を省けることである。反面製作上の精緻さが落ちること、そして着用上の馴染み感が減少することである。#3の札巾がやっと室町前期の大鎧の製作と推定される胴丸の小札と同寸となる。また札足も#1は約60mmで上記胴丸の長軸の小札に

較べて長い。これら的小札は鍼び接して構成したとき1寸あたり3枚強となり四目の大鎧となる。#1の札巾に近い本小札の例として金剛寺の草包腹巻(5号)に使用されている四目の平小札がある(第46図4、PL.27-1)。

B 四目

当例では#4と#5の2例である。第46図のとおり札足が69.1mm、76.3mm、札巾が21.3mm、21.9mmで、並穴より札足が長く札巾が狭くなっている。

一般に四目は、胴の金具通りに花からみで取り付けられたため、穴を1孔多く14孔にしている。頭部斜めの削ぎは13孔と同じである。

ここで特記すべきことは、#4の小札の表側に銅の箔が見られることである。上部から下部にわたり全体に薄くついている。札裏には全くみられないもので意図して着けたと考えられる。これは写真的拡大でもわかるとおり、素鋼の輝きを示し発掘のとき表面を研いだとしても、もとは金鋼と考えればいいのだろうか? 松崎氏によれば、この小札は97.3gの銅地金が出土した銅錫造作業場跡から出土したものとのことであり(勝山館概報XIV、XV)、今まで例がなく金属分析等の詳細な検討が必要である。

C 三目札 (PL.27-6~8)

当例では#6と#7の2例である。前者は小札の表面全体を鏡が覆い穴の位置がやっとわかる形態なのに較べ、後者は非常に明瞭である(第46図)。

一般に、三目札は穴が3列で19孔あり、札巾を1/3ずつからして重ねる。このため三枚重ねとなり非常に厚くなる。穴を緊くあける意味から繁目あるいは敷目と呼び三目札をもって仕立てた「鎧」を「敷目鎧」と称した。(日本甲冑の基礎知識・山岸/宮崎)

三目札は平安時代に流行したもので室町時代まで行われたが現在伝世品として残っているのは、平安時代の大鎧や鎌倉時代の大鎧の数種であり、比較的時代の下ったものでわずかに金剛寺の洗翠威腹巻(1号・南北朝~室町時代)に三目札が使われるが、大鎧の札足・札巾とはやや異なる。

このような珍しい三目札が室町後期と推定されるこの勝山館から出土したことは、この三目札の使用が室町時代後期まで実際に継続していたことを示す貴重な資料と考える。

2-2 伊予札(第47図)

当出土例の特徴は伊予札の比率が高いことである。本小札でも触れたように、從来より甲冑の主流は本小札製であり、伊予札は亜流とみられている。しかしながら、今回この出土数からみると、室町時代の伊予札の使用は多かったのではないかと推測される。

伊予札は札の端部の2~3mmを僅かに重ねて構成するもので、その頭部の形状により、碁石頭、小札頭、矢筈頭、一文字頭に分類されるが、ここで出土して確認されているものは全て碁石頭鐵伊予札である。そのうち頭部の山が二山のもの(二山碁石頭)と三山のもの(三山碁石頭)がみられる。

二山碁石頭は平本小札を2枚重ねた如く一枚で代用しており、重量の軽減や製作の手間の省略、さらに三山碁石頭は平本小札の3枚分の代用であり、二山碁石頭に比べ一層の合理化を図っている。

一般に碁石頭鐵伊予札の山の数と穴の列数が一致するものは、比較的古い時代の遺例にみられ、南北朝時代から室町時代にかけての胴丸の主に長衡及び草摺の上部に、また室町時代の腹巻に碁石頭におおく使用されている。時代が下がるにつれて山の数と穴の列数が一致しなくなり二山でありながら3列から5列のものもみられる。また、その札巾も広いものは45mm近くにもなる。この札巾が広くなることにより、この碁石頭の形状を目標に札巾の狭い矢筈頭を使用した。

この伊予札も時代が下がり室町時代末期に一文字頭が発生し、江戸時代にかけて流行したはいだてと主に継延胴具足に使用された。さらにこの伊予札を摸した切付伊予板札が江戸時代に出現してきている(第46図21、#19、1~6)。

A 二山碁石頭鐵伊予札 (PL.27-9~13)

この二山の碁石頭は伊予札の最も基本的な形であり、この札頭から各種の札頭が派生した。当該の17例を札巾でみると、22mm前後のものが9例、25mm以上が8例である。南北朝時代以降の胴丸・腹巻の本小札の札巾は20mm以下であり、併用された場合の伊予札も同寸となる。本遺跡から出土した碁石頭鐵伊予札の札巾が広いことからみて毛引に感した伊予札は少なく、ほとんどは革包みの胴丸や腹巻に使われた可能性が高い。基本的に札巾は同一の胴部に使用される場合同寸であり、(草

摺と仕返しのものを除く)、これだけの異なる寸法の小札数の出土は、相当な量の甲冑に使われた小札の残欠と推測される。

中世の伊予札の比較例として、金剛寺の章包腹巻(5号、15号)の小札を参考に比べてみると、札巾は20~31mmと寸法に幅がある。この腹巻の伊予札は仕返しや修補などで製作当初から各種の伊予札を使用していたと考えられており、出土のものも同様な寸法がみられる。

穴は“からみの穴”4孔と“毛立ての穴”2孔の計6孔が大きいものと、14孔全てが同寸のものの2種類がある。基本的に初期の伊予札は鍼のみの穴と毛立ての穴の6孔が大きいものは組糸を使用し(毛引威)、穴が小さく下鍼のみの穴とはほぼ同寸のものは章包み胴に使用されたものであるが、室町時代後期になると崩れてしまっているように思われる。前者に該当するものが、#8、12、16、17、18、19、21、22の8例で初期基石頭鉄伊予札の形態を残している。これと同様のものは黒川威肩白腹巻(国立歴史民俗博物館)や金剛寺の章包腹巻(15号)の一部にもみられる。

後者は#9、10、11、14、20、23、24の7例で当初から威毛を使用せず革紐で絡み黒韁やふすべ韁で表面を包むいわゆる「章包み胴」に使用されたと推測される。またこれは伊予小札製作時から章包みを意図している。それに金剛寺の章包腹巻にはこの例はなく一部の後補の小札に穴の不規則なものがみられるのみである。さらに14孔とも同じながら径の大きいものがあり、#13、15の2例で特に#13は全体に鍼が少なく形状、穴の加工等が明確に観察され保存状態は良好である。札巾21.1mm、札足62.3mmで南北朝から室町時代の長御の基石頭鉄伊予札の標準である(第47図#18・9・13、7~11)。

B 三山基石頭鉄伊予札

三山基石頭は二山基石頭に対し穴が1列多く、從って札巾も広くなるが、遺物による限り毛引威のものを見たことがない。また、実際にこの三山基石頭を使用した胴の例は少なく、わずかに金剛寺等の章包腹巻に見られるのみであり、小札を研究する上で貴重な資料である。三目札が3枚重ねて強度を増すのに対し、これは穴を3行穿つという共通点はあるがその実用上目的は全く反対である。

出土例は2例あるが、その他に頭部を破損したものが6例あり、いずれも穴が3列孔のため、三目札か三山基石頭と思われる(第47図#25・26・30)。

二山基石頭の項で触れた通り、伊予札は平小札の構成表面を目標に考えられたものであるが、3枚の平小札を一枚の伊予札(重量で平小札1.5枚分)で代用している。このため札巾も二山基石頭の約1.5倍で第47図のとおり#25で34mm、#26で31mmである。

しかしながら、#25は1列の穴数が4孔で穴径もすべて同寸でしかも比較的小さい。このような例は金剛寺の章包腹巻(5号、15号)にみられるが、当初から章包みの目的のために製作されたと推測される(第47図12・13、PL.27-14)。

#26は一部破損しているものの穴が3列・1行7孔の21孔を示すが、穴の径は同寸で章包みとの関係が強いと考えられる。これに対し金剛寺の三山基石頭伊予札は、上三段の穴径が大きく毛引威との関係が強いようである。#30は上部破損のため札頭がはっきりせず、三目札か三山基石頭かは不明だが、同様な状態のものが多数ある。

推測するに三山基石頭は章包腹巻の小札として、製作の手間を省くのに最高の小札であつただろうと思われる。これらが当地方にも伝わり、甲冑の製作・修理のために小札を作り、戦闘で破損したものを破棄したと思われる。

3. 脊板について(第48図、PL.28)

脇板は体の脇下を防衛するために設けられた金具通りであるが、胴丸は馬手側を分割しているため射向側が一枚、馬手側が2枚である。腹巻は背で分割しているので左右対象の脇板が附く。

当該出土の脇板は破損しており、再構成されているため一部変形して組立てられているがほぼ全體を把握できる。

(1)概要

中央部の巾は約200mm、高さ62mmで棚をつくるらず平造りである。通常、胴丸・腹巻の脇板は棚を造らずに小札をそのまま取り付ける平造となる。足は切り欠きのない一字式であるが、この一字式は切欠式に比べて古い遺物に使われている場合が多い。

脇脚付の穴は3孔あるが鷹目は当初より使っていなかったと考えられる。一般的には端の2孔に

ついている。この脇鉢付の穴は通常は3孔式であるが、九州などの地方製のものには2孔式があり、極めて特殊なものには1孔式があり、古いものに多い。小桜紙のあとは不明である。通常、胴丸・腹巻には7個ないし9個の小桜紙を打つのであるが当例では打たなかつたと考える。

上部と左右の一部に覆輪がのこるが、銅に鍍金した金銅の彫りの無い無地のもので中世の胴丸・腹巻に通行のものと認められる。

足には2段になった小札を留める穴が開いている。通常足が一文字式のものは二段の穴をあけているのが多いが、この例は中央と前後の3面に吹き寄せて穿ち上段4個、下段4個の組合せになっている。又、その穴の間隔も中心から中心に6~8mm前後である。穴のあけ方からみて札巾が比較的広い20mm前後の基石頭鉢伊予札をからみ綴じた札板を花鍼に付けていたと考えられる。出土した小札から二山基石頭鉢伊予札の可能性が強い。

(2)特徴

各部の写真と図により特徴を見る。

A 全体・正面 (PL.28-15)

B 全体・裏 (PL.28-16)

左端は本来もう少し左斜めに取りついていたが、処理時の接合でずれたもの。中央上部に覆輪を板に留める鍼が見える。

C 脇鉢付の穴

3孔をあけており、定式化した例である。最初から鷹目をつけていたかったと考えられる。

D 小札の取り付け

平造りの一文字であり、第48図7のように小札の取り付け穴が分布している。

E 覆輪

緑青でのて覆輪がほぼ残る。材質は中世に多い金銅とみられ裏面中央部の真ん中を鍼で留めているのがわかる。

まとめ

今回まとめた小札は出土したもの的一部であり、またその中でも特にその形状が比較的、整っているものを対象にしている。よって、この小札の種類による数的比率については参考程度にし、出土した小札の特徴を他の伝世品と比較した。

1) 松崎氏によれば、出土の小札はまとまって出土したものとバラバラに発見されたものがあつて、鍛冶関係の遺構からの出土もあるため

館の中で鉄の加工がおこなわれ、小札の製作も行われた可能性もあるとのことである。ちなみに出土の二山基石頭伊予札の中には使用した痕跡のない未使用と思われる札も認められる。

- 2) 小札の種類が本小札・三目札・基石頭鉢伊予札に限定され（少なくとも、これ以外に目視した相当量の小札も含めて）、他の伊予札（小札頭・矢筈頭・一文字頭）と板札は今のところ発見されてない。従って、地方的な特色はあるものの、これらの種類の小札の使用時期を区分することができる。
- 3) 三目札の出土は伝世品でも少なく、また大鎧に多く使用されており、当例でも大鎧の可能性もある。出土の札は“明眼院所蔵大鎧（鎌倉期）”の札巾に近似している。
- 4) 基石頭の伊予札を多数出土するが、他地方の伝世品より札巾が広いのが特徴である。この札巾からみて毛引威よりも革包の腹巻や胴丸に使われたものが多いためではないかと推測する。
- 5) 四目の本小札で銅の箔を使用したと思われるものがあり、過去に全くの例のないもので、分析の結果をまたなければ確かなことは言えないが、もし銅箔張りと確認されれば日本で唯一の貴重な資料となる。
- 6) これだけ多量の伊予札の出土は、中世（室町後期）に伊予札の使用が広範に行われていたことを推定させる。
- 7) 脊板は地方色の強いもので、基石頭伊予札を縫み綴じて革包みとした札板を花鍼に付けていたものと考えられる。

当地の小札を調査しながら、中世の北の地方での甲冑の状況、特に東北地方での出土小札との関係を探ることにより、京都などの他地域とを結ぶ甲冑の伝播の状況を把握出来るのではないかと考えるところである。

今後も小札の出土は予想され、検討を加えて行きたい。松崎、佐藤両氏に感謝する次第です。なお、まとめにあたって社団法人・日本甲冑武器研究保存会常務理事・山岸素夫氏より中世甲冑の特徴のご教示をはじめ資料の提供をいただいた。

[参考資料]

- 1 山上八郎「日本甲冑の新研究」上・下 倩文

社

- 2 山岸素夫・宮崎真澄「日本甲冑の基礎知識」
雄山閣
- 3 尾崎元春「日本の美術・甲冑」至文堂
- 4 大阪城天守閣編「戦国武将甲冑展」図録
- 5 山上八郎・山岸素夫「鎧と兜」保育社
- 6 山岸素夫「日本甲冑論集」つくばね社
- 7 京都国立博物館「日本の甲冑」図録
- 8 山口広夫「黒韋威大袖胴丸鎧・甲冑武具研究」

究106号」日本甲冑武具研究保存会

- 9 山岸素夫「北海道大浜中出土胴丸残・風俗
第29巻第3号」日本風俗史学会
- 10 上ノ国町教育委員会「上之国勝山館跡 I
～XIII」
- 11 金山順雄「伊予札の変遷についての一考察・
甲冑武具研究101・102号」
- 12 和田伸二「河内長野市誌・第十卷別冊2・金
剛寺の甲冑」同市役所

表VI-1 代表的な中世甲冑の小札寸法（長側札）

※三目札（単位cm）

所蔵者	甲冑名	称	札足	札幅	推定年代
大山祇神社	逆沢	渴威	大	鎧	平安中期
猿投神社	樺鳥	渴威	大	鎧	平安後期
甘南備寺	黄櫨	渴威	大	鎧	平安後期
赤木家伝来	赤韋	渴威	大	鎧	平安後期
嚴島神社	小桜	渴威	大	鎧	平安後期
御嶽神社	赤糸	渴威	大	鎧	平安後期
嚴島神社	黒糸	渴威	大	鎧	平安中期
御嶽神社	梶	渴威	大	鎧	鎌倉中期
嚴島神社	浅葱	渴威	大	鎧	鎌倉後期
細川家伝来	白糸	妻取	渴威	大	鎌倉末期
春日大社	竹省	金物	渴威	大	南北朝時代
美和神社	白糸	妻取	渴威	大	南北朝時代
柳引八幡宮	白糸	妻取	渴威	大	南北朝時代
嚴島神社	黒韋	妻取	渴威	胴丸	南北朝時代
防府天満宮	浅葱糸	妻取	渴威	大	室町前期
春日大社	黒韋	妻取	渴威	丸（二号）	室町前期
柳引八幡宮	白糸	威肩	紅威	胴丸	室町前期
長谷寺	紅韋	糸肩	威	大	室町中期
嚴島神社	黒韋	糸肩	紅威	大	室町後期
佐太神社	色	々々々	威	胴丸	室町後期
毛利家伝来	色	々々々	威	腹巻	室町後期
佐太神社	色	々々々	威	腹巻	室町後期

(日本甲冑の基礎知識・山岸・宮崎著・雄山閣)

表VI-2 小札一寸あたりの枚数

一寸七枚	一寸六枚半	一寸六枚	一寸五枚半	一寸五枚	一寸四枚半	一寸四枚	一寸三枚半	一寸三枚	一寸二枚半	一寸二枚	寸法
同	同	戰国時代	同	同	足利時代	南北朝時代	同	鎌倉時代	同	源平時代	年代
伊豫國大山祇神社所藏緞絹威腹卷	出雲國佐太神社所藏紅白段威腹卷	神戶淡川神社所藏紅白段威腹卷	駿河國大宮漫闇神社所藏色々威大袖	伊豫國大山祇神社所藏緞絹威中淺葱大袖	陸奥國庵引八幡宮所藏白絲肩紅脛丸	尾張國明眼院所藏	周防國松崎神社所藏紫草威大錠	安藝國嚴島神社所藏緞絹威大錠	武藏國御嶽神社所藏赤絲威大錠	武藏國御嶽神社所藏赤絲威大錠	代用的遺物
						所藏	大錠	大錠	大錠	大錠	

(日本甲冑の新研究・山上八郎著)

表VI-3 三目札寸法表

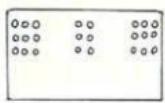
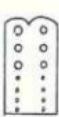
(日本甲冑論集・山岸素夫)

所蔵者 大錠名稱	部位	脣	袖	長側	草摺	年代
猿投神社 櫻鳥威大錠	札丈				7.2	平安
	札幅上	欠失	欠失		3.2	
	札幅下				3.4	
甘南備寺 黄櫻勾威大錠 <大破品>	札丈	6.9	7.9	7.9	7.9	平安
	札幅上	3.5	3.7	3.7	3.7	
	札幅下	3.8	3.95	3.95	3.95	
都々古別神社 緋威大錠 <残欠>	札丈			7.3	7.3	平安
	札幅上	欠失		4.0	4.0	
	札幅下			4.25	4.25	
赤木家伝来 赤韋威大錠	札丈	7.1	7.4	7.4	7.4	平安
	札幅上	3.3	3.95	3.95	3.95	
	札幅下	3.9	4.2	4.2	4.2	
都々古別神社 赤糸威大錠 <残欠>	札丈	5.95	7.7	7.4	7.4	平安
	札幅上	2.5	4.2	3.9	3.9	
	札幅下	2.9	4.5	4.1	4.1	
木下美術館 大錠<出土品> (京都・法住寺殿跡出土)	札丈			7.5		平安
	札幅上	—	—	3.7		
	札幅下	—	—	4.0		
明眼院 大錠<残欠>	札丈	欠失	6.8	6.8	6.8	鎌倉
	札幅		2.8	2.8	2.8	

表VI-4 勝山館跡出土小札寸法

(mm)

番号	小札の種類	穴数・頭形態	札巾	札足	L	S	備考
1	本小札	並穴	23.0	60.0	53.1		穴 明確ならず
2			29.6	—	—		中間部破損
3			18.4	(42.5)	(35.0)		下部破損
4		四目	21.3	69.1	64.4		銅箔 表に着く
5			21.9	76.3	—		頭部削ぎ ゆるやか
6			29.9	65.1	57.7		穴 明確ならず
7		三目札	28.0	69.5	59.5		完全品 反りあり
8	伊予札	二山葵石頭	21.5	60.6	59.0		中間部破損
9			23.1	73.2	72.3		同 穴径同じ
10			21.1	57.6	56.0		形状明確
11			21.7	—	—		鎌多い
12			21.8	64.1	—		上3段 穴径大
13			21.1	62.3	59.3		未使用か穴径大同じ
14			23.0	56.5	55.3		中間部破損
15			26.2	—	—		下部破損
16			22.0	60.0	58.2		絡み穴大
17			26.3	69.3	—		穴明晰
18			26.3	67.1	—		穴明晰
19			31.4	72.7	71.0		札巾一番広し
20			30.1	73.0	—		穴径小同じ
21			27.3	—	—		下部破損
22			20.0	—	—		上部破損
23			25.1	—	—		上部破損
24			25.0	62.5	—		札頭奇妙
25		三山葵石頭	34.0	70.0	—		3列孔 4段12穴
26			31.0	67.8	—		3列孔 21穴
27	本小札三目札 または 伊予札三山葵 石頭	3列孔	29.0	—	—		上・下部破損
28			31.5	—	—		上・下部破損
29			30.4	—	—		下部破損 三山葵石?
30			34.0	—	—		上部破損 反りあり
31			36.0	—	—		上部破損
32			24.3	—	—		上・下部破損

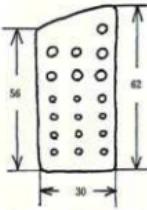
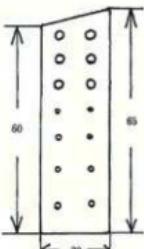
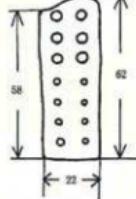
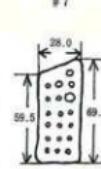
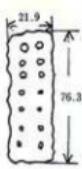
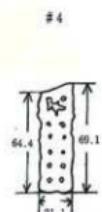
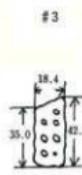
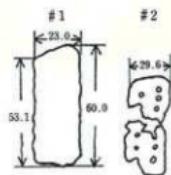
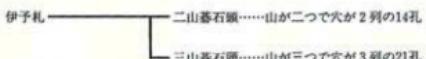


本小札の縫じ方 三ツ目札の縫じ方 伊予札の縫じ方



3. 小札の縫じ方、重ね方 (絹と兜・保育社)

2. 小札の分類

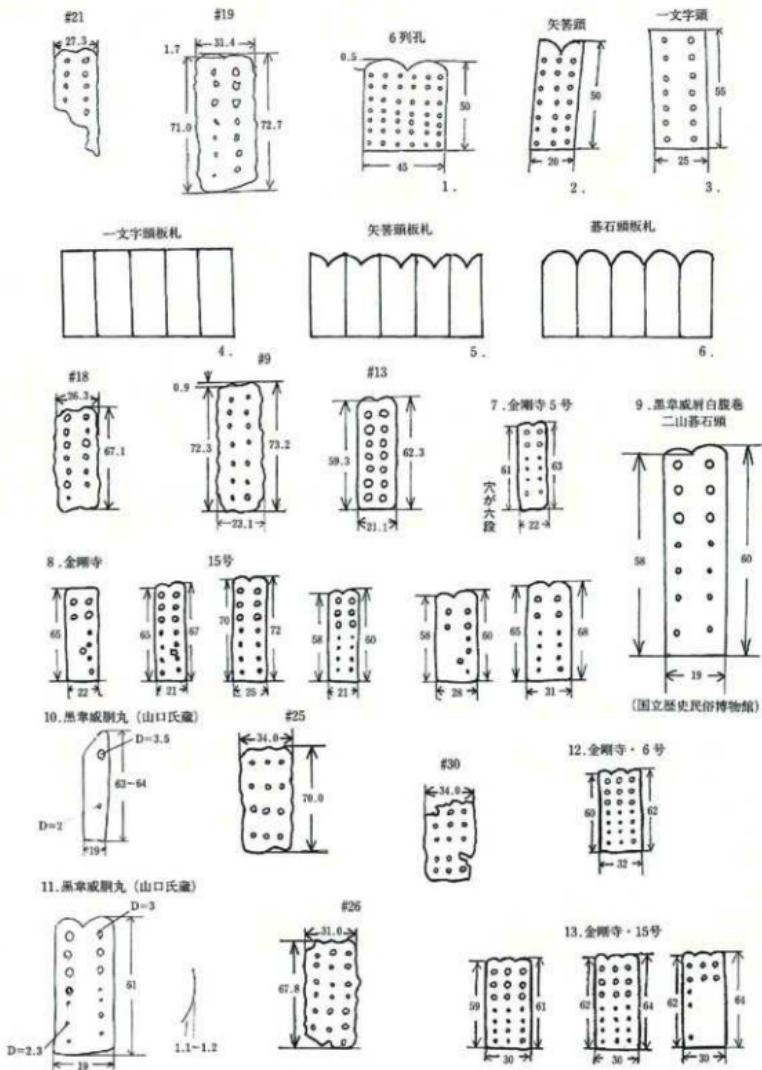


4. 善寺章包巻 (5号) 平小札

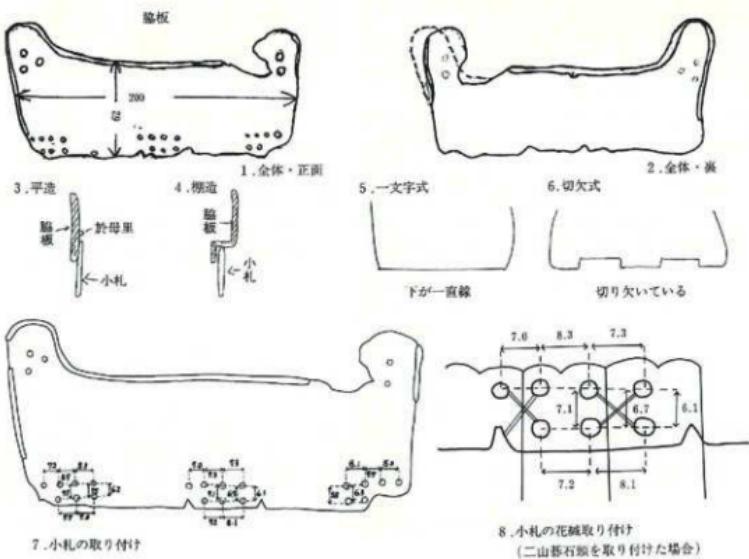
5. 黒章或肩白巻番 (国立歴史民俗博物館)

6. 金剛寺・洗翠或巻小札 (1号)

第46図 小札各種①



第47図 小札各種②



第48図 臨板詳細

VIII まとめ

昨年度の調査で正面の空堀を渡る橋跡から続く旧道跡が、第二平坦面の中央を現自然歩道に沿って館神八幡宮方面に延びていることが解った。館神八幡宮周辺の調査でも背後の橋手の堀を渡る橋跡やそこに至る道、門の跡などがあり、その両側に土塁や柵列の設けられていたことが解っていた。これらのことからこの旧道跡は少なくとも勝山館跡の第二・第三平坦面の中央を縱貫する“中央通り”であったと推されるところとなった。

本年度は第二平坦面北東部、この中央通り南東半部の調査を行いⅠ～Ⅲにその概要を記した。

中央通り北東部には、段や柱列で截然と区画された1,000m²程の空間があり、その中に客殿、井戸、集石礎石立建物、小石列配石(庭石?)、銅鋳造、鍛冶作業場などの遺構が見つかった。この客殿空間の南西外側には、中央通りに直する長方形の地割りが作られ、3×5間～3×4間の掘立柱建物と堅穴建物が建てられている。平坦面縁辺には柵列が廻っている。

これに対し、本年度調査の中央通り南東部には、中央通り寄りに二区画程度の通りに直する長方形の地割りが作られ、3×4・5・2×4間程の建物が建てられるが、その華ノ沢側に通路状の空間が作られ、中央通りとは別の館南西部第一平坦面方向へ続く連絡通路が想定された。華ノ沢直上、第二平坦面寄りは一段低く切り下げられ、番郭状の平坦面が整地造成され、その端部肩には数次に亘る柵列跡が検出された。この番郭は華ノ沢沿いに南西第一平坦面方向へ続き第三の通路を兼ねていて、更に第二平坦面北東隅には橋跡とそれに接続する華ノ沢沿いに長軸を持つ3×4間の建物跡が構えられており、正面の空堀から華ノ沢側、東から南東方向に対する防禦線は非常に厳重で中央通り北西側ノ沢側とは格段の差を示している。この番郭状の第三の通路と第二の通路が連絡するであろうことも既に述べたところである。これらを通観すると中央通り南東の一画は防禦線の強化という面が強いとは推されるが、複数の動線、通路を持つ街の様相が窺われるところもある。この第二平坦面が勝山館の主体部では最も広いところであり、今年度調査区に統く広さは1,000

m²余なのでこの街的様相がこれ以上に大きく展開されることは少ないと推されるが、主体部両側の寺ノ沢、華ノ沢、椿ノ沢内にはなお多くの階段状の整地面や樹型形状の区画なども見られ、主体部周辺の小さな沢などに限られた幾つかの平坦面にも様々な遺構が形成され、それらが通路等で有機的に結ばれ一体となって勝山館の本体が形成されていることが予想されるところである。^{註1}

長年に亘り勝山館跡の建築遺構等にご指導をお願いしている文化学院鈴木亘先生から、第二平坦面中央通り北西半の既発掘部分の建物跡についての論考を頂戴しVとして掲載させて戴いた。先生は前Ⅰ期からⅧ期にその変遷の過程を把えられ、勝山館に関わる諸事象と対照し各期の年代観にも言及してくださった。又、「客殿」については各地の調査例や諸記録等からその具体像を示していた。只本文中に先生も述べておられるように個々の柱穴その他遺構毎の前後・重複関係や遺物との共伴関係について、再三に及ぶ先生からの確認問い合わせに対し、調査備の整理が遅れ充分にお応え申し上げれない点が多く、更に筆者らの遺物に対する誤った年代観が先生に伝えられていることなど、幾つかの問題点を整理しないままに先生にご執筆いただいている為、先生には大きな迷惑をおかけすることとなっていることを明記しておきたい。

日本甲冑武具研究保存会の金山順雄氏に小札等を調査して戴き、結果をVIとして掲載させて戴いた。小札等の各々の分析を通じ中世から近世にいたる甲冑様式の変遷上の位置付け、今後の視点、課題等に多くのご指導を頂戴することができた。

勝山館跡の遺構・遺物に収められている史実は図り知れない、それをひき出すべき筆者等の非力は余りにも甚だしい。更なる努力を期すところではあるが、先学諸先生、諸先輩の方々の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げたい。(松崎)

註) 平成6年11月、中央学院大学市村高男先生にご来町戴き、勝山・花沢・洲崎の各館跡と、その周辺や上ノ国の中街地を調査して戴き、貴重なご指導を頂戴した。

図 版

P.L.1 調査区全景



1 遺構検出状況（南西から）



2 遺構検出状況（北から）

P L. 2 遺構検出状況（南西から）

1 第10・11、22-24号遺物坑、第61・62号窓穴遺物坑



2 第17・18号遺物坑



3 第1-9号遺物坑



4 第10・11号遺物坑



1 棒状遺構（西から）



2 第59号竪穴建物跡（南西から）



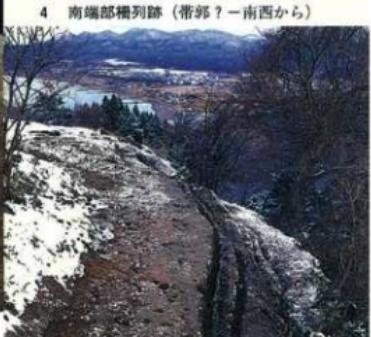
3 第62号竪穴建物跡遺物出土状況



5 南端部柵列跡土層堆積（北東から）



4 南端部柵列跡（帶郭？一南西から）



— 陶磁器 (碗・皿・盤・茶入・小壺?)

P L. 4 出土遺物



3 墓62号壁穴出土 一括脚磁器 (下左二点混入?)



2 陶磁器 (輪鉢・盞・瓶?)

4 鉄・銅製品



P L . 5 造橋検出状況

調査区域 (面積分%)





1 第2、4号建物跡（左上、中央通り、空塹、橋跡——南西から）



2 第1、3号建物跡（上 空塹跡——南西から）



1 第5～9号建物跡（南西から）



2 第10、11号建物跡（南西から）



1 溝36、61他（南西から）



2 構造遺構（第12～16号建物跡——西から）

1・2 第17・18号建物跡（南西から）

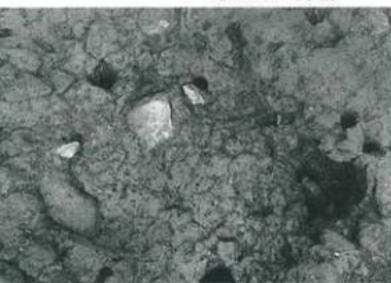


3 第18号建物跡（北西から）



4 第17・18号建物跡？焼土断面

5 焼土内遺物出土状況



6 焼土掘り上げ状況

P L. 10 造構検出状況

1
第19・
20・
21号建物跡他
(南から)



2
第25・
26号建物跡
(右第63号竪穴—南西から)



3 建物跡地割面と南側方蒂郭?・柵列跡
(左 第17・18号建物跡、右 第25・26号建物跡、
手前 第62号竪穴建物跡——西から)



4 通路状造構 (上 第17・18号、下 25・26号建物跡
——南西から)



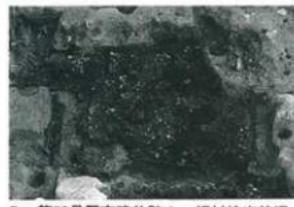
1 第59号竪穴建物跡（上 A、下 B、
南西から）



2 第59号竪穴建物跡
炭化材検出状況（南西から）



4 第59号竪穴建物跡 B・板材検出状況
(南西から)



7 第59号竪穴建物跡 A・板材検出状況
(南西から)



3 第59号 A・上面柱穴痕跡
(北東から)



5 第59号 B・土台板材検出状況
(南西から)



8 第59号 A・壁材、支柱検出状況
(南から)



9 第59号 A・床、砂利、蓮状炭化物
検出状況（北西から）



6 第59号 B・壁材検出状況
(北西から)



10 第59号 A・蓮状炭化物上面
炭化米検出状況（南東から）



11 第59号 A・蓮状炭化物
検出状況（北東から）



12 第59号竪穴建物跡上面焼土遺物
検出状況（南西から）



13 遺物検出状況部分
(北西より)

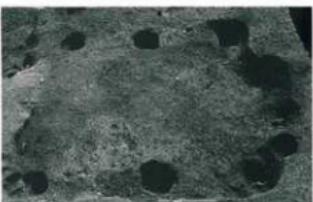


14 遺物検出状況
(刀子・南東より)

8

第54号竪穴遺物出土状況
(北から)1 第54号竪穴建物跡
(北東から)3 第54号竪穴刀子
出土状況 (西から)

6

第62号竪穴建物跡
(北西から)

7

第62号竪穴遺物検出状況
(北西から)

5 第60号竪穴建物跡 (北東から)



8 第63号竪穴建物跡 (南東から)

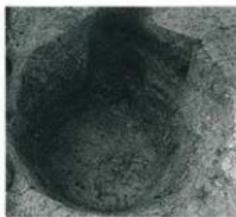


9 第63号竪穴鐵鍋出土状況・堆積層序 (南東から)



10

土層堆積状況
(北東から)

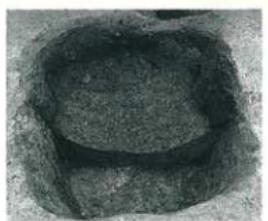




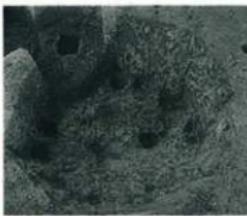
1 土壌10 (南東から)



2 土壌10 堆積状況 (南東から)



3 土壌10 炭化材検出状況
(南東から)



4 土壌19 (北東から)



6 土壌20 (北東から)



8 土壌22 (東から)



5 土壌19 堆積状況 (北東から)



7 土壌20 堆積状況 (北東から)



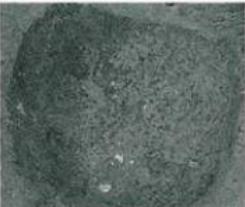
9 土壌22 堆積状況 (東から)



10 土壌24 (南東から)



11 土壌23 (南東から)



12 土壌26 (南東から)



13 土壌24 堆積状況 (南東から)



14 土壌26 堆積状況 (南東から)



1 銅鏡・鉢出土狀況



2 簋狀銅製品出土狀況 (P.3208)



3 楪板狀木製品出土狀況 (P.368)



4 楪板狀木製品 (P.368)



5 楪板狀木製品出土狀況 (P.347)



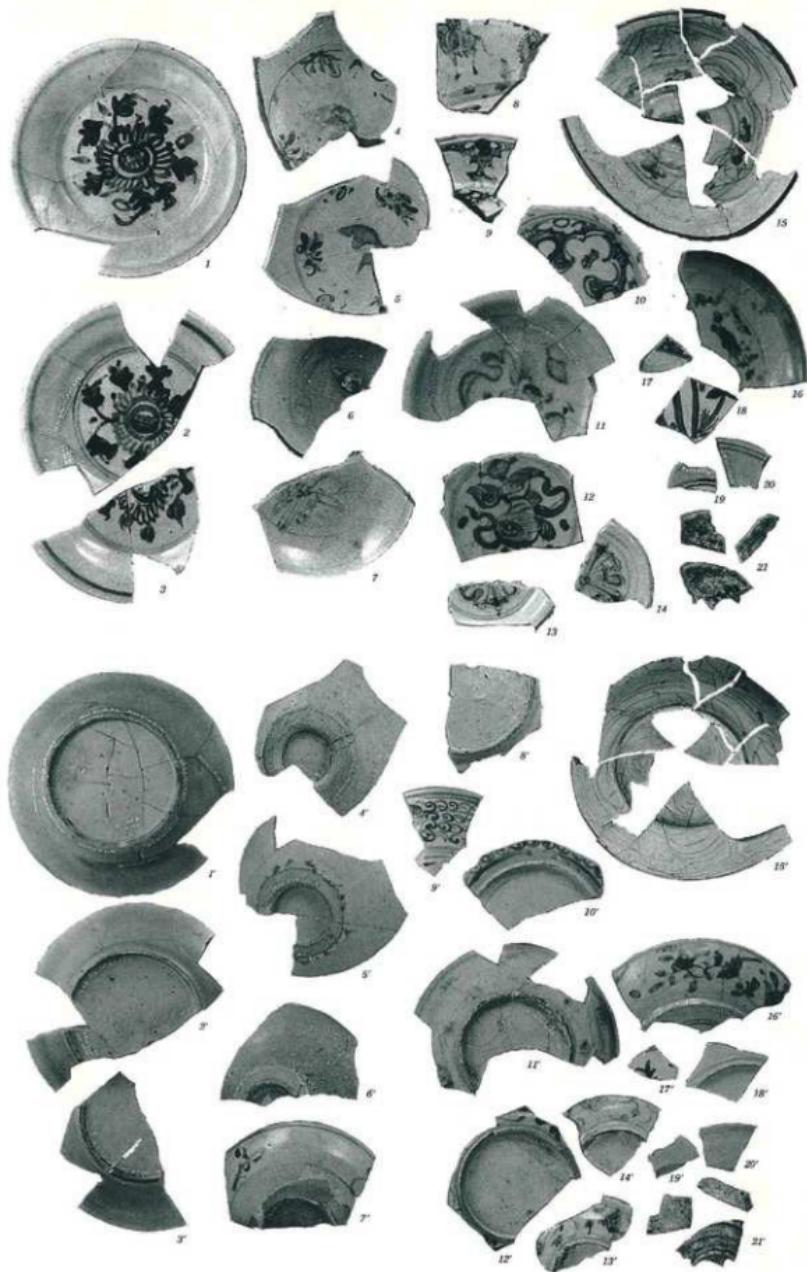
6 鉢出土狀況 (清36)



繩文土器出土狀況 (磨山範皿式)

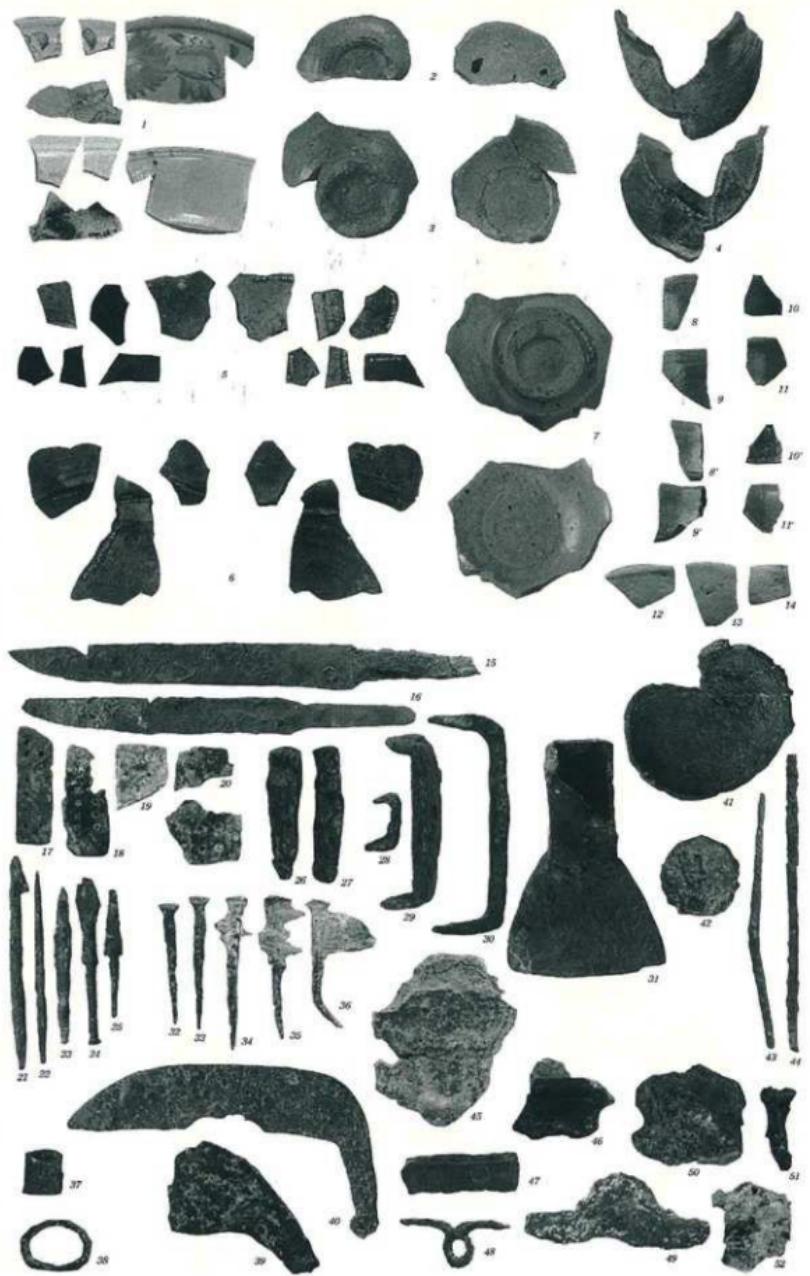


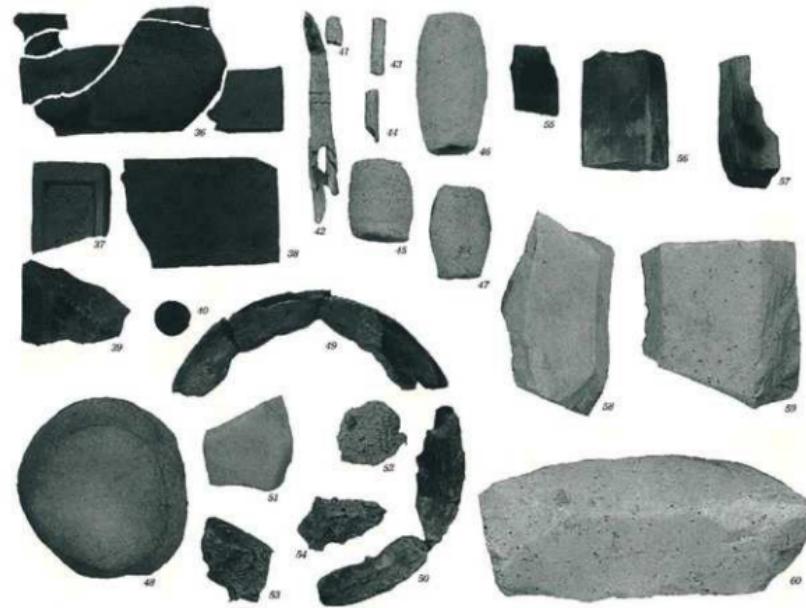






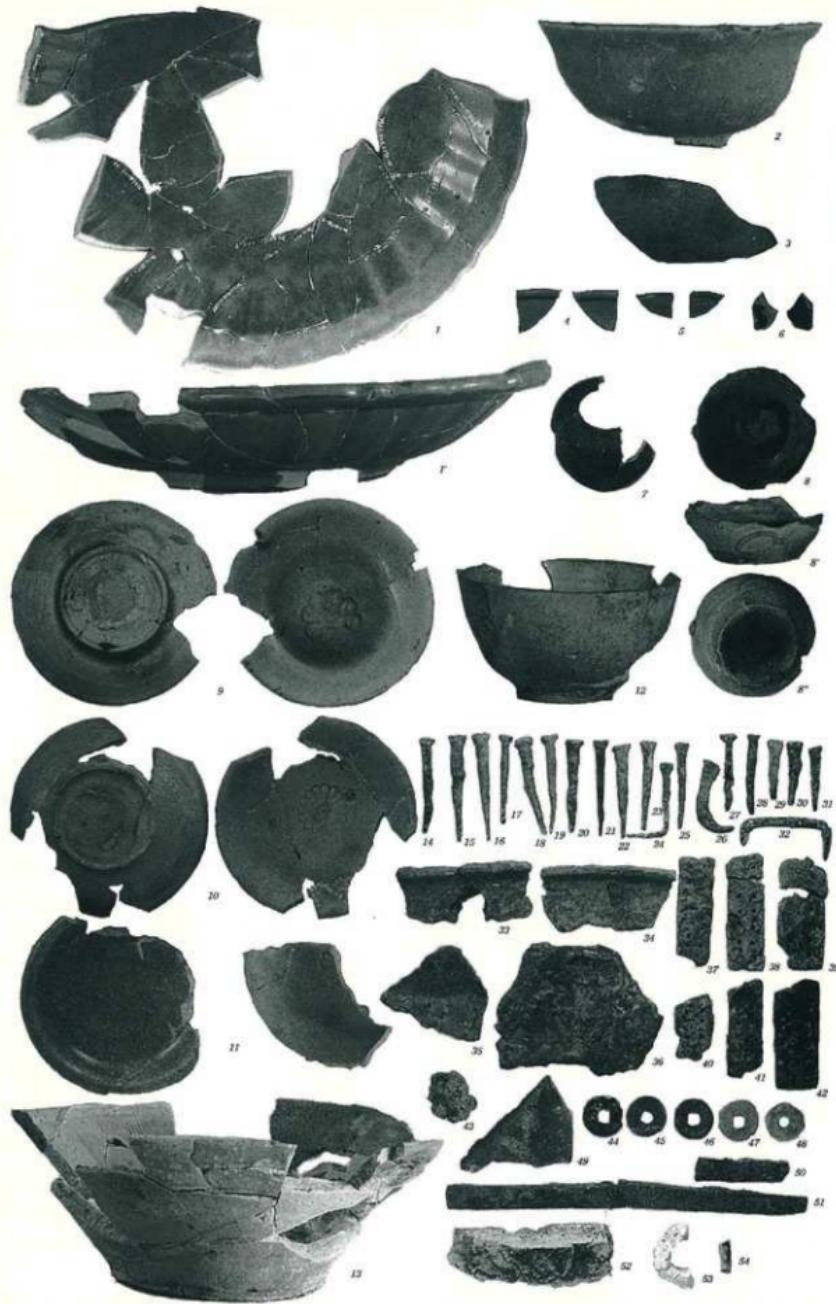






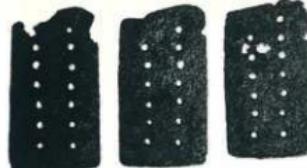








1 金剛寺首章包腹巻（5号）



著しく大型の平札で左端と下端に耳を作ってあるのは甘奈備寺の鎧と近似する。

2 廣沢山神社・大型の平札
(日本の美術・甲冑／至文堂)



3 鎌倉時代の本小札
(2行13孔鉄・革・鉄)
(戦国武将甲冑展図録・
大阪城天守閣)



4 盛上本小札（小札頭に
塗下地を厚く盛上げた
小札。なお上重ねの小
札は端部の耳付である。
革製）

(戦国武将甲冑展図録)



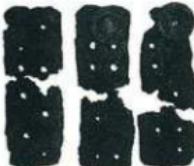
5 空小札（平小札を裏から
打出した小札。右から
室町・江戸時代。革
製）

(戦国武将甲冑展図録)



6 平安時代中期の三目札（3行19孔、
鉄製）(大阪城・戦国武将甲冑展図
録)

7 三目
(猿投神社・櫻島
城大鎧の鉄札)
(日本甲冑の基
礎知識)



9 余市町大浜中出土の伊予札
(札幅22~23mm)
(日本甲冑論集より)



10 金剛寺・15号首章包腹巻



11 15号草摺二山基石頭



12 黒首肩白腹巻
(国立歴史民俗博物館)



13 霜章包腹巻（東京国立博物館）



14 金剛寺・6号



15 勝山館跡出土脇板（全体・正面）



16 勝山館跡出土脇板（全体・裏面）



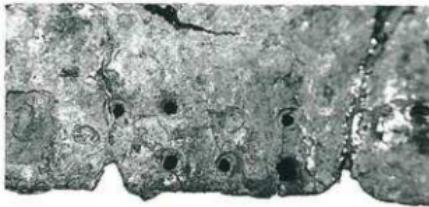
17 勝山館跡出土脇板（脇鉤付の穴 正面・左山形）



18 二穴の例（黒韋威大袖附副丸鍔・山口広夫氏藏/
甲冑武具研究106号）



19 一穴の例（北海道大浜中出土副丸残欠・山岸素夫/
風俗第29卷第3号）



20 勝山館跡出土脇板（小札の取り付け 正面・中央下部）



21 勝山館跡出土脇板覆輪（正面・中央部）



22 勝山館跡出土脇板覆輪
(裏面・右山形)

史跡 上之国勝山館跡 XVI

—平成 6 年度発掘調査環境整備事業概報—

発 行 上ノ国町教育委員会
北海道松山郡上ノ国町大留100

印 刷 平成 7 年 3 月 25 日

発 行 平成 7 年 3 月 31 日

印刷所 (協)高速印刷センター



